令和５年度　文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

諸外国の文化政策等に関する調査・研究

報 告 書

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

WASEDA University
早稲田大学

令和5年度共同研究事業の概要

令和5年度文化庁と大学･研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査･研究」の報告書として、本年度は､「政権交代と文化政策」を主題に設定している。

諸外国の文化政策については、平成29年度「諸外国における文化政策等に関する比較調査研究」報告書にて、特徴･政策形成の仕組み･変遷･目標と評価･統計整備･特筆すべき具体的事業を、詳細に明らかにしている。今年度は、その更新版という位置づけである。そのため、可能な限り情報を新たにするとともに、重複内容については紙幅の都合上、割愛した論点もある。平成29年度の報告書も、基礎情報として、併せてご参照いただきたい。

本年度は、政権交代を軸に、①文化政策の主務官庁の特徴や現在の具体的事業を紹介するとともに、②文化創造経済･文化観光･ウェルビーイングと文化活動の関係等、古典的な「芸術振興」を超えて、領域横断的で総合的な方向へと近年向かっている各国の広義の文化政策の推進状況にも目を配り、国全体での関係各省庁の文化関連施策や予算の実情把握にも努めた。また、③税の優遇措置など、直接支援（予算）以外で財源多様化を工夫する各国の政策的手法についても、紹介している。

●調査対象国

日本、英国（イングランド）、米国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、大韓民国

●執筆者

日本	朝倉　由希（公立小松大学　国際文化交流学部　准教授）
英国	菅野　幸子（AIR Lab　アーツ･プランナー／リサーチャー）
米国	作田　知樹（Arts and Law ファウンダー）
ドイツ	秋野　有紀（早稲田大学　教育･総合科学学術院 複合文化学科　教授）*
フランス	長嶋　由紀子（東京大学大学院　人文社会系研究科　研究員）
大韓民国	閔　鎭京（北海道教育大学　芸術文化政策研究室　准教授）

＊は、本共同研究事業責任者。

公共性や社会的意義さえ認められれば正当化されやすかった「補助金行政」の一種としてではなく、文化創造の領域を成長「産業」と捉え、文化政策の推進を、国の成長を見据えた「投資」と捉える姿勢は、1980年代後半以降、諸外国で徐々に基調をなしてきた。本報告書で示されるように、日本を含め、今回調査対象としている各国において、とりわけコロナ禍以降にこの傾向は、共通してさらに強まっている。

その一方で、産業であるからこその業界全体の社会的責任への自覚のようなものが、各国で前景化しているのも、今回の調査国に共通して見られた特徴のひとつである。

単に業界のあげる収益の最大化のみを目指すのではなく、多様なバックグラウンドを持ちながらこの業界で就労する人たちの人権や尊厳の尊重、様々な就業形態をとる人々の格差の縮小･公正な就労環境を目指した法的枠組の改善、制作過程における地球環境への配慮や文化財を所有することに伴う歴史的･地理的な搾取構造の見直し等、生業に付随して直面する様々な局面に対して、倫理的な視点から、公正で、持続的で、誰かの犠牲のもとに成り立つのではないという意味で「よりよい」産業構造

を構築していこうとする基盤整備が、各種の政策論点の中でもとりわけ存在感を放ち、着実に関連の施策が進められつつある。

成長産業としての期待とともに、これまでも文化政策の中核的な使命とされてきた文化芸術が育む心の豊かさや人間性の涵養を目標とする施策についても、地域間の機会格差や教育的･経済的バックグラウンドに起因する参入段階での不平等や障壁を払拭するための政策的努力や施策デザインを通じ、地道に行われている。

感染症や戦争、甚大な自然災害等、予期せぬ危機が連続して生じる今日の世界において、文化を享受する環境や、生業としての文化創造活動を継続するための施策も、それぞれに紹介されている。

本報告書では、様々な国の文化政策の現状を、ありのままに広く紹介することにつとめた。そのため、日本の文脈とは異なる各国の政治文化や歴史を下敷きにした特徴的な施策は、必ずしも、日本の文脈においても行いえるものでも、行う必要があるものでもない。それでも､「文化政策」というもののあり方を、先入観や神話的な限界を取り払って、広く自由に思考してゆく上での議論の刺激に、なりえたらと願っている。

共同研究事業推進にあたっては、文化庁との緊密な連携体制をとり、政策課文化政策調査研究室で本事業をご担当された職員の方々には、ひとかたならぬご協力･ご尽力を賜った。

また、2012年に米国で出版されたロバート･J･フラナガンの『オーケストラの危機』(美学出版)を2023年に邦訳された大鐘亜樹氏には、2024年1月12日に、書籍の内容をご紹介いただきつつ、日本のオーケストラ組織の課題についてもレクチャーいただいた。

とりわけ、年次文化予算という直接支援のみに注目して支援の手厚さを判断するのではなく、寄付金の税額控除に伴う「間接支援」や寄付財産(Endowment)の運用益による資金形成等、欧米諸国では長年行われてきた文化団体の運営財源多層化の試みであるものの、日本ではあまり知られてこなかった工夫を、米国の事例を通じて我が国に紹介し、こうした手法の可能性にまで政策論の射程を広げる視点は、今年度に我々が扱ってきた多様な財源の論点と関心を共有しており、こうした手法の持つ意義についてさらに理解を深めることができた。実りある議論の時間を共有してくださった大鐘氏には、心より感謝している。

なお、本報告書のデザイン･印刷製本は、株式会社研恒社の池田茂昭氏に、ご担当いただいた。共同研究の事業事務管理は、早稲田大学が行った。

本研究事業における調査･研究を深めるために様々にご協力くださった関係者の皆さまに、この場をかりて、心より御礼申し上げる。

本報告書が、政策に携わる日本の様々な主体において、文化政策をより豊かなものにする素材を提供することができれば、執筆者一同、これ以上の喜びはない。

令和６年２月

朝倉　由希／菅野　幸子／作田　知樹／長嶋　由紀子／閔　鎭京
秋野　有紀(早稲田大学)

*本報告書の著作権は、早稲田大学に帰属する。報告書の内容は、文化庁の公式見解を示すものではない。

目　次

グラフで見る各国政府の文化歳出予算 …… 08

第１章

日本の文化政策
新たな政策課題に対応する総合的な政策推進と機能強化

朝倉　由希

序　国政の動向 …… 10

１．文化政策の変遷 …… 12
- １．１　文化庁創設から1990年代まで
- １．２　文化芸術振興基本法の制定
- １．３　文化芸術基本法への改正以降
- １．４　文化庁の京都移転

２．現在の文化政策の理念、特徴、組織図、予算、政策形成の仕組み …… 16
- ２．１　現在の文化政策の理念
- ２．２　文化庁組織図
- ２．３　文化庁所管の独立行政法人
- ２．４　文化庁予算
- ２．５　政策形成の仕組み

３．地方自治体の状況 …… 26
- ３．１　地方自治体の文化予算
- ３．２　文化政策の条例制定･計画等策定状況
- ３．３　地域アーツカウンシル

４．その他特徴的施策 …… 28
- ４．１　博物館法改正とデジタル･アーカイブ
- ４．２　文化部活動地域移行
- ４．３　他省庁との連携による文化政策の総合的な推進

5. おわりに …… 32

第２章

英国の文化政策
地方分権とウェルビーイング

菅野　幸子

１．政権交代と現政権による地方分権政策 …… 34
- １．１　政権交代と文化政策への影響
- １．２　現在の政権と政策
- １．３　レベリング･アップ政策と地方分権の進行

2．文化政策の変遷 …… **39**
2．1　アーツカウンシルの創設とケインズ･レガシー
2．2　公的文化政策と文化芸術セクターの確立
2．3　文化と経済
3．現在の文化政策の特徴 …… **42**
3．1　人生の幸福感や健康と関わる文化芸術の役割
3．2　クリエイティブ産業のさらなる振興と文化芸術セクターにおける人材育成
3．3　文化芸術による地域再生
3．4　コロナ禍及びEU離脱後におけるACEの国際戦略

4．DCMSとACEの組織体制と政策形成の仕組み …… **53**
4．1　DCMSとACEとの役割分担と関係性～アームズ･レングスの原則
4．2　DCMSの組織体制
4．3　アーツカウンシル･イングランドの組織体制
4．4　政策形成の仕組み、政策目標と評価

5．現在の文化政策の理念 …… **60**

6．文化予算及び文化に関する税制 …… **62**
6．1　文化予算
6．2　クリエイティブ産業への税制優遇措置について

第3章
アメリカの芸術政策

作田　知樹

序　連邦政府の政権交代と芸術セクターの期待
－バイデン政権のインフラ投資に対する地域芸術政策の根拠付け …… **66**
1．1　予算額の変化
1．2　新政権移行後のNEAによる文化的公正への対応
1．3　中間選挙前後の状況
1．4　州･広域レベルでの新たな動き

2．アメリカの芸術政策の歴史的変遷･原則 …… **75**
2．1　国家と芸術文化の関係―民間･地方主導をベースに、多様な主体と行政のパートナーシップを模索
（1）民間･地方主導の伝統
（2）連邦機関と州･リージョナル機関のパートナーシップ
（3）芸術とそれ以外の分野へのパートナーシップ拡大

3．現在の芸術政策の理念･特徴･組織図 …… **78**
3．1　現在の芸術政策の理念―NEAのミッション、ビジョン
3．2　NEAの組織

4．その他の文化財政措置―税制優遇、目的税、公債発行 …… **82**
4．1　税の優遇
4．2　地方税による芸術支援財源の確保
4．3　その他の財源

第４章

ドイツ連邦文化政策25周年
地域との有機的協働と「共につくる未来」を見据えた国際戦略

秋野 有紀

序　地域主権型文化政策の伝統と連邦文化政策 …… 86
国政における政権交代――「前進」を掲げる中道左派・環境・経済連立政権の発足
１．連邦文化政策の歴史的変遷・原則 …… 88
１．１　多層的主体による文化創造シーンの形成

２．国政における連邦文化政策の位置 …… 96
芸術と文化における社会状況
文化振興
法的枠組
文化遺産
メディア
想起の文化
植民地遺産
対外文化・教育政策
２．１　省庁横断的な文化創造関連政策

３．現在の首相府における連邦文化政策の理念・予算・組織図 …… 103
３．１　現在の文化政策の方向性と予算
３．２　目標設定・評価方針と理念
３．３　組織編成における変化

４．財源多層化の工夫と他省の特徴的事業 …… 115
税の優遇と投資
コロナ関連支援
文化・創造産業イニシアティヴと連邦文化・創造産業卓越拠点
文化が強くする――教育のための同盟（教育・研究省）
運動・文化・健康のための未来パッケージ（連邦家族・高齢者・女性・青少年省）
都市開発促進と文化施設の改修費
税関保証と国際美術展のための国家補償制度
「税関保証」
「芸術・文化分野の展覧会における責任リスクをカバーする補償」制度
「グルリット遺品の美術品出所捜査中の管理に係るリスクに対する国家補償」
美術品の来歴調査における二国間共同基金の創設
基盤整備のための研究委託

第５章

フランスの文化政策
文化的民主主義の確認、レジリエンスから変動する未来へ

長嶋 由紀子

はじめに　政権方針と文化政策
マクロン政権第２期の優先政策における文化の位置づけ …… 124

1．文化政策の原則と歴史 …… **126**
（1）共和国理念に基づく文化政策の原則
（2）国と地方自治体の文化支出
（3）文化省政策概史
所掌範囲と名称の変遷
政策理念･目標の変遷

2．現在の文化政策の理念･特徴･組織図･予算規模 …… **138**
（1）マクロン政権第2期における文化省の使命（ミッション）
（2）組織図：2021年1月改組による３つの変化
（3）予算
文化省予算の増加 ：ポストコロナの「レジリエンスと行動」から「変化と変動」へ
インフレへの対応
国の文化予算の全体像
広義の文化省予算（公共放送予算を含む）
他省の文化予算
目的税
文化遺産宝くじ（loto du patrimoine）
領域別専門組織財源となる目的税
税制優遇措置

3．特徴的施策 …… **147**
（1）芸術文化教育の全生徒への提供：100%EAC
（2）文化パス- Pass Culture
（3）文化創造産業への投資
（4）文化セクターにおけるエコロジー移行
（5）芸術作品創造の公費発注―公共空間における芸術文化の課題

おわりに …… **153**

第６章
政権交代で揺れ動く韓国の文化政策
「協働」と「自律」への挑戦

閔　鎭京

1．政権別にみる文化政策の変遷 …… **156**

2．各機関の組織図及び2023年度の業務内容 …… **161**
2．1　文化体育観光部
2．1．1　組織図
2．1．2　文化芸術政策室の業務分掌（文化体育観光部とその所属機関と職制第11条)
2．1．3　2023年 業務計画
2．2　文化財庁
2．2．1　組織図
2．2．2　2023年業務内容
2．3　韓国文化芸術委員会（Arts Council Korea）
2．3．1　組織図
2．3．2　予算

２．３．３　財源確保のための取り組み
２．３．４　韓国文化芸術委員会(ARKO)「ビジョン2030」
２．３．５　2022年度の事業成果

３．美術市場の現状及び美術関連政策 …… 174
３．１　美術市場の現状
３．２　美術振興法の概要
３．２．１　構成
３．３　建築物美術作品制度
３．３．１　制度の沿革と美術作品設置の手続き

４．地域文化政策と大統領直属地方時代委員会「地方時代総合計画」との連携 …… 179
４．１　地域文化振興法の制定背景
４．２　「地域文化実態調査及び分析研究」内容:2020年基準
４．２．１　「地域文化実態調査及び分析研究」文化政策指標と結果
４．３　地方時代総合計画における文化政策
４．３．１　地方時代総合計画(2023-2027)の概要
４．３．２　地方時代総合計画に記載されている文化政策

５．2023年に策定された主な文化政策関連計画及び注目すべき動き …… 186
５．１　「第2次文化振興基本計画(2023-2027)」概要
５．１．１　環境変化と文化政策の方向
５．１．２　これまでの文化政策の成果と限界･解決方法
５．１．３　ビジョン、中核価値及び推進戦略
５．２　「第2次文化芸術教育総合計画(2023-2027)」概要
５．２．１　環境変化と文化政策の方向
５．２．２　第1次文化芸術教育総合計画の成果及び限界
５．２．３　ビジョンと推進戦略
５．３　若者による文化政策への参画
５．４　芸術政策「文化芸術3大革新戦略、10大重点課題」

グラフで見る
各国政府の文化歳出予算

各国の文化担当省庁の対象範囲には違いがあり、円安が進むなかでの金額の単純な国際比較は難しいものの、日本は対象6カ国中、文化歳出予算額が最も小さい。国家予算に占める比率は、昨年度より微減、1人あたりの額は、21円増加。

各国通貨での文化歳出予算額の増減傾向は、英国が前年比３割強減、他の５カ国は、約１%（日）から９%（米）増。

本データは、国政における文化歳出予算の経年変化を見る意図であるため、地方政府予算は、含まれない。

国	組織	文化担当組織の歳出予算	国家予算	国家予算に占める文化歳出予算額の割合	国の人口	国民1人あたりの文化歳出予算額
日本	文化庁	1,117億円	114兆3,812億円	0.10%	1億2,431万人	899円
英国（イングランド）	デジタル・文化・メディア・スポーツ省（DCMS）	12.33億£（2,246億円）	1兆401億£（189兆4,438億円）	0.12%	6,710万人	18.4£（3,347円）
米国	連邦政府の関わる文化関連機関	16.94億$（2,536億円）	6兆1,344億$（918兆3,197億円）	0.03%	3億3,514万人	5.1$（757円）
ドイツ	首相府 文化メディア国務大臣（BKM）	23.27億€（3,677億円）	4,763億€（75兆2,649億円）	0.49%	8,448万人	27.5€（4,353円）
フランス	文化省	42.25億€（6,676億円）	5,770億€（91兆1,835億円）	0.73%	6,804万人	62.1€（9,812円）
韓国	文化体育観光部／文化財庁	4兆4,820億₩（4,957億円）	369.4兆₩（40兆8,556億円）	1.21%	5,144万人	87,131₩（9,637円）

日：人口推計は、総務省統計局令和5年6月推計（令和5年11月20日発表）。国家予算は、令和5年度政府予算。文化予算は、文化庁令和5年度予算（デジタル庁一括計および観光庁一括計上分（国際観光旅客税財源事業40億円(令和4年度：22億円)））を含む。令和4年度第2次補正予算として、713億円が計上され、コロナ禍からの需要回復、地域活性化等にあてられているが、ここには含まれていない。

英：人口は、国家統計局による2020年度の統計（2023年度に関しては2024年に発表予定）。国家予算は、2023年度春季国家予算案、37頁。文化予算は、2022~23年度のDCMS年報、231頁。

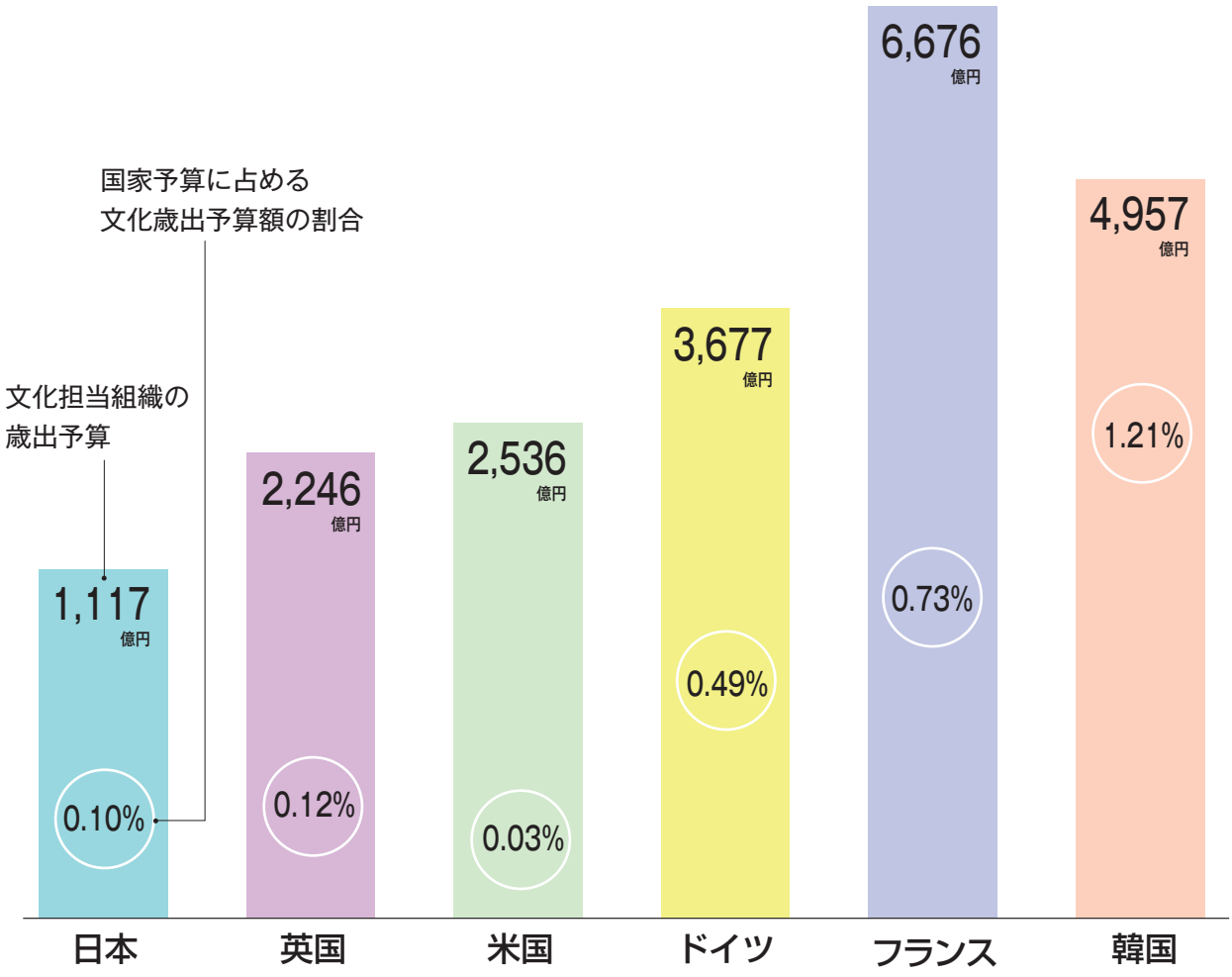
米：ケネディセンターは、FY2024予算要求資料、他はFY2023会計報告書より。

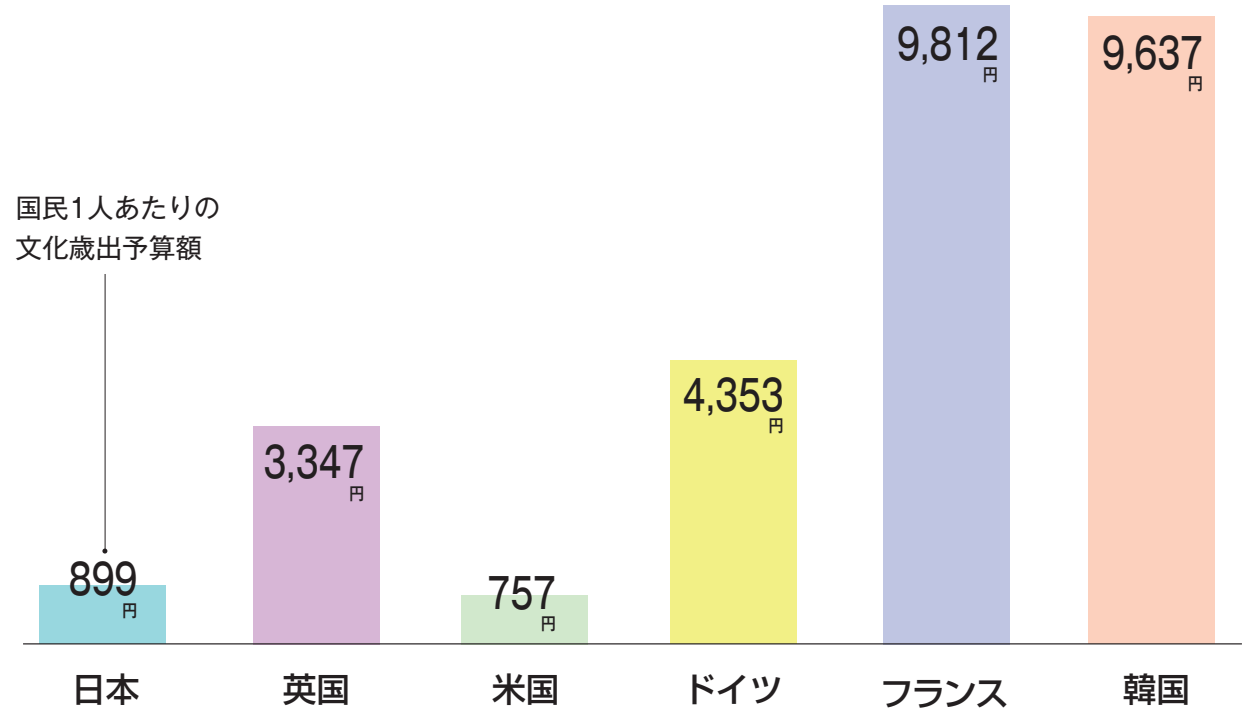
独：人口は、連邦統計庁（2023年6月30日現在）。国家予算は、『2023年連邦予算法（2022年12月19日成立）』、『連邦財務報告書2024』91頁。文化歳出予算は、『連邦予算草案2024』56–126頁（BKMの予算と3つの外郭団体予算を積算）。

仏：人口は、2023年1月1日現在（国立統計経済研究所INSEE）。国家予算は、2023年1月発効当初予算一般会計合計（経済・財務・産業及びデジタル主権省）。文化歳出予算は、2023年1月発効当初予算一般会計の文化省予算（文化省2024年予算案報道資料、6頁）。

韓：人口は、行政安全部「2023行政安全統計年報」（2022年12月31日現在）。国家予算は、歳出予算のうち一般会計（本予算）。国家予算政策処『2023大韓民国財政』8頁。文化体育観光部予算は、歳出予算のうち一般会計、文化芸術と文化と観光一般予算を積算。文化体育観光部『2023年予算各目明細書I』17頁、106頁。文化財庁予算は、歳出予算のうち一般会計。文化財庁『2023年度予算及び基金運用計画の各目明細書』6頁。

為替レート：£1=¥182.14, $1=¥149.70, €1=¥158.02, ₩1=¥0.1106
関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場（適用期間：令和5年10月29日から令和5年11月4日まで）を適用。


国家予算に占める
文化歳出予算額の割合
文化担当組織の
歳出予算
1,117
億円
0.10%
2,246
億円
0.12%
2,536
億円
0.03%
3,677
億円
0.49%
6,676
億円
0.73%
4,957
億円
1.21%
日本
英国
米国
ドイツ
フランス
韓国


国民1人あたりの
文化歳出予算額
899
円
3,347
円
757
円
4,353
円
9,812
円
9,637
円
日本
英国
米国
ドイツ
フランス
韓国

日本の文化政策
新たな政策課題に対応する総合的な政策推進と機能強化

朝倉由希

序　国政の動向

日本は、2012(平成24)年に民主党から自民党･公明党の連立政権に交代して以降、政権交代はなされていない。政権交代以降の内閣の変遷は以下に示す通りである。

第2次安倍内閣　2012年12月26日～2014年12月24日
第３次安倍内閣　2014年12月24日～2017年11月１日
第４次安倍内閣　2017年11月１日～2020年９月16日
菅内閣　2020年９月16日～2021年10月４日
第1次岸田内閣　2021年10月４日～2021年11月10日
第２次岸田内閣　2021年11月10日～現在

2017(平成29)年の「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)[1]」では、文化芸術は「新たな有望成長市場の創出･拡大」の中に位置付けられ、「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進すること、2020年までを文化政策推進重点期間とし、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化ＧＤＰ)の拡大に向け取組を推進することが示された。2020年の東京オリンピック･パラリンピック競技大会が決定していたことから、beyond2020プログラム(2020年以降を見据え、多様な団体が実施する共生社会･国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、広く支援する仕組み)を通じた日本文化の発信や共生社会の実現についても示されている。

また、観光資源として、日本遺産をはじめとする文化財等の保全･活用も盛り込まれた。安倍内閣において観光立国の推進は、重要な成長戦略の柱であり、地方創生の切り札と位置付けられた。2016年には、総理を議長とする『明日の日本を支える観光ビジョン構想会議』において新たなビジョンを策定し、訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人とする数値目標も立てられた。３つの視点のうちの視点１「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」の中に「『文化財』を、『保存優先』から観光客目線での『理解促進』、そして『活用』へ―「とっておいた文化財」を「とっておきの文化財」にと掲げられ、文化財を核とする観光拠点の整備に支援を強化することが明示されている。骨太の方

[1] 毎年６月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」には、政権の経済、財政、行政、社会などの分野における基本的な方針、取り組むべき重要課題や改革の方向性が示される。

針の内容も、政府をあげた観光政策の内容と連動したものになっている。

安倍政権の後半期には、文化と経済の好循環の創出や観光への文化芸術資源の活用が強調され、アート市場の活性化、クールジャパン戦略の深化、観光戦略におけるインバウンド消費の拡大、文化財の観光活用等が重要な施策として置かれてきた。

しかし、2020年には新型コロナウイルス感染症が世界をおそった。同年の骨太の方針では、我が国が抱える課題やこれまでの取組の遅れが改めて浮き彫りになったという認識のもと、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現が目指された。文化芸術は活動の自粛が余儀なくされている中で、活動の再開・継続・発展を力強く支援することが明言され、団体等の活動基盤強化を行うことが示されている。

菅内閣となった2021年の骨太の方針では、2020年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、感染症の克服と、ポストコロナの持続的な成長基盤を作ることが目指された。世界的な環境意識の高まりやデジタル化の進展の中で、「グリーン」や「デジタル」がキーワードとして浮上している。

2021年10月に発足した岸田内閣は、「新しい資本主義」を理念に掲げた。2022年の骨太の方針では、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題、人口減少・少子高齢化、災害の激甚化など、同時かつ複合的に押し寄せる難局に対し、課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現することが目指された。文化芸術に関しては、文化芸術団体・関係者の活動支援、クリエーターの創作活動の支援、文化芸術教育や子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、地域の伝統行事等の伝承など、コロナ禍を経て、活動基盤の脆弱性が浮き彫りになった文化芸術分野への支援を、効果的に行っていく姿勢が示された。また、国際的なアートフェアの誘致、文化ＤＸ（デジタル技術を活用した文化芸術活動等の効果的・効率的な推進を指し、著作権制度改革を含む）の一層の活用、アート市場活性化を含め文化芸術の成長産業化（映像作品のロケ誘致活動やｅスポーツ等、文化関連産業の振興を含む）など、コロナからの回復を見据え、文化と経済の好循環を目指す施策も多く盛り込まれている。

2010年代を通じ、文化の経済面への寄与が強く求められる傾向にあるが、教育や創造性の涵養の点からも、文化芸術の役割が言及されてきた。2020年、コロナ禍を受け社会変革の推進力となる人材が従来に増して必要となっているとの認識から、「人」・イノベーションへの投資の強化の必要性が明言されている。課題設定・解決力や創造力のある人材の育成のために、豊かな感性・創造性を育む文化芸術や自然体験など子供の体験活動を推進することが示された。2022年の骨太の方針にも、同様のことが書かれているが、「非認知能力（数値では測れないスキル）」の重要性に触れ、その育成に向け、豊かな感性や創造性を育む文化芸術活動を推進する旨が示されている。

コロナ禍以降、持続可能で包摂的な社会を作ることの重要性も高まっており、そこ

における文化芸術の役割も大きくなることが予想される。

1. 文化政策の変遷

1.1 文化庁創設から1990年代まで

文化庁は1968(昭和43)年、それまで文化芸術の普及や振興、並びに国語、著作権、宗務及び国際文化交流に関する施策を所掌していた文部省文化局と、文化財保護行政を所掌していた文化財保護委員会を統合して設置された。

文化財保護に関しては、1950(昭和25)年に文化財保護法が制定され、文部省外局として置かれた文化財保護委員会により、体系的に進められてきた。文化庁創設後も、1975(昭和50)年の文化財保護法改正による伝統的建造物群の制度発足など、時代の要請に応じた文化財保護行政を展開してきた。一方芸術文化振興に関しては、戦時中の文化統制への反省もあり、積極的な支援策が講じられることは1990年代まで見られなかった。

1980年代には、「文化の時代」「地方の時代」の掛け声のもと、地方自治体の文化行政が活発化した。

1990年代以降、国レベルの文化政策が充実する。1989(平成元)年、文化庁に文化政策推進会議が発足し、文化振興のための総合的な施策のあり方について審議を行う体制が設けられた。1998(平成10)年には提言「文化振興マスタープラン -文化立国の実現に向けて」が出され、文化庁は提言を踏まえた「文化振興マスタープラン」を策定した。

また、1990(平成2)年には政府出資金500億円と企業から112億円を超える拠出により、芸術文化振興基金が創設された。

このような動きを通じ、1990年代は芸術文化支援の充実が図られた。

1.2 文化芸術振興基本法の制定

2001(平成13)年、議員立法により文化芸術振興基本法が成立した。文化芸術の意義が示されるとともに、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とし、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境の整備が図られなければならないとされた。

2001年に設置された文化審議会による審議・答申を受け、「文化芸術の振興に関する基本方針(第１次)」が2002(平成14)年に閣議決定された。基本方針は、基本法第7条第1項の規定に基づき、おおむね５年間を見通し文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定めるものであり、その後2007(平成19)年に第２次、2011(平成23)年

に第３次、2015(平成27)年に第４次が策定された。

基本方針には、情勢変化を踏まえた対応、重点施策が示されてきた。第３次基本方針では、文化芸術を「成熟社会における成長の源泉」と位置づけ、文化芸術が社会的便益を持つ公共財であることが明確に示された。「文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある」として、文化芸術の社会的な意義を強調している。社会包摂の機能や、社会関係資本の増大を図る観点からも、文化芸術に関する政策を公共政策として明確に位置付ける内容となっている。また、重点戦略のひとつに「文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用」が掲げられ、各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進めることが、重点的施策として盛り込まれた。観光や産業等への活用という表現は、第２次基本方針には見られなかったものである。

また、2012(平成24)年には、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律が制定され、これまで法的根拠を持たなかった劇場・音楽堂の役割・機能が示された。

1.3　文化芸術基本法への改正以降

2017(平成29)年6月、文化芸術振興基本法が2001年の制定以降初めて改正され、「文化芸術基本法」が成立した。この改正は、文化芸術自体が固有の意義と価値を有することを前提とした上で、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策を同法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承・発展及び創造に活用することを趣旨としている。また、生活文化の例示として食文化が追加されるなど、政策対象も拡大した。

文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「文化芸術推進基本計画」を策定することとなっており、2018(平成30)年3月に第１期の基本計画(2018 ～ 2022年度を計画期間とする)が策定された。「文化芸術の多様な価値を活かして未来を作る」という副題が表すように、文化芸術にはその本質的価値にとどまらず、社会的・経済的価値があるということを明確化し、その価値を社会形成に活かし、文化芸術に循環させることを目指した計画である。しかし、第１期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大があり、計画2年目終盤にあたる2020(令和2)年2月頃より文化芸術分野は大きなダメージを受けた。2020年度以降はコロナ禍における文化芸術分野への緊急対策が優先された。

また、政府は2017年3月に「文化経済戦略特別チーム」を設置した。従来の文化庁における文化振興にとどまらず、産業、観光、まち・ひと・しごと等、内閣官房や各府省等が行う文化関連施策を横断的に取り扱い統合強化することをねらい、関係府省庁等の

職員が参集して創設されたものである。文化経済戦略特別チームが中心となり、同年12月に「文化経済戦略」が内閣官房と文化庁の連名で公表された。同戦略の趣旨は、文化と産業・観光業等他分野が一体となって価値を創出し、文化芸術の創造に再投資されることで文化芸術の自立的・持続的発展を目指すというものである。翌年には「文化経済戦略アクションプラン」が策定され、文化芸術を起点としたインバウンドや、アート市場の活性化などが施策として取り組まれている。政府の重要方針として、未来投資戦略2017において文化による国家ブランド戦略の構築や文化芸術産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向けた取組を推進することとされたことが反映されている。

また、2020（令和2）年5月には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下文化観光推進法）」が施行された。同法において「文化観光」とは、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光」と規定されている（文化観光推進法第２条）。日本には魅力的な文化資源が多数存在しているが、その価値を十分に紹介、発信できておらず、文化資源の保存・活用が進んでいないこと、また、交通アクセスの課題にも対応していこうとするもので、自治体等が策定した計画を国が認定し、計画実施を支援するという仕組みである。

共生社会の実現に関しては、2018（平成30）年6月に厚生労働省と文化庁の共管による「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立し、翌年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第１期）」が策定された。第1期基本計画が2022（令和4）年度で終期を迎え、2023（令和５）年３月には第２期基本計画が令和5～9年度を対象期間として策定された。

以上のように、特に2017年以降、関係府省庁との連携も図りながら、社会的・経済的価値を創出することを目指す施策が増加し、その推進のための法整備が進んでいる。文化関係法令に関する近年の主な動きは次の通りである（表１）。

表１　文化関係法令に関する近年の主な動き

施行年	法律
2012（平成24）年	劇場・音楽堂等の活性化に関する法律
2017（平成29）年	文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律）
2018（平成30）年	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律
	文部科学省設置法の一部を改正する法律（文化庁の任務について、文化に関する施策の総合的な推進を位置付けた）
2019（平成31・令和元）年	文化財保護法改正（地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため市町村地域計画の作成等を定めた）
	日本語教育の推進に関する法律
2020（令和２）年	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
2022（令和4）年	博物館法改正（博物館の拡大する役割を踏まえ、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等が見直された）

※このほか、著作権法は時代の変化等に対応し改正が重ねられている。また、チケット不正転売禁止法が2019（令和元）年に施行されている。

1.4　文化庁の京都移転

経済・政治・文化などの東京一極集中を是正するために政府が打ち出した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、政府関係機関の地方移転が検討され、2017（平成29）年3月に文化庁の全面的な京都移転が決定した。

本格移転に先立ち2017年4月に京都に地域文化創生本部が設置され、新たな政策ニーズに対応した事業を先行的に実施するとともに、本格移転に向けた準備を進めてきた。2023（令和5）年3月27日より、京都の新しい文化庁での業務が開始され、５月の大型連休以降に大半の職員の移転が完了した。

京都移転は、文化芸術DX、地方創生に向けた文化財の保存・活用など、新たな政策展開を進める契機となることが期待されており、さらなる機能強化に向け、食文化と文化観光の振興を図る推進本部が京都に設置された。

ここまで、文化庁創設後の政策を中心に、日本の文化政策の変遷を振り返った。従来文化財保護と芸術文化振興を柱として施策が推進されてきたが、社会情勢や文化芸術を取り巻く環境の変化を受け、新たな政策課題に対応することが必要になっている。2017年ごろを境に、文化芸術そのものの価値を重視しながら、文化芸術資源の活用とそれによる社会的・経済的価値の創出に政策の重点が置かれている。また、社会全体のデジタル化やコロナ禍の経験を経て、デジタル技術の活用も大きな論点となっている。

2. 現在の文化政策の理念、特徴、組織図、予算、政策形成の仕組み

2.1 現在の文化政策の理念

前述のとおり、2017年に文化芸術基本法が成立し、政府はこれまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとなった。2023年3月に、文化芸術推進基本計画（第2期）が閣議決定された。第２期は令和5年度～ 9年度の５年間を計画期間とし、この期間の文化政策の基本的な方向性が定められている。

第1期の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、緊急対策が行われたが、この間、支援制度をめぐる課題、文化芸術分野の構造的な脆弱性が浮き彫りになった。第２期の計画策定の議論においては、このようなコロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題に加え、デジタル化の進展、少子高齢化･人口減少の進行といった社会状況の変化をも踏まえ、①ウィズコロナ･ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策、②文化と経済の好循環を創造するための方策、③文化芸術行政の効果的な推進の在り方の３点が重点的に議論された。

第２期基本計画には「価値創造と社会･経済の活性化」という副題が付されている。文化芸術基本法への改正の趣旨である、文化芸術が有する固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野等と連携すること、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが、第１期基本計画に引き続き反映されている。

第２期基本計画に示された今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期目標）は、表２に示した４点である。第１期の目標を踏襲した内容となっている。

表２　中長期目標（今後の文化芸術政策の目指すべき姿）

【中長期目標１】 文化芸術の創造･発展･継承と教育･参加機会の提供	文化芸術の創造･発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。
【中長期目標２】 創造的で活力ある社会の形成	文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流･発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。
【中長期目標３】 心豊かで多様性のある社会の形成	あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。
【中長期目標４】 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成	地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体･諸機関が連携･協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

５年間で取り組むべき重点取組には、7点が掲げられている（表３）。

表３　第２期計画における重点取組

	重点取組	主な取組例
1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	・文化芸術水準の向上 ・文化芸術分野の活動基盤強化 ・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施 ・文化芸術創造エコシステムの確立 ・我が国のアートの持続的発展の推進 ・映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興 ・ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化 ・文化施設の運営等におけるPPP ／ PFI活用等による官民連携の促進
2	文化資源の保存と活用の一層の推進	・「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進 ・文化財の保存に関する集中的な取組 ・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 ・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承 ・近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興
3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 ・子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保 ・文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進
4	多様性を尊重した文化芸術の振興	・性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 ・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進 ・外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備 ・文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進
5	文化芸術のグローバル展開の加速	・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 ・「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり ・CBX※による海外展開の推進 ・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実 ・気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応
6	文化芸術を通じた地方創生の推進	・全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進 ・全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 ・文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進 ・地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援 ・食文化をはじめとする生活文化の振興 ・地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築 ・公共空間等のアーティスト等への開放
7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	・急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ・DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現 ・文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用 ・文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進

※CBX:日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進める、変革を目指した取組

出典：文化芸術推進基本計画（第２期）－価値創造と社会・経済の活性化－の概要

また、第２期期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を以下のとおり整理している。

表４　第２期計画における施策群

① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等
② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展
③「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等）
⑤ 国土強靭化に資する文化財の防火・防災対策の推進
⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保
⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進による共生社会の実現
⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進
⑨ 世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開
⑩ 海外との連携による文化芸術の好循環の創出
⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実
⑬ 文化観光の推進による好循環の創出
⑭ 食文化をはじめとした生活文化の振興
⑮ デジタル技術を活用した文化芸術の振興
⑯ DX時代に対応した著作権制度の構築

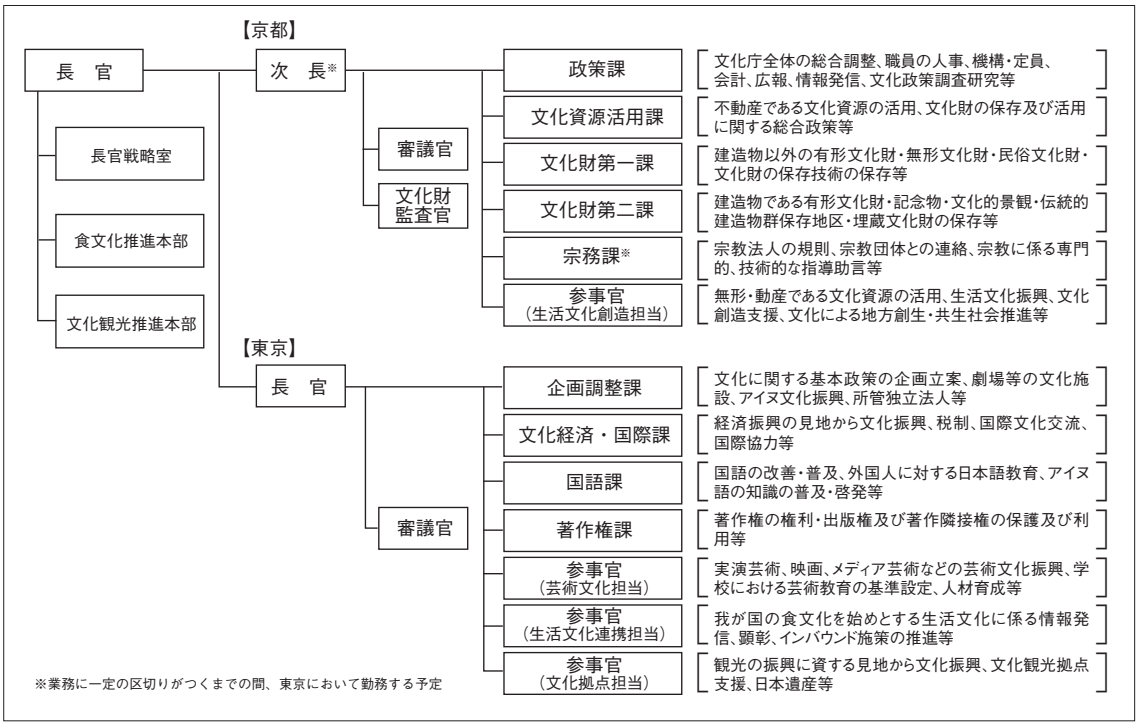
出典：文化芸術推進基本計画（第２期）－価値創造と社会・経済の活性化－の概要

第２期計画推進のために必要な取組として、政策形成・評価の体制構築が挙げられている。取り組むべき施策を総合的かつ多角的に判断・評価し、効率的かつ効果的に文化芸術政策を推進していく必要があり、第２期中に中間評価を行うこととしている。また、質の高い政策立案のために国内外の文化芸術活動に関する動向や情報把握が必要不可欠であるとの認識も示された。大学や研究機関と連携した調査機能の充実が求められる。

2.2　文化庁組織図

2023（令和５）年３月に文化庁の京都での業務が開始された。京都移転後の組織図は以下のとおりである。

図１　文化庁組織図（令和５年３月以降）



文化庁の組織はこれまでも改組されてきたが、2018（平成30）年10月の組織再編は大きな改革である。これまでの組織の変遷を振り返る。

文化庁は1968（昭和43）年の設置以来、「文化部」と「文化財保護部」の二部制を引き継いできた。文化部では、芸術文化の普及・振興、国語施策、宗務行政を担い、文化財保護部は伝統文化、記念物、建造物等の保護に関する業務を担ってきた。

2001（平成13）年の中央省庁再編で、文部省は科学技術庁を合わせ、文部科学省へと再編された。この時に、文化庁の組織においては、文化財保護部が文化財部に改組された。

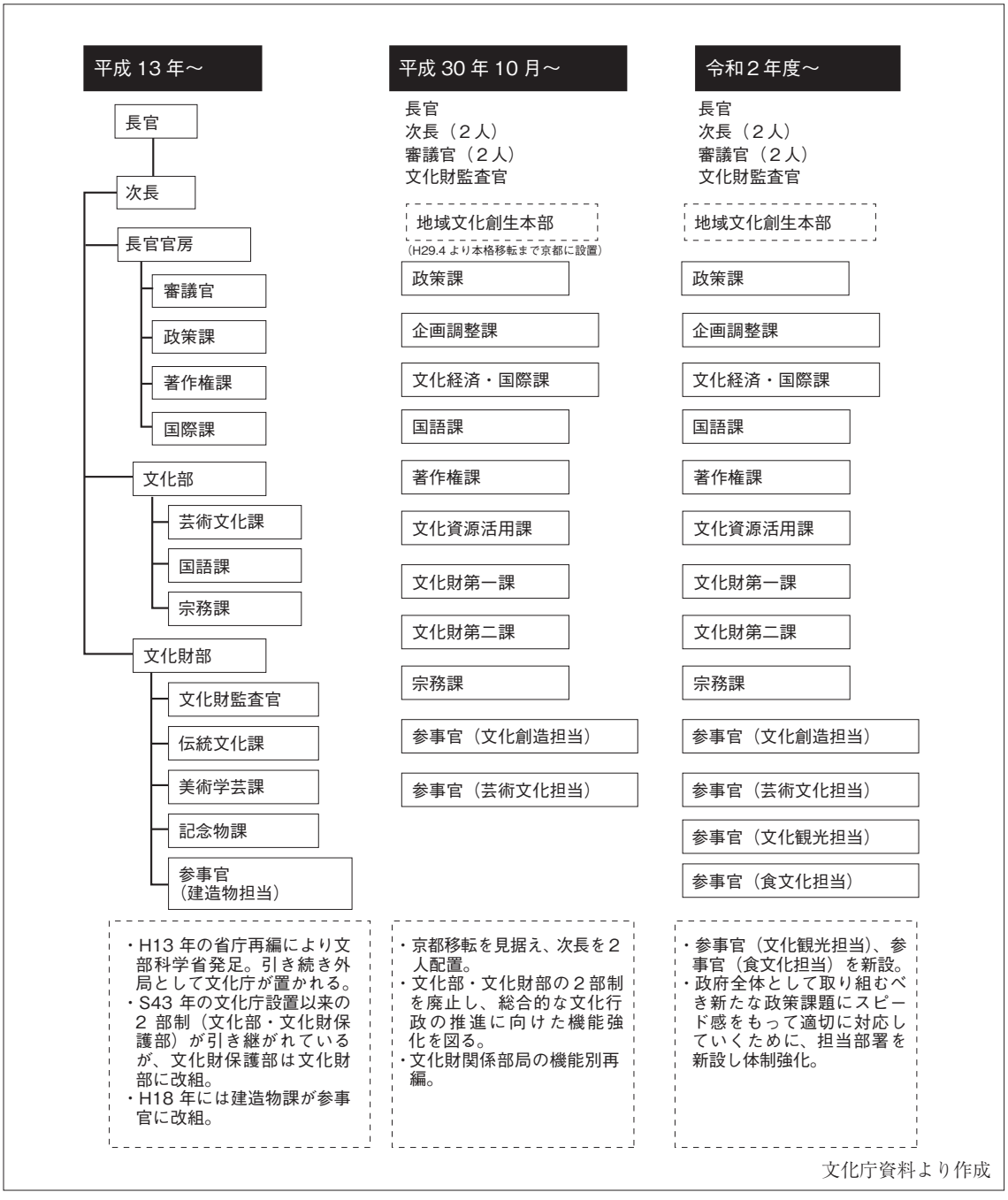
2018年には文化庁創設50周年を迎え、10月1日より抜本的な組織改編による「新・文化庁」をスタートさせた。文化庁の京都移転が決まり、2017（平成29）年には先行移転として地域文化創生本部が京都に設置されていた。また、前年に文化芸術基本法が成立しており、文化に関する施策を総合的に推進する抜本的な改編が行われた。従来の「文化部」「文化財部」の二部制を廃止し、分野別の縦割型ではなく、目的に対応した組織に編成することで、政策課題へ柔軟かつ機動的に対応することが目指された。新たに設置された文化資源活用課、文化経済・国際課は、文化資源の活用、文化と経済の好循環と

いった、近年の政策ニーズに対応した課である。また、文部科学省設置法の改正により、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文化庁の所掌事務に加えるとともに、学校における芸術教育の基準設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管し、文化庁の機能強化が図られた。京都移転を見据え、次長が２人体制となっている。

2020(令和2)年には、新たな政策課題に対応していくため、参事官(文化観光担当)と参事官(食文化担当)が新設された。

2023(令和５)年３月の京都移転後は、図1(前ページ)に示した組織体制となっている。

図２　文化庁の組織の変遷(令和5年3月の京都移転前まで)



文化庁資料より作成

2.3　文化庁所管の独立行政法人

2001(平成13)年、独立行政法人制度が導入され、国立の文化施設等の組織改編がなされた。現在文化庁が所管する独立行政法人は国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館であり、国立文化施設の運営や調査研究事業、芸術文化振興のための取組を行っている。

表５　文化庁所管の独立行政法人

法人名称	運営する施設･センター	目的と事業
独立行政法人国立美術館	東京国立近代美術館 京都国立近代美術館 国立映画アーカイブ 国立西洋美術館 国立国際美術館 国立新美術館	芸術文化の創造と発展を目的とし、多様化する国民の興味･関心や現代美術を取り巻く状況の変化に応じた多彩な活動を展開。それぞれの特色を生かしつつ、6館が連携･協力して、美術作品の収集･展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言等を行っている。
独立行政法人国立文化財機構	東京国立博物館 京都国立博物館 奈良国立博物館 九州国立博物館 皇居三の丸尚蔵館 東京文化財研究所 奈良文化財研究所 アジア太平洋無形文化遺産研究センター	有形文化財を収集し、保管して国民の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とする。
独立行政法人日本芸術文化振興会	国立劇場 国立演芸場(国立演芸資料館) 国立能楽堂 国立文楽劇場 国立劇場おきなわ 新国立劇場 ※国立劇場、国立演芸場は令和５年10月末に一旦閉場	我が国の芸術その他の文化の向上を図ることを目的として (1)文化芸術活動に対する援助 (2)伝統芸能の保存及び振興 (3)現代舞台芸術の振興及び普及事業を行う。 芸術文化振興基金による助成事業のほか、各劇場において、主催公演の実施、伝承者及び実演家等の養成研修、資料の収集活用等の事業を一体的に行っている。
独立行政法人国立科学博物館	国立科学博物館	自然史･科学技術史に関する国立唯一の総合科学博物館。上野本館、筑波研究施設、港区の附属自然教育園の３地区において調査研究、標本資料の収集･保管、展示･学習支援を推進･展開している。

上記以外の国立文化施設として、以下が設置されている。

・国立アイヌ民族博物館

2020（令和2）年７月、先住民族アイヌをテーマにした初の国立博物館である国立アイヌ民族博物館が、北海道白老郡白老町に開館した。アイヌ文化の復興・発展のためのナショナルセンターである民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）の中核施設である。公益財団法人アイヌ民族文化財団が運営を行っている。

・国立近現代建築資料館

近現代建築に関する資料（図面など）を次世代に継承するため、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行う建築資料専門のアーカイブ施設である。展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っている。

文化庁所管の独立行政法人に関しては、近年次のようなトピックがあった。

①国立美術館に国立アートリサーチセンター設立

2023（令和5）年３月、独立行政法人国立美術館が「国立アートリサーチセンター（National Center for Art Research、略称：NCAR）」を設立した。

文化庁では、2018（平成30）年度から５年間、日本の現代アートの持続的発展を目指し「文化庁アートプラットフォーム事業」[2]を展開してきたが、NCARは、アートプラットフォーム事業の５年間の成果を継承・発展させる拠点として設立された。アート振興の基盤整備、国際発信と持続的な発展への寄与が期待される。

②国立劇場・国立演芸場の閉場

昭和41（1966）年に開館した国立劇場および昭和54（1979）年に開館した国立演芸場は、老朽化が進んでおり、施設の再整備のため、令和５（2023）年10月末に一旦閉場した。建て替えが決まっているものの、時期を含め、見通しは立っていない。

③国立科学博物館のクラウドファンディングによる資金調達

国立科学博物館は、目標１億円のクラウドファンディングを、2023年8月7日から11月5日まで実施した。プロジェクトのタイトルは「地球の宝を守れ：国立科学博物館500万点のコレクションを次世代へ」であり、当博物館のミッションである「調査研究」「展示・学習支援」「標本・資料の収集・保管」の根幹をなす「標本・資料の収集・保管」が、コロナ禍や光熱費、原材料費の高騰によって、資金的に大きな危機にあるとして、支援の

[2] 日本の現代アートの情報プラットフォーム「アートプラットフォームジャパン（https://artplatform.go.jp/ja）」を構築・運営し、「全国美術館収蔵品サーチ「SHŪZŌ」」「日本の現代アートに関する未英訳の重要なテキストの新訳・公開」「リサーチプロジェクト」の3つを軸に、日本における現代アートの今後の発展に向けた土台づくりを進めてきた。

必要性を訴えた[3]。

同博物館が発表したプレスリリース「クラウドファンディングの成果ご報告」[4]によれば、開始後９時間で目標金額の１億円を達成し、最終的には約5.7万人から約9.2億円の支援が集まった。支援金のうち、約3.2億円は間接経費（返礼品等）として支出し、約6.0億円が事業経費として活用される。コレクションの充実・管理に約4.4億円、他館と協働したコレクションの充実に約１億円、標本・資料収集意義の発信に約0.6億円の支出が予定されている。

これまでも独立したプロジェクトを実現するためのクラウドファンディングはあったものの、コレクションの維持という、当博物館の機能の根幹にかかわる費用のクラウドファンディングは初めてであり、国民から大きな関心を集めた。返礼品を通じてコレクションの重要性や魅力を発信することや、SNSを通じたコレクションに関するクイズ、コレクションの魅力を伝える動画の配信を通じて、博物館の資料への関心を高める工夫がなされた。また、クラウドファンディングの経緯や必要性を訴えることで、博物館の運営の実態への理解が進む契機となったと考えられる。

2.4　文化庁予算

令和5（2023）年度の文化庁予算は1,117億円（デジタル庁および観光庁一括計上分を含む）であり、その主な内訳は表6のとおりである。

表６　令和５年度　文化庁予算の概要

項目	予算額	主な事業内訳
文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化	**215億円**	
文化芸術の創造的循環の創出	14億円	・芸術家等の活動基盤強化 ・文化芸術の自律的運営促進事業 ・アートエコシステム基盤形成促進事業 ・トップアーティスト人材発掘・国際的活動支援事業 ・新進芸術家海外研修 ・活字文化のグローバル発信・普及事業 ・我が国アートのグローバル展開推進事業 ・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進
舞台芸術等総合支援事業	100億円	・全国キャラバン ・我が国を代表する芸術団体等支援 ・国際芸術交流支援 ・創造団体等向け支援 ・学校巡回公演 ・芸術家等人材育成
障害者等による文化芸術活動推進事業	4億円	・障害者等の文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的 ・試行的な取組の支援 ・自治体に対する支援

[3] https://readyfor.jp/projects/kahaku2023cf
[4] https://www.kahaku.go.jp/procedure/press/pdf/1231770.pdf

項目	予算額	主な事業内訳
地域文化振興拠点の強化	21億円	・文化芸術創造拠点形成事業 ・劇場・音楽堂等活性化 ・ネットワーク強化事業
文化芸術による創造性豊かな子供の育成（一部再掲）	84億円	・文化芸術による子供育成推進事業 ・文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた 環境の一体的な整備 ・伝統文化親子教室事業 ・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業
文化財の匠プロジェクト等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の推進	**447億円**	
文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備	257億円	・文化財保存技術の伝承等 ・文化財関連用具・原材料等に関する調査研究の推進 ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 ・重要文化財等防災施設整備事業
多様な文化遺産の公開活用の促進等	191億円	・無形文化財の伝承・公開 ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業 ・日本遺産活性化推進事業
文化振興を支える拠点等の整備・充実	**369億円**	
国立文化施設の機能強化・整備	324億円	・独立行政法人国立科学博物館 展示解説システムのシステム更新、実験植物園の社会ニーズに応えるステップアップ事業 ・独立行政法人国立美術館 国立映画アーカイブ機能強化事業 ・独立行政法人国立文化財機構 三の丸尚蔵館運営整備事業 ・独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場再整備事業、舞台芸術グローバル拠点事業
博物館機能強化の推進	4億円	・Museum DXの推進 ・特色ある博物館の取組支援 ・新制度におけるミュージアム応援事業
外国人等に対する日本語教育の推進	14億円	・外国人材の受入れ・共生のための地域・日本語教育推進事業 ・日本語教室空白地域解消の推進強化 ・日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業 ・資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上
DX時代の著作権施策の推進	2億円	・分野横断権利情報集約化促進事業 ・海賊版対策事業 ・ＤＸ時代に対応した著作権施策の推進に必要な調査研究

※主な施策を抜粋していることや単位未満四捨五入等により合計額は合致しない場合がある。
出典：令和5年度文化庁予算の概要[5]をもとに作成

[5] https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/93858001_01.pdf

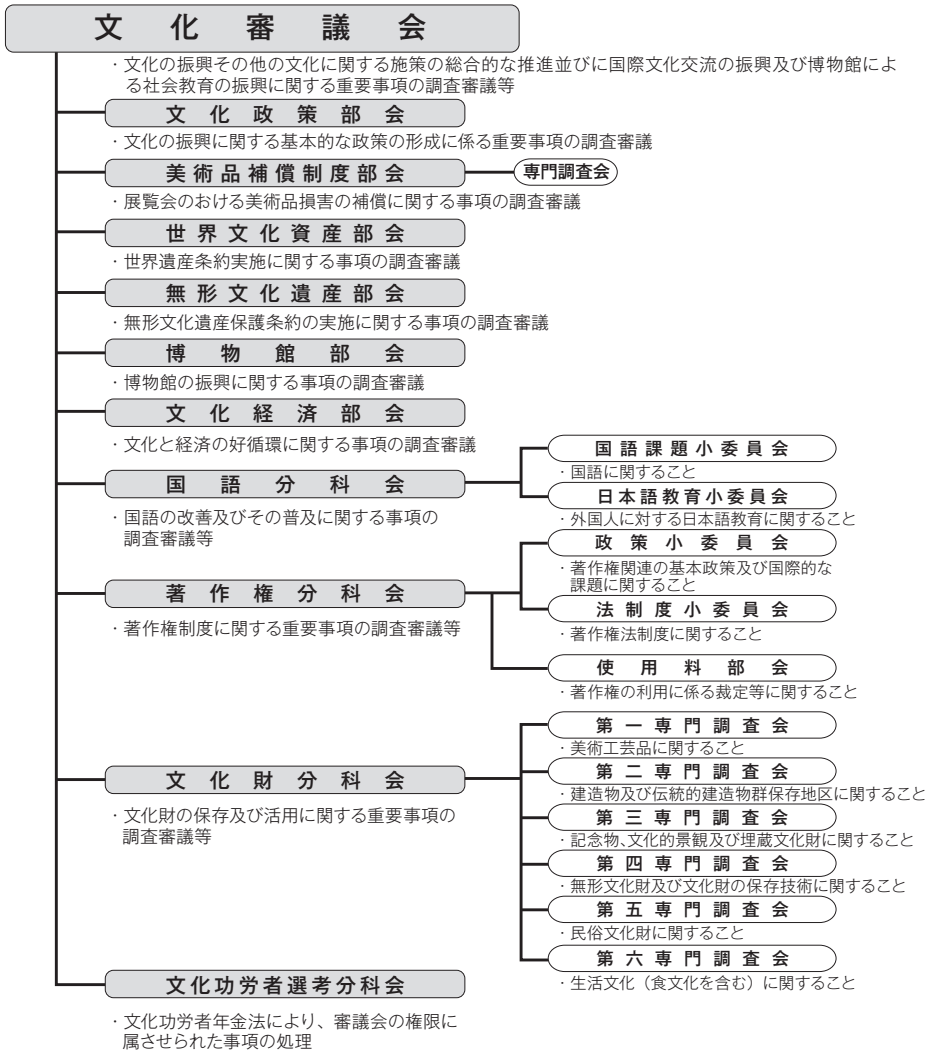
各区分の割合は「文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化」が20.0%、「文化財の匠プロジェクト等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の推進」が42.0%、「文化振興を支える拠点等の整備・充実」が34.3%である。

2.5　政策形成の仕組み

文化政策の企画立案機能の充実を図るため、重要事項について調査審議等を行う文化審議会が置かれている。2001（平成13）年の中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、文部科学省に設置された。

現在の文化審議会組織図は図３の通りである。文化政策部会は2003（平成15）年に設置され、政策形成に係る重要事項を審議している。2019（令和元）年には博物館部会、2022（令和4）年には文化経済部会が設置されており、新たな政策課題に対応する形で部会が設置され、時宜にそった事項が審議されている。近年の答申では、文化芸術推進基本計画（第２期）、博物館法制度の今後の在り方について等が出されている。また文化と経

図３　文化審議会組織図



済の好循環に関する調査審議を行う部会として設置された文化経済部会は、アート振興、基盤・制度、グローバル展開、文化芸術カウンシル機能検討の各ワーキンググループが設置されてきており、各論点について重点的に議論がなされている。

3. 地方自治体の状況

3.1 地方自治体の文化予算

地方自治体の文化行政の状況についても確認しておく[6]。2021（令和３）年度の文化関係経費（都道府県・市区町村合計）は、約5437億6092万円である。過去最も多かった1993（平成5）年には約１兆円に迫る金額（約9549億5000万円）であり、約57%に減少している。2011（平成23）年から10年間の推移を見ると、2011年が約3,550億8892万円であり、2017年と2021年で前年より若干減ってはいるものの、全体としては10年間にわたり微増が続いている。

3.2 文化政策の条例制定・計画等策定状況

文化政策のための条例制定について、2011年、2016、2021年の件数を表７に示す。

表７　文化政策のための条例制定状況（2011年、2016年、2021年の件数）

単位：件

	都道府県	政令市	中核市	その他市区町村
2011年	25	5	8	69
2016年	29	7	13	91
2021年	37	8	29	107

※2021年度の件数は、2023年度までに制定予定の自治体を含む
出典：地方における文化行政の状況について（令和３年度）および文化庁50年史参考資料より作成

また、文化政策の計画等の策定状況は表８の通りである。

表８　文化政策の計画等の策定状況（2011年、2016年、2021年の件数）

単位：件

	都道府県	政令市	中核市	その他市区町村
2011年	39	15	22	130
2016年	38	17	31	178
2021年	43	19	53	264

※2021年度の件数は、2023年度までに策定予定の自治体を含む
出典：地方における文化行政の状況について（令和３年度）および文化庁50年史参考資料より作成

文化芸術振興基本法が成立した2001年以降、自治体レベルでの条例や指針・計画作りが進んでいたが、文化芸術基本法（2017年）において、地方自治体は国の文化芸術推進基本計画を参酌し「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めることが規定された。

[6] 文化庁、地方における文化行政の状況について（令和３年度）、2023年5月

約半数の都道府県が、2017年以前から計画が策定されていたが、昨今の動向を受けた改定･見直しが行われている。

また、2018年に成立した障害者による文化芸術活動の推進に関する法律において、地方自治体は、国が策定する基本計画を勘案して、当該地方自治体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされている。

2021年の時点で、計画を持っている、あるいは近いうちに策定の予定があると回答している自治体の数は表９の通りである。ただし、障害者に関する計画の一部や、文化政策の計画の一部であるケースが多く、都道府県レベルで見ると、障害者文化芸術活動の計画を単独で持っているのは4県（千葉県、滋賀県、鳥取県、大分県）に限られる。

表９　障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定状況（2021年時点）

単位：件

	都道府県	政令市	中核市	その他 市区町村
2021年	39	14	25	109

※計画策定予定も含む
出典：地方における文化行政の状況について（令和３年度）より作成

条例や計画･指針等は各自治体が方針を示し、安定的･継続的に遂行していくために必要なものである。国の計画を参酌･勘案することが求められているが、国の動向は考慮しながらも、各自治体の文化政策の理念や方針は地域の実情や文化資源に応じて自主的に決定することが求められる。

3.3　地域アーツカウンシル

近年、地域アーツカウンシルの設立が相次いでいるが、機能や規模は多様である。国レベルの芸術助成機関である（独）日本芸術文化振興会と、地域アーツカウンシルの連携･交流のため、アーツカウンシル･ネットワークが形成されており、情報交換のためのシンポジウムやミーティング等の開催、地域における文化芸術の推進体制に関する情報の発信、ネットワーク内での情報共有などが行われている。2023（令和5）年12月時点で、会員団体は20団体である。

地域アーツカウンシルについては統一した定義がない状態であるが、アーツカウンシル･ネットワークでは、「専門家による助言、審査、評価、調査研究等の機能を有する組織」としている[7]。また、同ネットワークでは、アーツカウンシル機能を持つ団体が多様化する中で、各団体の実態や活動を可視化･発信することを目的に、『令和4年度 アーツカウンシル･ネットワーク 加盟団体･オブザーバー年鑑』を作成し、加盟団体およびオブザーバーのうち、情報提供された団体の情報を取りまとめ、公開している。

7　https://artscouncil-network.jp/

コロナ禍においては、地域アーツカウンシルが情報提供や実態把握調査、相談窓口として機能したケースも報告されている。地域アーツカウンシルが自治体文化政策においてどのような役割を果たしていくべきかについては、自治体や文化財団等との関係も含め、今後検討される必要がある。

4. その他特徴的施策

4.1　博物館法改正とデジタル･アーカイブ

2022年４月、博物館法が改正され、2023年4月１日より施行された。博物館法は1951年に制定されたが、それから約70年が経過しており、博物館を取り巻く環境や求められる役割が変化していることを受けた改正である。

今回の改正では、社会教育法に加え､「文化芸術基本法の精神に基づく」ことが博物館法の目的に追加された(博物館法第１条)。文化芸術基本法の精神とは、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を取り込んでいくということ、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、及び創造に活用するという同法の趣旨を指している。

また、基本計画(第１期)における博物館に関する記述に注目すると、以下のように示されている。

> 美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存･継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関･福祉機関･医療機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。
> (文化芸術推進基本計画(第1期)目標１「文化芸術の創造･発展･継承と教育」)

> 学芸員については、美術館、博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている。このように美術館、博物館が求められている新たな役割に対応するために、専門人材を適切に配置することが重要である。(文化芸術推進基本計画(第1期)目標４「地域の地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」)

文化芸術基本法とそれに基づく文化芸術基本計画において、博物館は社会的課題解決、社会包摂、地域振興、観光振興等の役割が求められることが明確に示された。今回の博物館法改正は、このような文化政策の動向を反映したものである。

国際的にも、博物館の機能をめぐっては近年活発な議論が交わされてきた。ユネスコが2015年に発表した「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」では、現代の博物館の多様な社会的役割を促進することを、政策立案者に勧告している。この勧告には、博物館は「文化の伝達や対話の場」であるという表現や、「持続可能な発展のためにも重要な役割を担う」という記述もある。また、「経済的な発展、文化産業、創造産業、観光を通じた発展をも支援する」と、産業や観光との関連も言及されている。

この2015年勧告を受け、ICOM[8]（国際博物館会議）でも新しいミュージアムの定義に関する議論が交わされた。2019年のICOM京都大会においては、定義の改正は見送られたものの、大会決議文として「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hubs）」が採択された。続く2022年のプラハ大会では、以下の新たな定義が採択された。

> 博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。（ICOM日本委員会訳）

「包摂性」「多様性」「持続可能性」という表現に見られるように、従来よりも拡張したミュージアムの理念が示された。このような国際的な議論も背景に、今回の博物館法改正では、これからの博物館に求められる役割・機能が定められた。

また、博物館法改正のもうひとつのポイントは、博物館の事業に「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること（デジタル・アーカイブ化）」が追加されたことである。社会全体のデジタル技術の進展や、コロナ禍の経験を経て、博物館資料のデジタル・アーカイブ化はとりわけその意義や重要性を増している。デジタル・アーカイブ化を通じた資料の体系的な整理と公開により、資料の横断的な活用や調査研究の進展、教育への活用の可能性が広がる。また、場所や状況を問わず文化資源にアクセスできる意義は大きい。

[8] International Council of Museums

文化庁では、博物館法改正を受けて博物館の一層の振興を図るため、改正の概要や博物館情報をまとめた総合サイトを2022年12月に開設した[9]。

4.2　文化部活動地域移行

近年、学校の部活動に関して、教員の業務負担や少子化の進行等により、学校単位での活動継続が厳しい状況にあり、改革の必要性が指摘されてきた。将来的には、学校単位から地域単位での取組としていく方針が示され、2023（令和５）年度以降段階的に移行していくために、具体的な課題を踏まえた方策が議論されてきたところである。ここではその経緯と概要を記す。

2019（平成31）年1月に取りまとめられた中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」で、「学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」ことが示された。また、国会審議においても「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において「政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」とされた。

これらを受け、2020（令和２）年には文部科学省、スポーツ庁及び文化庁より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が発表され、「令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る」として、具体的なスケジュールが示された。

文化庁では2020年度より、調査研究やモデル事業の実施による実践研究、事例収集等の施策を行い、各地域の実情や、実施に向けての現実的な課題を把握するとともに手法の検討が進められてきた。2022（令和４）年２月には、文化部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため有識者による「文化部活動の地域移行に関する検討会議」が設置され、同年８月９日に提言[10]が取りまとめられた。提言では、文化部活動の地域移行が単に文化部活動を学校から切り離すということではなく、地域全体で子供たちの多様な文化芸術等の体験機会を確保し、子供たちの望ましい成長を保障できるものにすること、また多様な世代が参加する地域の文化芸術環境の充実を図る機会にしていくことが重要であるとしている。

[9] https://museum.bunka.go.jp/

[10] 「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けて～」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/pdf/93755101_02.pdf

この提言を踏まえ、文化庁及びスポーツ庁では、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」[11]を同年12月に策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した。同ガイドラインでは、令和５年度から７年度までを「改革推進期間」に位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしている。

文化庁の令和５年度予算では「文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」に４億円が計上され、地域における体制構築、指導者の確保等の実証事業や部活動指導員の配置支援が進められている。

学校における文化部活動が、これまで子供たちの文化芸術体験の確保に果たしてきた役割は大きい。文化芸術等に親しみ、資質・能力を伸ばす機会となってきただけでなく、子供たちの自主性や自己肯定感の育成、異年齢の交流による人間関係の構築にも寄与してきた。その地域移行は大きな改革といえる。これまで学校部活動で担われていた、子供たちが文化芸術等に親しむ機会を着実に確保していくことはもちろん、他の世代も含めて、生涯にわたり文化芸術等に親しむ環境整備が地域で進められる契機となることが求められる。そのためには、学校、行政、文化施設や文化芸術団体、財団等、様々な主体が連携し、各地域の実情に応じたシステム構築を進めることが必要である。

4.3　他省庁との連携による文化政策の総合的な推進

本章第１節で文化庁の政策の変遷を振り返ったとおり、従来芸術文化の振興および文化財の保護を柱に進められてきた文化庁の施策は、近年政策対象が拡大していることや、文化の社会における幅広い役割が着目されていることから、様々な分野と有機的に連携し総合的に推進することが求められるようになっている。2017年には、文化庁による総合調整の下、関係府省庁が文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議が設置された[12]。令和４年度の文化芸術推進基本計画（第2期）の策定は、文化芸術推進会議による関係省庁の議論・調整を経て行われている。中でも、文化芸術推進基本計画（第2期）中の重点取組４「多様性を尊重した文化芸術の振興」では、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境

[11] https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93813101_02.pdf
文化庁、スポーツ庁それぞれで取りまとめられた提言を踏まえ、平成30年の文化部活動と運動部活動のガイドラインを統合したうえで全面的に改定された。

[12] 文化芸術基本法第36条には「政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする」とある。また2018年の文部科学省設置法の改正で、文化庁の任務に、文化に関する施策の総合的な推進が位置付けられている。

の整備や、共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進が掲げられ、厚生労働省をはじめ関連省庁と密に連携しながら推進することが不可欠である。また、重点取組５「文化芸術のグローバル展開の加速」では、文化芸術の海外発信、国際文化交流を効果的･戦略的に進めていくため、国際交流基金[13]、JETRO[14]、日本政府観光局[15]等との連携強化が求められる。重点取組６「文化芸術を通じた地方創生の推進」にあたっても、地域の文化資源は今後の地域振興の核となる存在であり、幅広い領域との連携が必要である。第２期基本計画では、文化芸術が地球規模での課題解決や持続可能な社会の実現、ウェルビーイングの実現などに関わるものであるとの認識を示しており、文化芸術を人間生活の基盤として捉え、あらゆる領域に関わる政策として推進していくことが今後ますます求められる。

5. おわりに

2010年代は日本の文化政策が大きく転換した。特に2017年以降、文化芸術基本法への改正、文化芸術基本計画の策定、文化庁の大幅な組織改編等が行われ、社会の様々な領域に関わる総合的な文化政策推進に向けた歩みを進めてきた。社会全体において文化芸術の持つ意義･価値が明確化され、文化と経済の好循環の創出や文化芸術による共生社会実現を目指す施策等、様々な施策が展開されてきた。

その矢先に起きた世界的な新型コロナウイルス感染症拡大は、文化芸術分野へ大きな打撃を与えるとともに、これまでの日本の文化政策の課題を浮き彫りにした。我が国の文化芸術の担い手の活動基盤が平時より脆弱であったこと、多様な働き方をしている文化芸術関係者の構造が十分に把握されておらず、効果的･迅速な支援を行うことが困難であったこと等である[16]。

コロナ禍を経て明らかになった課題への対応が、動き始めている。その一つが文化芸術活動の基盤強化である。多様な働き方をする文化芸術の担い手が安定的に活動できるよう、芸術家等･団体の活動基盤の強化を図る取組が始まっている。文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインの公表や、法律相談窓口の開設等が進んでいる[17]。

[13] 外務省所管の独立行政法人
[14] 日本貿易振興機構（経済産業省所管の独立行政法人）
[15] 国土交通省（観光庁）所管の独立行政法人
[16] 令和３年度、令和４年度文化庁と大学･研究機関等との共同研究事業「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究　報告書」
[17] 文化庁ウェブサイト「文化芸術活動の基盤強化」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/index.html

また、文化統計の整備の必要性はこれまでも指摘されてきたが、その重要性がより強く認識された。文化芸術分野の規模や構造の把握は、根拠に基づいた効果的な政策のために必要不可欠である。2022年度に実施された、文化庁と名城大学の共同研究「文化統計の体系化に関する調査・研究」では、文化に関するデータは現状不足しており、文化芸術のあり様を体系的に捉えることができていないこと、そのため文化統計の整備のための体系化が喫緊の課題であることを指摘している[18]。公的統計から利用可能なデータを整備し、体系化を進めるとともに、分析を行っていくことの必要性が当研究を通じて示されており、今後の文化統計整備が一層進み、文化政策の確実な推進に活用されていくことが望まれる。

デジタル社会における文化芸術の課題と可能性、寄附金をはじめとした文化芸術分野のファンレイジングの仕組みの構築など、対応すべきことは多くある。これまで十分に把握されてこなかった文化芸術のエコシステムとしての把握と、持続的発展に向けた施策の推進が求められる。

参考文献

新・文化庁ことはじめ　文化庁創立50周年記念式典資料集、平成30年9月、文化庁
https://www.bunka.go.jp/bunkacho/50thAnniversary/pdf/r1409744_01.pdf
https://www.bunka.go.jp/bunkacho/50thAnniversary/pdf/r1409744_03.pdf
地方文化行政の機能強化に向けた調査研究報告書、令和５年３月、文化庁（委託先　株式会社シィー・ディー・アイ）
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/93913401_01.pdf
地方における文化行政の状況について（令和３年度）、令和５年５月、文化庁
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chiho_bunkagyosei/pdf/93898101_01.pdf
文化芸術推進基本計画―文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる―（第１期）（平成30年３月６日閣議決定）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf
文化芸術推進基本計画（第２期）－価値創造と社会・経済の活性化－（令和５年３月24日閣議決定）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/93856401_01.pdf
令和４年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「文化統計の体系化に関する調査・研究」、文化庁地域文化創生本部・名城大学（令和５年３月）
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93910801_03.pdf

参考URL

文化庁　https://www.bunka.go.jp/
文化庁　博物館総合サイト　https://museum.bunka.go.jp/
文化庁　文化芸術推進基本計画、文化芸術の振興に関する基本的な方針
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/index.html
文化庁　文化部活動に関する取組
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/1413713.html
文化庁　文化芸術活動の基盤強化
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/index.html
アーツカウンシル・ネットワーク　https://artscouncil-network.jp/network/
内閣府　経済財政運営と改革の基本方針
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/honebuto-index.html
（全て最終閲覧日は2024年1月8日）

[18] 令和４年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「文化統計の体系化に関する調査・研究」

英国の文化政策
地方分権とウェルビーイング

菅野幸子

1．政権交代と現政権による地方分権政策

1.1　政権交代と文化政策への影響

歴史的、政治及び社会的な背景を踏まえた英国の文化政策の特徴を考えるに当たり、その時々の政策には当時の政権の方針が大きく反映されていることに留意する必要がある。

第２次世界大戦後、英国の政治は保守党と労働党という２大政党制を基軸として、総選挙の結果によって政権交代を繰り返してきた。従来、保守党と労働党は、前者は比較的豊かな社会層、後者は労働者を基盤とする社会層を代弁し、それぞれの支持基盤に裨益する政策を実践してきた。従って、労働党が政権を率いている場合は、福祉や雇用政策を重視する政策となり、保守党が政権を握れば富裕層や経済活動を重視する政策となる傾向にあり、相反する政策が繰り返されてきた。このため、政権交代によって、政策が大きく変動し不安定になることを回避するため、現実的な方向へと両政党の政策をある程度収斂する、合意が必要ということから、いわゆる合意政治が慣例となっていた。

しかし、1979年に政権に就いたマーガレット･サッチャー（Margaret Thatcher）首相は合意政治の慣例を無視し、財政緊縮を主眼として公共支出を最小限に抑制する小さな政府を目指し、国営企業の民営化を進め、ニュー･パブリック･マネジメント（New Public Management）の導入を進めた。この政策によって、英国の経済は次第に再生が進んだ一方、文化予算は大幅に削減された。さらに、文化芸術団体の体制及び運営においても、マネジメントという民間企業の経営手法が導入されるようになり、1980年代以降、アート･マネジメントの概念が普及するようになった。

現在、英国（イングランド）の文化政策を担っているのは、文化･メディア･スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport, 以下「DCMS」）だが、その歴史はそれほど長くはない。同省の母体は、1992年、サッチャー首相の後を継いだ保守党のジョン･メージャー（John Major）政権において創設された国民文化遺産省（Department of National Heritage, DNH）である。その後、1997年、同省は、労働党政権において、文化･メディア･スポーツ省に改組された。ここに、初めて「文化」という言葉が冠された省が

誕生したのだった。

DCMSの創設は、文化政策がこれまで以上に大きな政策論の俎上に乗るようになったことを意味し、英国の文化政策を語る上では大きな転機となった。同省の設立以前は、閣外の芸術大臣が任命されていただけで、アーツカウンシル・イングランド（Arts Council England，以下「ACE」）が独立した機関として文化芸術政策の立案、履行、助成を担っていたのだが、閣内大臣が就任したことにより、ようやく国家レベルで文化芸術が議論されるようになったのだった。この変化の背景には、後述するように、文化芸術による地域再生やクリエイティブ産業の振興などが重要な政策アジェンダとして取り上げられるようになり、社会的にも経済的にも文化芸術セクターの存在が看過できなくなっていたという背景も生まれていた。

DCMSは、図表１にあるように、政権交代の度に何度か名称が変遷している。2023年2月に、内閣改造により、当初の名称であった文化・メディア・スポーツ省に戻っている[1]。リシ・スナク（Rishi Sunak）首相が、2017年以来、DCMSが所掌していたデジタル分野を、新たに創設した科学・イノベーション・テクノロジー省（Department for Science, Innovationand Technology）に移管することにしたためである。

図表１ DCMS の名称の変遷

期　間	政　権	名　称
1992 ～ 1997	保守党	国家文化遺産省 (Department of National Heritage, DNH)
1997 ～ 2010	労働党	文化・メディア・スポーツ省 （Department for Culture, Media, and Sport, DCMS)
2010 ～ 2017	保守党	
2017 ～ 2023	保守党	デジタル・文化・メディア・スポーツ省(Department for Digital,Culture, Media, and Sport, DCMS)
2023 ～現　在	保守党	文化・メディア・スポーツ省 （Department for Culture, Media, and Sport, DCMS）

出典：筆者作成

1.2　現在の政権と政策

現在は、保守党が政権を担い、首相には、財務大臣だったスナクが就任している。しかし、ウクライナ・ロシア戦争など世界の情勢の不安定化などによるエネルギー及び物価の高騰などの社会課題により、現政権に対する不満はますます高まっており、公共交通機関、教職員、医療関係者などが労働条件、賃上げ、年金の確保を求めてのストライキも頻発するなど、安定した政権基盤を築いているとは言い難い。そこへ、

[1] ＜https://mcvuk.com/development-news/name-change-for-government-body-as-dcms-goes-digital/＞（2023年11月20日閲覧）。

2023年11月13日に難民をアフリカに移送する計画などを表明して賛否両論をひき起こしていたスエラ・ブラヴァマン(Suella Braverman)内相が解任されたため、さらなる内閣改造の結果、首相経験者であるジェームズ・キャメロン(James Cameron)[2]が外相に起用されることになったのだが、元首相が外相として復活するのは、前例がほとんどなかったことから、この人事についても賛否両論が起きている[3]。英国でも、スナク首相は政権運営に苦慮しており、なかなか安定運営には至っていない。

2024年秋に総選挙が予定されているが、EU離脱への懐疑、労働問題への関心などが高まっていることもあり、労働党への政権交代が現実味を帯びてきている[4]。労働党も、政権交代を見越して、11月にシャドー・キャビネットの人事を一新し、DCMS大臣としてタンガム・デボネール(Thangam Debbonaire)を指名している[5]。

また、現在の政権交代の予兆については、英国社会におけるパラダイム・シフトが進行している背景も影響している。新型コロナウィルス感染症により2名の感染者が確認され入院した2020年1月31日は、奇しくも英国がEUを離脱した日でもあった。従って、英国政府は、パンデミックの惨禍に加えて、EU離脱への移行への対応も含め、二重の国難に見舞まわれていたことは、英国社会に大きな変化をもたらすこととなった。

さらに、この２つの要因に加え、前述の通り政治の世界も不安定な状況に陥っている。パンデミック期の保守党政権下において、当時の首相ボリス・ジョンソン(Boris Johnson)を始めとする閣僚が、自らが規定したソーシャル・ディスタンスなどの社会規範を破り、アルコール飲食を伴うパーティを開いていたというパーティ・ゲートによりジョンソン首相が2022年6月に辞任を表明。その後継となったエリザベス・トラス(Elizabeth Truss)が就任45日で辞任という、スキャンダルが続出した。同年9月には、70年の長きにわたり君主として英国を支えてきたエリザベス２世が崩御し、現在の英国社会は、社会的、政治的な面においてまさに転換期に立たされていると言えよう。

コロナ禍以後、英国では、社会システム面でも大きな変化がみられる。それは、在宅勤務が恒常化したことによって引き起こされている。パンデミックによって、世界的に在宅勤務を強いられたことは記憶に新しいが、英国では、パンデミックが収まった後でも、在宅勤務が恒常化し、仕事場に通勤という光景が大きく変化した。出張なども見直しの対象となり、CO_2を排出する航空機を使用する出張などの回数も激減し

[2] キャメロンを閣僚に就任させるため、政府は上院議員に推挙し、「サー」の称号が授与され、キャメロン卿となった。また、キャメロンは、2010年から16年にかけて首相に就任していたが、EU離脱を巡る国民投票でEU残留派だったため責任を取って辞任。その後、政界を引退し、ボランティア活動などに従事していた。従って、EU 離脱に関しては、スナク首相とキャメロン卿は立場を異にしている。

[3] 不法難民をルワンダに送付するという政府案は、一旦最高裁判所から違法とされたが、2023年12月、ルワンダ政府と契約が締結された。<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231115/k10014259341000.html>(2023年12月10日閲覧)。

[4] 調査会社ユーガブ上の投票によれば、2023年11月5日現在、現政権を支持しているのは15%、反対が65%となっている。<https://yougov.co.uk/topics/politics/trackers/government-approval>(2023年11月20日閲覧)。

[5] 元チェロ演奏家。<https://members.parliament.uk/Opposition/Cabinet>(2023年11月20日閲覧)。

ており、インターネットを通じたコミュニケーション、会議などにシフトしている。

例えば、ACEにしても、パンデミックが一段落した2023年3月に以前の事務所（スポーツカウンシルと共用していた建物）から、近隣にあった英国映画協会（British Film Institute, BFI）の建物に移転し、オフィス・スペースは大幅に削減された。大部分のスタッフは週１回、事務所に勤務するルールだが、毎日定時に通勤する必要はない。従って、常時、多くのスタッフが勤務していることはなく、広いスペースは必要なくなった。その代わりに、インターネットを通じたコミュニケーション、情報や業務の共有プログラムやシステムが発達しており、コミュニケーション及び情報不足など在宅勤務のデメリットはほとんどないと言う。スタッフの多くは、ロンドン周辺の市町村に居住しているが、むしろ地域コミュニティとの接点も増え、ワーク・アンド・ライフのバランスも実現され、地域コミュニティのニーズを知ることは自分たちの活動にもフィードバックされているという。CO_2排出削減など環境負荷への貢献が求められてもいるが、交通費に関わる経費やエネルギー削減、名刺の印刷も廃止といった自助努力も徹底されており、社会全体における業務や経費の効率化や合理化が進行している。こうしたことから、ACE全体としてはパンデミックによるパラダイム・シフトは組織全体の働き方改革につながり、経費削減ともなっているという。もっとも、ACEは、全体予算も削減されているため、自助努力は必須でもある。こうした変化はACEだけでなく、DCMSなどの政府機関、一般企業も同様の傾向にあることから、英国社会全体のパラダイム・シフトにつながっている。

日本の場合、会社や団体におけるネットワークのセキュリティの課題があるため英国ほど劇的な変化は見られないが、ACEにおいては、内部にITチームがあるため、在宅勤務のための独自プログラムを開発・編集しており、情報やコミュニケーションがスムーズに共有されている[6]。

[6] ACEの上級スタッフとのインタビューによる。（2023年9月実施）。

1.3　レベリング･アップ政策と地方分権の進行

2022年2月、地域間の格差を是正し、英国全体の地域活性を目指すレベリング･アップ政策に関する白書「レベリング･アップ～連合王国をレベル･アップする（*Levelling Up: Levelling Up the United Kingdom*）」が発表された[7]。

図表２　レベリング･アップ白書



出典：<https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom>。

この政策の策定には、EU離脱に賛成票を投じたイングランド北部地域に対する保守党政権の地域振興策という複雑な経緯がある。イングランド北部地域は、かつて石炭が産出し、産業革命が盛んな工業地帯だったが、現在は、経済が停滞している地域となり、比較的豊かなイングランド南部地域との社会的、経済的格差が課題となっている。従って、経済格差のあるイングランド北部へ財政投資を重視しており、以下の８項目にわたるミッションが達成目標として掲げられている。

図表３　レベリング･アップ政策のミッション

重点分野	達成目標
教育	読み、書き、算数において期待される水準を達成できる小学生の数を大幅に増加させる。
技術	英国のすべての地域において、質の高い技能訓練を修了する人数を大幅に増加させる。
健康	健康寿命における地域格差を縮小させ、2035年までに健康寿命を5年延ばす。
ウェルビーイング	英国のすべての地域で幸福度を向上させ、地域格差を縮小させる。
地域への誇り	人々が自分の住む町の中心部に対する満足度や、地域の文化やコミュニティへの関与といった「地域に対する誇り」を英国のすべての地域で向上させ、上位の地域とその他の地域との間の格差を縮小させる。
住宅	すべての地域で初めて住宅を購入する人が増加し、賃貸住宅に住む人が住宅を所有する道筋が立てられるようにする。
犯罪	犯罪による被害が最も大きい地域を重点に、殺人、深刻な暴力、近隣犯罪を減少させる。
地域における リーダーシップ	イングランド内の希望するすべての地域で、最高レベルの権限と、簡素化された長期的な資金調達手段を備えた権限移譲協定が締結されること。

出典：HM Government, *Levelling Up the United Kingdom Executive Summary*, HM Government, 2022, p.7をもとに筆者作成[8]

[7] <https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom>（2023年11月11日閲覧）。

[8] <https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom>（2023年11月11日閲覧）、一般財団法人地域国際化協会「ロンドン調査員レポート：レベリング･アップ *Part2 Stay local, but go far?*」2頁、<https://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2022/03/Levelling-Up-Part2-Stay-Local-but-Go-Far.pdf>（2023年11月11日閲覧）。

レベリング･アップを促進する要因は、６つの資本、すなわち、物理的資本(インフラ、機械、住宅)、人的資本(労働力、健康、経験)、無形資本(革新、アイディア、特許)金融資本、社会関係資本(人間関係、信頼関係)、制度的資本(地域のリーダーシップ、潜在能力、能力)から構成されており、この６つの資本がバランスのとれている地域が成功モデルとして目指されている。従って、英国のすべての地域において、より良い生活を求めて地元を離れないよう、前述の6項目の資本のすべてを豊富に備える地域となることが目指されて同政策が推進されいる。英国全土に機会がより平等に行き渡れば、かつて困窮していた地域の人々も潜在能力を発揮し、より長く、より健康で、より幸福な生活を送れるようになるというロジックがここにある。

また、同白書においては、これまでの政府による強い中央集権から、首長の強いリーダーシップによる政策実現を図るロンドン市型の権限移譲への移行についても言及されており、今後、各地域においては首長のリーダーシップが都市経営において重要な役割を担っていくことが期待されている[9]。

2. 文化政策の変遷

2.1　アーツカウンシルの創設とケインズ･レガシー

現在の英国の文化政策を牽引しているのは、前述の通り、DCMSではあるが、歴史的には、その所管にあるACE が実際の執行機関として、様々な政策を実践してきている。現在、社会的階級･階層が複雑な英国社会において、すべての国民に文化芸術へのアクセスを保障することが最大の課題となっている。地理的には、第2次世界大戦後、文化芸術のロンドンへの一極集中が進んだため、ロンドンとそれ以外の地域との格差という課題も生まれており、この格差の解消が現在に至るまで、英国の文化政策においては重要な政策課題として継承されてきている。同時に、文化芸術の卓越性を確保していくことも重視している。この２つの方向性は、英国の文化政策が、社会的にも歴史的にも、文化芸術へのアクセスを優先するのか、あるいは、その卓越性を重視するのかというジレンマの狭間で、常に揺れ動いてきている背景に起因している。

英国において、文化政策が体系的、組織的に行われるようになったのは、1946年、当時のアーツ･カウンシル･オブ･グレート･ブリテン(Arts Council of Great Britain, 以下「ACGB」)が創設され、公的資金が文化芸術支援に投入されるようになって以来と考えられている。ACGBの初代会長であり、経済学者であったジョン･メイナード･ケイ

9　HM Government, 2022., pp.8-9.

ンズ(John Maynard Keynes)は、創設に当たって、以下のように語っている。

> 芸術に関する一風変わった後援活動が、そっと始まったというところです。それは、非常にイギリス的で形式ばらず、地味なお望みならば生焼けと言ってよいやり方で始まりました。公衆の娯しみのために、劇、音楽および絵画の芸術を贈るべく、まじめな目的と成功への合理的な展望を持って努力している、私的あるいは地方の主導で作られた何らかの協会ないし事業体を鼓舞し、援け、支えるために、半独立の機関がささやかな資金を提供されているのです。 遂に、財務当局は、彼らの義務の一部として、生活を文明化する芸術の支援と奨励を承認するに至りました[10]。

そして、その組織体制の在り方についても、以下のように述べていた。

> これからは、我々は制度的に独立の、お役所的形式主義からの自由を、しかし大蔵省によってファイナンスされ、最終的には議会に対して責任を持つ－ 議会は、折に触れわれわれの支出について票決する際、我々の仕事ぶりに満足していることが必要でしょう－ 恒久的な機関でなければなりません[11]。

さらに、ケインズは首都ロンドンのみならず、地域における文化芸術の振興も留意していたのだが、その後のケインズの後継者たちは、舞台芸術やハイ･アート、ロンドンへの支援を優先するようになり、こうした方針に対して批判が生まれるようになっていた。

2.2　公的文化政策と文化芸術セクターの確立

1950年代から1960年代の英国は高度経済成長の時代にあって、若者たちが消費や文化の中心を担うようになり、特に1960年代は「スウィンギング･シックスティーズ」と呼ばれ、ビートルズを始めとする斬新な音楽やファッションが世界を席巻し、ロンドンは流行の発信源となった。このような社会状況にあって､1964年､労働党政権において､閣外ではあったが最初の芸術大臣としてジェニー･リー（Jennie Lee)が就任し、翌1965年、初めての公的な文化政策となる白書「芸術のための政策：最初の一歩（*A Policy for the Arts: The First Steps*)」が発表された。この政策文書によって、限定された社会層

[10] ケインズ，ジョン･メイナード『ケインズ全集 第28巻 社会･政治･文学論集』、那須正彦訳、東洋経済新報社、2013年、499-500頁。
[11] ケインズ、前掲書、500頁。

への文化政策ではなく、より多くの人々へ文化芸術へのアクセスを拡充することが推奨され、戦後のケインズ･レガシーは転換を迎えることとなった。

この政策を受けて、1970年代前半、地方での文化芸術活動が活発に展開されるようになった。例えば、全国各地に多目的な文化施設としてのアーツ･センターが建設されるようになったことからアーツ･センター運動、また、こうした地方での文化芸術活動を支援する中間支援組織として地方芸術(Regional Arts)協会も全国に誕生するなどリージョナル･アーツ運動、さらに、文化芸術へのアクセスのない人々に文化芸術を開いていくカルチュラル･デモクラシーを唱えたコミュニティ･アーツ運動などが活発に展開されるようになり、全国各地で文化芸術に関わる人口が急増するようになっていた。他方、ロンドンには、アーティストを目指す若者たちが集まるようになっていたのだが、物価の高い首都で創作空間を確保することは至難の業だった。こうしたアーティストたちの中から、ロンドン東部にある劣悪だが廉価な物件を自ら探し出してスタジオや居住空間に改修するグループも現れ、アーティストたちに廉価な物件を提供するアクメ･スタジオ(ACME Studio)[12]などの自助組織も誕生するようなっていた。この時期、民間財団による芸術支援も積極的に展開されるようになり、文化芸術セクターに従事する人口も少しずつ増え、文化政策に対する関心も高まるようになっていた。

しかし、一転して、1970年代後半の英国は、長い経済停滞期を迎えることとなった。いわゆる「英国病」が蔓延するようになったのである。社会や人口の構成も変化し、多くの移民が都市部で生活するようになり、多様な文化が混在する社会ともなっていた。当時、人口の3％を非白人が占め、その内の40％が英国生まれであるにも関わらず、多くの人々がエスニック･マイノリティとして社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれていた。このような社会状況の中で、レイモンド･ウィリアムズ (Raymond Williams)らによる文化を巡る様々な議論もおきていた。そして、ハイ･アートとサブカルチャーの相克、芸術と教育の問題、文化の多様性といった様々な社会的課題が一気に表面化するようになっていた。とりわけ、1976年に発表された、ナシーム･カーン(Naseem Khan)による「英国が無視する芸術 (*The Arts Britain Ignores*)」は、エスニック･マイノリティの人々の創作活動は芸術として正当な評価を受けていない現状を指摘した報告書で、従来の芸術の定義では包含しきれない英国の多様性が浮彫になった。この後、狭義の芸術政策からより広義の文化を包含した文化政策という用語に取って代わるようになった。

[12] 1972年の創設以来、ロンドン在住のアーティストたちに廉価に居住及びスタジオを提供している非営利団体。＜https://acme.org.uk/＞(2023年12月10日閲覧)。

2.3　文化と経済

1980年代には、小さな政府を目指す、1979年に誕生した保守党のサッチャー政権によって大規模な行政改革と緊縮財政が推し進められたことは前述の通りである。市場主義を押し付けるサッチャー政権に対抗して、ACGB、地方自治体、民間団体といった文化芸術セクターが一致協力して、同セクターは、年に105億ポンドの利益を生み出し、約50万人の雇用を生みだすことが可能であり、文化は経済に寄与することができると提言した報告書「英国における芸術の経済的重要性（*The Economic Importance in Britain*）」が発表された。これは、経済学者のジョン・マイヤーズコー (John Myerscough)が英国内の地方自治体における文化産業とその経済効果を調査してまとめた報告書であったが、その後のクリエイティブ産業論、あるいは文化芸術の国家の経済効果への寄与に関する議論につながる契機の一つとなった。

この後、1997年のブレア政権において、初めて「文化」が冠された文化・スポーツ・メディア省が創設されたことは前述の通りである。また、同政権においては、社会包摂的政策、クリエイティブ産業やクール・ブリタニア政策が推進され、こうした政策は現政権でも継承されている[13]。

また、上記１.３のレベリング・アップ政策において図表３の８項目の達成目標の内、「ウェルビーイング」及び「地域への誇り」の2項目が具体的な政策として、国民のウェルビーイングの向上やイングランド北部地域における文化芸術セクターへの投資増額などが実践されている。さらに、2023年、国の成長産業としてのクリエイティブ産業の振興に関する政策ビジョンと達成目標も発表された。

3. 現在の文化政策の特徴

3.1　人生の幸福感や健康と関わる文化芸術の役割

近年、医療や健康分野における文化芸術の効用が注目されており、2017年7月、超党派議員たちによる政策提言書「クリエイティブ・ヘルス：健康とウェルビーイングに寄与する芸術（*Creative Health: The Arts for Health and Wellbeing*）」が発表された。2 年間にわたる調査と、福祉・医療従事者やアーティスト、地方自治体関係者、学識者など 300

[13] 当時の同省の所掌範囲は、①アルコールとエンターテインメント、②建築とデザイン、③芸術、④放送、⑤コミュニティと地方自治体、⑥クリエイティブ産業、⑦文化財、⑧教育ならびに社会政策、⑨ギャンブル、⑩政府の芸術コレクション、⑪歴史的環境、⑫国際関係、⑬図書館、⑭顕彰、⑮人道支援、⑯博物館と美術館、⑰ナショナル・ロッタリー、⑱スポーツ、⑲観光の19分野であった。その内、クリエイティブ産業としては、①広告、②映像とビデオ、③建築、④芸術とアンテック、⑤舞台芸術、⑥出版、⑦工芸、⑧ソフトウェア、⑨デザイン、⑩コンピューターゲーム、⑪テレビ、ラジオ、⑫ファッション・デザイン、⑬音楽の13分野であった。＜https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7b11d440f0b66eab99ec2a/2001part1-foreword2001.pdf＞（2023年11月8日閲覧）。

人以上の人々と議論を重ねた成果として同報告書は作成され、多様な事例紹介も含め、芸術は、健康、ウェルビーイングの維持に重要な役割を果たしているとその推進を提言している。例えば、認知症の患者に対しては音楽療法が効果をあげていること、文化芸術活動に関与することによって仕事のストレスが軽減されること、あるいは、ロンドンの恵まれない地域に住んでいる人々が芸術活動に関わった後に、健康が促進されるといった事例が取り上げられている。同報告書のとりまとめにはACEも協力していたが、各関係機関に対して10項目にわたる提言がなされ、ACEに対しても、2020年から2030年にかけての10年戦略「レッツ・クリエイト（*Let's Create!*）」の中でも優先事項に位置づけるよう勧告している[14]。

この勧告を踏まえ、また、コロナ禍によって健康への関心が高まっていたこともあり、2022年、ACEは文化と創造性は人々の健康に寄与できるとして、「クリエイティブ・ヘルスとウェルビーイング（*Creative Health and Wellbeing*）」と題した方針を発表した[15]。すでに、2007年より、アーツカウンシルは健康省[16]と連携して多彩な活動を展開してきており、さらに、レッツ・クリエイト戦略においても最優先事項の１つとして重視していると報告している。そもそも、文化の概念には、育成する、あるいはケアする意味が包含されているのであり、長年、健康や幸福感を醸成する上で創造性が不可欠であるとし、ACEは、「クリエイティブ・ヘルスとウェルビーイング」とは、健康や人間の生活の質（QOL）と創造性との関連性を意味すると定義し、ナショナル・ヘルス・サービス（National Health Service, 以下「NHS」）や社会的処方のための国立アカデミー（National Academy for Social Prescribing, NASP）[17]、クリエイティブ・ヘルス国立センター（National Centre for Creative Health, NCCH）[18]とさらなる連携を進めていくと方針を明示している。こうした健康や医療と関わる文化芸術の事例として、ACEはアーティストがホスピスに滞在して、患者とその家族、そして医療従事者と一緒に作品を制作する取り組みや、長期にわたって病気と闘う若者たちの創造性を引き出す、病院に美術館

[14] 芸術・健康・ウェルビーイングに関する超党派議員連盟（英国）「調査報告書 クリエイティブ・ヘルス 健康とウェルビーイングに寄与する芸術活動 要約版」（国立アートリサーチセンター（NCAR）監修）、独立行政法人国立美術館 国立アートリサーチセンター、2023年、10頁。＜https://ncar.artmuseums.go.jp/reports/learning/wellbeing/research/post2023-352.html＞（2023年11月12日閲覧）。

[15] Arts Council England, *Creative Health and Wellbeing*, Bop Consulting & Arts Council England, 2022, ＜https://www.artscouncil.org.uk/developing-creativity-and-culture/health-and-wellbeing/creative-health-wellbeing＞（2023年11月12日閲覧）。

[16] 現在は、健康・社会的ケア省（Department of Health and Social Care）に改組。

[17] 社会的処方のための国立アカデミーとは、NHSの支援の下、2019年10月に非営利団体として創設された。この社会的処方とは、高齢者が生活や健康を取り戻していくための手助けとして地域コミュニティでのボランティア活動や運動サークルなどに積極的に参加することを奨励することで、創造的な文化芸術活動も重要な活動の一つとしてとらえられている。＜https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1_3_topics4.html＞（2023年11月12日閲覧）。

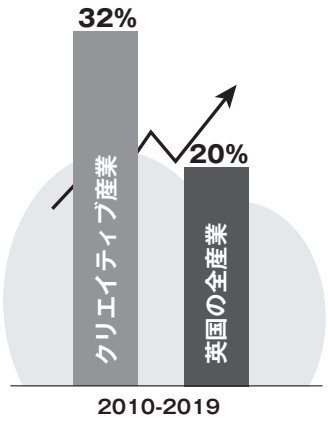
[18] クリエイティブ・ヘルス国立センターは、超党派議員グループによる報告の勧告により、2021年3月9日に創設された。健康やソーシャル・ケアに対して創造的アプローチを取っていくことにより、健康格差の解消、実践や研究を推進していくこと、政策を周知すること、また、分野横断的な事業の推進を目指して活動しているセンターである。＜https://ncch.org.uk/＞（2023年11月12日閲覧）。

や博物館の展示物を展示する、認知症患者と一緒に合唱するといった多様な実践例も積極的に提示しており、今後ますます重点を置いていくことを明言している。

3.2　クリエイティブ産業のさらなる振興と文化芸術セクターにおける人材育成

2023年6月、スナク首相は、文化芸術セクターを含むクリエイティブ産業に関する2030年までの政策ビジョンを発表した[19]。同産業は、年間1,080億ポンドの経済波及効果があり、230万人以上の雇用を生み出し、過去10年間で、他の産業分野に比較して1.5倍の成長を遂げている成長産業となっている。このビジョンにおいて、2030年までに100万人の追加雇用創出とさらに500億ポンドにのぼる経済効果を創出するという具体的な達成目標が提示され、ロンドンに集中しがちな人材を各地域でも養成し、その人口を拡大していくことによって、クリエイティブ産業全体のレベル･アップを図ることが目指されている。例えば、映画やテレビ、デザイン、ビデオ･ゲームなどの各分野において新たな卓越した拠点を創設し、若者たちに、才能と機会のパイプラインを提供するということである。

図表４　クリエイティブ産業の成長率



出典：Department for Culture, Media and Sport, *Creative Sector Vision: A Joint Plan to Drive Growth, Build Talent and Develop Skills*, Department for Culture, Media and Sport, 2023, p. 9.

クリエイティブ産業を英国の成長産業と位置付けたのは、1997年に樹立した労働党政権であったが、その後の保守党政権においても継承されてきており、「成長のための予算案」と銘打たれた2023年の春季国家予算案でも、雇用（Employment）、教育（Edu-

[19] Department for Culture, Media and Sport, *Creative Sector Vision: A Joint Plan to Drive Growth, Build Talent and Develop Skills*, Department for Culture, Media and Sport, 2023b, ＜https://assets.publishing.service.gov.uk/media/64898de2b32b9e000ca96712/Creative_Industries_Sector_Vision__accessible_version_.pdf＞（2023年11月15日閲覧）。

cation)、企業(Enterprise)、あらゆる場所(Everywhere)という４つのEから始まるキーワードと５つの優先分野が発表された。その優先分野の１つがクリエイティブ産業である。また、パンデミックにおいても、政府は、クリエイティブ産業救済のため、15億7,000万ポンドの文化回復基金(Culture Recovery Fund, 以下「CRF」)を投資している。その成果として、5千件以上の団体、22万件の雇用の確保につながったと報告している[20]。

2030年までの、このクリエイティブ産業政策振興のための達成目標は、以下の3項目である。

目標1

英国全土において、クリエイティブ･セクターを発展させ、さらに総付加価値(GVA)を500億ポンド増額させること。そして、目標１の下、イノベーション目標としてクリエイティブ産業に対して公的及び民間投資を増加させること、投資目標として各地域における飛躍的な投資によってクリエイティブ･ビジネスの可能性と発展を促進すること、輸出目標として毎年 1兆ポンド発展させること、といった３項目にわたる副次目標が掲げられている。

目標2

将来に備えて高度なスキルを磨き、生産性を高め、包括的な労働力を構築し、英国全土において、さらに100万人の雇用をサポートすること。そして、目標２の下、教育目標として、なるべく早いうちから創造性を育成するため教育の基礎を固めること、技術力目標としてクリエイティブ産業で必要とされる技術に見合うキャリア･パスと技術力を強化すること、労働の質的目標として英全土においてクリエイティブ産業とは耐久性があり活気ある仕事として認知されるようになることの３項目にわたる副次目標が掲げられている。

目標3

個人、コミュニティ、環境、英国の世界的地位を保障するクリエイティブ産業をプラスの影響として最大化すること。そして、目標３の下、福祉、環境、そしてソフトパワーの３分野においても、個別に目標を定めている。福祉目標としては、創造的な活動は福祉の向上地域コミュニティの強化に貢献し、地域への誇りを促進すること。環境目標としては、環境問題に取り組む上で、クリエイティブ産業の役割を強化していくこと。ソフトパワー目標としては、英国のクリエイティブ産業が世界中の観客に向けてリーチを拡充し、英国の

[20] ＜https://www.gov.uk/government/publications/creative-industries-sector-vision/creative-industries-sector-vision-a-joint-plan-to-drive-growth-build-talent-and-develop-skills＞（2023年11月15日閲覧）。

ソフトパワーが世界へ向けてポジティブな影響力を増進していくという副次目標が掲げられている[21]。

英国では、「クリエイティブ産業」を「個人の創造性、スキル、才能に起源を持ち、知的財産の生成と活用を通じて富と雇用創出の可能性を秘めた産業」と定義しているが[22]、この「個人」の多くがフリーランサーであり、クリエイティブ産業を下支えしている人材なのである。現在のクリエイティブ産業の範疇は、広告とマーケティング、建築、工芸・デザイン・ファッション、映画・テレビ・ラジオ、写真、博物館・美術館・図書館、音楽・舞台芸術・視覚芸術、出版、IT・ソフトウェア・コンピューター・サービス（ビデオ・ゲームを含む）の8分野であるが[23]、この分野の従事者の多くがフリーランサーであるのが実情で、パンデミック期間に改めてフリーランサーたちが置かれていた労働環境や権利が極めて脆弱だったことが明白になった。

そこで、AECは、2020年3月24日、第１回のロックダウンの発令の翌日、文化緊急ファンド（Cultural Emergency Fund, 以下「CMF」）を迅速に立ち上げ、文化芸術セクター支援を開始した。CMFは、ACEの既存の助成プログラムを改編して予算を作り出された。その後、ACEなどのDCMSのステーク・ホルダー団体が連携して政府に直接働きかけて、単発の文化芸術支援額としては類のない15億7,000万ポンドにのぼる基金が拠出されたのだった[24]。そして、この基金を原資として、パンデミックの下、ACEなどを始めとする文化芸術セクター救済のため様々な支援プロジェクトが展開された。CRFは、困窮する文化芸術セクターやフリーランサー救済のため、ACEを始めとする文化芸術団体やリーダー層がDCMSに直接働きかけて基金を拠出させることに成功した成果だった。ACEが迅速にかつ効果的に政府に働きかけることが可能であったのは、内部に、文化芸術セクターに関する詳細なデータや統計が蓄積されていたため迅速に、政府に提示し、理解を得ることに成功したとのことだった。なお、ACE内には、文化芸術セクターに関する統計やデータを収集、分析する専門家チームがあり、そのため、独自にデータ、統計を蓄積できているとのことであった[25]。

パンデミックが終息してきている現在、クリエイティブ産業も回復してきているが、文化芸術セクターにとっては人材不足という課題が残っていることから、同セクターにおける人材育成に重点を置いている。この背景には、パンデミック期間中、多くの

[21] Department for Culture, Media and Sport, 2023b, p.6.
[22] Historic England Archive, *Sector Support Guidance, Creative Industries*, Historic England Archive, n.d., ＜https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/808989/Sector_Specific_Guidance__Creative_Industries.pdf＞（2023年11月15日閲覧）。
[23] ＜https://www.gov.uk/government/statistics/dcms-and-digital-economic-estimates-monthly-gva-to-sept-2023＞（2023年11月15日閲覧）。
[24] 現首相のスナクが当時の財務大臣であった。
[25] ACEの上級スタッフとのインタビューによる。（2023年9月実施）。

フリーランサーたちは失業や転職を余儀なくされたため、映像関係者たちも多くは映画やテレビ産業に転職したことがあった。結果的に転職先の賃金が高かったことから、文化芸術セクターに戻るフリーランサーたちはほとんどいなかったため、ACEは、新たに文化芸術セクターで働きたいと考えている若い世代の人材育成に力を入れている。従来、文化芸術セクターに従事していたのは、高学歴の白人層に偏っていたこともあり、多様な文化背景を持っている多様な人材の育成を図っている。

なお、現在、ACEはエセックス大学と協働して、文化芸術セクターのフリーランサーたちに関する調査「フリーランサーたちの声を探して (Finding the Voices of Freelancers)」を今後3年にわたり継続的に実施することとして、2023年10月6日にインターネットを通じて調査を開始している。ACEは、これまで文化芸術セクターにおけるフリーランサーたちに関する統計やデータは把握していなかったからである。10月31日までの約1ヶ月間にわたり調査が行われ、各種データが集計、分析され、最終的に報告書として発表される予定である[26]。

3.3　文化芸術による地域再生

英国の都市政策研究者であるチャールズ・ランドリー（Charles Landry）は、欧州文化首都[27]に指名されたことを契機に都市再生を果たした成功モデルを形作った都市群を研究して、「創造都市（Creative City）」とブランディングしたことは良く知られている[28]。現在は、ユネスコが創造都市ネットワークを推進しており、英国でもグラスゴー市やノリッジ市が加盟している。

この欧州文化首都の最初の成功モデルとなったのが、1990年の欧州都市に指名されたグラスゴー市であった。かつての産業・工業都市であったグラスゴー市が文化都市に変貌を遂げ、成功モデルとなり、高い経済効果と都市としてのイメージ・アップを同市にもたらした。その後、スペインのビルバオ市やフランスのナント市などもグラスゴー・モデルを追随して成功モデルを作り上げたことから、欧州においては都市再生プロジェクトに文化芸術の要素を組み込むことは一つの定石となった。英国内では、2008年、グラスゴー市に次いでリバプール市が欧州文化首都に指名され、やはり年間を通じて多彩な文化イベントが展開され、大成功をおさめた。また、北部に位置する工業都市ニューカッスル市及びゲーツヘッド市でもミレニアム・ブリッジや工場を転用したバルティック現代芸術センターなどが誕生しており、英国内でも盛んに都市再生

[26] ＜https://www.essex.ac.uk/news/2023/10/06/finding-the-voice-of-freelancers＞　(2023年11月15日閲覧)。

[27] 1985年にギリシアの文化大臣で元女優のメリナ・メルクーリの提唱によりEUとしてのアイデンティティを高めていくため、年度ごとに欧州域内の1都市を「欧州文化都市」と指名し、1年間にわたり多彩な文化事業を展開し、相互理解を促進することが目指された事業。1999年に欧州文化首都に改称された。

[28] ＜https://charleslandry.com/＞(2023年11月15日閲覧)。

計画に文化芸術の要素が取り入れられるようになっている。

グラスゴー市以来、英国で２例目の欧州文化首都に指名されたリバプール市も新たな都市再生モデルとなったこともあり、2009年、当時のDCMS大臣であった労働党のアンディ・バーナム（Andy Burnham）によって英国独自の「英国文化都市（UK City of Culture）」構想が発表された。そこで、英国内[29]の都市あるいは地域[30]が立候補し、コンペで競い、最終的に選出された都市もしくは地域が「英国文化都市」となり、1年にわたり多彩な文化イベントが繰り広げられるのである。2013年、最初の英国文化都市に選出されたのが、北アイルランドのデリー市及びロンドンデリー市で、以後４年ごとに開催され、2017年はハル市、2021年はコベントリー市、2025年にはブラッドフォード市が選出されている[31]。英国は2020年にEUを離脱したこともあり、英国独自の文化都市プログラムとして展開されている。

文化芸術による都市再生が盛んに奨励されているのは、地域振興や経済効果が目指されているのはもちろんのことだが、同時に多様な文化背景を持つ市民が集まる都市や地域においてはコミュニケーションの欠如、孤立の問題が往々にして起きるため、文化芸術の持つ力によって住民同士のコミュニケーションや結束力、そして地域への誇り（シビック・プライド）を高めていくことが期待されているためである。また、政府としてもすべての国民に対し文化芸術へのアクセスを保障するインクルーシブな政策を目指していることもあり、各地域において文化芸術活動力が発揮されることが期待されている。

このような経緯において、近年、英国で最も注目を浴びているのが、北部地域の中核都市の一つであるグレーター・マンチェスター合同行政機構（以下「グレーター・マンチェスター」）[32]である。2017年、このグレーター・マンチェスターの市長に就任したのが、DCMS大臣を務めた経験のある前述のアンディ・バーナムであり、現在２期目を務めている。

英国では、日本の知事・市町村長のような独立した行政機関の長は存在しておらず、従来、対外的には市議会の議長が地方自治体を代表し、政治的実権はリーダー（Leader）と呼ばれる市議会の多数党の長が掌握していた。 しかし、地方自治法が2000 年に改定され、イングランドでは、直接公選首長制が導入されるようになると、グレーター・ロンドン・オーソリティ （Greater London Authority, 以下「GLA」）の市長のように、近年は、公選された首長が強いリーダーシップを持って政策を推進する傾向が生まれて

[29] イングランドのみならず、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドも含まれる。
[30] 2025年以降は、地方自治体が単独もしくは広域の集合体として立候補することが可能となっている。
[31] ＜https://www.gov.uk/government/collections/uk-city-of-culture-2025＞（2023年11月24日閲覧）。
[32] 2011年設立され、マンチェスター市を含む近隣の10のディストリクトから構成されている広域行政圏。（自治体国際化協会「英国の地方自治」自治体国際化協会、2011年、26頁）。

いる。従って、現在は中央政府から地方自治体への権限移譲が進んでいる最中にある[33]。

バーナムもまた強いリーダーシップを持って、グレーター・マンチェスターの都市経営を推進しているのだが、前述のように、DCMS大臣当時、英国文化都市構想を提案していたこともあり、文化政策にも熱心に取り組んでいる。まず、2019年、初の文化戦略「マンチェスターで成長、世界中に周知(Grown in Greater Manchester, Known Around the World)」を策定した。同戦略では、以下の３項目に重点が置かれている。

(1)グレーター・マンチェスターならではの独自の文化に関わる声と志を集積することにより、文化的革新に対する評判を高め、経済の活性を促すとともに、国内外のステージでグレーター・マンチェスターの知名度を高めること。
(2)グレーター・マンチェスターがすべての住民に提供する文化的豊かさを促進していくことにより、住民の生活を豊かにしていくこと。
(3)より強固で応答性の高い文化的機会を通じて、住民たちの健康や幸福度を向上させていくことを支援すること[34]。

続いて、バーナムは、2020年に、「グレーター・マンチェスター文化の町(Greater Manchester Town of Culture)」(以下「文化の町」)を創設し、グレーター・マンチェスター域内での文化芸術の振興を推進している。2022年の「文化の町」に選ばれたのが、スタリーブリッジ(Stalybridge)[35]で、グレーター・マンチェスターから 5万ポンドの助成金が交付されている。

他方、マンチェスター市では、ノーザン・パワーハウス(Northern Powerhouse)政策も進められている。このノーザン・パワーハウス政策は、2014年、当時の財務大臣だったジョージ・オズボーン(George Osborne)により、技術、イノベーション、交通、文化などへの投資を通じて、イングランド北部地域の経済振興を目的として、大規模な予算が投じられている。北部地域は、かつて産業革命や石炭産業が繁栄した地であったが、第２次世界大戦後は産業移転、石炭産業の衰退などの要因により経済が低迷し、南部地域との経済的格差が顕著になっていたため、梃入れする必要があったためである[36]。そこで、ノーザン・パワーハウス政策推進のため、オズボーンは7,800万ポンドの予算を配賦したのだった。オズボーンは、その際、以下のように語っている。

[33] 自治体国際化協会、2011年、32-33頁。
[34] <https://www.greatermanchester-ca.gov.uk/media/6447/grown-in-greater-manchester-known-around-the-world.pdf>(2023年11月25日閲覧)。
[35] <https://www.tameside.gov.uk/townofculture>(2023年11月25日閲覧)。
[36] <https://northernpowerhouse.gov.uk/>(2023年11月25日閲覧)。

イングランド北部の都市は、個々でそれぞれ力強いが、まとまると十分に力を発揮することができない。全体は、それを構成する部分の集合より劣っている。それゆえ、大都市ロンドンの優位性がますます高まっている。このことは、英国経済にとって健全ではない。我が国にとって良い事態ではない。我々は、(ロンドンを必要としているのと同様に)ノーザン・パワーハウスも必要としている。[37]

このノーザン・パワーハウス政策の一環として推進されているのが、マンチェスター・インターナショナル・フェスティバル(Manchester International Festival, 以下「MIF」)である。

MIFは、マンチェスター市を代表する国際的な文化芸術活動の一つとなるよう2007年から隔年に開催されているが、既存の芸術フェスティバルの概念を覆す先駆的で実験的なプログラムで構成される総合芸術フェスティバルとして実施されている。MIFは、ノーザン・パワーハウス政策により大規模な予算が投入されたため、開催規模が拡大している。このMIFの拠点となるのがAVIVAスタジオ[38]で、当初の予定から4年遅れて、2023年10月に正式にオープンしたばかりである。AVIVAスタジオは、かつて、グラナダ・テレビ局のスタジオだった跡地に建設され、近隣には、Hotels.comを始めとするIT企業が集積し始めており、今後のグレーター・マンチェスターのクリエイティブ産業の集積地となることが期待されている。

ノーザン・パワーハウス政策の後、前述のように、レベリング・アップ政策が推進されるようになったのだが、MIF及びファクトリー・インターナショナルは、ノーザン・パワーハウス政策の一環として進められている。

図表5　AVIVAスタジオ



図表6　ファクトリー・インターナショナル事務所



ともに筆者撮影(2023年9月)

[37] <https://www.jlgc.org.uk/jp/monthly_topic/uk_jan_2017_northern_powerhouse/>(2023年11月25日閲覧)。
[38] ネーミングライツによりAVIVA保険会社の名前が冠されている。

また、レベリング・アップ政策の一環として、ACEは、ロンドンを拠点としている文化芸術団体のいくつかにロンドン以外に移転することを奨励しているのだが、オペラを英語で上演するイングリッシュ・ナショナル・オペラ (English National Opera, ENO) もその一つで、なかなか移転先が決まらずにいたのだが、2023年12月、マンチェスターに拠点を移転することが発表された[39]。また、レベリング・アップ政策の影響もあって、ACEは、グレーター・マンチェスターを拠点とする数多くの文化芸術団体に対しても積極的に支援している[40]。

このように、次々と文化芸術に関わる新たなプロジェクトが進展している現在のグレーター・マンチェスターは、英国で最も注目されている都市となっている。

一方、グレーター・ロンドンでも、2012年のロンドンオリンピックのレガシーの一つとして、開催会場に選ばれた東部地区にあるストラットフォードの再開発が目指されている。この再開発においては、従来、ロンドン西部に集積していた文化及び高等教育施設を東部地区にも新たに建設していく計画が進行している。クィーン・エリザベス・オリンピック・パーク内のイースト・バンクには、BBC、サドラーズ・ウェルズ劇場付属劇場、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館分館[41]、ロンドン芸術大学(University of the Arts London, UAL)のファッション学部[42]、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(University College London East, UCLE)、政府やブリティッシュ・カウンシル(British Council)などの公的機関なども集積するようになり、新たな文化・教育拠点が形成されつつある。

図表７　クィーン・エリザベス・オリンピック・パークのイースト・バンク



筆者撮影(2023年9月)

[39] <https://www.eno.org/news/eno-and-greater-manchester-announce-plans-for-new-home-in-city-region/> (2023年12月11日閲覧)。
[40] <https://www.manchester.gov.uk/info/200079/regeneration/8346/culture_in_the_city_-_levelling_up_fund_project> (2023年11月25日閲覧)。
[41] 2025年に開館予定。
[42] 2023年10月に開学。

図表８　ロンドン芸術大学とサドラーズ・ウェルズ劇場付属劇場の外観



筆者撮影（2023年9月）

また、GLAも2019年より「ロンドン文化区（London Borough of Culture）」を開始しており、毎年、グレーター・ロンドン域内の一つの区を選考し、年間を通じて多彩な文化イベントが開催されている[43]。

3.4　コロナ禍及びEU離脱後におけるACEの国際戦略

2020年に起きたコロナ禍やEU離脱によって、英国の文化芸術団体の国際的な活動は大幅に制限された。イングランドの文化芸術団体の国際的活動にとって、最も重要なパートナーは、図表9にあるように、EU諸国と北米を拠点とする文化芸術団体で、収入もこうした国々での活動から生み出されていた。とりわけ、EU諸国とは、クリエイティブ・ヨーロッパ（Creative Europe）[44]からの助成金を獲得して国際共同制作、国際フェスティバルなどが活発に取り組まれていたこともあり、文化芸術セクターに属するアーティストたちやアーツ・マネジャーたちはEU離脱には反対していた。結局、EU離脱によって、ビザや健康保険、知的財産権などに関する様々な法的障壁が再び生じることになり、政府は膨大な法改正などの対応に追われることになった。

他方、コロナ禍によって、インターネットを通じた国際交流が活発になり、これまで交流が少なかった地域、アジア、アフリカ、中東、ラテン・アメリカともインターネットを通じての交流が増えている。

さらに、ACEは、ブリティッシュ・カウンシルと連携して、EU域内のドイツ、フランス、イタリアなどと個別に２ケ国間での共同プロジェクト「カルチャー・ブリッジ（Culture Bridges）」を開始している。また、環境問題も世界全体での共通課題となって

[43] ＜https://www.london.gov.uk/programmes-strategies/arts-and-culture/current-culture-projects/london-borough-culture＞（2023年11月25日閲覧）。
[44] EU域内の文化及びクリエイティブな活動を支援するEUのプログラム。＜https://culture.ec.europa.eu/creative-europe＞（2023年11月25日閲覧）。

いることから、今後は、北欧諸国やオランダといった環境問題に意識の高い国々とも交流を深めていく予定としている[45]。

図表９　2021年から2022年にわたる物理的な国際共同活動の割合



出典：Ars Council England & BOP Consulting, *International Activity Supported by Arts Council England*, Bop Consulting, 2023, p. 82.

4. DCMSとACEの組織体制と政策形成の仕組み

4. 1　DCMSとACEとの役割分担と関係性～アームズ･レングスの原則

現在の英国の政治制度においては、政府（省庁）は政策を立案し、所管の政策執行機関であるアームズ･レングス公共機関（Arm's Length Bodies）が政策の具現化を担うという役割分担になっている。政府とアームズ･レングス公共機関との間では、3年～4年毎に運営合意書（Management Agreement）が交わされ、相互の業務上の役割と責任の所在を明確にして業務が重複しないよう活動している。また、相互間においては、必要に応じて緊密な連携が図られ、協力し合っている。政府からアームズ･レングス公共機関に対して交付金が交付されており、アームズ･レングス公共機関はこれを活動の原資として、政策の実現に向けた業務を展開している。

その際、政府は、アームズ･レングス公共機関の意思決定を尊重するというアームズ･レングスの原則が適応されている。この関係性において、省庁は議会に対して所管のアームズ･レングス公共機関の活動に対して説明責任を負っており、政府の交付金を受けているアームズ･レングス公共機関は3年に一度、適切に交付金を運用し活動してい

[45] Ars Council England & BOP Consulting, *International Activity Supported by Arts Council England*, Bop Consulting, 2023, ＜https://www.artscouncil.org.uk/research-and-data/our-research/international-activity-report＞（2023年11月25日 閲覧）。

るかの評価(レビュー)を受けなければならない。

アームズ・レングス公共機関は、機能によってエグゼクティブ・エージェンシー(Executive Agencies)、政府外公共機関(Non-Departmental Public Body, NDPB)、非内閣構成省庁(Non Ministerial Departments, NMDs)という3種類に分類される。いずれも政府から一定の距離を保持し、独立して運営されている[46]。

文化政策を所管しているDCMSと政策目標の執行を担うアームズ・レングス公共機関の一組織としてのACEとの間でも、この原則が適用されている。すなわち、DCMSとACEは運営合意書を正式に締結してアームズ・レングスの原則に基づいた関係性を保持している。DCMSと所管のACEのような政府外公共機関との関係性についても、DCMS大臣とACEや国立美術館・博物館などの代表との間で運営合意書が締結されており、政府外公共機関は、進捗の指標、費用対効果、リスク・アセスメント、エビデンスとしての各種統計データの収集を含め、経営方針、財政計画、公共投資のマネジメント、経営プランなどをDCMSに常に報告するなど説明責任を果たし、評価(レビュー)を受けている。

ただし、今回のようなコロナ禍においては、文化芸術セクター保護のため、ACEがDCMSに積極的に働きかけて文化回復基金の拠出を促すなど、時勢に応じて協力体制を築いている[47]。

図表10　DCMSとACEとの関係性



出典:筆者作成

4.2　DCMSの組織体制

DCMSは、閣議に出席できる権利を有する閣内大臣を長とする大臣省であり、上院及び下院議員から任命された、閣内大臣(Secretary of State) 1名、閣外大臣(Minister of State) 1名、政務次官(Parliamentary Under-Secretary) 2名が置かれている。現在のDCMS大臣は、2023年2月の省庁再編によって、ルーシー・フレイザー (Lucy Frazer)が

[46] <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a74d700e5274a59fa715592/Classification-of-Public_Bodies-Guidance-for-Departments.pdf>(2023年11月25日閲覧)。
[47] ACE上級スタッフとのインタビューによる。(2023年9月実施。)

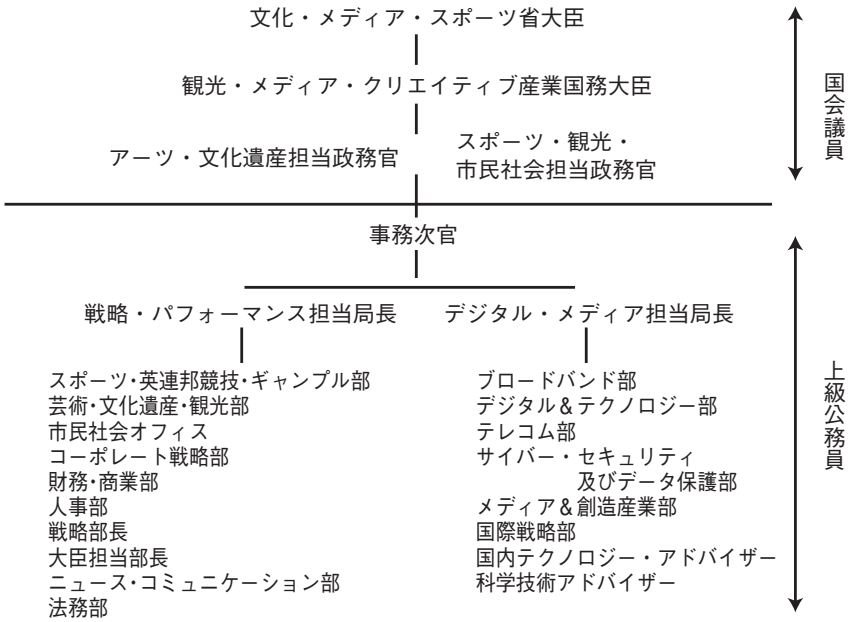
就任している。大臣や政務事務官の所掌範囲は、政権やその時々の社会状況に応じて柔軟に変更される。

DCMSの意思決定に関しては、閣内大臣が議長を務める省委員会(Departmental Board)を通じて議会に提出される。省委員会は、閣外大臣、政務次官の他、執行委員(Executive Board Members)と省外執行委員(Non-Executive Board Members)から構成されているが、執行委員は，事務次官(Permanent Secretary)、局長などの上級公務員が委員を務めており、省外執行委員には、政策やマネジメントについての助言を行う民間から選ばれた委員が就任している。

DCMSの現在の所掌範囲は、メディア、クリエイティブ産業、文化、芸術、文化遺産、若者、市民社会、スポーツ、ギャンブル、観光、記念式典である。また、DCMS所管の公共機関(Public Bodies)は、現在47機関あり、文化政策を担っているアーツカウンシル・イングランドもその一機関である。

英国では、政府の組織体制が流動的であるため、DCMSもACEも共に組織図はないと明言しているが、現在入手できる最新版として、図表11にある2018年現在の組織図を参考までに掲載しておく。しかし、前述の通り、デジタル局は移管されたので、現在、デジタル局は無いことは留意されたい。なお、2023年3月現在、DCMSのスタッフ数は約1,700名である[48]。

図表11　DCMS組織図(2018年現在)



出典：Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Accounting Officer System Statement*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2018をもとに筆者作成[49]

[48] Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2023*, Department for Culture, Media and Sport, 2023a, p.87,
＜https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6569f8a01104cf000dfa73ae/E03016038_HC_255_Dept_of_Culture__Media_and_Sport_ARA_2022-23_Web_Accessible.pdf＞ (2023年12月4日閲覧)。

4.3　アーツカウンシル･イングランドの組織体制

ACEの意志決定機関は、ナショナル･カウンシルで、文化･メディア･スポーツ大臣から任命されたアーティストやアーツ･マネジャーといった文化芸術セクターでのキャリアを有した15名の専門家から構成されている。このメンバーには、会長及び5名のエリア･カウンシル[50]の代表も含まれている。任期は4年で、１再任される場合もある。

また、事務局体制としては、ACEは、図表12にある12のチームによって運営されている。主要な事務所は、ロンドンとマンチェスターに置かれており、前述の通り、柔軟な勤務体制が取られている。

図表12　ACEの運営チームと役割

チーム	役 割
アーツと博物館･美術館	レッツ･クリエイト戦略、国際戦略に関わること。
コミュニケーション	全国でのアドボカシーとコミュニケーションに関わること。
文化回復基金	レッツ･クリエイト戦略、ACEの助成団体及びステーク･ホルダーへの対応。
データ	文化を創造するために必要なデータの収集と分析。
ダイバーシティ	ダイバーシティ、平等性、包摂性に関わること。
事業とイノベーション	各事業とイノベーションに関わること。
人事	人事に関わること。
ガバナンスと企画	事業の展開、波及効果、リスク･マネジメント、情報のガバナンス、法律に関わること。
博物館･美術館と文化財	博物館･美術館と文化財に関わること。
場、エンゲージメント及び図書館	地方自治体、地方分権、魅力ある場づくり、エリア･カウンシルに関わること。
公共政策とコミュニケーション	健康、ウェルビーイング、犯罪、社会的･経済的不利益に関わること。また、ACE本体と幅広いステークホルダー（政府と文化芸術セクター）とのコミュニケーションに関わること。
戦略	レッツ･クリエイト戦略及びその伝達計画の策定に関わること。

出典：ACEのSenior Leadership Teamの記述をもとに筆者作成[51]

ACEの職員数は601名で、ACEと被助成団体及び個人との間をつなぐ、リレーションシップ･マネジャーが数多く配置されており、助成を受けている団体及び個人と密接なコミュニケーションを取っている。また、全国９ケ所に地方事務所が設置されている[52]。

[49] ＜https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c0fe401e5274a0adddb1543/AOSS_DCMS_December_2018.pdf＞（2023年11月25日閲覧）。

[50] ロンドン･エリア、ミッドランズ･エリア、ノース･エリア、サウス･イースト･エリア、サウス･ウエスト･エリアの５エリア。

[51] ＜https://www.artscouncil.org.uk/our-organisation/our-leadership-structure/our-senior-leadership-team＞（2023年11月25日閲覧）。

2022年度の収入は、図表13の通り、約796百万ポンドであるが、図表14にあるように、2020年度は1,488百万ポンド、2021年度は943百万ポンドと年々減少しており、とりわけ政府からの交付金が大きく削減されており、2022年度は2020年度のほぼ半額減収となっている。

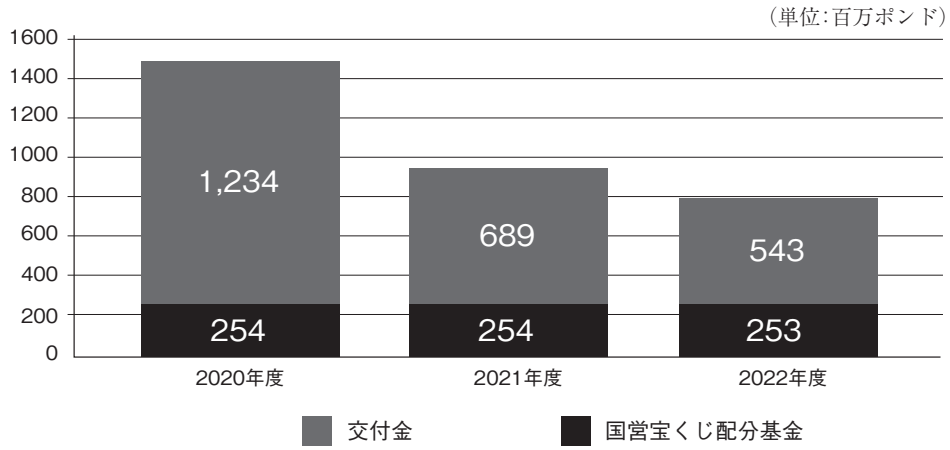
図表13　ACEの収入（2022年度）

（単位：千ポンド）

費　目	2022年度
交付金	540,236
国営宝くじ配分基金	246,755
配分基金の投資リターン	4,952
雑収入	3,768
合　計	795,711

出典：Arts Council England, *Grant-in-Aid and National Lottery Distribution 2022/23* Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2023, Arts Council England, 2023, p.83をもとに筆者作成。

図表14　ACE収入の推移（2020年度～2022年度）

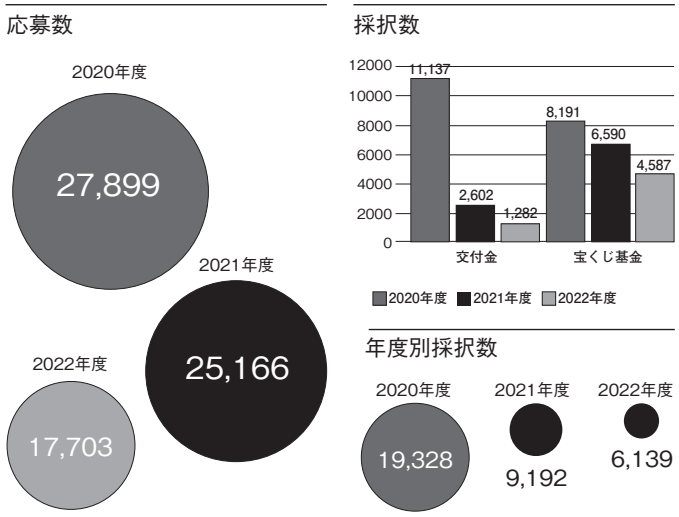


出典：Arts Council England, *Grant-in-Aid and National Lottery Distribution 2022/23 Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2023*, Arts Council England, 2023, p.6.

ACEの収益の減収、特に政府からの交付金の減額を反映して、図表15にみられるように、助成枠も激減しており、文化芸術団体にとっては死活問題となっている団体も増えている。

[52] Arts Council England, *Grant-in-Aid and National Lottery Distribution 2022/23 Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2023*, Arts Council England, 2023, p.9,
＜https://www.artscouncil.org.uk/our-organisation/annual-reports/arts-council-england-grant-aid-and-lottery-distribution-annual-report-and-accounts-202223＞ (2023年12 月4 日閲覧)。

図表15　応募件数の推移（2020年度～2022年度）



出典：Arts Council England, *Grant-in-Aid and National Lottery Distribution 2022/23 Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2023*, Arts Council England, 2023, p.7.

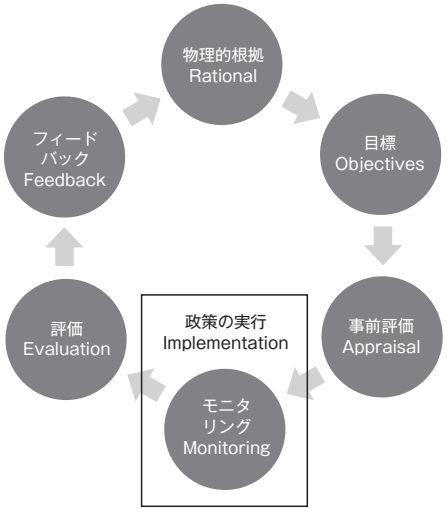
4.4　政策形成の仕組み、政策目標と評価

英国ではROAMEFサイクルに基づいて政策が形成され、評価されている。その基本サイクルは図表16にあるように、政策の設定理由･位置づけ（Rational）→ 検証可能な目的の設定（Objectives）→ 政策の事前評価（Appraisal）→ 政策の実行（Implementation）とモニタリング（Monitoring） → 事後評価（Evaluation）→ 評価結果のフィードバック（Feedback）という一連の循環に則って形成され、評価されている。

何よりも、政策実現の実績が重視されており、達成目標や財政報告に加えて統計やデータといった多様なエビデンス資料の提出が求められる。例えば，DCMSが財政支援する国立博物館･美術館に対する達成目標をどの程度達成したかを評価するため、年齢別入場者数、活動別参加者数、博物館･美術館へのアクセス方法などに関する様々な統計データを提出することが求められる。特に、DCMSが主なターゲットとしている子どもたちや若者層の入場データについては、帰属する社会層や年齢層なども細かく分類したデータや統計を収集し、支援額に対する費用対効果もあわせて報告しなければならない。

また、政策を実行する前に、実際にその政策の影響を受けると想定されるステーク･ホルダーを対象として、日本のパブリック･コメントに該当するコンサルテーションを最低12週間にわたり実施し、ステーク･ホルダーたちの声を聴取し、政策に反映しなければならない。これは、現場と政策との乖離を最小限に防ぐ方策でもある。また、実際の政策の実行とその評価に当たっては、モニタリングが重視され、政策が効果を上げているかどうか検証しなければならない。

図表16　政策形成及び評価サイクル～ ROAMEFサイクル



出典：HM Treasury, *The Magenta Book: Central Government Guidance on Evaluation,* HM Treasury, *2020,* p. 11をもとに筆者作成[53]

上述の政策形成及び評価については、中央政府の省庁共通の政策評価のマニュアルとして、財務省より「グリーン・ブック（*The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government*）」[54]と「マゼンダ・ブック（*The Magenta Book: Guidance for Evaluation*）」の2種類が発行されている。前者は，政策評価の必要性、プロセス、評価手法の種類についてのガイドラインであり，後者は、政策の事前評価と事後評価に関するマニュアルであり、費用便益分析に基づいた具体的な評価方法を取り入れたガイドラインとなっている。この２種類のガイドラインに基づき、英国政府の全ての政策の評価、公共投資の経済効果の測定が行われている。いずれも極めて明確、かつ具体的な内容となっているため、後者の「グリーン・ブック」はアフリカ諸国や英連邦加盟国でも政府の評価マニュアルとして広く活用されている。

なお、現在のDCMSの政策目標は以下の4項目である。

（１）進化しているデジタル・コネクティビティを通じて、経済的成長と生産力を高めること。

（２）新型コロナウィルスによって最も大きく影響を受けたDCMSに帰属するセクター、とりわけ、文化、スポーツ、市民社会、クリエイティブ産業を劇的にかつ国際的に進化させていくこと。

[53] HM Treasury, *Magenta Book: Central Government Guidebook on Evaluation,* HM Treasury 2020,＜https://www.gov.uk/government/publications/the-magenta-book＞（2023年11月25日閲覧）。

[54] HM Treasury, *Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government,* HM Treasury, 2022,＜https://www.gov.uk/government/publications/the-green-book-appraisal-and-evaluation-in-central-government＞（2023年11月25日閲覧）。

（3）データやデジタル技術を幅広く活用していく機会を増やしていくこと、イノベーションを促進すること。他方、英国の経済的安全性と社会に対するデジタル面での危害を最小限にとどめること。
（4）主要なイベントや記念式典を通じて、全国のコミュニティでの結束力を高めていくこと。その際、特に若者たちの間で、参加に関わる不平等を軽減すること[55]。

上記（2）及び（4）の２項目が文化芸術セクターに関わる達成目標となっており、クリエイティブ産業における文化芸術セクターの再建、そして、多様な文化イベントなどを通じて社会全体の結束力を高めていくことが期待されている。

5. 現在の文化政策の理念

2016 年 3 月，前述の1956年の白書「芸術のための政策：最初の一歩」以来、約 50 年ぶりとなる「カルチャー・ホワイト・ペーパー（*The Culture White Paper*）」が発表された。政策目標として、①誰もが，人生のどの地点からでも，文化が提供する機会を享受できること、②文化がもたらす豊饒さは，全国どのコミュニティにおいても受益できること、③文化の力は英国の国際的立ち位置を増強するものであること、④文化への投資は、回復力があり、改革する力があること、といった4項目が揚げられれている[56]。とりわけ、①の文化芸術へのアクセスに関しては、最も恵まれていない立場にある青少年たちへ機会を開いていくことを最優先とする包摂的な政策が打ち出されている。また、この白書で注目されているのが、社会的インパクト投資という考え方であり、政府からの投資を獲得するには、公的投資として社会的課題の解決に役に立つ活動であることが優先されているということである。その背景には、根強い社会的格差・経済的格差がさらに拡大しており、さまざまな社会的課題が生じていることにある。

上記の白書での理念表明を受けて、実際の文化政策を執行するACEは、2020年から2030年の10年間に向けての政策となる「レッツ・クリエイト」戦略を発表した。同戦略では、以下の３点の達成目標（アウトカム）と４点の投資原則が提示され、すべての国民が創造的であることを目指す方針が明示された。

[55] Department for Culture, Media and Sport, 2023a, p. 8.
[56] Department for Culture, Media and Sport, *The Culture White Paper, Department for Culture*, Media and Sport, 2016, pp. 8-11,
＜https://www.gov.uk/government/publications/culture-white-paper＞ (2023年11月30日閲覧)。

＜３つの達成目標＞

（１）創造的な人間であること：誰もが、人生を通じて自らの創造力を高め、表現できること。

（２）文化的なコミュニティ：村、町、都市は文化に対して協働的なアプローチを通して生き生きとしたコミュニティとなること。

（３）創造的で文化的な国となること：イングランドの文化芸術セクターが革新的で、協働的、かつ国際的であること[57]。

＜投資原則＞

（１）高い志と質：文化団体は高い志を抱き、作品の質を高めることに関与していること。

（２）包摂性と関連性：イングランドにおける多様性は、ACEが支援する団体や個人、あるいはそのような人々が創り上げる文化に反映されること。

（３）ダイナミズム：文化団体はダイナミックで今後10年間に起きうる様々な課題に対応できること。

（４）環境に対する責任：文化団体は、環境に対する責任を率先して主導すること[58]。

上記の達成目標が提示されたものの、直後にコロナ禍に見舞われたため、2020年から2021年までは、その対応策に追われたが、2021年になって、この戦略の実行計画として、2021年から24年にかけての3ケ年にわたるデリバリー・プラン「コンテクストを設定する（*Setting the Context*）」が発表された。この実行計画においては、まず、インクルーシブな社会を目指す文化政策を掲げ、（１）将来に適応できる文化芸術セクターの確立、（２）魅力的な場づくり的アプローチとレベリング・アップに対する支援強化、（３）個人への支援の強化、（４）文化芸術セクターの国際的活動への支援、(5)ACE自体の改革という５項目にわたる文化芸術セクター再建のための具体的な目標が掲げられている[59]。

2022年11月4日、上記の方針と政府のレベリング・アップ政策を反映し、2023～26年度にかけて継続的に大規模助成を受けられる990件のナショナル・ポートフォリオ団体が発表された。この結果、ロンドンに拠点を置く団体に助成金が集中する傾向が高かった従来とは異なり、地方の団体やエスニック・マイノリティの団体への助成配分が増やされ[60]、イングリッシュ・ナショナル・オペラなど著名な団体への助成打ち切りが発表さ

[57] Arts Council England, *Let's Create*, Arts Council England, 2020a, p.28, ＜https://www.artscouncil.org.uk/our-strategy-2020-2030＞（2023年11月15日閲覧）。

[58] *Ibid*., p.29.

[59] Arts Council England, *Let's Create Delivery Plan 2021-2024*, Arts Council England, 2020b, p.5, ＜https://www.artscouncil.org.uk/lets-create/delivery-plan-2021-2024＞（2023年11月15日閲覧）。

[60] 前回の配分割合の約2.4% から、今回は8.4%まで増えた。

れた。そのため国会でも超党派の議員たちが非難するなど賛否両論を引き起こしていたのだが[61]、最終的にマンチェスターへの移転が決定されたのは、前述の通りである。

他方、コロナ禍は、個人の創造的実践者たちやフリーランサー業界に、大きな影響を及ぼした。とりわけ、これまでACEの公的助成にアクセスのなかった個人への打撃は大きかった。これまでの助成モデルは、アーツカウンシルが支援する団体を通じて、その団体のために働いているフリーランサーである個人に報酬が支給されるという形態であった。しかしながら、コロナ禍においては、このトリクルダウンモデル[62]が機能しなかった。ACEは、今後、創作的実践家としての個人を直接支援する必要があると考えており、フリーランサーのコミュニティへの支援を強化している。

6. 文化予算及び文化に関する税制

6.1 文化予算

2023年3月、2023年度春季国家予算案では、総額10,401億ポンドの予算が発表された。この予算案では、Eから始まる４つの優先分野、すなわち、雇用(Employment)、教育(Education)、企業(Enterprise)、あらゆる場所(Everywhere)に加えて５つの横断的優先分野、環境産業(green industries)、デジタル･テクノロジー（digital technologies)、生命科学(life sciences)、先進製造(advanced manufacturing)、そしてクリエイティブ産業(creative industries)に重点を置いて予算が配賦されることが表明されている[63]。この内、クリエイティブ産業支援強化指針については､3－2.で見てきた通りである。

2023年のDCMSの文化支出は、12.33億ポンドで[64]、現在の英国の人口は、6,710万人であることから[65]、国民ひとり当たりの文化支出は、3,347円となる。

なお、前述のレベリング･アップ政策において、文化的場づくり(Cultural Placemaking)が重視されており、レベリング･アップ及び住宅･コミュニティ省(Department for Levelling Up, Housing and Communities)からの予算が拠出されているため、大規模な再生計画が可能となっている。

61 ＜https://www.artsprofessional.co.uk/news/mps-slam-aces-shameful-funding-decisions＞(2022年11月30日閲覧)。
＜https://www.artscouncil.org.uk/investment23＞(2022年11月30日閲覧)。
＜https://www.artscouncil.org.uk/blog/what-2023-26-investment-programme-means-creativity-and-culture＞(2022年11月30日閲覧)。

62 「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富がこぼれ落ち、経済全体が良くなる」とする経済に関する仮説。

63 HM Treasury, ***Spring Budget 2023***, HM Treasury, 2023, p.37,
＜https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6419c87d8fa8f547c267efca/Web_accessible_Budget_2023.pdf＞(2023年11月19日閲覧)。

64 Department for Culture, Media and Sport, 2023a, p.231.

65 正式な数値として、国家統計局2020年度のデータに基づいている。正式な2023年の人口は、2024年6月から7月の間に発表される予定となっている。＜https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/articles/overviewoftheukpopulation/2020＞ (2023年12月4日閲覧)。

6.2　クリエイティブ産業への税制優遇措置について

英国には、古くからチャリティ（慈善事業＝公益、非営利）の伝統があり、多くの文化芸術団体は、チャリティとして登録されている。こうした非営利団体に対しては、「チャリティ法（Charities Act 2011）」によって、日本の非営利活動法人と同様に税などにおいて優遇措置が講じられている[66]。

劇場、博物館･美術館での展示、オーケストラの演奏活動などもクリエイティブ産業に含まれており、それぞれ優遇税制措置が適応されている。クリエイティブ産業全体として優遇の対象となるのは、映画、ハイエンド･テレビ、子どもを対象としたテレビ、アニメ用テレビ、ビデオ･ゲーム、演劇作品、オーケストラ･コンサート、博物館･美術館の展示などである[67]。

この内、劇場、オーケストラ、博物館･美術館の展示に関しては、それぞれ減税措置に関する要件とマニュアルなども明示されている。例えば、劇場税軽減措置（Theatre Tax Relief, TTR）[68]と博物館･美術館の展示軽減措置[69]（Museums and Galleries Exhibition Tax Relief）については、45％の税控除が適応されている。 オーケストラの場合は、50％の減税措置が適応されている[70]。

また、個人、企業、その他の団体からの寄付には免税措置を受けることができるが、寄付制度としては、以下の２種類の優遇税制措置がある。

（1）給与源泉寄付（Payroll Giving）…個人がチャリティに寄付をする場合、寄付金が所得税の控除対象となる制度。
（2）贈与援助（Gift Aid）…寄付を受けたチャリティは、寄付者からの証明書をつけて内国歳入庁に申請することにより、寄付者が納めた税金分が還元される制度[71]。

66 ＜https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/25/contents/enacted＞（2023年12月4日閲覧）。
67 Creative Industries Tax Relief
＜https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-creative-industry-tax-reliefs＞（2023年12月4日閲覧）。
68 ＜https://www.gov.uk/guidance/claiming-theatre-tax-relief-for-corporation-tax＞,
＜https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/theatre-tax-relief＞（2023年12月4日閲覧）。
69 ＜https://www.gov.uk/guidance/claiming-museums-and-galleries-exhibition-tax-relief-for-corporation-tax＞,
＜https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/museums-and-galleries-exhibition-tax-relief＞（2023年12月4日閲覧）。
70 ＜https://www.gov.uk/guidance/claiming-orchestra-tax-relief-for-corporation-tax＞,
＜https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/orchestra-tax-relief＞（2023年12月4日閲覧）。
71 ＜https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/019/04111002/003.htm＞（2023年12月4日閲覧）。

参考サイト

「ロンドン調査員レポート：レベリングアップ Part1 Think Locally,Act Nationally?」
＜https://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2021/07/Levelling-Up-Part1-Think-Locally-Act-Nationally.pdf＞（2023年11月11日閲覧）。
「ロンドン調査員レポート：レベリング・アップ Part2 Stay local, but go far?」
＜https://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2022/03/Levelling-Up-Part2-Stay-Local-but-Go-Far.pdf＞（2023年11月11日閲覧）。

参考文献

All-Party Parliamentary Group on Arts, *Health and Wellbeing, Creative Health: The Arts for Health and Wellbeing 2nd Edition*, All-Party Parliamentary Group on Arts, 2017,
＜https://www.culturehealthandwellbeing.org.uk/appg-inquiry/＞ (2023年11月12日閲覧)。
Arts Council England, *Creative Health and Wellbeing*, Bop Consulting & Arts Council England, 2022,
＜https://www.artscouncil.org.uk/developing-creativity-and-culture/health-and-wellbeing/creative-health-wellbeing＞（2023年11月12日閲覧）。
Arts Council England, *Grant-in-Aid and National Lottery Distribution 2022/23 Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2023*, Arts Council England, 2023,
＜https://www.artscouncil.org.uk/our-organisation/annual-reports/arts-council-england-grant-aid-and-lottery-distribution-annual-report-and-accounts-202223＞ (2023年12 月4 日閲覧)。
Arts Council England, *International Activity Supported by Arts Council England*, BOP Consulting, 2023,
＜https://www.artscouncil.org.uk/research-and-data/our-research/international-activity-report＞（2023年11月12日閲覧）。
Arts Council England, *Let's Create*, Arts Council England, 2020a,
＜https://www.artscouncil.org.uk/our-strategy-2020-2030＞（2023年11月15日閲覧）。
Arts Council England, *Let's Create Delivery Plan 2021-2024*, Arts Council England, 2020b,
＜https://www.artscouncil.org.uk/lets-create/delivery-plan-2021-2024＞（2023年11月15日閲覧）。
Department for Culture, Media and Sport, *The Culture White Paper*, Department for Culture, Media and Sport, 2016,
＜https://www.gov.uk/government/publications/culture-white-paper＞（2023年11月30日閲覧）。
Department for Digital, Culture, Media and Sport, *Accounting Officer System Statement*, Department for Digital, Culture, Media and Sport, 2018,
＜https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c0fe401e5274a0adddb1543/AOSS_DCMS_December_2018.pdf＞（2023年11月25日閲覧）。
Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts for the Year Ended 31 March 2023*, Department for Culture, Media and Sport, 2023a,
＜https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6569f8a01104cf000dfa73ae/E03016038_HC_255_Dept_of_Culture__Media_and_Sport_ARA_2022-23_Web_Accessible.pdf＞ (2023年12月4日閲覧)。
Department for Culture, Media and Sport, *Creative Sector Vision: A Joint Plan to Drive Growth, Build Talent and Develop Skills*, Department for Culture, Media and Sport, 2023b,
＜https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1162721/Creative_Industries_Sector_Vision__accessible_version_.pdf＞ (2023年11月15日閲覧)。
Historic England Archive, *Sector Support Guidance, Creative Industries*, Historic England Archive, n.d., ＜https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/808989/Sector_Specific_Guidance__Creative_Industries.pdf＞（2023年11月15日閲覧）。
HM Government, *Levelling Up the United Kingdom Executive Summary*, HM Government, 2022,
＜https://www.gov.uk/government/publications/levelling-up-the-united-kingdom
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1095544/Executive_Summary.pdf＞（2023年11月11日閲覧）。
HM Treasury, *Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government*, HM Treasury, 2022,
＜https://www.gov.uk/government/publications/the-green-book-appraisal-and-evaluation-in-central-government＞（2023年11月25日閲覧）。
HM Treasury, *Magenta Book: Central Government Guidebook on Evaluation*, HM Treasury 2020, ＜https://www.gov.uk/government/publications/the-magenta-book＞（2023年11月25日閲覧）。
HM Treasury, *Spring Budget 2023*, HM Treasury, 2023,
＜https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1144441/Web_accessible_Budget_2023.pdf＞ (2023年11月19日閲覧)。
一般財団法人自治体国際化協会「英国における文化を活用した地方活性化」一般財団法人自治体国際化協会、2018年、＜https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/456.pdf＞(2023年11月15日閲覧)。
ケインズ、ジョン・メイナード『ケインズ全集第 28 巻 社会・政治・文学論集』、那須正彦訳東洋経済新報 社、2013年。
芸術・健康・ウェルビーイングに関する超党派議員連盟（英国）「調査報告書　クリエイティブ・ヘルス 健康とウェルビーイングに寄与する芸術活動　要約版」（国立アートリサーチセンター（NCAR）監修）、独立行政法人国立美術館 国立アートリサーチセンター、2023年、＜https://ncar.artmuseums.go.jp/reports/learning/wellbeing/research/post2023-352.html＞（2023年11月12日閲覧）。

財団法人自治体国際化協会「英国の地方自治（概要版）－ 2013年改定版」財団法人自治体国際化協会、2013年、＜https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/456.pdf＞。

≪インタビューに協力してくださった方々≫（インタビュー順）

１．アーツカウンシル・イングランド

(1) Pete Massey, Director, Northern Economy & Partnerships North, ACE London （オンライン）
(2) Michelle Dickson, Director Strategy, ACE London（対面）
(3) Paul Bristow, Director, Strategic Partnerships, ACE London（対面）
(4) Richard Russell, Chief Operating Officer, ACE London（対面）
(5) Nick McDowell, Director, International & Nicola Smythe, Senior Manager, International, ACE London（オンライン）
(6) Pete Courtie, Senior Relationship Manager North, ACE Manchester (対面)
(7) Catherine Nesus, Director, Development Agency Change Programme, ACE Manchester（オンライン）

２．ファクトリー・インターナショナル

Kee Hong Lee, Creative Director, the Factory International, Manchester（対面）

アメリカの芸術政策

作田　知樹

序：連邦政府の政権交代と芸術セクターの期待ーバイデン政権のインフラ投資に対する地域芸術政策の根拠付け

1.1　予算額の変化

2020年11月、アメリカ合衆国（以下、アメリカと記す）では、国別で世界最悪の感染者数と死者数を記録したCOVID-19、Black Lives Matter、更にはいわゆる「ティーパーティー運動」から派生した保守系グループ、加えてネット上のエコーチェンバーにより深まった分断と、いわゆるフェイクニュースや陰謀論を交えた混乱の中、予定通り大統領選挙と連邦議会総選挙が行われた。大混戦のすえ、激戦区となった一部の州の選挙結果の確定に時間がかかったが、最終的な選挙人の獲得数は民主党のバイデンが306人、現職で共和党のトランプ大統領が232人となり、奇しくも4年前の民主党クリントン候補と共和党トランプ候補の獲得選挙人数がそのまま逆転し、現職は敗北した。しかし敗北という結果を受け入れない現職大統領の言動に扇動された人々により、翌年1月の大統領就任式直前の連邦議事堂襲撃事件という、アメリカ史に汚点を残す流血事態を招いた。

COVID-19対策と選挙後の混乱を引き継いで新政権を担うこととなったバイデン大統領は、かつてないほど進んだ政治的分極化にも対応する必要がある中で、巨額の財政出動を志向していく。新政権が2021年3月11日に成立させた1兆9000億ドル（約284兆円）規模のCOVID-19追加経済対策法案（「2021年アメリカ救済計画法〔American Rescue Plan Act of 2021〕」以下、ARPAと記す）では、高額所得者を除くほとんどの国民に1人当たり最大1,400ドル（約21万円）を給付するほか、週300ドル(約4万5千円)の失業保険の追加給付を同年9月6日まで延長。さらにコロナ被害が集中した州政府や地方自治体の支援、検査体制の強化、ワクチン製造･供給への投資推進、貧困世帯への税額控除も含まれていた。各種の統計上、特にダメージが大きかったのがいわゆる「十分なサービスを受けていない」BIPOC（Black, Indigenous, People of Colorの略。米国社会において歴史的に排除を受け阻害されてきた黒人、先住民、有色人種）の人々であることが明らかであることを受けた政策であり、景気刺激策であると同時に、リベラル的な人種平

等も志向したものと指摘されている。

また政権運営のスタイルも、ワシントンのシンクタンクに代表される専門家たちを排除すべき対象として設定してきたトランプ前政権と異なり、バイデン政権では外交を含めて専門家に委託するスタイルに回帰した。

次に、こうした状況下で行われた芸術団体の新政権への働きかけについて説明する。政権交代の初年は、ワシントンDCを中心に全国規模の芸術団体(NAOs)や州政府芸術支援機関連盟(National Assembly of State Arts Agencies: NASAA)、アメリカ芸術支援協会(Americans for the Arts: AFA)らにより構成されるいわゆるCultural Advocacy Group (CAG)を中心とした活発なロビイングが行われ、民主党政権発足時にお決まりのように芸術セクターから沸き起こる「連邦レベルの総合的な文化芸術政策担当部局の設置」への待望論をはじめ、NEAや全国規模の芸術教育への大型予算、舞台芸術セクターへの特別復興予算などに様々な期待が寄せられた。しかしその後、バイデン政権が打ち上げた2兆ドル(299兆円)規模のインフラ投資法案は民主党内での財政規律を求める議員からの要求により4割減の1兆2000億ドル(180兆円)規模に削られて11月にようやく成立した。この過程の中で、芸術支援関係の新たな大型予算への期待もしぼんでいった。とはいえ、NEAへの経常的予算の政府支出額は、毎年大統領教書で根拠法を同じくする全米人文科学基金とともにNEAの廃止を提案してきたトランプ政権下よりは若干増え、2023会計年度には2億ドルの「大台」に乗った【表1】。この増加分は、バイデン政権下の新たなNEAの体制において強化された「文化的公正(Cultural Equity)」や「平等・多様性・包摂/ Equity, Divercity and Inclusion: EDI」分野の強化に向けた新たなプログラムによるところが大きい。

【表1】 2019会計年度以降５年間のNEAへの政府支出予算(経常的予算)合計額の推移[1]

会計年度	対象期間	政府支出額 (apporopriation)	備考
FY2019	2018.10-2019.9	155,000,000ドル (約232億円)	
FY2020	2019.10-2020.9	162,250,000ドル (約243億円)	CARES Actの$75Mを除く
FY2021	2020.10-2021.9	167,500,000ドル (約251億円)	ARPAの$135Mを除く
FY2022	2021.10-2022.9	180,000,000ドル (約269億円)	
FY2023	2022.10-2023.9	207,000,000ドル (約310億円)	

[1] 数字はhttps://www.arts.gov/about/appropriations-history より。日本の会計年度と異なり、決算日の属する年が会計年度の表示年となることに注意。

なお、2023年10月以降の2024会計年度NEA予算については、2023年春に示された大統領予算教書での提案は微増の211,000,000ドル（約316億円）であったが、連邦機関の予算案を巡る攻防は本稿執筆時点の同年12月になっても続いている。現状のNEAは政府閉鎖を回避するためのつなぎ予算で運営されているが、2024年度のNEAへの政府支出については削減される可能性もある情勢である。ただし上院は前年度の2億,700万ドル（約310億円）を維持する提案をしており、NASAAはこの数字に対する下院への支持拡大を呼びかけている。

ここで少しだけ州や自治体レベルの芸術予算について触れる。州および州の芸術機関の2023会計年度の芸術予算総額は過去最高額の9億7,060万ドルを計上している。これは2022年度から16.5％増加している[3]。ただし、州の芸術予算の財源はすべてが州の税収からの支出ではなく、NEAからの資金、民間財団からの寄付等、多様であり、州からの支出は予算額の半分をやや超える程度である。また、州よりも小さい単位＝自治体レベルで公的な活動を行う芸術機関の予算であるが、全米に約4,500あるとされる地域レベルの芸術機関（Local Arts Agency: LAA）の活動予算合計の推計値は、AFAによる最新の（FY2022）調査結果においては推計8億3,700万ドル（約1,253億円）となっている。ただしLAAの財源はSAAよりさらに多様であり、政府支出を全く受けていない団体も含まれている[4]。

これらの数字を加えると、米国全体で公的な活動を行う芸術機関の年間予算額は総額およそ35億ドル（5,242億円）程度ということになるが、前述のとおりこの金額は国民の税負担額とは大きく異なるので注意が必要である。多様な財源のうち税制等によるものについては本稿の最後のセクションにて若干触れる。

1.2　新政権移行後のNEAによる文化的公正への対応

バイデン政権の初日となった2021年1月20日、ホワイトハウスから大統領令13985号「連邦政府を通じた人種的公平性の推進と十分なサービスを受けていない地域社会（米国流の「コミュニティ」の訳として以下同様に表記する）への支援」が発布された。この大統領令は、管理、（規制や指針を通じた）政策立案、調達、契約、予算編成、給付金やサービスの提供、データの収集・報告・利用など、政府のあらゆる業務に対する包括的なアプローチを通じて、すべてのアメリカ人の公平性を向上させ、全米のあらゆる人々、とりわけ、十分なサービスを受けられず、疎外され、根強い貧困や不平等によっ

[3] https://nasaa-arts.org/nasaa_research/fy2023-state-arts-agency-revenues-report/
[4] https://www.americansforthearts.org/by-program/networks-and-councils/local-arts-network/facts-and-figures/2022-profile-of-local-arts-agencies

て悪影響を被っている人々の生活を改善するという、政府全体の任務を大局的に示唆したものである。

もともとNEAでは芸術面において十分なサービスを受けてこなかった地域社会への芸術の普及については重視してきた。だがNEAはこの大統領令を含む新政権の方針を芸術セクターの新たな推進力とするために、この大統領令を根拠として掲げながら、よりいっそう公平性の推進に向けたリーダーシップを発揮し始めた。皮切りに、前述の大型復興予算ARPAからの資金を運営する中で、NEAとしては初めて、助成金申請ガイドラインの公式な多国語バージョンを提供した(スペイン語／中国語)。同様に、技術的な支援ビデオ、ガイドラインのウェビナー、週2回の申請者向け質疑応答付きZoomセッションにおいて、スペイン語字幕とアメリカ手話によるオプションが用意された。さらにNEAは、これまでNEAの助成を受けていない団体に対して申請を奨励した。こうした方針は、NEAがそれまで実施した2つの大型景気刺激策助成金プログラム、リーマン・ショック後のARRA（2009年米国復興・再投資法)とトランプ政権下でのCARES Act(コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法)の運営方法とは異なる新しい態度であった。

こうしてARPAから受けた新財源による新たな助成において、NEAは文化的、地理的不平等などの背景を有する地域社会に働きかけ、可能な限り幅広い層が新しい助成の機会を得ることができるようにした。このような努力の結果、助成先(NEAのサブグラントと直接助成のプログラムを含む)の18％がNEAへの新規申請者、27％がNEAへの新規助成先、28％が年間予算25万ドル以下、20％が非都市圏、42％が高貧困地域、70％が過去10年間に他のタイプの連邦助成金を受けていない団体となり、文化的公正の推進という新政権の打ち出した趣旨に沿う結果となった。

NEAはまた、複数のプラットフォームを使って、助成対象団体や国内のコミュニティや文化活動のストーリーテリングを強化した。例えばNEAが2021年に新たに創刊した雑誌『American Artscape』誌では、アフリカ系アメリカ人のアーティストやコミュニティに貢献する団体を特集し、アフリカ系アメリカ人の芸術体験を紹介している。同誌の第2号では、アジア系アメリカ人、ネイティブ・ハワイアン、太平洋諸島民のコミュニティのストーリーを特集した。2022年には、第3号でネイティブ・アーティストと芸術団体を、第4号でヒスパニック系の芸術団体とアーティストを特集した。

NEAはネットワーキングとして、歴史的に黒人の多い大学(いわゆるHistorically black colleges and universities: HBCU)やネイティブ・アメリカンのコミュニティと関わるための継続的な取り組みも強化した。ホワイトハウスのHBCUイニシアチブと連携し、NEAは2021年9月のHBCUウィーク・カンファレンスでプレゼンテーションを行い、NEAの助成金の機会と成功した申請戦略を参加者に紹介した。

2021年5月、NEAとATALM（Association of Tribal Archives, Libraries, and Museums）は、ネイティブ・アメリカン、アラスカ先住民、ネイティブ・ハワイアンのアーティストや文化的リーダーを集めた5時間のバーチャル会議を共催した。「Sustaining and Advancing Indigenous Cultures：ネイティブ・アーティスト・サミット」と題されたこの会議には、350人を超える先住民の文化指導者たちが参加し、先住民アーティストのための資金源やインフラに焦点を当てたディスカッションを行った。また、ホワイトハウスの「部族間の協議と連邦および州との関係の強化に関する覚書」に対応し、NEA初の「部族間の協議方針」を策定する一方で、ネイティブ・アメリカンの指導者たちと2回の部族間協議会議を開催した。こうした取り組みの中で、米国における公的な芸術文化機関での一種のポリティカル・コレクトネス的な流行として、機関の所在する都市名の先住民時代の呼称を現在の所在地名に併記するといった動きも生まれた。さらにNEAは、ヒスパニック系教育機関の参加に向けた戦略を策定し、2021年10月、NEAとして初めて、ヒスパニック系大学会議において資金提供の機会と、申請のための申請戦略情報の共有を行った。

2021年末には新政権によるトップ人事として、NEAの理事長[5]が交代した。新たな理事長はマリア・ロサリオ・ジャクソン博士。NEAの常設諮問機関である全米芸術評議会の評議委員を長年勤め、また都市計画シンクタンク出身で芸術セクターにおける文化的公正に関する専門家でありロサンゼルス郡全体での文化的公正へのイニシアチブを実現した、ラテン系かつアフリカ系の女性である。

ジャクソン博士は、トランプ政権下で指名された前任者マリー・アン・カーターが年初に辞任してから空席となっていた全米芸術基金(NEA)の第13代理事長に指名され、議会承認を経て翌1月に正式に就任した。

新理事長のもと、NEAは2022年2月にそれまでの中期計画を期中で改定する形で2022-2026会計年度の戦略計画を発表、4月にはこれに基づく初の「公正行動計画」を策定した[6]。これは、90以上の連邦政府機関とともに、先に紹介した大統領令13985号「連邦政府を通じた人種的公平性の推進と十分なサービスを受けていないコミュニティへの支援」に沿って策定されたものである。

この行動計画では横断的全体目標として「NEAは、その全活動や運営を通じて、芸術における多様性、公平性、包括性、アクセシビリティの模範となる」ことが掲げられた。このように文化的公正が中心的課題となった背景としては、既存の芸術支援システムの中で連綿と存在してきた不公平がこれまで十分顧みられず、是正が実現されなかったことへの反省と、新たな取り組みの必要性の認識がセクター内で浸透してきた

[5] 昨年度までの報告書内では「議長」と表記したが、実情により近づけるため今回から「理事長」と表記を変更している。
[6] https://www.arts.gov/equity

ことが挙げられる。同行動計画の発表に際してジャクソン理事長は「公平性を進めるには、すべての意思決定プロセスに公平性を埋め込む体系的なアプローチが必要であり、NEAは機会均等の障害に対処するため、自らのポリシーとプログラムにおける不公平を認識し、是正に努めます」と述べている。

【表2】 歴代NEA理事長（代行を含む）の就任期間と指名者、出自

任期*	氏名	指名した大統領	出自
1965–1969	Roger L. Stevens	ジョンソン	演劇プロデューサー
1969–1977	Nancy Hanks	ニクソン	ホワイトハウス、全米芸術専門家会議(afa前身)会長、ネルソン・ロックフェラーのアシスタント
1977–1981	Livingston L. Biddle, Jr.	カーター	民主党連邦議員補佐官
1981–1989	Frank Hodsoll	レーガン	外交官
1989–1992	John Frohnmayer	ブッシュ（父）	弁護士、アートコレクター
1993–1997	Jane Alexander	クリントン	女優
1998–2001	Bill Ivey	クリントン	ミュージシャン・民俗学者
2002	Michael P. Hammond	ブッシュ	ミュージシャン・生理学者
2002–2003	**Eileen Beth Mason	ブッシュ	エネルギー系行政機関
2003–2009	Dana Gioia	ブッシュ	詩人・、文芸批評家
2009	**Patrice Walker Powell	オバマ	NEA職員
2009–2012	Rocco Landesman	オバマ	演劇プロデューサー、劇場経営者
2012–2014	**Joan Shigekawa	オバマ	ロックフェラー財団幹部、NEA副理事長
2014–2018	R. Jane Chu	オバマ	地方の芸術財団経営者
2019–2021	Mary Anne Carter	トランプ	選挙コンサルタント
2021–	Maria Rosario Jackson	バイデン	都市計画家、文化的公正分野の専門家

*任期開始年は指名日を含む
**正式な理事長ではなく、議会承認を必要としない理事長代行

NEAが新たなバックグラウンドを持つ新理事長のもとでより一層文化的公正の側面からリーダーシップを発揮している背景として、前述した大統領令のように公平性の推進による市民基盤の強化をバイデン政権が打ち出したこともあるが、そもそもこうした不公平への反省と是正に向けた流れは以前からセクター全体の潮流となっており、芸術分野のジェンダー問題も含めて様々な調査や支援プロジェクトが行われていた[7]。他の連邦芸術機関、例えば舞台芸術のためのケネディセンターでも、旧来からある若手リーダーの育成のためのプログラムにBIPOCのリーダー育成という目標が、特段の追加のアナウンスをされることなく当然のように掲げられるようになっている。

7 この流れの背景は、令和4年度文化庁と大学・研究機関との共同研究事業「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究」報告書のアメリカの章を参照されたい。またBIPOC向けの具体的なプログラムのリストとしては、例えばCindy Sadlerによる「新進の芸術管理者のためのBIPOC-AAPIリソース」(https://cindysadler.com/update/2021/11/20/8nzhza5x4x03ht4mmwbc0egyy1ndyg)
またジェンダー平等に関するイニシアチブについては例えばSheNYC Artsによる「Gender Equity in the Arts Study」(https://shenycarts.org/genderequitystudy/)などを参照されたい。また近年州レベルでも文化的公正の実現度の評価システムの構築が検討されている。例えばカリフォルニア州アーツカウンシルのプレスリリース：https://arts.ca.gov/press-release/california-arts-council-releases-report-on-statewide-access-to-arts-funding-with-focus-on-racial-and-geographic-equity/

1.3　中間選挙以降の状況

2022年11月の中間選挙では、国外では同年2月にはじまったロシアのウクライナ侵攻、国内では人工妊娠中絶の権利を巡る裁判が、共和党政権下で選ばれた最高裁判事を含む最高裁で否定され、また銃乱射事件が多発するといった不穏な状況の中、選挙を「民主主義を守る選挙」として位置づけた与党民主党の戦略が奏功し、民主党は下院では半数割れを起こしたものの上院で改選前の議席数を獲得し過半数を確保した。

時系列が前後するが、中間選挙直前の2022年10月はバイデン政権により「全米芸術・人文科学月間」と定められ、ホワイトハウスがNEAと全米人文科学基金(NEH)、博物館図書館サービス機構(IMLS)の3つの文化機関に対して必要な情報を提供し、支援するために、トランプ前政権下の2017年9月に廃止されていた大統領芸術・人文科学委員会（PCAH）が復活した。大統領に任命された25名の委員から選ばれた共同議長（2名）は映画プロデューサーのブルース・コーエンと音楽アーティストのレディー・ガガである。

2023年10月は前年同月に引き続き「全米芸術・人文科学月間」と定められた。この大統領声明中で、バイデン政権の芸術と人文科学への姿勢が端的に示されている箇所を引く。

> 私の政権は、芸術と人文科学の鑑賞とアクセスがすべてのアメリカ人の手の届くところにあることを保証することを約束します。私の「アメリカ救済計画法」は、図書館、劇場、コンサートホール、その他の会場を支援するために10億ドル以上を投資し、NEAとNEHの強化にさらに数億ドルを投資しました。また、十分なサービスを受けていないコミュニティの人々がアートにアクセスしやすくし、芸術と人文科学を通じて新しい声を高め、アーティストや学者の機会を拡大するための大統領令に署名しました。[8]

そして、10月17日にホワイトハウス国内政策評議会とNEAの共催により「バイデン・ハリス政権の芸術と文化に対する政府全体のアプローチについて議論する会議」が開催されたことがホワイトハウスから発表された[9]。これは2024年1月30日に予定されている、NEAとホワイトハウス国内政策評議会がオンラインで開催する公開会議「癒し、架け橋、繁栄: 私たちのコミュニティにおける芸術と文化に関するサミット」に向けたものと位置づけられている。この種の会議が公開で開催されるのは史上初という。

[8] https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/09/29/a-proclamation-on-national-arts-and-humanities-month-2023/ 2023.11.3閲覧

[9] https://www.arts.gov/news/press-releases/2023/nea-and-white-house-domestic-policy-council-host-convening-whole-government-approach-arts-and 2023.11.1閲覧

1.4　州･広域レベルでの新たな動き

これまで民間･地方主導で進んできた地域社会間の格差是正に向けた「多様性／文化的公正」が連邦レベルの芸術政策において中心的目標、根拠付けに用いられる中で、その「あいだ」の、州や広域レベルにおいても新たな動きが生まれてきている。リージョナルの芸術機関（複数州が全米6つの地域ごとに集まった広域的非営利芸術振興団体Regional Arts Organization: RAO）は、1970年代以降にNEA主導で設立され、それぞれが複数州を跨いだ活動領域を持ち、各RAOはNEAや他の公私の財団からの資金支援を受けながら、また各州政府の文化担当部局との間で役割分担やチェックアンドバランスをしながら州間･地域外･国際交流支援など独自の活動を行っている。Arts Midwest, Mid-America Arts Alliance(M-AAA), Mid Atlantic Arts Foundation, New England Foundation for the Arts, Southern Arts Federation(South Arts), Western States Arts Federation(WESTAF)の6団体である。このRAOも、近年、州･自治体レベルの芸術活動に対する新たな役割やリーダーシップを担いつつあるので紹介したい。

2023年秋以降、NEAはSouth Artsをはじめ6つの米国のRAOと協力して、新しい文化的公正に主眼を置いた助成プログラム「ArtsHERE」を立ち上げた。このような動きがはじまった理由としては、NEAの努力だけでは､「豊かでダイナミックな文化的アイデンティティを持つ、歴史的に十分なサービスを受けていないコミュニティが、他のグループよりも芸術への参加率が低い」という格差が改善しない状況を変えられないという認識がある。

ArtsHEREのステートメントの主要部分を以下引用する。

> 「ArtsHEREは、実践とプログラミングにおいて公平性への取り組みを示し、十分なサービスの行き届いていないグループ/コミュニティとの一貫した関与を行っている組織をサポートします。助成金は、有意義なコミュニティの関与を維持し、十分なサービスを受けていないグループ/コミュニティの芸術参加を増やすための組織の能力を強化する特定のプロジェクトのためのものです。助成金受給者は、知識を共有し、ネットワークを構築するために設計されたピアラーニングと技術支援の機会にアクセスできます。ArtsHEREは、約95の非営利団体に65,000ドルから130,000ドルのマッチング不要の助成金を授与します。」

初回の応募締め切りは2024年初頭が予定されている。

ところで、RAOはもともと管轄地域が違うだけではなく、規模や活動の特徴や強みも横並びではなく独自の活動を行っている。西海岸から西部の広大な地域を管轄してアリゾナ大学等との連携での調査研究に強みを持つWESTAFや、全米規模のNEAプ

ログラムの実質的な運営を行うノウハウやコンサルティング能力を有するSouth Arts、NEAが直接行えない海外との国際交流事業にノウハウを持つM-AAA、同じく国際交流の支援を行うとともに中小規模の芸術団体に対するキャパシティビルディングを提供するArts Midwestなど、それぞれの強みを生かした活動をしてきた。もちろんコラボレーションして行っているものもあったが、設立経緯からNEA寄りの組織であり、NEAが絡む各地域のプログラムの実施主体という側面が強かったといえる。

そのようなRAOが、上記で紹介したような集団的な活動を行う転機になったのはCOVID-19であった。2020年6月にアンドリュー・W・メロン財団がRAOに対しCOVID-19対応のための1000万ドル規模の緊急助成金を「全米の中小規模の芸術団体を支援するため」の、「6つのRAOが協力して全国プログラムを開発・実施する初めての試み」への基金(全米地域芸術レジリエンス基金)として寄付をしたことが直接のきっかけとなった[10]。さらに、2021年夏に大富豪のマッケンジー・スコットとダン・ジュエットが「不平等に立ち向かう」全米286の民間組織に27億3900万ドル(約4,057億円)の寄付を行った際に6つのRAOすべてが対象となった[11]。

2022年にはUS RAOコホートのロゴが変更(微修正)され、8月にはRAOコホートの共同議長が交代(持ち回りで6団体の代表から選出されてきたが、今回2名が共同代表という形で担うこととなり、M-AAAのTodd SteinとArts MidwestのTorrie Allenが新たに就任)するとともに共同運営ウェブサイトにも2017年以来の大幅なリニューアルが加えられた[12]。また、WESTAFが2010年に開始したEmerging Leaders of Color Professional Development Program (ELCプログラム)は芸術における文化的公平性の向上に取り組む黒人、先住民、有色人種 (BIPOC) のリーダーのためのリーダーシップ開発プログラムであるが、その後発展しつづけ多くのリーダーを輩出してきた結果、2020年にはSouth Artsが南部地域でもELCプログラムをスタートするに至ったが、さらにこの2022年、残る4地域のRAOすべてで行われる共通プログラム、National Leaders of Color Fellowship(LoCF)へと発展を遂げた[13]。

2023年にはRAOの体制がさらに強化される。9月、新たに「ナショナルディレクター」

10 https://usregionalarts.org/united-states-regional-arts-resilience-fund/

11 なお芸術・文化機関を寄付この対象とした理由として際に「芸術・文化機関は(中略)、「空間の変革、共感の醸成、コミュニティのアイデンティティの反映、経済的流動性の向上、学業成績の向上、犯罪率の低下、メンタルヘルスの改善など、コミュニティを強化することができる」「一般的に寄付者が見落としがちな文化的に豊かな地域やアイデンティティグループのアーティストや観客とともに、これらの利益を生み出す」ことができる」点が寄付の理由であると、寄附者の一人が記している。
(https://mackenzie-scott.medium.com/seeding-by-ceding-ea6de642bf)。

12 https://usregionalarts.org/

13 https://www.maaa.org/leaders-of-color-seeking-fellows/
https://www.westaf.org/national-leaders-of-color-fellowship-launches/
https://www.southarts.org/grants-opportunities/national-leaders-color-fellowship

14 https://www.maaa.org/us-raos-welcome-shannon-daut-as-national-director/

職を新設し、初代ディレクターには、サンタモニカ市の文化課長として文化的公正に関するプロジェクトを率い、その前にはアラスカ州の芸術評議会で事務局長を勤め、RAOのひとつであるWESTAFの副ディレクター等の経験も持ち、National Performance NetworkやAssociation of Performing Arts Presentersなどの著名なNAOの理事も務めてきたシャノン･ダウトが就任した[14]。ダウトは就任初年度は、利害関係者とのリスニングセッションを実施し、芸術分野への将来の助成金の機会を模索し、National Leaders of Color FellowshipやJazz Roadなど、進行中のUS RAOのプロジェクトをサポートするとアナウンスされている。地方の芸術行政とNAOの経験を持つ新たなリーダーのもとで、NEAの地方とのパートナーシップにおけるRAOの役割はこれまで以上に強化されることが見込まれる。

前述したArtsHEREはこのようなRAOの新体制におけるNEAとのコラボレーションによる第一弾のパイロットプログラムとして位置づけられている。ここでNEAは「サポートされているプロジェクト活動と助成金受給者がこの作業にどのように取り組んでいるかをよりよく理解するために、文書化および評価すること」という役割を担っている。

以上、2021年の政権交代以降の芸術政策を巡る主だった動きを紹介した。

2. アメリカの芸術政策の歴史的変遷･原則[15]

2.1　国家と芸術文化の関係―民間･地方主導をベースに、多様な主体と行政のパートナーシップを模索

(1)民間･地方主導の伝統

アメリカの芸術政策の特徴は、多様な芸術活動が民間主導かつ分散的に推進される一方で、各州や自治体における中長期的な芸術の振興について、連邦政府を含む公的機関、連邦や州の公的資金、民間財団の民間資金、民間団体とがパートナーシップを組んで推進されている点である。さらに2010年代以降は各州や自治体のレベルで、芸術を専門とする機関だけではなく他の公的なミッションを持つ公的機関や民間団体と芸術専門機関との間でのパートナーシップが促進され、NEAや芸術セクターの専門性や資金が地域課題解決に向けた取り組みの中で他の公的機関や民間を含むより幅広い財源と合わされた形で活用されている。

もともと19世紀後半から20世紀にかけて強大なまでに発展したアメリカ大衆文化の中で、州や地方大都市では連邦に先行して民間による支援、さらには公的支援が行わ

[15] NEAの他の政府機関とのパートナーシッププログラムの内容については、例えば平成30年『諸外国における文化政策等の比較調査研究事業　報告書』において筆者が執筆したアメリカの章を参照されたい。

れてきた。その中で設立された連邦機関であるNEA（1965年、芸術と人文科学に関する国立財団法によって独立機関として設立）は、こうした地方行政や民間財団の中で生まれた芸術支援を全米に波及させる役割を担ってきたといえる[16]。なお、当時は州レベルでの芸術文化担当部局（SAA）は広く設置されてはおらず（わずか5州のみ）、後述するように、設立当初からNEAは州立の芸術機関の設立資金を含む財政面の支援について一定の責任を負っていた。

（2）連邦機関と州・リージョナル機関のパートナーシップ

1970年代を通じて予算額とともに増えたNEA独自の助成プログラムは、連邦政府による芸術助成対象の拡大を意味してきたが、同時に伝統的に政府、特に連邦政府からの介入を警戒し、嫌う傾向が強い米国では、権限拡大にブレーキを踏むかのごとく、州およびRAOへの権限÷財源委託を行わせる制度改定が行われてきた。

1965年から1974年の間もパーセンテージ上の強制はなくともNEAから地方政府の芸術機関への平等的な助成予算の交付（設置法上の義務に基づきNEAと個別州、リージョナルの芸術機関とのパートナーシップ協定に基づく資金提供であるが、本稿では便宜的に以下このように表記する）は義務であった。それだけでなく、もし州政府が芸術機関を持っていない場合、新たにSAAを設立するための資金を受け取る権利も有していた（なお、州政府芸術機関全国連合（NASAA）の設立は1968年である）。1975年度にはNEAの総助成予算のうち20%が州およびリージョナルの芸術助成予算として自動的に地方に交付されることが法的に強制されることとなり、その後、80年代から90年代の文化戦争を経て1993年度には35%に拡した。ほぼ同時の翌1994年には下院議長のニュート・ギングリッチが主導するNEA廃止案も議会に提出された。このときは存続できたが予算は大幅にカット。この時代、芸術への助成はNEAばかりでなく企業及び個人からの支援も減少した。その後、法定の交付パーセンテージはさらに高く設定される。1998年度以降現在に至るまで40%が地方に交付されている。これはコロナ対応でNEAに投入されたすべての特別予算においても例外ではない。

2023会計年度予算を例に、NEA助成予算の分配構造を確認すると、NEAへの連邦政府からの支出総額2億700万ドル（約310億円）のうち、NEA自身の運営費および助成以外の事業費を差し引いた助成予算の総額は1億6,245万ドル（約243億円）であるが、NEAからの直接助成は9,747万ドル（約146億円）で、州とリージョナル芸術機関（RAO）へのパートナーシップ支出が6,498万ドル（約97億円）となっている。

[16] 例えばNEAが設立直後1960年代に行っていた舞台芸術助成プログラムの前身はフォード財団による同種の全米向けプログラムでありNEAがを引き継ぐ形でスタートした点も象徴的である。

（3）芸術とそれ以外の分野へのパートナーシップ拡大

オバマ大統領に指名を受けたロッコ・ランデスマンがNEA理事長を勤めていた2009年以降、NEAは調査研究機能とともに外部行政機関とのパートナーシップを強化した。さらに、文化戦争を経て「エリート的、左翼的イメージ」をまとってしまった芸術への先入観を変えていくことを標榜するランデスマンは、それまで一部の芸術に関わるセクターの主体だけがNEA、広域（6つのRAO）、州(SAA)、自治体(LAA)の芸術機関と関わりを持っているという硬直化を打破し、自ら全米に足を運ぶとともに、新たに「プレイスメイキング＝場作り」を通じて多様なステークホルダーが存在する地域社会に向けた拡大的なアプローチを行った。

それまでもNEAは人材育成プログラムなどで都市デザイン領域に関わっていたが、新たに「クリエイティブ・プレイスメイキング（以下CPM）」として、ランデスマンのもとで打ち出された施策は、芸術分野と地域課題解決にまたがる領域横断的パートナーシップを必須として、比較的規模の大きな助成を行うものであった。NEA自身、CPMのイニシアチブは、「ニューディール期に全米の学校、郵便局、レクリエーション施設、公園を多数建設したWPA（公共事業促進局）や全米での図書館建設を支援したカーネギー財団の取り組みと並べても良いほどである」と誇っているほどである。NEA自身の予算だけではなく、NEAが民間財団等とともに主導的な役割を果たすことで、100％民間資金による大規模な民間コンソーシアム「Art Place」も実現。10年単位の計画をNEAが主導して構築した。こうした形での「芸術とそれ以外の分野」のパートナーシップの実現は、CPM領域への競争的かつ大規模な資金投入をもたらし、連邦および地域レベルで芸術セクターとそれ以外の多様な分野との連携が強化をされた。こうした動きに対しては批判も散見されたが、概ね好意的に受け止められ、NEA廃止を打ち出したトランプ政権下でもNEAとしての活動継続を助けた。CPMはすべてが成功と言えないものであったとしても、芸術機関にとっては関係先の拡大と地域社会との連携強化がもたらされ、概ね好意的に受け止められて、「政府による芸術セクターへの関与」のイメージと存在感を回復させた。1990年代に燃え盛った「文化戦争」を経て失墜した（特に連邦政府の）芸術政策に対するイメージが、存在感と求心力を回復したのである。

こうしたプロセスを経た結果、アメリカの公的な芸術機関の役割は着実に変化し、ひいては芸術行政の構造変革に向けた共通認識がもたらされた。こうした芸術機関地域社会への取り組みの実績が近年の「文化的公正」に向けた芸術セクターの活発な動きを理論的にも政治的にも支えている点を指摘しておく。

3. 現在の芸術政策の理念･特徴･組織図

3.1 現在の芸術政策の理念―NEAのミッション、ビジョン

現在NEAの活動の目標については、中期戦略にあたる全米芸術基金戦略計画（National Endowment for the Arts Strategic Plan）に明示されている。以下、最新版にあたる、2022年3月に発表された「全米芸術基金戦略計画（National Endowment for the Arts Strategic Plan）2022-2026年度」を紹介する。

ミッション
芸術は、人々と地域社会の幸福と回復力を強化し、促進する。NEAは芸術への参加と実践の公平な機会を促進することにより、芸術が米国のすべての人々に恩恵をもたらす環境を育成し、維持する。

NEAによるミッションの説明は下記のとおりである。

「芸術参加には、制作者、観客、教師、鑑賞者、聴衆、読者、学習者、そしてクリエーター、キュレーター、パフォーマーなどとして、あらゆる形態の芸術に関わることが含まれる。こうした多様な芸術参加の形態や、さまざまな形態やジャンルの芸術表現は、私たちの世界に対する理解や、互いのつながりを広げ、高めてくれる。

社会レベルでは、全国各地のコミュニティが、文化的、市民的、経済的に芸術と芸術教育から恩恵を受けている。芸術は人々を癒し、団結させ、アイデンティティを共有する感覚を育むと同時に、個性的でしばしば社会から疎外されがちな人々の声に耳を傾けることを可能にする。NEAは、全米の芸術的成果を高め、あらゆる背景を持つ人々に、この生きた文化遺産を享受する機会を提供している。これらの機能を果たすことにより、NEAは全国的に芸術参加者の数を拡大し、芸術の社会的、教育的、経済的利益をあらゆる種類の地域社会に拡大することに貢献する。」

ビジョン･ステートメント
創造的な事業、思想の自由、想像力、探究心を育むことによって、芸術が民主主義に不可欠であり、私たちの潜在能力を最大限に発揮できる国家。

NEAはこのビジョン･ステートメントについて、ケネディ大統領の演説を引用する形で補足説明を加えている。

「創造的な表現を通して、ユニークな才能や視点に声を与えることで、芸術は私たちの民主主義的実験の大胆さを体現し、反映している。ジョン･F･ケネディ大統領は、1963年10月26日にアマースト大学で行った演説の中で、その年の初めに亡くなった詩人ロバート･フロストに触れ､「芸術家の忠実さは、私たちの国民生活の戦意を強化した」と述べた。大統領はさらに、芸術家の真実を語る力と､「力強さだけでなく、文明的にも尊敬を集めるアメリカ」というビジョンを擁護した。

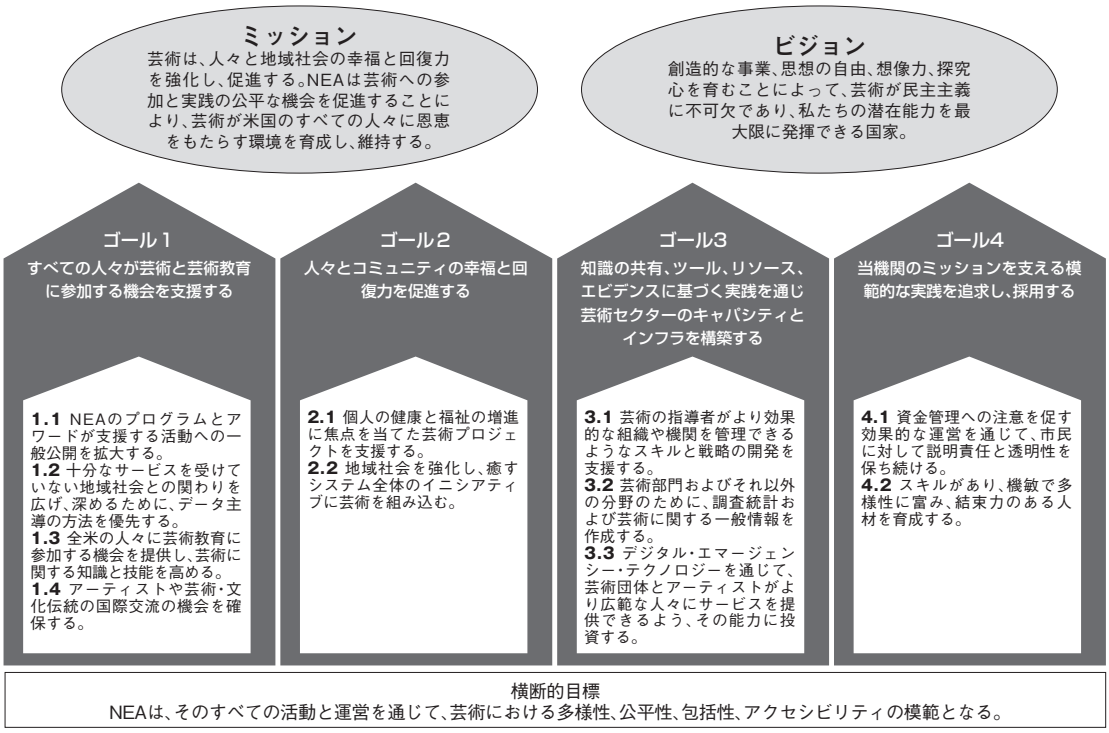
ケネディ大統領はこうも付け加えた｡「時として、偉大な芸術家たちが私たちの社会に対して最も批判的であったとしたら、それは彼らの感受性と正義への関心が、真の芸術家たちを突き動かしたからに違いない。芸術を尊重し、称賛する国家は、自国の風習や行動を探求し、より公正な未来を再構築することを恐れない。したがって芸術は、創造性、革新性、そしてあらゆる自由な思考を後押しするのと同様に、民主主義のプロセスにとって不可欠なものなのである。」

これらのミッション･ビジョンの実現のため、戦略計画に掲げられた戦略目標（ゴール）は以下の4つと、一つの横断的目標である。

目標 1　「すべての人々が芸術と芸術教育に参加する機会を支援する」
目標 2　「人々とコミュニティの幸福と回復力を促進すること」
目標 3　「知識の共有、ツール、リソース、エビデンスに基づく実践を通じて、芸術セクターのキャパシティとインフラを構築すること」
目標 4　「当機関の使命を支える模範的な実践を追求し、採用すること」
横断的目標「すべての活動と運営を通じて、芸術における多様性、公平性、包括性、アクセシビリティの模範となる。」

これらの戦略目標はその中でサブ目標（オブジェクティブ）にブレイクダウンされている。個別のオブジェクティブを含む戦略計画は次ページの【図1】のようにまとめられている。

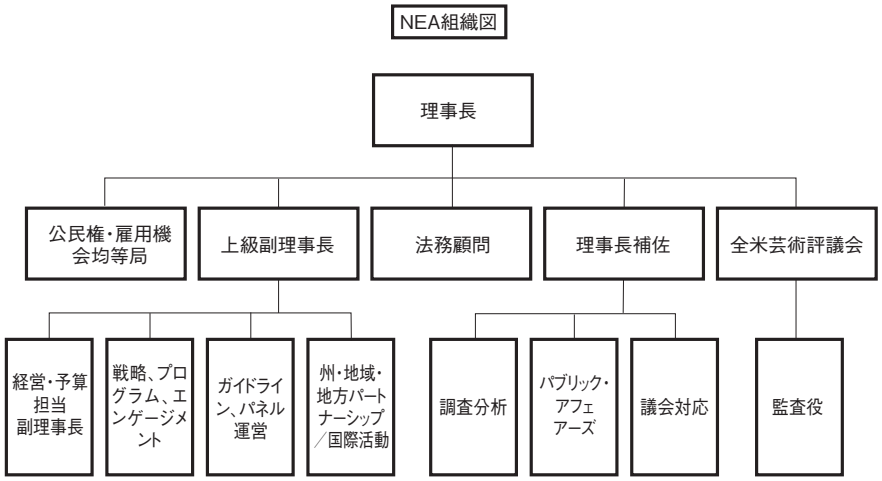
【図1】 NEA戦略的フレームワーク案　2022-2026年



3.2　NEAの組織

NEAの組織図は【図2】のとおり。

【図2】 NEA組織図



3.3　自己評価および監査結果のレポート

3−1で見てきたように、NEAは4つの戦略目標と一つの横断的目標にわたって継続的にリサーチと評価を行い、戦略に反映させるとともに、芸術基金のパフォーマンスを向上させ、活動の効果を高める機会をつくっている。NEA内部の調査分析チームだけでなく、RAOや大学など外部のリソースとさまざまなプロセスも用いて、リサーチとラーニングのアジェンダを個別に策定し、リサーチと評価の研究を実施し、その結

果をプログラムと実践に適用している。

中期計画に基づく形で翌年度予算案策定に合わせて2月頃に年次実施計画（Annual Performance Plan）を公表し、当該年度終了後、翌年2月ごろに年次実施報告書（Annual Performance Report）を公表して効果測定等を行っている。

年次実施計画では、戦略目標の達成に向けた機関の進捗状況を評価するために必要な業績目標と指標について記述している。また、年次実施計画のパッケージ内には、その戦略計画の策定を支えた調査･評価活動や、データの検証･確認に関する情報も記載されている（調査･評価活動のすべてを記載しているのではなく、年次実施計画に反映されたもののみ）。

また、年次実施計画の冒頭には、マクロな数値的実績として、連邦統計局と共同で毎年算出している「文化芸術サテライト勘定」の最新数値に基づくGDPと雇用数、報酬総額を示している。対象の数、地域的平等性とマクロのレベルでの成果を強調するこのスタイルは地方の芸術機関でもおおむね踏襲されており、公的な芸術支援のアドボカシーのためのメッセージとしてテンプレート化され、繰り返し利用されている。

例えば2024会計年度の年次実施計画では次のように書かれている。

> 「芸術がもたらす有形無形の恩恵は、私たちの生活のさまざまな領域に及んでいる。芸術が社会にもたらす、より測定可能な恩恵のなかには、雇用創出と経済成長がある。例えば、2019年現在、芸術文化生産は国のGDPに4.3％を直接上乗せし、その総額は1兆ドル（約9,197億円）に迫っている。同年、この部門は520万人の賃金･給与労働者を雇用し、その報酬総額は4,470億ドルに上った。全米で芸術と芸術教育を提供する団体へのNEAの助成金は、このような大きな経済的利益に貢献し、雇用と経済活動へのさらなる投資を促進することで、あらゆるアメリカ人の生活と生計を向上させることができる。」

なお、NEAはすべての個別事業を前述のゴールと結び付け、年次実施計画および年次実施報告書において、インパクトの観点からパフォーマンスを評価している。

ただし、要素が多すぎて数値評価が適さない項目等については、指標のみ示すが数値目標は示していない。例えば「初申請者を増やす」という目標について、初回申請者の採択率という指標は設けておくものの、「NEAへの助成金申請はすべて、芸術的卓越性と芸術的功績を基準として審査され、採択･不採択は「初申請かどうか」というステータス以外の要素によって決定されるため、申請の成功率は業績指標とはみなされない」、といった具合に、数値目標を示さない項目についてはその理由を個別に説明している。

また、GDPへの貢献や雇用創出については上記のテンプレートに即した「芸術セクター全体の成果」として示すのみで、個別事業についてはそのような集計は行っていない。

一方で、NEAは芸術に関わる公的事業の評価における文化的公正への配慮の必要性を認識しており、自らの事業評価に導入するのみならず、ウェブサイトを通じて、全米の芸術機関に対して、文化的公正を考慮した評価システムに関するリソースを提供している[17]。

4. その他の文化財政措置―税制優遇、目的税、公債発行

4.1 税の優遇

①寄付税制

米国のフィランソロピー文化を支える寄付税制については広く知られているが、芸術支援のみを目的としたものではない。よく知られた内国歳入法501c(3)は、所得税の項目別控除を利用できるようにする制度であるが、501c(3)の団体は、さらに「パブリック・チャリティ」と「プライベート財団」のどちらかに分類される。このいずれに分類されるかにより慈善寄付控除が適用できる上限額・控除額の内容が異なる。

例えば中・高・大学等の教育機関は無条件でパブリック・チャリティに分類される。他方で芸術文化団体がパブリック・チャリティになるためには、公的資金を受けている団体であるかどうかの基準「パブリック・サポート・テスト」を満たしている必要がある。これを満たせない場合はプライベート財団として、パブリック・チャリティよりも比較的優遇の少ない上限額や控除額が適用される。主な違いは以下の通りである。

寄付の税控除限度額：パブリック・チャリティへの寄付者は、プライベート財団への寄付者よりも大きな税制上の利益を受けることができ、調整後総所得(AGI)の最大60%を年間税額から控除できる。プライベート財団への寄付は、AGIの30%に制限される場合がある。

資産の支出：プライベート財団は毎年資産の5%を支出しなければならないのに対し、パブリック・チャリティはその必要がない。

広範な支援を受けること：パブリック・チャリティは、税免除のために毎年の経費の少なくとも10%を一般公開から集めなければならない。

[17] https://www.arts.gov/impact/research/resources-program-evaluation-and-performance-measurement

なおCOVID-19以後、舞台芸術分野の多くの非営利団体の運営にも変化が生じている。多くの舞台芸術団体は収益源の多様化を模索せざるをえなかった結果、様々な事業所得が発生したことから、より洗練された税務戦略を採用する必要が生じ、寄付控除の割合が高くなかった団体でも再度税額控除に注目が集まっている。

②その他の芸術団体の税制上の優遇措置

多くの非営利団体、特に舞台芸術分野の非営利団体は、多くの場合、非営利団体の使命に直接関係のない重要な無関係な事業活動(UBI)を持っている。例えば劇場のギフトショップやレストランなどである。これらの活動から得られる所得は課税対象であり、非営利団体はこの所得に対して「無関係事業所得税(UBIT)」を支払う必要がある。

しかし、非営利団体が利用できるさまざまな税額控除やインセンティブを検討することで、団体はこの税負担を抑えることができ、より多くの資金を非営利団体の中核的なプログラム活動に振り向けることができる。例えば非営利活動とは無関係な事業活動に直接関連する費用は、従業員給与などはもちろん、州税のような公租公課であっても損金算入ができる。また近年の税制改正により、非営利団体に適用される税法が大幅に変更されている。トランプ政権下での2017年の減税･雇用法や2020年のCARES法などの法律により、UBITの規制が変更され、またバイデン政権でのインフレ抑制法により、非営利団体が利用できる新しい控除(例えばエネルギー効率の高い商業建物を建設･計画する場合に対する控除)が追加された。このように芸術団体のみを対象とした優遇措置ではなくても、芸術団体の運営に影響がある税制改正が行われている。

そのほか、州によってはアート･エンターテイメント産業の誘致策として、州内特定地域(多くは都市部ではない地域)での芸術活動を行う法人について、州税の軽減措置を行っている例(ニューヨーク州ほか)もある。

4.2　地方税による芸術支援財源の確保

州や自治体によっては目的税により芸術支援プログラムの財源(全部または一部)を創出しているパターンがある。数多くあるため、次ページ【表3】においては種別と具体的な州名／都市名のみ挙げる。

なおコロナ関連支援で地方では新たな財源化の検討も行われているが、多くの場合新たな財源の獲得は議会承認を得ることができず実現していないようである。

【表3】 地方政府における税財源の例

■ 文化／芸術支援の地方特別税（固定資産税を除く）やそれに類するもの

ビジネスライセンス手続税（アリゾナ州）

売上税・特別売上税（アーカンソー州、コロンビア特別区、ミネソタ州、ミシシッピ州）、**州外の芸能人やスポーツ選手に対する所得税**（ミズーリ州）

不動産登記関係記録手数料（デラウェア州）

タバコ税（オハイオ州カヤホガ郡）

ホテル・モーテル税（ネバダ州、コネチカット州、ニュージャージー州、フロリダ州デイド郡／カリフォルニア州サンフランシスコ、サンディエゴ、スタンフォード、沿岸フェアフィールド郡観光局、オハイオ州コロンバスなど）

観光税（サウスダコタ州）

宝くじ・ギャンブル税・娯楽税（コロラド州、アイオワ州、カンザス州、メリーランド州、マサチューセッツ州、オレゴン州、ウエストバージニア州、ウィスコンシン州）

所得税還付のチェックオフ（所得税申告書上で選択できる還付金の寄付先）（アラバマ州、カリフォルニア州、カンザス州、バージニア州）

アートナンバープレート[18]（アラバマ州、アラスカ州、カリフォルニア州、フロリダ州、ハワイ州、インディアナ州、カンザス州、ネブラスカ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州、オレゴン州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、ヴァージニア州）

■ 固定資産税による文化・芸術支援の財源化（過去の例を含む）

モンタナ州文化施設エリア固定資産税、ミズーリ州メトロポリタン動物園と博物館地区。アスペン市不動産譲渡税。サンフランシスコ、カンザス州トピカなど。

4.3 その他の財源

州レベルで文化・芸術資金のための信託基金を作っている例もある。ただし、アイオワ州のように、近年、州予算の不足のために基金を廃止してしまった例もある。

また、特に地域の芸術の基盤整備の目標を達成するために、芸術に関連した州レベルの公債発行を行うことがある。ロードアイランド州では2016年から2022年まで総額3000万ドルの資本資金が州内の芸術団体に提供された。他にもマサチューセッツ州（州都債で文化施設基金を支援）やミシシッピ州（一般債で芸術基金を支援）の例もある。

[18] https://nasaa-arts.org/nasaa_research/specialty-arts-license-plates/

参考文献
前嶋和弘「2020年アメリカ大統領選挙の検証」国際問題 701号 5-13, 2021.6
渋谷博史・片山泰輔編「アメリカの芸術文化政策と公共性」
橋本裕介「芸術を誰が支えるのか――アメリカ文化政策の生態系」

ウェブサイト
National Endowment for the Arts
NASAA
Americans for the Ars
The White House

予算、戦略等
National Endowment for the Arts, Strategic Plan 2022-2026
https://www.arts.gov/sites/default/files/2022-2026-Strategic-Plan-Feb2022.pdf
National Endowment for the Arts, Annual Performance Plan FY2024
https://www.arts.gov/sites/default/files/NEA-FY24-Annual-Performance-Plan.pdf
National Endowment for the Arts, Annual Performance Report FY2022
https://www.arts.gov/about/publications/2022-annual-performance-report
National Endowment for the Arts FY2024予算要求資料
(https://www.arts.gov/sites/default/files/NEA-FY24-Congressional-Budget-Request.pdf
NASAA FY2023 州芸術機関収入レポート
https://nasaa-arts.org/nasaa_research/fy2023-state-arts-agency-revenues-report/
NASAA Funding
https://nasaa-arts.org/research/funding/

目的税等
NASAA DEDICATED REVENUE STRATEGIES POLICY BRIEFS
https://nasaa-arts.org/nasaa_research/policybrief-dedicatedrevenues/

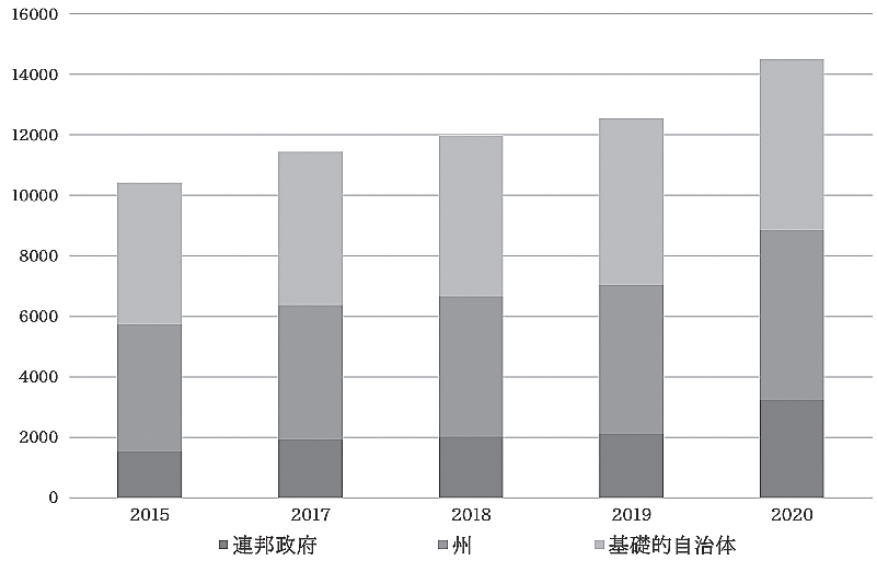
ドイツ連邦文化政策25周年
地域との有機的協働と「共につくる未来」を見据えた国際戦略

秋野 有紀

序　地域主権型文化政策の伝統と連邦文化政策

連邦共和国であるドイツの国レヴェルの文化政策は、「連邦文化政策」と呼ばれ、公式に着手されたのは、1998年。2023年に、25年を迎えた。国の文化政策の歴史が浅い背景には、州政府と基礎的自治体(および広域連合)による地域主権型文化政策の伝統がある。州政府が芸術文化振興に関する立法権を独占するという第二次大戦後の慣習は、「州の文化高権」として知られ、地域主権型のドイツの文化政策は、国全体の公的文化支出額(図1)において、連邦政府の支出額の占める割合がわずか2割であることにも、可視化されてきた。

図1 文化への主体別公的支出の推移　(単位:百万ユーロ)



出典:ドイツ連邦・州統計局(編)『文化財政報告書2022』より筆者作成[1]。

[1] 芸術学校等「文化隣接領域」は、ここに含まれない。第三節で用いる連邦財務省の文化歳出予算額の資料と、図1の元データを提供する連邦・州統計局の公的文化支出額では、連邦政府レヴェルの額が若干異なっている。しかし、主体別経年比較を行っている公的資料が、2 年に一度刊行されるこの統計局資料であるため、ここでは、それを採用している。『文化財政報告書』本体とは別に、統計局は、統計の詳細なデータを提供しており、本図はデータから執筆者が作図したため、頁数記載はない。

けれども本調査は、文化庁の比較事例として諸外国の（国レヴェルの）文化政策を扱う点に主眼が置かれているため、ドイツについても、主に連邦文化政策に焦点を当てる[2]。本年度はとりわけ、各国の「国政における政権交代」を軸に文化政策の詳細を見るという共通軸を設定しており、以下、①国政の政権交代、②連邦文化政策の歴史と原則（第一節）、③現政権における文化政策の位置づけ（第二節）と現在の文化政策の理念・予算・組織図（第三節）の順に述べる。

国政における政権交代──「前進」を掲げる中道左派・環境・経済連立政権の発足

ドイツでは、2021年9月に連邦議会総選挙（国政選挙）が行われ、12月に社会民主党（SPD）、緑の党、自由民主党（FDP）の三党からなる連立政権が発足、オーラフ・ショルツ（SPD）が、首相に就任した[3]。

2021年から2025年の連立協定[4]のタイトルは、「より前へ（Mehr Fortschritt Wagen）」である。動詞のwagenには、「あえて困難なことを敢行する」という意味があり、このタイトルは、ドイツの現代政治史上、最も有名なヴィリー・ブラントの施政方針演説を念頭に置いたものである。1969年に首相に就任したブラント（SPD）は、施政方針演説で、「あえてより多くの民主主義を敢行したい（Mehr Demokratie Wagen）」と述べ、この三語は、終戦後に形ばかりの非ナチ化・民主化を経て再出発した西ドイツが、本格的に、権威主義や既得権益を解体して、社会の民主化へと舵を切る転換点を象徴するものとして、ドイツ現代史に名を残している。ブラントの施政方針演説は、1968年を頂点とする西ドイツの学生運動に牽引された、より直接民主主義的な政治を求める社会の声と、未だ戦前体制と断絶しきれていなかった旧態依然とした政治に向けられた国民の不信の中で、危機的状況に陥っていた西ドイツの政治状況に、呼応したものであった。

今回の連立協定にも、コロナ禍、ウクライナ危機、気候変動といったグローバルな「危機」への懸念が色濃く表れており、「あえて、より前進・進歩（Fortschritt）」を目指そうとする現政権の決意表明が滲み出る（連立協定に記された現政権における文化政策の位置については、第二節に後述 ）。

[2] 州政府や自治体を含めたドイツの文化政策全般については、平成29年度文化庁／CDI『諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』内の拙稿、77～110 頁、および、藤野一夫／秋野有紀／マティアス・T ・フォークト（編）『地域主権の国　ドイツの文化政策』美学出版、2017年も参照されたい。

[3] 4期16年にわたり第一党の座にあった中道右派キリスト教民主／社会同盟（CDU ／ CSU）は、この総選挙で第二党に留まり、下野。中道左派である社会民主党は、2005年からの第一次メルケル内閣、2013年、および、2018年からの第三次、第四次メルケル内閣でも、CDU ／ CSUと大連立を組んでおり、第一党ではなかったものの、与党の座にあった。ショルツは、第四次メルケル内閣で財相を務めていた。

[4] 「連立協定」とは、連立政権発足に先立ち、連立を組もうとする政党間の協議を経て、合意した内容を記したもので、実質的に、その後4年間の政権運営期間（被選期間）の政権公約的な目標・指針となる。

1. 連邦文化政策の歴史的変遷・原則[5]

戦後西ドイツは、ナチ時代に中央集権的に芸術文化を統制・侵害したことを反省し、連邦政府が国内の芸術文化振興[6]に関与することを厳しく制限してきた[7]。しかし、1990年に東西ドイツは悲願の統一を達成。1999年のベルリンへの行政首都移転（西ドイツ時代の首都はボン）が目前に迫る1998年には、連邦文化政策が「公式に」開始された。

この背景には、複合的要因があったのだが、大きな追い風となったのは、政権交代である。ドイツは、1998年10月に、中道右派キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟(CDU/CSU）から、中道左派社会民主党（SPD）と同盟90／緑の党の連立（赤緑政権）へと、16年ぶりに政権交代をしている。選挙後に首相となるゲアハルト・シュレーダー（SPD)は、この選挙戦で、「文化国務大臣（Kulturstaatsminister) 」のポストを新設することを予告。政権交代を成し遂げた赤緑連立政権は、11月10日に民間人のミヒャエル・ナウマン[8]を首相直轄のものとして、このポストに任命した（就任は1999年）。これ以降の25年間、文化とメディアを所掌する国政レヴュルの担当者は、一貫して、連邦首相府に置かれている。

このポストは、der/die Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien（連邦政府の文化メディア委任官。以下、略称のBKMと記す）という役職となった。「Bundeskulturminister（連邦文化大臣）」ではなく、国務大臣級の「der/die Beauftragte（委任

[5] 国のみならず、州政府や自治体による文化政策も、終戦直後の西ドイツでは、好ましくは思われず、既存の文化機関の維持運営のみが行われている。しかし1968年の学生運動を契機に、政策対象となる文化概念の見直しと民主化がはかられた。高級文化を中心とした芸術文化振興から、住民の手で社会課題を解決しようとする「社会文化活動（市民文化）」にまで、文化概念が拡張された（実際には19世紀の近代化の過程で分離した社会と文化の再結合）。政策を民主的に統御し、住民が自治を行うためには、「文化的教育（万人のための文化／市民文化権）」が重要であるという理解に立って、間主観的な「対話」の場の提供を存在意義として、自治体文化政策が積極的に推進されるようになった。なお、本稿の連邦文化政策については、Fabian Leber: Kulturpolitik aus dem Kanzleramt. Die Kulturpolitik der Regierung Schröder 1998-2002, Marburg, 2010、および、秋野有紀「ドイツの公共文化政策に見る国家と文化の接近――首相府文化国務大臣の設置と基本法改正をめぐる議論を中心として」日本ドイツ学会『ドイツ研究』第52号、2018年をもとにしている。

[6] 西ドイツは、1950年代に国家の最高法規であるドイツ連邦共和国基本法（以下、ボン基本法と記す）を間接的根拠として、まずは地域主権的な「文化分権（連邦）主義(Kulturföderalismus)」を定着させた。分権制を敷くことで、ナチ時代に中央集権国家が見せた国家による芸術文化統制を将来にわたって構造的に阻止しようとしたのである。文化分権主義において重要な原則は二つある。一つは、「補完性の原則（Subsidiaritätsprinzip）」、もう一つは「州の文化高権（Kulturhoheit der Länder）」である。文化活動の実施主体は基本的に住民であり、彼らは人間の尊厳の不可侵と芸術の自由を保障されている。しかし住民の自助努力のみでは、実質的に十分に自由な活動環境が整わない場合には、住民の生活レヴェルに最も近い基礎的自治体がこれを補完する。それでも不十分な場合に限り、州がこれを補完する。

[7] ボン基本法第70条第1項には「諸州は、この基本法が連邦に立法権限を与えていない限りで、立法権を有する」とあり、第73条「連邦の専属的立法分野」に「文化」事項は含まれていない（ここに「外務」は含まれるため、対外文化政策が文化政策の一領域とはいえ連邦管轄であることには、異論は出ない）。

[8] ナウマンはツァイト誌の創刊編集者の一人で、ローヴォルト出版社で売上を10年間で倍にし、後にノーベル文学賞を受賞する作家たちを発掘したとことで知られていた。 シュレーダーは、コール時代の密室政治からの転換のシンボルとなる連邦文化政策の担い手を探しており、ユルゲン・フリム、アーヌルフ・コンラディ、マンフレート・ビッシンガーに、適切な民間人の推薦を依頼。権力に屈しない知識人として知名度がありながらも、政治に携わる人物が理想とされた。ナウマンは、保守層の好む「教養市民的なハビトウス」を持ちながらも、「68年世代」を自称しており、左派からの支持も高かった。Cf. Leber, pp. 73-75.

官）」となった背景には[9]、国内において、芸術文化への優先権は自らにあると理解している州政府の激しい反発を避ける意図があった[10]。

日本では「連邦文化メディア庁」[11]と訳されることもあるこのポストは、第一義的には組織ではなく、その業務を所掌する担当者を指す。BKMをあえて訳すとすれば「連邦首相特命担当官（文化メディア）」ともなろうが、国務大臣級の職位であることを明示するために、「文化国務大臣（Kulturstaatsminister）」という呼称も用いられている。1972年以降、西ドイツでは、首相府と外務省の政務次官（parlamentarischer Staatssekretär）に、国務大臣（Staatsminister）の呼称を与えている。その役職が、国政秩序で最上位の職位であることを国際政治の舞台で示すためである[12]。

BKMは、連邦政府によって選任され、内閣での議決権は持たない。「ドイツ文化メディア省」のような自身の本省を持たないいわゆる無任所大臣で、連邦議会文化メディア委員会[13]の監督の下で、首相府に割り当てられる文化メディア政策の予算を、議決された配分に則って執行する。BKMが実施するこの一連の施策が、「連邦文化政策」と呼ばれる。

BKM任命と時を同じくして、連邦議会には、公的文化政策の包括的現状把握調査を実施し、各政治レヴェルの協力構造を見直すために必要な勧告を行うための文化諮問委員会が設置され[14]、2002年にはハレ・アン・デア・ザーレ市に、連邦文化基金が設置されている。

文化政策のこうした大転換は、大きな国政の枠組としては、連邦制改革を見据えた文脈上にあった。文化分野に限らず、連邦制を採るドイツの強固な分権構造は、たしかに、中央政府の暴走に対する抑止力として機能してきた。しかし州の代表で構成される連邦参議院を介して、州が国政に意向を反映させる「協調的連邦主義」というあり方は、連邦

9 ナウマンは、連邦議会の構成員ではないため、「連邦大臣」にはなれないのだが、彼のポストを連邦議会、連邦政府いずれの委任官にするかについて、シュレーダーは事前に深く考えてはいなかった。与党や首相の意図を反映させやすいことから首相直轄となったものの、民間人であったために彼一人のための特則が整えられ、その発効を待っての就任となった。

10 Cf. Edgar Wolfrum: Rot-Grün an der Macht Deutschland 1998-2005, München, 2013, p. 587. それでも略称がBKMとなるこの役職名は、連邦政府が徐々に権限を拡大し、いずれこのポストがBundeskulturminister（連邦文化大臣）になったとしても、略称を替える必要がないように、連邦政府が狡猾に策略を練ったのだ、という州政府の邪推は止むことがなかった。

11 ドイツの「庁」は連邦中級機関（Amt）を主に指す。しかしBKMは連邦最高機関である。日本でBKMと（内容ではなく）位置づけが近い組織は、文部科学省の外局である文化庁よりも、内閣府の特別機関とされる宮内庁、金融庁、消費者庁などであろう。

12 Cf. Leber, p. 85.

13 連邦政府の文化政策の公式な着手は、1998年であるが、連邦議会には終戦後からほぼ一貫して文化関係の委員会が設置されてきた。文化やメディア関連の委員会が設置されなかったのは、1969-1976年、1983-1990年、1994-1998年で、その間も、対外文化政策の委員会は設置されてきた。Olaf Zimmermann(Hrsg.): Wachgeküsst. 20 Jahre neue Kulturpolitik des Bundes 1998-2018, Berlin, 2018, pp. 36-37.

14 諮問委員会は、超党派で構成され、政権交代後も継続して活動を続けた（政権交代をすると議席に応じて、各党が推挙する委員の人数構成は変更される）。2007年に、ドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）改正の勧告を含む512頁の『最終報告書』を提出した。文化諮問委員会については、2007年5月に連邦議会内諮問委員会事務局で、ラインハルト・テゲトフ事務局長、アストリート・マーラー＝ノイマン氏に筆者が行った聴き取りの際の情報・資料を含む。紹介の労をとってくださった執筆者の当時の指導教員で、連邦議会諮問会専門家委員のヴォルフガング・シュナイダー教授に、記して感謝申し上げる。詳細は、秋野有紀『文化国家と「文化的生存配慮」』美学出版、2019年、第一章を参照されたい。

政府与党と連邦参議院多数党との議席分布が異なる場合には、「ねじれ」を生み出す。シュレーダーはこうした構造自体を、迅速な政治的意思決定の障害と見なし、経済的停滞への懸念を抱いていた。

文化政策の各論としては、1990年の再統一を発端とする国家的課題の顕在化[15]と州の財政難（統一不況）、そして欧州統合やグローバル化の深化に伴う国家窓口の必要性などの複合的な背景があった。たしかに文化政策の領域では、基本的に立法権は州が持ち、国政が関与しうる例外は連邦の専属立法分野のみとされてきた[16]。そのため、立法過程で連邦参議院の同意を必要とする同意法律のような連邦法をめぐる一般国政上のねじれ問題は、文化領域ではさほど大きくはなかった。それでも教育と文化政策の分野では、州文相常設会議（KMK）がドイツ全体の政策の舵取りに絶大な力を持っていたし、「州の文化高権」が基本であるために、芸術文化関連の財政支援を行うだけでも、原則として、連邦政府には厳しい制約が付くことが稀ではなかった。

こうした制約があることから、実際には、先代のヘルムート・コールは、首相時代に実質的には文化政策と見なしうる施策を「首相独断の案件」として行っていた。彼はこの表現を好み、例えば1982年には施政方針演説でボンに「歴史の家」建設を[17]、1987年にはベルリンに歴史博物館を「プレゼント」したいと述べている。またドイツ再統一の際に「統一条約」第35条には、旧東ドイツの文化遺産を損なわないよう、連邦政府が暫定的に個々の地域の文化政策と共同で財政支援を行うことが明記されるのだが、この文言は、旧東ドイツ文化省と旧西ドイツ首相府で話し合われ、「文化高権」を持つはずの旧西ドイツの州政府は、その交渉過程では蚊帳の外だった。こうしてコール時代には、既成事実が先行し、非公式にであれ、連邦の文化政策は、実質的に開始されてしまっていたのである。

このような状況の中で旧西ドイツ内務省には、記念碑や文化財の保護・維持を行う課が置かれてきたものの、再統一時に、旧東ドイツの文化遺産の継承・維持は、首相府管轄とされた。このことは、文化財に関する国の意思決定を二分させ、混乱を招いた。さらには欧州統合が進むにつれ、書籍価格や著作権等の文化産業に関わる交渉は、ドイツ連邦共和国基本法（以下、ボン基本法と記す）[18]第73条第1項第9号により、連邦で対処しえたものの、1985年以降は、「欧州文化首都」の選定を誰が行うのかという問題が、毎年

[15] 東西統一に伴い、旧東ドイツの文化遺産の維持管理を、どの政治レヴェルで行うかという課題が浮上した。またナチ時代と旧東ドイツ時代には政府による人権侵害が相次いだが、そうした「過去の克服（想起の文化）」は、州のみならず全ドイツ的な対応が求められるために連邦政府の課題であると考えられた。

[16] 具体的には、ボン基本法第73条第1項第1号の「外交事務」に当たる対外文化政策、第9号の「著作権」「出版権」（文化創造産業に関連する映画振興や芸術税制も含む）、第74条第1項第12号「社会保険」に当たる芸術家社会保険制度（KSK）。

[17] 実際にはすでに1980年にSPD/FDP連立のシュミット政権下でも、「本物の首都としての地位を表象する建造物」が構想され、ボンに「精神文化的中心地（センター）」を建造するために、文化政策の構造転換（連邦政府の政策への着手）が求められていた。

[18] 連邦政府は、国内芸術文化振興の権限は一切持たなかったものの、外交（対外文化政策）、著作権、出版権、社会保険（芸術家社会保険）等、ボン基本法上の管轄が連邦に属している分野は、ドイツ内務省等、全七省に、必要な対応のための課を分散させることで、戦後40年あまり処理されていた。

浮上していた。

議会の議論を殆ど経ない非公式の首相主導文化政策が存在し、国全体の意思決定も分裂気味で、欧州統合への対応も追いついていない。文化案件をめぐる国政のこうした混乱の渦中に挑んだ選挙戦で、シュレーダーは、連邦政府が「公式に」文化政策を行うと宣言した。顔の見える文化担当者を置き、既成事実に制度を追いつかせ、ガラス張りの開かれた議論を議会で行うことで文化政策を民主政治の中に戻し、コールの密室政治と一線を画す「改革」の姿勢を鮮明に示したのである。これに対し、党派を超えてほぼすべての州文相と州首相は、連邦文化政策は「州の文化高権」への介入であると厳しく非難した。1999年に首都が移転し、国政によってパリのような文化の中心地がベルリンに生み落とされ、州はその残滓のみを支援する状態となるならば、集権化が進み芸術文化の多様性が損なわれ、画一化するのではないかと懸念された。

しかし新政権が「連立協定」で示したのは、政治と文化の開かれた新しい関係の構築を目指す姿勢であった。そして連邦政府が着手する領域も、先の問題点に限られた。すなわち、旧東ドイツと新首都ベルリンの記念碑やミュージアムを主とする文化遺産への支援、および、当初より連邦に管轄権のあった芸術税制、著作権、映画振興(文化産業)、芸術家社会保険の連邦各省からBKMへの集約的移管である。舞台芸術のような州や自治体の振興領域に新たな連邦管轄を設定することはしなかった。

初代BKMのナウマンと州政府との関係は、穏便なものとはならなかったが[19]、後任の哲学者ユリアン・ニダ=リューメリンは、抽象的解釈論の対立を避け、実務に徹した。彼は1970年代から旧西ドイツ政府と芸術家たちの悲願であったものの、常に州政府に阻止されてきた「連邦文化基金」を2002年に、ハレ市に創設することに成功している。当初この基金の構想は、州政府が共同でドイツ全土に関わる芸術文化を振興するために設置している「州文化基金」を、連邦の新しい基金に統合する案であったため、州政府が憲法裁判を検討する事態となり、両者の関係は2001年に、一気に冷え込んだ。しかしニダ=リューメリンには、ミュンヒェン市で文化行政に携わっていた経歴があり、ナウマン批判の急先鋒であったハンス・ツェーエトマイアー・バイエルン州学術研究芸術大臣の「州の文化高権」への誇りを十分に理解していた。ニダ=リューメリンは「国民国家文化」という言葉を使わずに、文化施設や事業の内、「ドイツ全土に意義を持つ」ものを支援すると表現し、ドイツにおける文化のあり方を、連邦が単独で決めることはせず、常に州とともに決定すると約束した[20]。

19 バイエルン州、ノルトライン=ヴェストファーレン州、バーデン=ビュルテンベルク州を中心に、州は何かにつけてナウマンを批判してきたが、転身を決めたナウマンは2000年11月にツァイト紙上で、ボン基本法に「州の文化高権」の法的根拠はなく、各州憲法上の慣習に過ぎない、との論考を発表し、州の神経を逆なでしている。http://www.zeit.de/2000/45/Zentralismus_schadet_nicht (2023年12月17日最終閲覧)。

20 そして州が好まないのであれば、共同財政支援を行っているすべての事業からも連邦の資金を引きあげる準備があると宣告した。しかし例えばバイロイト音楽祭への連邦の援助がなくなることがあれば、連邦文化政策批判の旗手であるバイエルン州にとっても痛手となる。

こうして、州に共同決定権を与えることで、同時代の芸術振興や文化教育事業に対しても、連邦の関与を可能にしたのである。ニダ=リューメリンは、連邦が何かを行う際にはパートナーである州に、それを拒否する選択権が常にあるとする姿勢を示すことで、着実に連邦政府の関与の射程を拡大し、今日に至る連邦文化政策の土台を作り上げた。

その後、現在に至るまで、BKMの文化予算はほぼ右肩上がりで増額している。当初は旧東ドイツ文化遺産の維持･管理と首都支援に限定された射程も、その時々の政治的配慮に基づき、想起の文化(過去の克服)や植民地主義の再検討(文化財の来歴調査等)にまで、徐々に拡張している。

表1 ドイツ国政の変遷と歴代BKM一覧

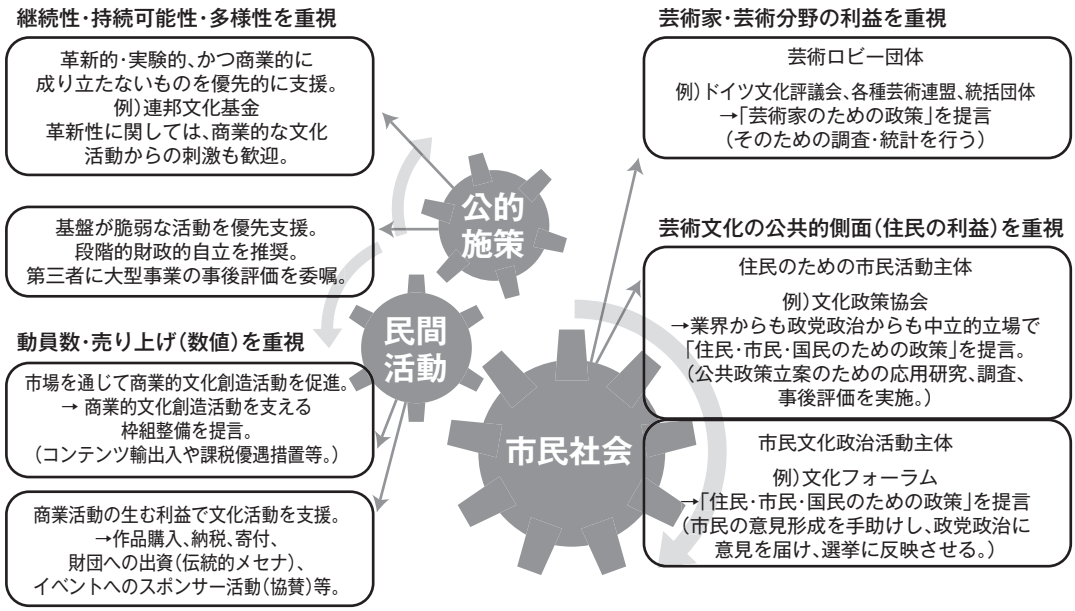
在任期間	政権与党	首相	在任期間	BKM	政党	主な業績
1998-2005	SPD ／同盟90･緑の党	ゲアハルト･シュレーダー	1999-2000	ミヒャエル･ナウマン	SPD	虐殺されたヨーロッパのユダヤ人記念碑の共同財政支援
			2001-2002	ユリアン･ニダ=リューメリン	SPD	連邦文化基金の設置(2002年)
			2002-2005	クリスティーナ･ヴァイス	無所属	首都の実験的芸術文化の強化、映画アカデミー設立、映画振興改革着手
2005-2009 2009-2013 2013-2021	CDU･CSU ／ SPD CDU･CSU ／ FDP CDU･CSU ／ SPD	アンゲラ･メルケル	2005-2013	ベルント･ノイマン	CDU	映画振興*
			2013-2021	モーニカ･グリュッタース	CDU	ドイツ書店賞創設(2015年)、文化財保護法(2016年)**、コロナ禍対応
2021-現在	SPD ／同盟90･緑の党／ FDP	オーラフ･ショルツ	2021-現在	クラウディア･ロート	緑の党	国家目標としての文化をめぐるボン基本法改正を支持、文化パス(2023年)

*2006年にアカデミー外国語映画賞を受賞した〈善き人のためのソナタ〉には、連邦も資金援助を行っており「連邦映画政策の最初の成功」と言われた。
**ドイツの文化財の国外流出からの保護に焦点を当てた法改正。

1.1 多層的主体による文化創造シーンの形成

自治体と州も、意見交換や情報･ノウハウ共有の場を設けており、常設州文相会議(KMK)や州文化大臣会議(Kultur-MK、2019年に新設)等を通じて、連邦政府の施策に意向を反映させる。BKM設置後は、州と国は協調的に文化政策を推進し、それは現在、「協調的文化連邦主義(kooperativer Kulturföderalismus)」と呼ばれている。ドイツの多彩な芸術文化活動は、市民社会や市場等の非政府主体を含め、大きく分けて3つの次元

図2 文化創造シーンを形作る三次元構造



が、有機的に支え合っている（図2〜図4は、H29年度『諸外国の文化政策等比較調査 報告書』に加筆修正）

連邦政府と地方政府（州・基礎的自治体および目的広域連合）は、図2の公的施策の次元である[21]。この次元は、法的・行政的な側面に対する高い専門性を持つ人員に支えられ、政策評価・目標設定で最も重視するのは、「継続性」である。商業的に営まれる民間活動が、二つ目の次元で、連邦議会は、商業的な領域に支えられる文化創造産業をドイツの文化シーンの多様性を支える重要な要素と見なしている[22]。そこから革新的な芸術文化を生み出すインスピレーションが生まれることも少なくないためで、非営利的な芸術文化と商業主義のエンターテイメント・コンテンツ産業といった二項対立で捉えてはいない。この次元は、動員数や売り上げ、ランキングといった「数量的計測可能性」を信頼し、重視する傾向が強い。第三の次元は「市民社会」で、この次元は、芸術文化に公共的な意義を積極的に見出し、芸術文化領域、および、コミュニティ全体に対する「公共性」を重視する。第二の次元が営利追求を主目的とする活動の中で文化創造活動を扱うのに対し、市民社会の領域は、利益の追求を主たる目的とはしない。非営利の文化協会・美術協会・音楽協会や芸術財団が、典型例である[23]。

ドイツでは、この第三の次元が、市民や芸術家の視点に立ち芸術文化活動を支える理論形成と政策提言を牽引する。公的政策においても様々に施策の目標や公共性が理念的に掲げられてはいるものの、公的次元が芸術の公共性を自らの発案として積極的

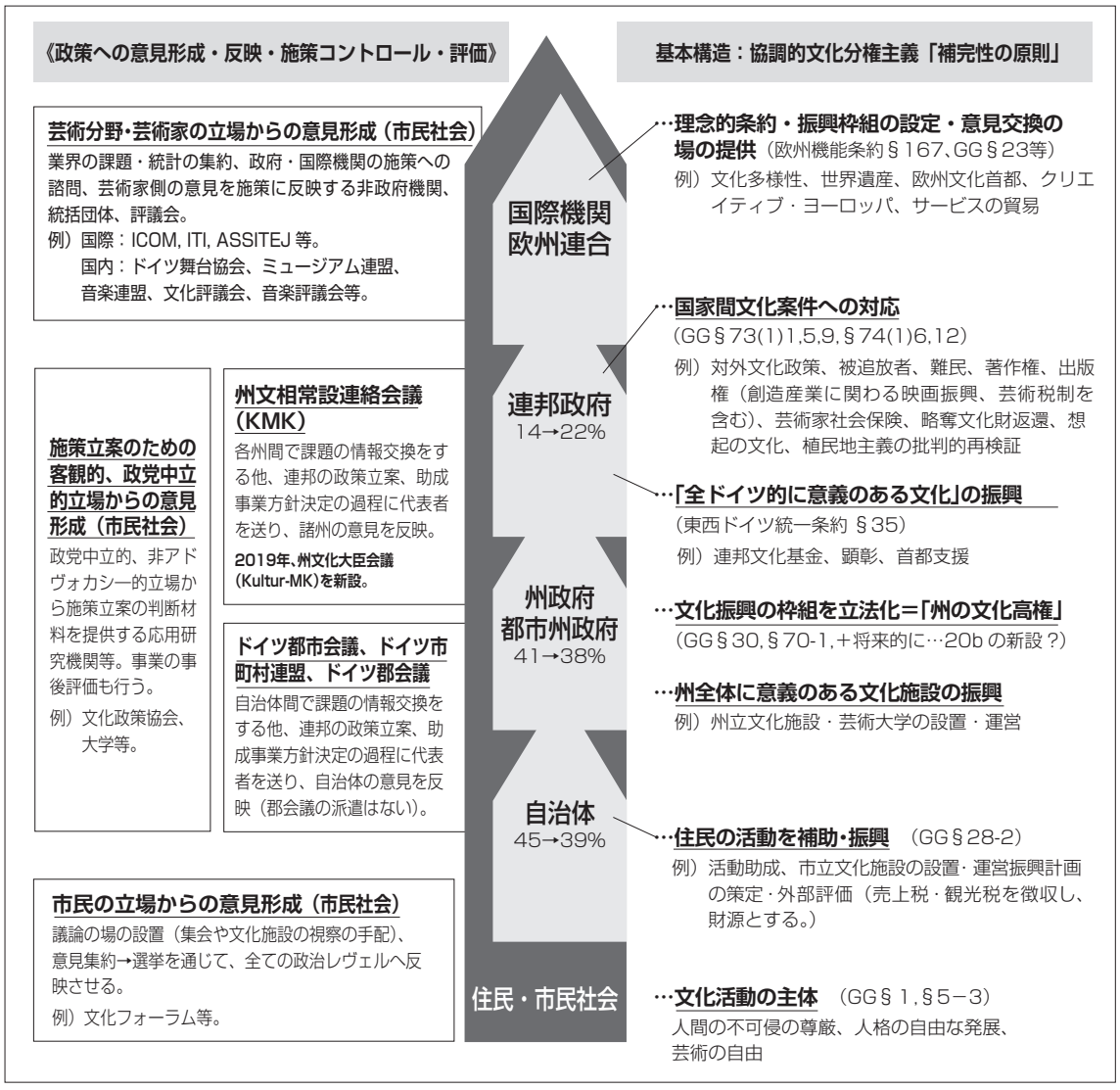
[21] ただし、州の文化高権を採ってはきたものの、ボン基本法は今日でも、州や自治体レヴェルの文化振興さえも、積極的に明文化はしていない。1974年5月5日の連邦憲法裁判所の判決（BVerfG 36/331）が基本法第5条第3項を「国家目標の意味で、文化国家」と見なし、これが実質的に文化領域における国家的な施策（社会権的自由）を自由権的規定から拡大解釈して導く画期となった。以降、公的な文化振興の法的根拠として、この判決がドイツではしばしば引用されてきた。Vgl. Röbke/Wagner: „Aufgaben eines undogmatischen Kulturföderalismus. Einleitung,“ pp. 13-34; Ernst Benda/Werner Maihofer/Hans-Jochen Vogel (Hrsg.): Handbuch des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, Berlin/New York, 1995, p. 124; 小林真理『文化権の確立に向けて』、勁草書房、2004年、112〜117頁。しかしその後、連邦議会文化諮問委員会が2004年及び2007年にこの判決に触れ、「文化国家」という表現が孕む問題を指摘するとともに、書かれていない条文で公的な文化振興を根拠づけることは難しいという見解を示した。

[22] Wissenschaftliche Dienste des Deutschen Bundestages (Kultur, Medien und Sport), „Kulturpolitik. Formen und Bereiche der Bundeskulturpolitik im föderalen Staat (WD10-3000- 034/15) “, Ausarbeitung vom 17. 4. 2015.

[23] 2000年と2002年にドイツでは財団を巡る法改革が行われ、財団設立は2000年代に入って急成長を見せている。2016年現在の財団法人数は21,806で、この年の新設財団数は582であった。ただし、ドイツの財団法体系の特殊事情により、大規模な財産で公益文化財団に相当する活動をしていても、民法上の公的監督機関による認定・監督の対象外にあるものがあり、文化財団やアソシエーションの統計的把握は困難を極める。吉森賢『ドイツ同族大企業』NTT出版、2015年、56-58頁。そのため社団法人や法人格を持たない代替公益財団（非独立公益財団）、アソシエーション等は公的統計には入らず、ドイツで文化財団統計と言う場合、「民法上の財団法人」及び、州固有の法に基づく「民法公益財団法人」のみを指す。Maecenata研究所によれば、民法公益財団法人で文化芸術を寄附行為に掲げるものは2007年時点で、3,980財団で、その内、文化芸術の振興のみを目的とするものは1,330である。また非政府組織で、租税を元手にせず営利活動の収益から文化支援を行う最大の主体として見落とすことが出来ないものに、貯蓄銀行財団がある。これは公共の福祉促進を任務とする地元に根付いた銀行の財団で、その数は500強に及び、年1億ユーロ強の芸術文化支援を行っている。ドイツ全土の自治体単位の芸術文化振興における最も重要な支援主体で、地域の企業芸術文化支援の大半は貯蓄銀行財団を通して行われる。連邦議会文化諮問委員会『最終報告書』、2007年、158頁、173頁。この仕組みがあるために、2008年度ドイツ経済界の文化サークル（https://www.kulturkreis.eu）による芸術文化支援のモチヴェーション調査では、「企業のイメージ戦略（64%）」を抜いて、「地域への意義（78%）」が第一位の理由となっている。https://de.statista.com/statistik/daten/studie/157556/umfrage/kulturfoerderung-der-wirtschaft-nach-auswahlkriterien-in-2008/（2018年3月15日最終閲覧）

に定義することは避けられており[24]、実質的には社会の現状を最も間近で観察している市民社会が理論上のブレインである。そこで問題提起された数々の不足状況に対し、具体的な施策立案が練られていく[25]。

図3　五層性ボトムアップ構造（協調的文化分権主義・補完性の原則）と市民社会の役割の概念図

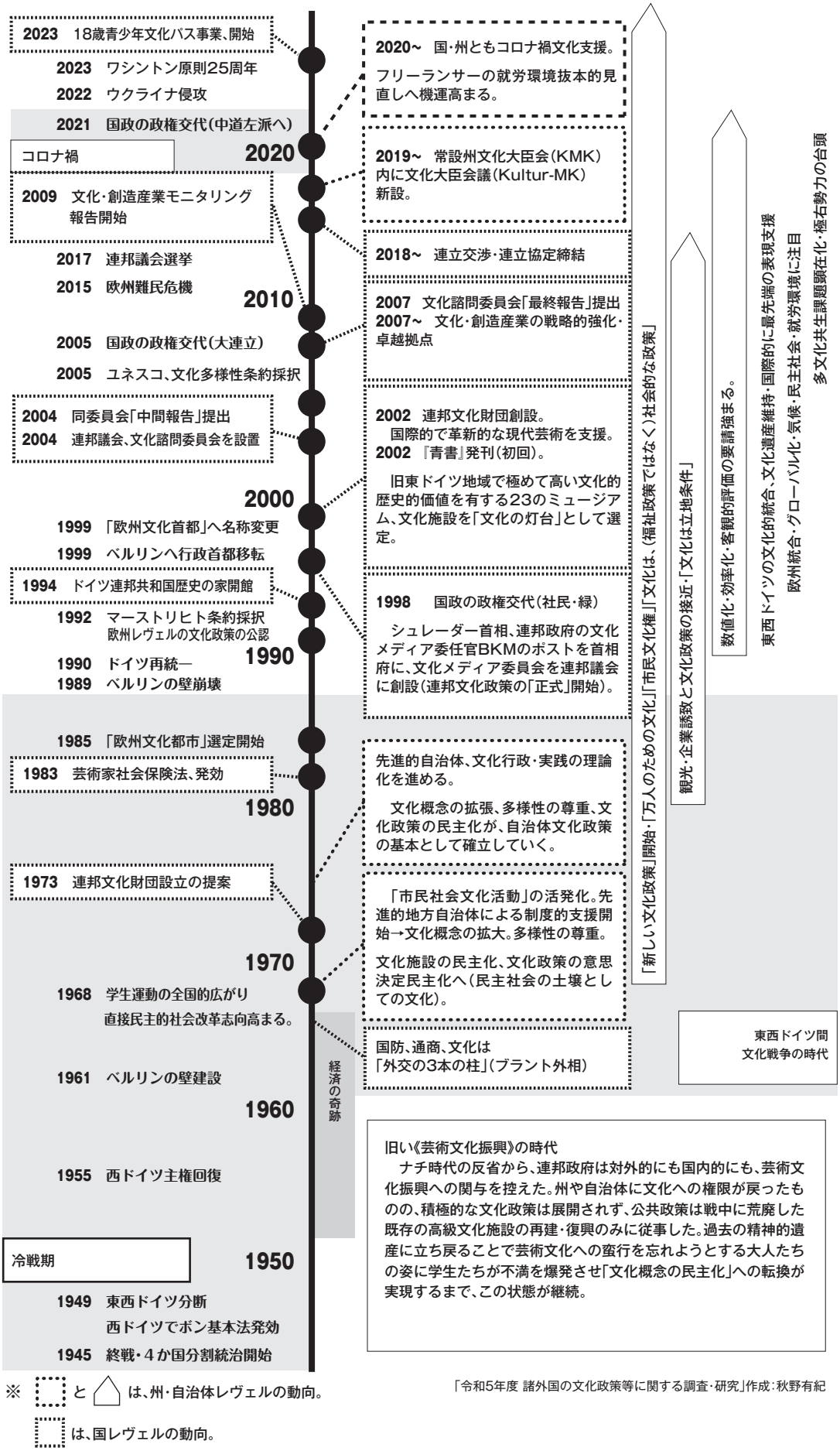


※ 各主体の数値（%）は、公的文化支出に占める割合。H29年度調査と、今回の調査で用いた2020年調べの数値では、自治体の存在感が薄まり、連邦政府の存在感が増していることが分かる。GGは、ボン基本法の条文。

[24] ただ、コロナ禍以降、連邦政府による文化の社会的意義の積極的発信も、目立つようになっている。

[25] 例えば連邦議会での文化政策に関する答弁もまずは、綿密な事前調査を踏まえた「問題の記述」から始まる。文化政策に関する包括的実情調査（連邦議会文化諮問委員会『最終報告書』等）も、客観的な「現状把握」を最も重視している。予め問題の性質を具体的かつ詳細に把握出来れば、その問題の性質に応じた施策やその評価手法を個別具体的に設定でき、事後評価の段階で表面的で画一的な検証をせずにすむからである。机上の空論や理想論を出発点として実情とかけ離れた計画から出発し、望まれない施策を実施してしまう非合理性と、事の性質にそぐわない事後評価を予め回避することに努められている。

図4　国際・国内政治動向と（西）ドイツの文化政策の変遷



※ ⬚ と △ は、州・自治体レヴェルの動向。
⬚ は、国レヴェルの動向。

「令和5年度 諸外国の文化政策等に関する調査・研究」作成：秋野有紀

2. 国政における連邦文化政策の位置

連邦文化政策は、大枠での国政の指針(連立協定)を個別項目に落とし込む形で、国政に位置付けられる。

連立協定に示されている現政権の施策重点は、以下7点である。

① 現代的な国、デジタル変革とイノヴェーション
② 社会的でエコロジカルな市場経済における気候保護
③ 現代的労働環境における尊敬、機会、社会保障
④ 子どもたちのためのチャンス、強い家族、生涯を通じた最良の教育
⑤ 現代民主主義における自由、安全、平等、多様性
⑥ 欧州と世界に対するドイツの責任
⑦ 未来への投資と持続可能な財政

「文化メディア政策」は、重点項目⑤「現代民主主義における自由、安全、平等、多様性」に位置付けられ、後述のように、項目ごとにそれぞれの目標が記されている[26]。それらが、文化政策を主管するBKMの所掌事務となる。

項目の詳述に先立ち、文化やメディアの意義に対する現政権の理解と政策目標は、以下のように述べられている。

◆文化の多様性と自由の保障、組織や表現形態[27]に関わらず、全ての人に文化を可能に。
◆文化的・芸術的刺激(インパルス)が、社会の覚醒を促し、公共的討議の場を刺激し、創り出すことへの確信。
◆強力な文化シーンと文化創造産業のための尽力
◆差別のない文化・メディア政策

[26] 連立協定、96〜101頁。

[27] 「クラシックからコミック、低地ドイツ語からレコードショップまで」と表現されている。「低地ドイツ語からレコードショップ(Plattdeutsch bis Plattenladen)」というのは、ドイツ語の「Platt」の部分をかけているためで、現在のBKMであるクラウディア・ロートは80年代に、政治的ロックバンドTon Steine Scherbenのマネージャーをしていた。また低地ドイツ語は、北部方言とも言われ、ここでは方言(言語の多様性)に対する尊重を表している。

[28] ドイツは憲法を持っておらず、実質的に国家の最高法規としてドイツ憲法の機能を果たしているのが、ドイツ連邦共和国基本法(通称、ボン基本法)である。この中には、第5条第3項に芸術の自由の規定はあるが(国家からの自由)、文化振興の根拠規定(国家への自由)は、明示的には見当たらない。実際に、芸術文化振興を行うのは、州政府であったため、州憲法には、芸術文化振興規定と理解できる条文があり、また1990年のドイツ再統一の際の統一条約にも、芸術文化振興の根拠とみなしうる条文は存在する。ただ、連邦議会が超党派で、ドイツの全面的な文化政策のための「棚卸し(現状把握)」を行うために設置した連邦議会文化諮問委員会は、2004年の中間報告書、2007年の最終報告書で、ボン基本法に「国は、文化を保護し、促進する」という条文を、第20b条として新設することを勧告している。ボン基本法は、最初に人権に関する規定を置き、第20条からが国家機構の条文である。第20条は「国家目標」を掲げる条文で、芸術や個人の自由権を規定する第5条第3項ではなく、国家目標の条文に新設を勧告したということは、公権力を伴う政策すべてに、民主的で、社会的な権力の行使を要請すると同時に、文化の保護、促進に配慮させる効果を意図した姿勢の表れである。文化諮問委員会設置の経緯と改正条文提出までの詳細については、2007年に連邦議会文化諮問委員会事務局で、被選期間2期分の非公開資料を戴き、以下の拙著に詳細を記しているので、併せて参照されたい。秋野有紀『文化国家と「文化的生存配慮」』美学出版、2019年、第一章。現政権が、2007年の条文案をそのまま採用する意図であるかは、現時点では不明であるが、その後の2015年の難民危機や近年の植民地主義の過去の見直しをめぐる議論を経て、文化の多様性をより前面に出す条文にするのではないか、という推察も、マス・メディアでは散見される。

◆文化をその多様性のままに「国家目標」として［ボン基本法に――執筆者注[28]］定着させ、バリアフリー・多様性・ダイヴァーシティ・男女平等・持続可能性を擁護。

その上で、以下の項目とそれぞれの目標が重点項目⑤に掲げられている[29]。

■ 芸術と文化における社会状況

◯ ジェンダー・ペイ・ギャップ（男女間賃金格差）の透明化と是正。

◯ 審査員・委員会・任期における平等と多様性の確保。

◯ 芸術家の社会的地位（状況）に関する統計報告調査。

◯ フリーランサーのアーティストとクリエイティヴ・プロフェッショナルの社会保険の改善のために、連邦助成要綱に最低報酬支払を導入。

◯ 一人自営業者やハイブリッド・クリエイティヴ・プロフェッショナルの保護強化、官僚主義の解体、芸術家社会保険（KSK）[30]の財源安定化、非芸術的な自営の追加収入の限度額上限引き上げ[31]を維持。

■ 文化振興

◯ パンデミック後の移行期間を確実なものにするため、再出発事業（Neustart-Programm）[32]をひとまず継続。

◯ イノヴェーションの推進力としての連邦文化財団と連邦文化基金の拡張、インディペンデント・シーン[33]の構造と国際的なプロダクションハウスの連携強化。

◯ 連邦文化振興の文化教育への貢献調査の実施。

◯ 生態系変容（エコロジカル・トランスフォーメーション）のための専門的能力、知識、データ収集、助言、資源を提供するセンターとしての「グリーン・カルチャー」窓口の設置。

◯ デジタル・カルチャーのためのコンピテンス・センター（卓越拠点）の設置、文化関係者に助言、ネットワーク、資格を提供。

◯「文化総会」の開催、その中で自治体、州、文化生産者、協会、市民社会との協働

[29]「我々は、～を望む／したい」という形で述べられ、連邦政府の政策立案の意思、あるいは、関係主体への働きかけ・要請を表現している。

[30] 日本語で読める最新の調査（日独仏韓）としては、日本芸能実演家団体協議会（編）『芸術家の社会保障に関する研究』令和5年5月をご参照いただきたい。https://geidankyo.or.jp/img/research/socialsecurity-reseach-report2022.pdf

[31] コロナ禍での芸術家・文筆家およびそれらの教授者に対する社会保険適用条件の緩和を引き続き維持するということ。

[32] Neustart-Programmについては、令和3年度、令和4年度の文化庁と大学・研究機関等との共同研究『新型コロナウィルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究』に詳細を記したので、併せてご参照いただきたい。https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93709801_01.pdf https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93709801_02.pdf https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93910801_04.pdf

[33] 公立劇場と対比され、フリー・シーンとも呼ばれる。主にフリーランサーによって形成される文化シーンのこと。公立劇場とも、作品の演出等、事業単位で協働している。

を改善し、標準（スタンダード）の可能性[34]を議論。

○ 基礎的自治体は自力で芸術文化を長期的に財政的に支えることができねばならない[35]。

○ Trafo-Programm[36]を出発点に、地方（田舎）や構造脆弱地域における文化についての模範的戦略を開発、財政脆弱自治体からの共同財政出資を10%減らす。

○ 首都に対する連邦のコミットメントの強化。

○ 資金調達法や州との協働における非官僚化、デジタル・スタンダードの潜在性の活用。

○ サードプレイスとしての公立図書館の強化、日曜開館。

○ 高密度地域における文化的使用地の確保、騒音防止と持続可能性への投資支援。

○ 演奏施設への更なる支援強化、ギャラリー等の独立文化施設の支援。

○ 文化財保護法の評価を終え、結果を改正に反映。

○ 連邦政府に文化創造産業の窓口を設置。クリエイティヴで非技術的なイノヴェーションに対する資金援助の簡易化と改善。

○ ゲーム産業立地の強化、資金援助の拡大。

○ 公益的ジャーナリズムの法的安定性の確立、Eスポーツの公益化[37]。

○ 書籍市場における文化的多様性の確保のために、独立系出版社支援を州と検討。

○ 映画業界・州政府との緊密な連携、改正映画振興法により、連邦の映画振興手段と映画市場の枠組条件を再編、簡易化し、透明性を向上させる。投資義務と税制刺激モデルの導入を検討、映画共同制作の税制上の扱いを法的に安定化させる法的枠組条件の策定。

○ 映画館や映画祭の確実な振興、国民的映画遺産を保護。

■ 法的枠組

○ 著作権については、公正（フェア）な利益均衡に尽力、デジタル市場を含め、クリエイティヴ・コンテンツ、ジャーナリスティック・コンテンツの報酬支払状況を改善。

○ 自動化された意思決定メカニズムにおける情報の自由と意見表明の自由の堅持。

○ 施行されたばかりの改革に対する実用評価の実施。

○ 図書館の電子貸出（E-Lending）における公正な枠組条件。

[34] ドイツは地域主権的に文化政策が推進されているが、それでも共通の水準にすべきルール等を設けることが可能か、可能であればどのような点かを、議論したいという意図であると推察する。例えば、現政権下で、州文化大臣会議（Kultur-MK）が主体となり、政労使合意の形で、文化従事者のための「適正報酬マトリックス」が策定され、現在、導入の段階にある。

[35] BKMは、再統一後、財政脆弱州の旧東ドイツの文化遺産を維持することを任務の一つとした経緯がある。そうした財政脆弱州の自治体の財政的自立を促す意図。

[36] 連邦文化基金が実施してきた事業の名称。

[37] 非営利事業性のあるものは公益認定対象にするという意図かと推察する。

◯ アナログゲームのドイツ国立図書館目録への掲載。

■ 文化遺産

◯ 建造物文化遺産を持続的に保護し、アクセスしやすく、エコロジカルな観点から記念碑保護特別事業をさらに発展させる。

◯ 連邦産業世界遺産財団の新設。記念碑保護促進のための欧州メカニズムの検討。

◯ 州政府とともに、プロイセン文化財財団の改革を継続。ガヴァナンスの根本的改善が、連邦出資増の前提条件。

◯ フンボルト･フォーラムの民主的で世界にひらかれた討論の場への発展。

■ メディア[38]

◯ 自由で独立したメディアは、民主社会に不可欠。公共放送も民放も、それに含まれ、複数性、多様性を保証し、バリアフリーでなければならない。民主主義における自由なメディアの価値についての広く社会的な議論を州とともに促進。

◯ 報道機関が、連邦当局から情報を得る権利についての法的根拠づくり。

◯ ヘイトスピーチや偽情報と闘う。市民の自由権の制限に対抗する策をヨーロッパ全体で講じる[39]。

◯ ジャーナリストの安全のために尽力。

◯ 国際放送局ドイチェ･ヴェレとドイチェ･ヴェレ･アカデミーの拡充成果の継続。

■ 想起の文化

◯ 想起の文化を民主主義と「共につくる未来」への道と理解。追悼の場を守り、連邦議会、SED犠牲者委任官、ヨーロッパの虐殺されたユダヤ人追悼碑財団、これらの分野で活動する人々とともに連邦追悼の場構想を更新、追悼事業のために十分な資金を提供。地域イニシアティヴの支援、目撃者の証言報告をデジタル閲覧できるようにする。移民社会の歴史と移民社会への歴史との伝承を促進。事業「青少年は記憶する」への財政支援の継続･現代化。追悼の場での調査研究の促進。

◯「第二次大戦とヨーロッパにおけるドイツの占領」センター設置に対する連邦議会の議決を支持。ポーランド占領の犠牲者と激動のドイツ･ポーランド史を記憶する想起と集会の場の設置を支持。「安楽死殺人」と強制断種の犠牲者を国民社会主義(ナチ)の犠牲者として公式に認定。

[38] メディアと想起の文化、対外文化メディア政策については、紙幅の関係上、一部のみ紹介している。

[39] 例として、市民参加に反対する戦略的訴訟のような濫用的訴訟(strategic lawsuit against public participation)が挙げられている。

◯ ナチによる迫害の結果として押収された文化財のワシントン原則に基づく所有者への返還。情報を得る権利の規定、返還請求の時効撤廃、裁判管轄の一元化、諮問委員会の強化によりナチ略奪文化財の返還を改善。

◯ 連邦歴史再評価財団の強化。シュタージ文書アーカイヴの支所の質的強化と、それに伴う研究調査の支援。SED独裁のアーカイヴセンターの設置と、ベルリンの旧シュタージ本部が民主主義キャンパスへさらに発展することへの支援。

◯ ドイツにおける民主主義の歴史と関連する場所のさらなる周知(可視化)。平和革命の場の振興は、特に重要な関心事。

■ 植民地遺産

◯ ドイツの植民地史の再検証を促進するため、植民地時代収蔵品の来歴調査のデジタル化を支援し、そのプラットフォームへのアクセスが可能になるよう支援する。

◯ 出所地社会との対話の中で、返還と領域横断的国際協力の深化に尽力。植民地の文脈を持つ対象物の返還をとりわけ支援。植民地主義を学び、想起する場の構想の発展。欧州とアフリカの「共につくる未来」への文化政策の貢献。「グローバル・サウス」特別事業の立ち上げ。植民地主義の連続性を克服し、対等なパートナーシップの中で出会い、植民地主義の批判的再検証のための独立研究調査のきっかけを作る。

■ 対外文化・教育政策

◯ 対外文化政策は、[安全保障政策、通商政策と並ぶ—執筆者注]外交の第三の柱。

◯ ゲーテ・インスティトゥート、ドイツ学術交流会、フンボルト財団、ドイツ考古学研究所、対外文化交流研究所をはじめとする「仲介機関」の強化、欧州デジタルプラットフォームの設置。

◯ 2025年欧州文化首都の準備を行うケムニッツ市への支援。

◯ ミュージアム・エージェンシーの枠で、ミュージアム同士の協力連携を支援。

◯ ナミビアとの和解協定と過去の共同再検証。

◯ UNESCO、G7、G20といった多角的フォーラムにおける協働の強化、気候危機を背景にしたKulturGutRetter（文化・善・救助者＝文化財レスキュー）のような独自施策の拡大。

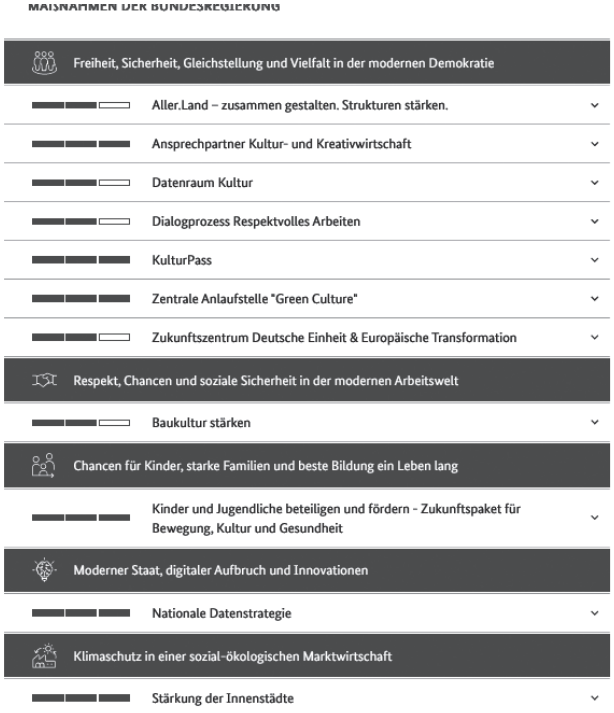
2.1 省庁横断的な文化創造関連政策

他方で、「文化」は領域横断的な施策領域でもあるため、施策重点⑤以外の他の重点項目との関連も、皆無ではない[40]。

連邦政府／首相府ウェブサイトの《オンライン政策モニタリング》(図5)には、2023年11月4日現在、322件の施策がある[41]。それらは、現政権の7つの重点項目ごとに、一覧化され、進捗状況が、「準備中」「手続き中」「完了」の3段階で図示されている[42]。

「文化」で検索すると、10件の結果が出てくる。関連性が高い重点項目順に示され、重点項目⑤「現代民主主義における自由、安全、平等、多様性」がやはり先頭に表示されるものの、他にも重点項目④「子どもたちのためのチャンス、強い家族、生涯を通じた最良の教育」、重点項目①「現代的な国、デジタル変革とイノヴェーション」、重点項目②「社会的でエコロジカルな市場経済における気候保護」と関連する施策が存在していることが分かる(これらは、後述する文化メディアの主務官庁以外の省の文化政策歳出予算と連動する)。

図5　オンライン政策モニタリングの様子



出典：https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/regierungsmonitor?query=Kultur のスクリーンショット(2024年1月9日最終閲覧)

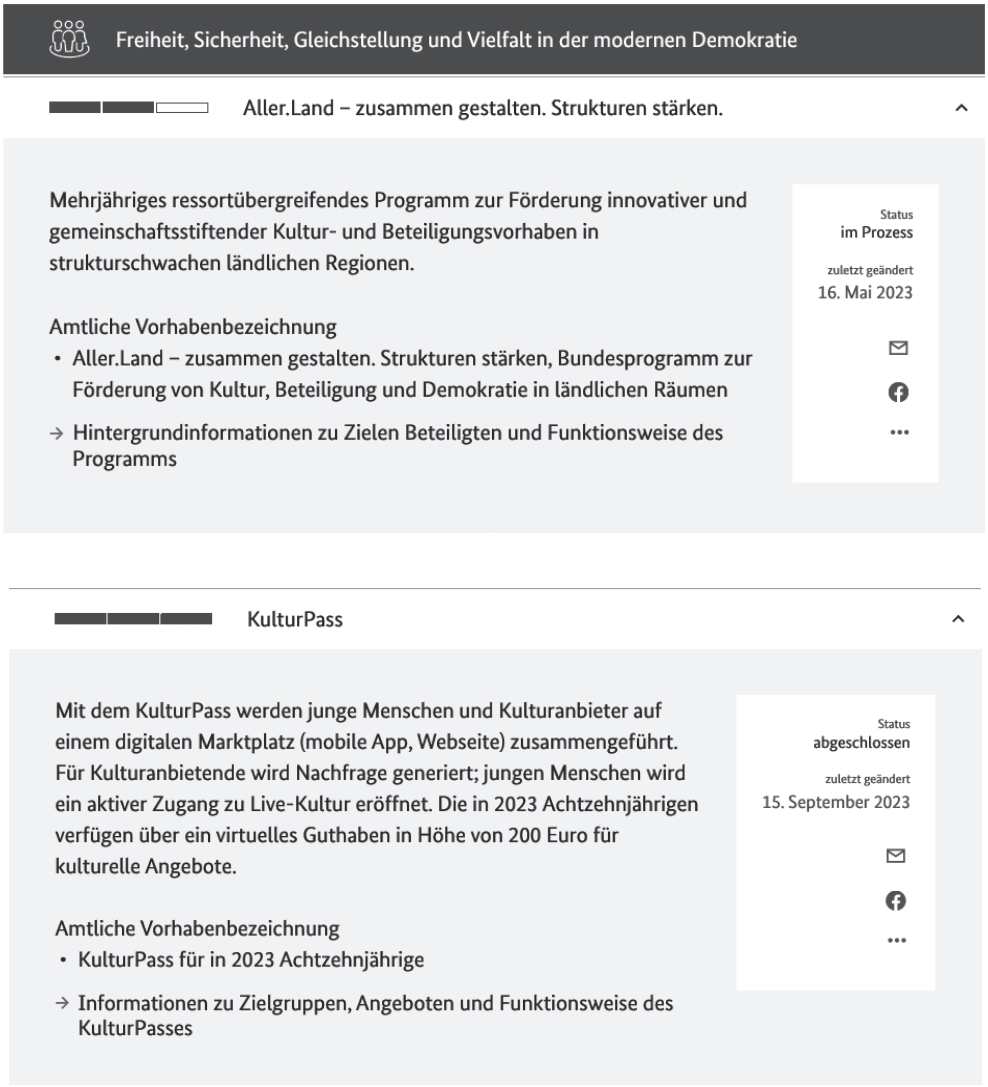
[40] 例えば、②の気候保護は、公的助成要綱全体で、申請の前提条件となっており、文化メディア政策の領域でも、映画・ドラマシリーズの製作において、グリーン・カルチャー・デスク(窓口)が新設され、環境破壊をなるべく回避する撮影プロセス(ロジスティクス等)を映画業界がとることができるよう、伴走支援がなされている。

[41] サイト自体は2023年10月13日最終更新。

[42] 「準備中」とは、政府決定に先立つ公共的な意見交換の段階を指し、バーは1つ塗り潰される(所管官庁による公聴会や協議、州政府や市民団体の関与の開始、記者会見などの段階)。「手続き中」とは、閣議決定を経て、立法手続きの段階(連邦議会と連邦参議院の審議)にあることを意味し、バーは2つ塗り潰される。「完了」とは、ある施策が発効あるいは適用される段階を指す(政府戦略のように、閣議決定と最終決定が同時のものもある)。ここに至ると、バーは3つとも塗り潰される。

事業名をクリックすると、情報ページが開く（図6）。そこでは事業の概要と事業のサイトへのリンクを見つけることができ、さらなる詳細情報へのアクセスが可能な仕組みとなっている。

図6　事業情報のページの様子



出典：https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/regierungsmonitor?query=Kultur
スクリーンショット（2024年1月9日最終閲覧）

3. 現在の首相府における連邦文化政策の理念·予算·組織図

3.1　現在の文化政策の方向性と予算

今日の連邦政府（国レヴェル）は、「文化高権」を尊重しつつも、国全体にとって重要な文化·メディアに関する案件を振興することを任務としている。この目的のために、BKMが設置されており、下部組織（外郭団体）である連邦公文書館、東欧におけるドイツ人の文化と歴史連邦研究所、連邦美術管理行政庁を含めて、2023年のBKMの予算（政府草案）は、約23.27億ユーロ（１ユーロ＝158.02円換算で、約3677億円）である[43]。

前節では、「連立協定」に示された国の文化政策の目標を見たが、BKMが示している2023年現在の施策重点は、以下の通りで、所掌分野の性格をより具体的に読み取ることができる。

- 国家的·全州的に重要な文化施設および事業の振興
- 首都における国全体（全州）の文化代表[44]
- 連邦被追放民法第96条に基づく被追放民·難民の文化財の保護[45]
- 国家的重要不動文化遺産（文化財）の保全·修復
- メディア政策と映画振興[46]
- 連邦の記憶の場コンセプトに基づく歴史認識の育成と記憶（追悼）の場および事業の支援、国際行方不明者捜索サービスの推進

次に、2023年のBKMの文化歳出予算を示す[47]。財政の重心は、国内文化振興、プロイセン文化財財団支援、国際放送局ドイチェ·ヴェレ支援にある。主な項目を以下に例

43 『連邦財務報告書2024』45頁。さらに、3.4で述べる文化的案件への税の優遇措置（国税分は、約2512億円）も存在する。

44 ボン基本法第22条第1項「国全体（全州）を首都で代表することは、連邦（国）の責務である」を文化案件に当てはめての理解。https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/rechtsgrundlagen/grundgesetz/gg_02-245124（2023年12月2日最終閲覧）

45 連邦被追放民法は、1953年、西ドイツにて施行。文化条項は、第96条として第5部「文化、研究、統計」の中に置かれている次の条文を指す。「連邦ならびに州は、基本法に定められた各々の管轄に従い、追放地域の文化財を被追放民、[ソ連占領地区]難民ならびにドイツ国民全体の意識のなかに保ち、文書館、図書館を確保、拡充、活用しなければならない。また被追放民ならびに[ソ連占領地区]難民の追放と組み入れから生じる課題と取り組む学問および研究を促進しなければならない。」被追放民とは、第二次世界大戦末期から逃亡（赤軍の進行を前に西方へ）、強制退去（1945年8月のポツダム協定により、オーデル·ナイセ川以東のドイツ東部領は割譲され、暫定的にポーランド統治下におかれた。この時に、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーに残留するドイツ住民の大量移住が決定された）、移住措置によってドイツ東部から東欧にかけての地域から移住した大量のドイツ系住民のことで、約1500万人が移動し、その過程で多くの犠牲を出し、約1200万人が、縮小された戦後ドイツ領域内にたどり着いたとされている。川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」』白水社、2019年、9頁、155〜156頁。

46 とりわけ、ジャーマン·モーション·ピクチャー·ファンドを通じた映画製作の強化、ドイツ映画振興基金I·IIを通じた映画製作の推進。

47 連邦政府は、2023年予算案と、2022年から2026年の財務計画を2022年7月1日に閣議決定し、2022年12月19日に予算法が成立。

示する。

表2の「文化事業一般」中の「ベルリン首都関連文化施策・催事振興」からは、ベルリン・フィル財団(750万ユーロ)、ベルリン・オペラ財団(1000万ユーロ)、首都文化基金(1500万ユーロ)が、助成されている。

「国内および国際的重要事業推進(特に文化的統合・協働・革新)」の中には、連邦文化基金への機関支援(4008.5万ユーロ)、美術基金財団、舞台芸術基金、文学基金、社会文化基金、音楽基金(各200万ユーロ)、翻訳者基金(135万ユーロ)等への事業助成が含まれる。各分野の統括団体への事業支援は、「国家的(ドイツ全土)に重要な芸術・文化の振興」に含まれる。

「国内文化振興」の「音楽・文学・ダンス・演劇施設補助金」には、有限責任会社バイロイト祝祭歌劇(337万ユーロ)、バッハ・アーカイヴ財団(82.4万ユーロ)、ベートーヴェン・ハウス・ボン協会(76.5万ユーロ)、有限責任会社バレンボイム・サイード・アカデミー(743.5万ユーロ)、クライスト文学資料館財団(55万ユーロ)への機関支援、様々なフェスティヴァルやドイツ文化評議会(51.3万ユーロ)等への事業支援が含まれる。

「国内文化機関・業務」には、各種協会や文化機関への支援が含まれ、ドイツ・シラー協会(687万ユーロ)、有限責任会社ドイツ連邦絵画展示館(2162万ユーロ)、ドイツ歴史博物館財団(2556.6万ユーロ)、ヴァイマル古典主義財団(1409万ユーロ)、ユダヤ博物館財団(2443.4万ユーロ)などへの機関支援が含まれる。EU議長国事業(1500万ユーロ)、欧州文化首都2025ケムニッツ(600万ユーロ)等の事業助成も、ここに含まれる。

表2　BKMの文化歳出予算（2023年）　　単位：千ユーロ

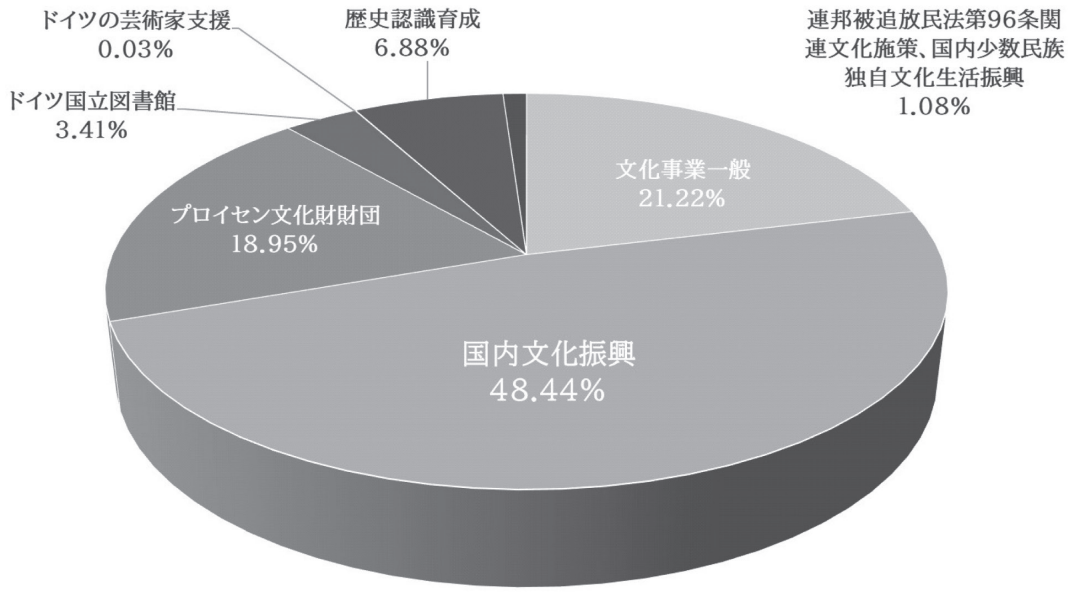
■BKMの国内文化政策予算	**1,715,957**
文化事業一般	**364,156**
ドイツ記念碑保護国内委員会費用	244
ベルリン首都関連文化施策・催事振興	32,500
文化財保護・取得・返還	2,633
難民の文化・メディア従事者支援	6,000
シンティ・ロマ中央評議会、ドキュメンテーション・センター補助金	2,251
メディア・コンピテンシー強化、ジャーナリズム活動の保護・構造振興	2,587
デジタル化	6,243
文化パス	100,000
文化的教育（フェアミットルンク）	3,629
出所来歴調査研究（特にナチ略奪文化財とワシントン原則の履行）	13,431
ベルリン所在文化機関補助金	54,346
文化政策協会補助金	984
国内および国際的重要事業推進（特に文化的統合・協働・革新）	52,435
植民地主義の再検討（特に蒐集品）	6,000
国家的（ドイツ全土）に重要な芸術・文化の振興	1,404
文化創造産業振興および文化とメディアの持続可能性の促進	15,103
国家的重要不動文化財の保全・修復、国家的重要文化投資補助金	56,000
投資補助	393
産業文化（近代化遺産）の維持・促進に向けた投資措置補助	0
世界遺産フェルクリンゲン製鉄所（欧州芸術・産業文化センター）投資補助	7,400
その他の文化政策的支出	573
国内文化振興	**831,168**
映画振興	46,202
映画・シリーズ国内製作強化刺激策	165,958
映画遺産デジタル化	3,333
革新的・文化的独立系書店に贈られる賞	1,000
独立系出版社の文化的多様性促進	2,000
音楽・文学・ダンス・演劇施設補助金	64,083
イニシアティヴ・ミュージック（多様な背景を持つ若手音楽家活動支援）	17,564
国内文化機関・業務	241,482
放送局オーケストラ・合唱団有限責任会社	16,145
フンボルト・フォーラム	49,567
文字文化遺産保護	3,500
連邦政府文化助成の文化教育への貢献調査	0
ドイツにおける中小規模の劇場／劇団の優れた事業に贈られる賞	1,000
映画未来プログラム	15,000
投資補助	72,578
国内国立文化機関投資	20,000
クロンベルク・アカデミー建設計画	2,000
国内施設投資的文化措置補助金	109,756

プロイセン文化財財団	**325,134**
プロイセン文化財財団への拠出金	150,115
投資補助	13,711
投資補助	114,208
「ノイエ・ナショナル・ギャラリー：20世紀のミュージアム」設置補助	47,100
ドイツ国立図書館	**58,452**
ドイツ国立図書館への拠出金	54,247
調達補助	4,205
ドイツの芸術家支援	**500**
同時代美術の取得	500
歴史認識育成	**118,079**
国際行方不明者捜索機関（バート・アーロルゼン）融資	16,416
組織・業務	80,597
近現代独露関係史共同研究委員会	400
投資補助	18,006
自由統一記念碑建設事業（東独平和革命とドイツ再統一に捧げるモニュメント）	2,660
連邦被追放民法第96条関連文化施策、国内少数民族独自文化生活振興	**18,468**
州への使途特定（ライプニッツ協会加盟機関）交付金	3,445
東欧ドイツ文化・歴史の保護・評価促進	14,008
国内少数民族独自文化生活振興	1,015
東欧歴史的入植地におけるドイツ文化紹介・調査のための州立あるいは超地域的ミュージアム機関の解体・改築・新築・改修・設備	0
■BKMの対外文化政策予算	**417,042**
国内文化機関・業務	**1,875**
ドイツの芸術家支援	**3,892**
国外におけるドイツの芸術家支援	3,860
投資補助	32
連邦被追放民法第96条関連文化施策、国内少数民族独自文化生活振興	**2,445**
東欧ドイツ文化・歴史の保護・評価促進	299
ドイツ文化財の保全・維持支援	2,146
海外放送（ラジオ・TV）	**408,830**
ドイチェ・ヴェレへの補助金	386,500
放送局ドイチェ・ヴェレの投資補助	22,330
■BKMの下部組織	**193,881**
連邦文書館	**188,087**
東欧ドイツ人文化歴史連邦研究所	**1,856**
連邦美術管理庁	**3,938**
	2,326,880

出典：ドイツ財務省『連邦財務報告書2024』pp. 302-304, 308、『連邦予算草案2024』pp. 56-126。なお、本報告書で用いている『連邦財務報告書2024』の数値は、ドイツ財務省で公開している額と異なっているが、それは、執筆者がドイツ財務省に数値の誤りを指摘したところ、2023年11月14日に修正版をいただき、その数値を用いているためである（ドイツ財務省の公開資料の首相府予算は、2023年12月現在、未修正）。

「歴史認識育成」の中の「組織・業務」には、著名な政治家の記念館・財団（アデナウアー、エーベルト、ビスマルク、ホイス、ブラント、シュミット、コール、計1728.8万ユーロ）や、テロのトポグラフィー財団（288.1万ユーロ）、虐殺されたユダヤ人の追悼碑財団（487.8万ユーロ）、ベルリンの壁財団（222.1万ユーロ）等、インバウンド観光の立地ともなっている場所を管理し、記憶を継承する資料保存・調査活動などを行っている財団が、「記憶の場」と総称されて、含まれている。これらはすべて、機関支援である。連邦による文化機関への機関支援は、連邦予算規則第26条を根拠とし、全額あるいは一部が支援される措置である。

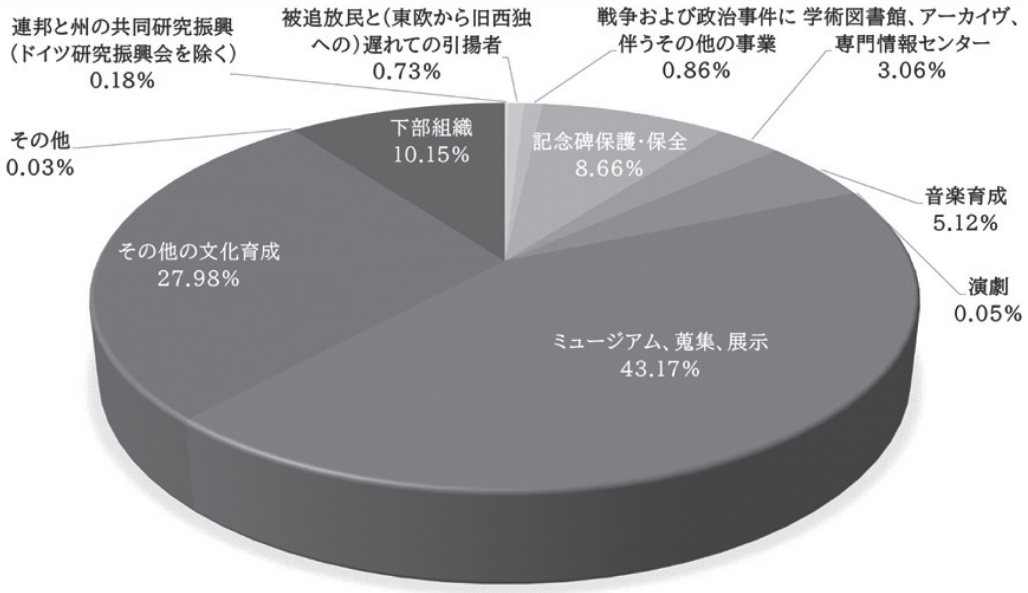
図7　BKMの国内文化政策歳出予算の内訳（※ 下部組織除く）



なお、「連邦文書館」「東欧ドイツ人文化歴史連邦研究所」「連邦美術管理庁」は、BKMの下部組織（外郭団体）である。以前はシュタージ文書館としてこれらと並記されていた旧東ドイツ・シュタージ文書関連事業については、2021年6月より、連邦文書館に移管された。

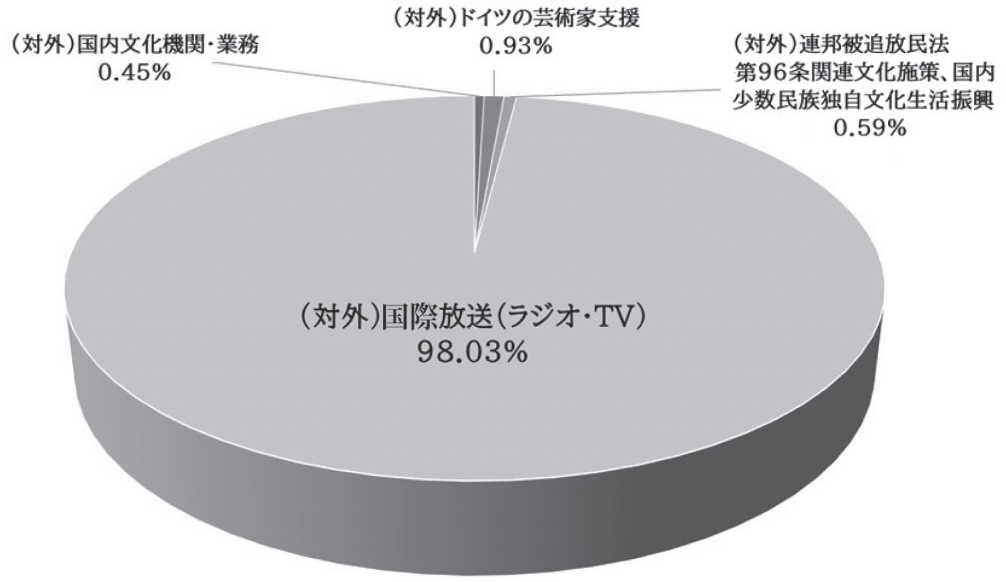
図8で造形芸術の割合が高いのは、劇場の振興は州の管轄であるためである（地方予算では、およそ、舞台芸術4割、造形芸術2割、図書館2割、その他となる）。ドイツ全体の支援が、文化財や造形芸術偏重であるわけではない。

図8　BKMの文化歳出予算（対外文化政策を除く）の機能別内訳



対外文化・教育政策については、2024年の予算（政府草案）は、約21億ユーロ（約3318.4億円）である。その半分以上が、外務省に配賦され、国家間／文化圏間／経済発展度に応じた地域間などの文化交流事業に充てられる。その中でも、ゲーテ・インスティトゥート、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団、ドイツ学術交流会（DAAD）は、連邦予算が拠出される最も重要な対外文化政策の仲介機関である。さらにBKMにより支援される国際放送局ドイチェ・ヴェレも、重要な対外文化政策機関で、図9のように、BKMの対外予算では実に98%が、国際放送事業に割かれている[48]。

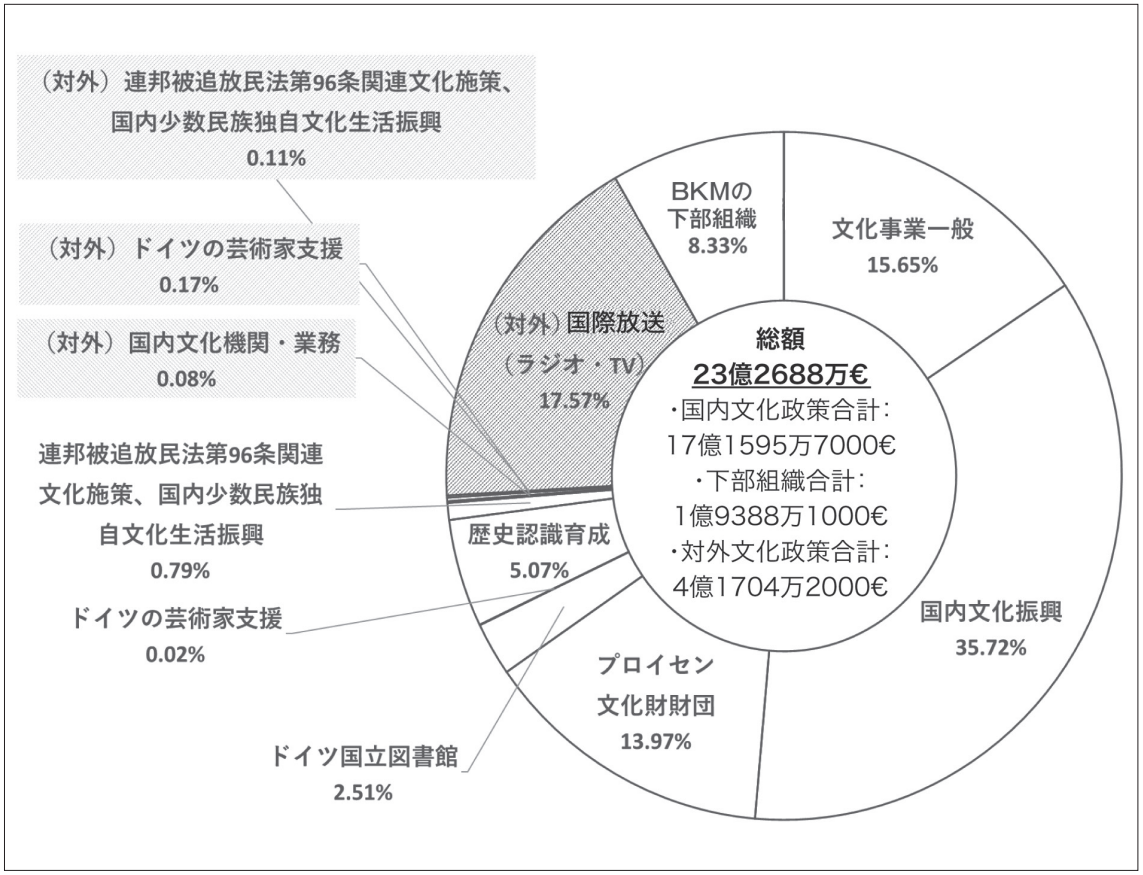
図9 BKMの対外文化政策歳出予算の内訳



[48]『連邦財務報告書2024』、45頁。

以上のBKMの全ての文化歳出予算を合わせると、以下の内訳になる。対外文化政策関連予算は、斜線の項目である。BKMの対外文化政策では、国際放送を通じた発信に重点がある。

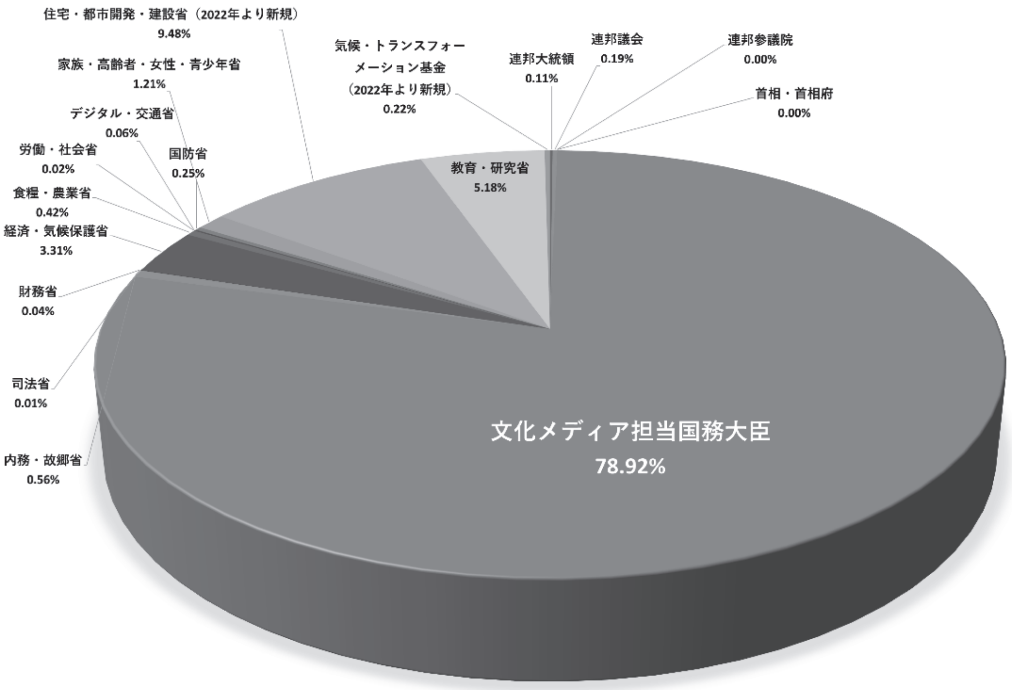
図10　BKMの文化歳出総予算内訳（2023年）



州の文化高権ゆえに、州の文化政策の手厚さがドイツでは知られてきたものの、ドイツの国レヴェルの文化政策は、BKM（国内）、外務省（対外）以外の省においても実施されている。

以下は、ドイツ財務省が「国内文化政策」と分類している予算を抽出し、省別に図示したものである。

図11　省別国内文化政策歳出予算



各政府機関の国内文化政策予算の詳細は、以下のとおりである。

表3　各省の予算で国内文化政策に分類されている内容の一覧

単位：千ユーロ

連邦大統領		
	ドイツの芸術家援助	2,300
		2,300
連邦議会		
	歴史・その他の展示への支出	3,369
	ドイツ連邦議会の現代史アーカイヴ	410
	同時代美術作品の取得	275
		4,054
連邦参議院		
	芸術作品の取得（院内建築装飾用）	20
		20

首相·首相府			
	首相·首相府		
		様々な管理支出	91
			91
	文化メディア担当国務大臣（BKM）		
		文化事業一般	364,156
		国内文化振興	831,168
		プロイセン文化財財団	325,134
		ドイツ国立図書館	58,452
		ドイツの芸術家支援·振興	500
		歴史認識の育成	118,079
		連邦被追放民法第96条に基づく文化的諸施策および国内少数民族特有の文化生活の振興	18,468
			1,715,957
内務·故郷省			
	社会と憲法		
		文化間対話の促進（ユダヤ文化遺産の更なる発展）	**72**
	統合と移民、少数民族と被追放民		
		ソルブ人民財団への連邦補助金	**12,153**
			12,225
司法省			
			295
財務省			
		ドイツ税関博物館（ハンブルク）支出	840
			840
経済·気候保護省			
	イノヴェーション、テクノロジー、新モビリティ		
		コンピューターゲームの発展	**70,000**
	ミッテルシュタント（中小企業）：創業、成長、投資		
		コンピューターゲーム賞	1,611
		ドイツ経済映画賞	326
	省		
		音楽楽器賞費用	107
	連邦経済·輸出管理庁		
		経済映画賞	5
			72,049
食糧·農業省			
	地方開発連邦事業　他		9,230
			9,230
労働·社会省			
		障害者文化事業	475
		その他	1
			476
デジタル·交通省			
			1,400
国防省			
			5,387
家族·高齢者·女性·青少年省			
			26,355
住宅·都市開発·建設省（2022年より新規）			
			206,195
教育·研究省			
			112,582
気候·トランスフォーメーション基金（2022年より新規）			
			4,800
			2,174,256

※ 財務省の分類では、BKMの外郭団体、および、芸術家社会保険組合への補助金は、「国内文化政策」に含まれていない。

芸術文化領域の施策は、BKMの他にも、連邦教育省が文化教育推進や文化財／文化遺産の調査研究を行うなど、いくつかの省庁が行っている。

また、洪水･地震･大火などの不可抗力的な災害や甚大な損害などの「難局」に対して支援する枠組の中の「経済安定化基金」は、文化に特化した支援として、文化施設のエネルギーコスト高軽減のための支援も行っている。経済安定化基金の経済計画では、「エネルギー文化基金」として、10億ユーロが準備された（内、2023年：7億5000万ユーロ）[49]。

上記の図表には含まれないものの、芸術家にとって重要な意味を持つものとして、連邦労働･社会省の所掌事務である「芸術家社会保険（KSK）」があり、これには、4億2070万ユーロが割り当てられている（2024年）[50]。

環境保護に対する連邦管轄支出から、BKMの「文化･創造経済振興と文化とメディアの持続性」に対し、5百万ユーロ、「環境管轄からのドイチェ･ヴェレへの補助金」として、457万6千ユーロの計957万6千ユーロが配賦されている（2023年）[51]。

3.2　目標設定･評価方針と理念

現政権の施策は、「連立協定」とともに、SDGs（持続可能な開発目標）のそれぞれの課題目標と紐づけての総合的な推進が図られており、評価も同基準をベースとしている。

現在のBKMは、以前、緑の党の党首も務めたクラウディア･ロートで、文化メディア政策の理念は、「多様性のある文化とメディア環境による民主主義の強化」にある。ウクライナ侵攻を念頭に置き、「危機の時代」であるからこそ、ヨーロッパのみならずグローバルに、文化やメディアが「自由に」「独立して」その力を発揮できる民主主義モデルの防衛と強化が重要である、という姿勢が示されている。「文化政策は、社会を形成する政策（Kulturpolitik ist Gesellschaftspolitik）」であり、文化は、我々の民主主義にとって「生命の泉（Lebenselixier）」であるとの理解も、強調されている[52]。

現在の連邦文化政策は、①文化機関におけるカーボンニュートラルの推進、②若者を対象とした文化消費活動の促進、③植民地主義の批判的再検証にとりわけ重点を置いている。それを典型的に表す事業として、2023年3月には、エネルギーコスト高騰に苦しむ文化機関を支援するための「エネルギー文化基金」が設置され、10億ユーロが拠出されている。2023年6月には、文化パス事業が開始された。2023年に18歳を迎えるすべての若者に、文化商品の購入や活動参加費用として使える200ユーロがアプリを通じ

[49] ウクライナ危機によるガス･光熱費の高騰を背景に、ガス料金の値上げ抑止措置（約403億ユーロ）、光熱費支援（約430億ユーロ）、難局支援（約98億ユーロ）等、経済安定化基金には2023年に総額1212億ユーロを計上され、これらは、文化施設の他にも、中小･零細企業や病院への支援にも充てられている。『連邦財務報告書2024』、45頁、108～109頁。

[50] 『連邦財務報告書2024』100頁。連邦および鉄道の傷害保険／芸術家社会保険組合として。

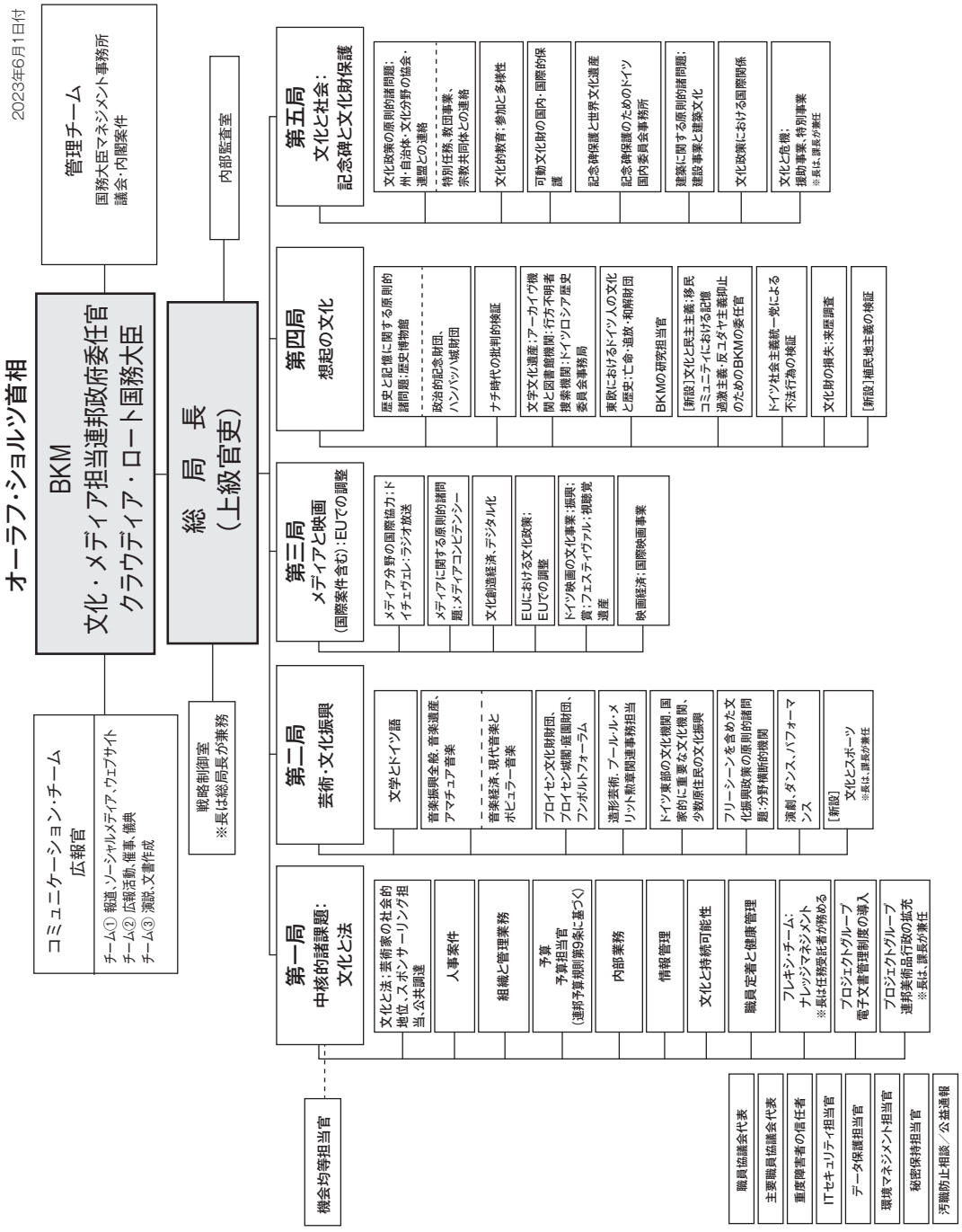
[51] 『連邦財務報告書2024』296頁。

[52] Die Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien: „Demokratie mit einer vielfältigen Kultur- und Medienlandschaft stärken“Aug. 2022, pp. 1-2.

て、提供されている[53]。2022年7月には、ナイジェリアとベニンのブロンズ像の返還に対する共同政治宣言と二国間ミュージアム共同協定に調印している。

3.3　組織編成における変化

図12　BKMの組織図（2023年6月1日付）



出典：BKMの組織図をもとに、秋野作成。

[53] 2023年8月に執筆者はBKMのクラウディア・ロートの市民対話を2日にわたり視察する機会を得たが、その際も「民主主義」と導入されたばかりの「文化パス」はキーワードとして繰り返し言及されていた。ちなみに、文化パスのロゴは、目であるが、BKMに帯同していた首相府職員によると、これは何かイベントを観るという意図ではなく、文化活動によって、新しい「発見」をしてほしいという意図であるとのことであった。

ロート着任後の組織変更としては、2022年5月1日付の組織図と、2023年6月1日付（図12）において、以下が変更・新設（あるいは、以前から業務範囲内のものであったものが明記）されている。

第1局「文化と法」において、「法務部・情報公開法」に代わって「芸術家の社会的地位」、「フレキシ・チーム ナレッジ・マネジメント」の設置。第2局の音楽振興については、かつては「音楽」のみであったが（グリュッタース時代の2018年の組織では「音楽・演技芸術」であったものが、「音楽」と「演劇、ダンス、パフォーマンス」に分離）、内容の記載が詳細になり「音楽遺産」「アマチュア音楽」「音楽経済（産業）」「現代（同時代）音楽とポピュラー音楽」と細分化されている。「造形芸術」は、かつては「現代（同時代）美術」であった。また「プール・ル・メリット勲章」については、「文学とドイツ語」と同部署にあったものが、「造形芸術」に移管。「首都文化事業」は、モーニカ・グリュッタース時代の2018年の組織図では、プロイセン文化財財団やフンボルト・フォーラムと同部署にあったが、ロート時代に入り、2022年5月の組織図では、独立。2023年6月の組織図では、「首都文化事業」自体がなくなり、「フリー・シーンを含めた文化振興政策の原則的諸問題」「分野横断的機関」に変更されている。また、第2局に新設されている「文化とスポーツ」は、2022年5月の組織では、「EURO2024；スポーツと文化」という事業グループであったものだが、部署として新設されている。第3局は、国際協力の中でもEUという記載が目立つようになった点が、変更点である。第4局は局の名称が、「歴史；想起の文化」から「想起の文化」へと変更され、「ナチ時代の批判的検証」は、2018年には「NSの不法行為」として、現在の「歴史と想起についての原則的諸問題」の課に「ドキュメンテーション・センター」「追悼の場」と並記されていたが、2022年の組織図から、課として独立した。またドイツ全土にある「ドキュメンテーション・センター」「追悼の場」を含める形で、2022年の組織図以降、「歴史と想起についての原則的諸問題」という、より一般的な名称になっている。2018年にはなかった「ハンバッハ城」が、2022年組織図以降は、明記されている。「東欧におけるドイツ人の文化と歴史」の中の「亡命・和解・追放財団」は、2022年には、「連邦被追放民法第96条にもとづくミュージアムと文化的教育（フェアミットルンク）」と共に一つの課であったが、2023年6月組織図では後者が消え、財団が「東欧におけるドイツ人の文化と歴史」の中に移管された。

そしてこの第4局では新設された部署が二つあり、政権交代後の国の文化政策の姿勢を印象付ける。一つは「文化と民主主義；移民コミュニティにおける記憶」で、その中の「過激主義・反ユダヤ主義抑止のためのBKMの委任官」は、2022年5月の組織図では「過激主義・反ユダヤ主義抑止のためのBKMの委任官; 宗教共同体との連絡」として、第5局に新設されたポスト（2018年組織図には「宗教共同体との連絡」はすでに存在）であったが、第4局に移管された。もう一つは、「植民地主義の検証」で、2022年5月には、この位

置に「BKMタスク・フォース ウクライナ」という事業グループがあった。ロートは、「文化は(贅沢品ではなく)民主主義の基盤」というテーゼを、自身の政策姿勢としてしばしば強調しており、課に「民主主義」という表現が採用されている点には、現政権・文化メディア担当者の姿勢が反映されていると考えることができる[54]。なお、第4局の「植民地主義の検証」は、2022年5月組織図では、第5局に「植民地の諸文脈からの蒐集物」として新設(2018年組織図には「文化財の散逸;来歴調査」はあるものの、「植民地」という言葉はない)されたものが、名称変更を加えて第4局に移管されている(担当者参事官は同一人物)。第5局では、2022年5月組織図にあった「文化・メディアに対するコロナ支援」事業グループ(2018年組織図にはない)の「コロナ」表記が、2023年6月組織図では消え、「文化と危機;援助事業、特別事業」という事業グループとなり、コロナ禍に限らず、危機的な状況での支援対応が、ここに包括されている。また2018年組織図にも2022年組織図にも存在していた「文化的教育;統合;地域と農村における文化」は、「文化的教育;参加と多様性」へと変更されているが、「地域と農村における文化」事業が無くなるという政策の変更があったわけではなく、名称がより包括的になっただけである。

ドイツ政府は、ウクライナ危機以降、「民主主義の側」を自任し、強調し続けている。またこの間、5年に1度の国際展ドクメンタに採用した初のアジア出身芸術監督(コレクティヴ)が反ユダヤ主義的なのではないかという懐疑が世論を騒がせたことや、ユダヤ人に対するナチ時代の反省と検証を国家として中核に置いてきたがゆえの植民地主義時代の検証の遅れへの批判が相次いだ。そして非欧州文化財を中心に扱うフンボルト・フォーラムの開館に合わせて、略奪文化財の来歴調査(これは、H29年度調査で行ったヒアリングの際にもすでに関心の高まりは見られた)と植民地主義の批判的検証の要請への世論の関心の高まりが頂点に達し、現政権の施策重点にも反映されている。

4. 財源多層化の工夫と他省の特徴的事業

○ 税の優遇と投資

なお、文化予算と並んで、間接的に活動を推進する措置が、税の優遇措置である。ドイツの税制優遇措置において「文化的案件」[55]に対する売上税の減税額は、きわめて大

[54] 2023年8月に執筆者がロートの市民対話に参加した際、司会者が最初にこの語を「国務大臣自身の言葉で、基本姿勢なのですよね」と確認し、ロート自身がこれを肯定しており、芸術家社会保険の創設40周年記念等、彼女の演説では度々、鍵となる部分で繰り返されている。ただ、同じ内容は、コロナ禍においてグリュッタース前・国務大臣も演説で使用してきた。https://www.artscouncil-tokyo.jp/ja/library/column-interview/51071/ を参照されたい。

[55] 文化・娯楽産業に対する売上(取引)税に対する軽減税率の適用(減税)による税の減収分。「文化・娯楽産業の売上」関しては売上税の優遇措置(根拠法は、売上税法第12条2項)、「文化機関の売上」に関しては売上税(第4条20番、22番)と相続税・贈与税(相続税法第13、16～18、21、26、27条)、「収益や居住を目的とした利用をされていない保護に値する文化財」については、所得税の優遇措置(根拠法は、所得税法10条g)がとられている。また補助金と税の優遇には、SDGsに合わせた目標が設定されており、評価モニタリングがなされている(文化遺産は「文化遺産へのアクセスの向上」として、SDG11に入れられており、良い評価が与えられている)。『連邦政府補助金報告書』508～515頁。

きい（総額で、分野別第4位）。2022年現在、総額で30.1億ユーロ（約4756億4020万円）、連邦政府（国税）分は15.9億ユーロ（約2512億5180万円）である（国全体の減税措置総額は、316.99億ユーロ。内、連邦政府分は、158.54億ユーロ）[56]。「収益や居住を目的とした利用をされていない保護に値する文化財」には、所得税において総額で5百万ユーロ、連邦政府分として2百万ユーロの減税がなされている[57]。

連邦投資については、文化案件には、2022年は5億ユーロ（約790.1億円）、2023年も同額とされている[58]。

なお、自治体レヴェルでは、観光目的（ビジネス目的ではない）の宿泊に「文化税（別名：宿泊税、ベット税等）」を導入し文化財源に充てたり、ベルリン都市州では、ロッタリー収益を芸術支援の基金に充てたり、財源多層化の工夫も行われている。

○ コロナ関連支援

2023年は、コロナ禍企業支援として、連邦政府は約172億ユーロを計上、およそ19億ユーロ（約3002億3800万円）が、「文化イベントのための連邦特別基金」に提供されている[59]。2024年は、コロナ禍企業支援は、8億ユーロ規模となるが、2023年予算に計上していた10億ユーロを元に、つなぎ融資・スタートアップ支援・難局支援や文化イベント特別基金を通じて、様々な企業補助が予定されている[60]。

○ 文化・創造産業イニシアティヴと連邦文化・創造産業卓越拠点

2007年から、連邦政府は、「文化・創造産業イニシアティヴ」と協力して、文化・創造産業の認知度を高め、競争力を強化することに努め、一定の成功を収めている。このイニシアティヴの中核をなすのが、「連邦文化・創造産業卓越拠点（コンピテンシー・センター）」で、このセンターの目的は、発展の動向とトレンドを早期に把握し、特に非技術的イノヴェーション分野でのイノヴェーション力を高め、ネットワークと協力して現在および将来の課題に対する解決策を示すことにある。2009年より、『文化・創造産業モニタリング年次報告書』を刊行し、国際化、雇用とスキル、経済全体を刺激する文化・創造産業、田舎地域における文化・創造産業などの重点テーマを扱ってきた。これは、産業促進・エネルギー政

[56]『連邦政府補助金報告書』20～22頁、486～487頁。
[57]『連邦政府補助金報告書』102頁。文化機関の売上税・相続税・贈与税の減税分については、統計が不十分あるいは特別な評価の難しさを理由に把握されていない。同報告書、91、114、118頁。
[58]『連邦財務報告書2024』64頁。
[59]『連邦財務報告書2023』106頁。
[60]『連邦財務報告書2024』25頁。緊急事態であったコロナ禍では、ボン基本法（実質的なドイツの憲法）に定められた財政均衡の原則に則って、財政赤字をGDPの0.35％までに抑える「債務ブレーキ」を、例外的に一時停止し、必要な支援への資金を調達した。しかし、使用されなかった余剰資金を、次年度に別目的の基金に流用することについては、2023年11月15日に連邦憲法裁判所が違憲判決を出している。https://www.asahi.com/articles/ASRCX622HRCXUHBI010.html（2023年12月2日閲覧）

策領域の中の、中小企業支援・産業調査・技術支援の一つである企業家ノウハウ・イノヴェーション強化のためのコンサルティング事業の一環で、早い段階での外部からの専門的助言により、中小企業や自由業専門職の人たちの長期的な成果と競争力を支援する意図がある[61]。連邦経済・気候保護省が主管で、BKMも協働している。

○ 文化が強くする――教育のための同盟（教育・研究省）

2013年より連邦教育・研究省は、「文化が強くする――教育のための同盟」事業を通じて、3歳から18歳までの教育的に不利な状況にある児童・青少年[62]の課外文化活動を支援している。2023年から2027年は、第3期目にあたり、年間予算は最大5000万ユーロ（約79億円）。2024年予算は、4850万ユーロとなっている[63]。採択された事業パートナーは、自らが助成機関として、さらに地域活動のために「教育のための同盟」に資金を提供するか、イニシアティヴとして、地域の関係者と自ら事業を実施する（第3期のパートナーは、助成機関22団体、イニシアティヴ5団体）。これまでに、15,000を超える教育のための同盟ユニットが「文化が強くする」で活動、約40,000の事業が展開され、開始以来100万人以上の児童・青少年が参加。事業評価では、参加した9割の児童・青少年が、「このプログラムなしには、文化活動との接点がほとんどない」、あるいは、「全くない状況」であることが示されており、教育的に不利な状況にある児童・青少年を政策対象とした文化教育事業として、評価が高い。この事業は、地域の市民がネットワークを立ち上げる刺激ともなるため、市民社会活性化にも貢献している。すでに、郡・独立都市（郡と同等で郡に属していない都市）の99％で、「教育のための同盟」が活動している。「文化が強くする」事業参加者の少なくとも3分の2は、市民ボランティアとして参画している[64]。

○ 運動・文化・健康のための未来パッケージ（連邦家族・高齢者・女性・青少年省）

連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、129億ユーロ予算（2023年）のうち、約12億ユーロを事業予算に計上している（特別基金は除く）。そのうち、1億5000万ユーロは、省が自由に事業優先順位を付けられる予算で、2023年は、5000万ユーロ（約79億円）が「運動・

[61] 『連邦財務報告書2024』33頁。https://es.unesco.org/creativity/policy-monitoring-platform/cultural-creative-industries-4（2023年12月2日最終閲覧）

[62] 「文化が強くする――教育のための同盟」のサイトによれば、低学歴・低所得・両親の失業などで課外活動へのアクセスが難しく、教育上の成功への可能性が閉ざされた状況にある児童・青少年を指し、ドイツの児童・青少年の3分の1が、こうした困難に直面しているとされる。「教育のための同盟」とは、この助成を通じて事業を実施する各地域の協力団体のユニットを指し、助成を受けるには、少なくとも3団体が協力している必要がある。「同盟」という名称は、文化施設、劇場、図書館などの課外文化活動の場と、児童・青少年に直接関与できる学校、青少年センター、保育園、スポーツ協会などの施設とのネットワークを形成するがゆえである。

[63] 『連邦財務報告書2024』43頁。

[64] https://www.bmbf.de/bmbf/de/bildung/kulturelle-bildung/kultur-macht-stark/kultur-macht-stark_node.html（2023年12月2日最終閲覧）

文化·健康のための未来パッケージ」に充てられた[65]。

○ 都市開発促進と文化施設の改修費

2021年以降、連邦政府は州に対し、都市開発促進のための支援を行っている（2022年：7億9000万ユーロ）。また自治体に対しても、エネルギー効率の高い建物改修のような特定目的投資支援を行っており、これによって自治体のスポーツ施設、青少年施設、文化施設の改修（2022年：約3億9900万ユーロ、2023年：約2億6000万ユーロ、2024年：2億4000万ユーロ）[66]やスポーツ施設への投資が行われている[67]。

○ 税関保証と国際美術展のための国家補償制度

連邦は、保証·補償の引き受け制度により、国家予算で振興するに値する計画や事業を支援することもできる。根拠法は、毎年の予算法や特別法令であり、この制度の利用を許可する条件が定められている。2022年末時点の連邦および特別基金による保証·補償引き受けは、7436億2千万ユーロである（利用許可枠組の約45.1％）[68]。

文化政策に関連する制度は以下のもので、2022年連邦予算法第3条第1項第1文5項目の「域内（国内）経済およびその他の目的のための保証」に挙げられている。連邦は、他の融資が不可能な場合、一般的経済利益がある場合、経済的に実行可能な構想の場合に、保証の提供により、商経済や自由業を振興することができる。

- **「税関保証」**

連邦から在外公館に出向している者、連邦政府の国外文化交流事業のために国外に出向あるいは派遣されている者、ドイツ貿易·投資振興機関から国外に出向している者に対し、法令に定められている、あるいは、現地の事情によりやむを得ない場合で、連邦の公益に資する場合に限り、貨物の通関に関わる受入国税関当局に対する債務、

65 『連邦財務報告書2023』94頁。

66 『連邦財務報告書2023』109頁。『連邦財務報告書2024』63頁、111頁。

67 なお、公共事業として発注する建設予算の1～2％を文化に充てる「% for ART」は、米独で同年に開始されており、ドイツでの出発点は、ナチ時代である。戦後は、1950年の西ドイツ連邦議会での「クンスト·アム·バウ（建築物に芸術）」の制度化により、再出発している。当時は、BKMは未だなく、主務官庁は建設省であったため、現政権でも、住居·都市開発·建築省の所掌事務である（国によって、建築·自治体開発·不動産を所管する省や、財務省が所管している）。1999年のボンからベルリンへの首都移転では2～3％がアートに充てられた。割合は、施工額によって異なり、2012年調べによると、2000万ユーロまで1.5％、1億ユーロまで1％、それ以上は0.5％。2021年に70周年を迎えた。https://www.bbr.bund.de/BBR/DE/KunstamBau/70-jahre-kunst-am-bau-in-deutschland.html、https://www.museum-der-1000-orte.de/ 大都市（ベルリンやドレスデン）では、州·自治体レヴェルで、新規建設に、「% for Art」を義務付けている。芸術の他に都市開発においての条件として、近年では都市変容のプロセスを連邦が支援する中での環境保護の推進が目立つ。2020年以降は、緑の党が与党入りしたことや、特に若者世代の環境保護意識の高まりを受けて、気候保護と気候変動に対応した都市開発措置であることが助成条件となっており、領域横断的課題として、全領域の事業において適用される。『財務報告書2023』36頁、62頁。

68 『連邦財務報告書2024』326頁。詳細は、「美術品に係るドイツの国家補償制度について」（令和5年度文化庁／ CDI）にも記した。

および、受入国の当局や関係者に対するその他の債務に対する保証を連邦が引き受ける制度である。

●「芸術・文化分野の展覧会における責任リスクをカバーする補償」制度

連邦政府から機関支援を受けている団体が実施する芸術・文化分野の展覧会が対象である。連邦の保証引き受けにより、民間展覧会保険加入義務を団体は免除される。

●「グルリット遺品の美術品出所捜査中の管理に係るリスクに対する国家補償」

スイスのベルン美術館が、コルネリウス・グルリット[69]の遺した美術品を受け入れた後も、連邦は、グルリットの遺した美術品の保管管理に伴う破損や紛失による補償リスクをカバーする保証を引き受けている。グルリット遺品は、しかるべき権利者に返還されるまでは、出所来歴捜査のための捜査期間中はドイツにとどまり、BKMが100％機関支援を行う組織の責任で、保管・管理されている。

連邦の2022年末時点での引き受けは、税関保証315万ユーロ、展覧会8億254万ユーロ、グルリット0となっている（グルリットは、2022年1月1日時点では9億ユーロ）[70]。

○ 美術品の来歴調査における二国間共同基金の創設

サブサハラ（サハラ砂漠以南のアフリカ地域の総称）からの蒐集品の来歴調査における二国間協力を強化するために、2023年10月にドイツとフランス（リマ・アブドゥル・マラク）の文化担当国務大臣が、独仏合同閣議の際に、来歴調査共同基金の設置についての宣言書に署名した。2024年2月から3年間のパイロット段階として開始される。2023年1月にパリで開催されたエリゼ条約60周年記念日においてすでに、共同調査基金の基本的な方向については、合意していた。他の欧州諸国にも、共同調査基金への参加を促し、またこの閣議では、先行するフランスによるドイツでの文化パス導入への支援にドイツ側から謝意が示され、ロートはこれを「文化分野における独仏協力成功の象徴」[71]と述べ、次の段階として、文化パスの両国間での使用を実現する意向を示した。

[69] 2014年に亡くなったドイツの美術蒐集家。美術史家・画商であった父ヒルデブラントは、ナチ時代に「退廃芸術」とされた美術品を国外に売却する一方で、オーストリア・リンツに建設予定であったヒトラー美術館（総統美術館）のための作品購入の主要担当者を務めた。フランスでのナチの美術品略奪にも関わったとされる。コルネリウスは、父の遺産を受け継ぎ、ミュンヒェンの自宅マンションに保管していたが、死の2年前に約1200点が、ドイツ政府に没収され、その多くがナチ時代の略奪文化財である可能性から、「グルリット事件」として、世界的に大きく報道された。2023年は、ナチによる美術品略奪返還に関するワシントン原則の25周年目にあたり、記念日にあたる12月3日に向けて、ドイツや米国などの美術界のニュースでも特集記事や声明の発表が相次いだ。

[70] 『連邦財務報告書2024』324～325頁、328～329頁。

○ 基盤整備のための研究委託

「ドイツの文化創造産業、公共文化部門、文化専門職における一人自営業者とハイブリッド･ワーカーの経済的･社会的状況に関する研究」を3省共同で委託。芸術家社会保険制度40周年記念の祝辞で、ロートが明らかにした。特にプラットフォーマーの収益を適切にクリエーターに還元するように著作権を強化し、同時に、クリエイティヴ･ワーカーの生活基盤の安定化を図る社会的制度設計をデザインするためのデータを収集することが目的。BKMの第一局に「芸術家の社会的地位」が明記された(p. 113、図12)のも、データと法的枠組の現代化により、業界の生み出す富のクリエイティヴ･ワーカーへの公正な還元をデザインする意図があると考えられる。

[71] https://www.kulturstaatsministerin.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2023/10/2023-10-10-dt-frz-kabinettsklausur.html （2023年11月4日最終閲覧）

参考ウェブサイト

文化メディアについての連邦政府委任官（文化メディア担当国務大臣、首相府）
https://www.kulturstaatsministerin.de/DE/startseite/startseite_node.html

ドイツ外務省 文化社会局
https://www.auswaertiges-amt.de/de/aamt/auswdienst/abteilungen/kulturundgesellschaft-node

国際文化担当委任官
外務省には、連邦大臣の他に、政務次官級の国務大臣が3名、次官が3名おり、国際文化政策は、国務大臣Katja Keulの所掌事務の1つ。
https://www.auswaertiges-amt.de/de/aamt/leitung/staatsministerin-keul-seite

文化・創造産業についての連邦政府の窓口担当官（経済・気候保護省）
https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/bundesregierung-bestellt-ansprechpartner-fuer-die-kultur-und-kreativwirtschaft-parlamentarischer-staatssekretaer-michael-kellner-benannt-dr-andreas-goergen-ist-stellvertreter-2132300

文化・創造産業イニシアティヴ／連邦文化・創造産業卓越拠点（コンピテンシーセンター）（経済・気候保護省・BKM）
https://kreativ-bund.de/

文化パス・アプリ
https://www.kulturpass.de/jugendliche

連邦報道情報局「文化メディア領域における性的ハラスメント及び暴力の経験と実情調査報告書」（2023年4月25日時点での報告書概要版）
BKMが首相府の行動科学・市民中心施策立案局に委託した調査で、調査に基づいて示された勧告は、現在、多角的なアクションプランにおいて実行に移されている。
https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/wirksam-regieren/bericht-2186626

Aller.Land
地方、田舎地域において、革新的な文化事業の展開を支援。
https://allerland-programm.de/

学術・文化交流を通じて東西の理解を促すドイツ再統一と欧州の変容センター（ハレ市）
https://zukunftszentrum-halle.de/

Datenraum Kultur
https://www.acatech.de/projekt/datenraum-kultur/

Green Culture.info/グリーン・カルチャー・デスク
2023年より、映画・シリーズ業界を手始めに、全国一律のエコロジカル最低基準を適用。
https://www.greenculture.info/

運動・文化・健康のための未来パッケージ（児童・青少年対象）
https://www.das-zukunftspaket.de/

持続可能な市街地と中心地プログラム（自治体への市街地・中心地の魅力活性化支援）
連邦は、2022年から2025年にかけて総額2億5000万ユーロを拠出し、採択された221の自治体が、戦略とコンセプトを策定し、施策に着手できるよう支援する（基礎的自治体の費用負担は、25％から（予算不足の自治体は）10％）。小売店が支える市街地の経済構造と魅力は、オンライン通販の登場で変容し、この傾向は、コロナ禍でさらに加速した。そのため、インフラ整備や魅力ある建造への投資などを通じて、公園や通り、公共空間で過ごす時間や生活の質を高めることが目的。
https://www.innenstadtprogramm.bund.de/

参考文献

Bundesministerium der Finanzen: „28. Subventionsbericht des Bundes“, Berlin, 2021.8.
Bundesministerium der Finanzen: „Finanzbericht 2023“, „Finanzbericht 2024“.
Die Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien: „Demokratie mit einer vielfältigen Kultur- und Medienlandschaft stärken“Aug. 2022.
Edgar Wolfrum: Rot-Grün an der Macht Deutschland 1998-2005, München, 2013.
Ernst Benda/Werner Maihofer/Hans-Jochen Vogel (Hrsg.): Handbuch des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, Berlin/New York, 1995.
Fabian Leber: Kulturpolitik aus dem Kanzleramt. Die Kulturpolitik der Regierung Schröder 1998-2002, Marburg, 2010.
Olaf Zimmermann(Hrsg.): Wachgeküsst. 20 Jahre neue Kulturpolitik des Bundes 1998-2018, Berlin, 2018.
Thomas Röbke/Bernd Wagner: „Aufgaben eines undogmatischen Kulturföderalismus. Einleitung“ , In: Kulturpolitische Gesellschaft(Hrsg.): Jahrbuch für Kulturpolitik 2001, Essen, 2002.
SPD, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, FDP: „Koalitionsvertrag 2021-2025. Mehr Fortschritt Wagen: Bündnis Für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit“, 7. Dezember 2021.
Statistische Ämter des Bundes und der Länder（Hrsg.）: Kulturfinanzbericht 2022, Wiesbaden, 2022.
Wissenschaftliche Dienste des Deutschen Bundestages (Kultur, Medien und Sport), „Kulturpolitik. Formen und Bereiche der Bundeskulturpolitik im föderalen Staat (WD10-3000- 034/15)“, Ausarbeitung vom 17. 4. 2015.
秋野有紀「ドイツの公共文化政策に見る国家と文化の接近――首相府文化国務大臣の設置と基本法改正をめぐる議論を中心として」日本ドイツ学会『ドイツ研究』第52号、2018年
秋野有紀『文化国家と「文化的生存配慮」』美学出版、2019年
川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」』白水社、2019年
小林真理『文化権の確立に向けて』、勁草書房、2004年

日本芸能実演家団体協議会(編)『芸術家の社会保障に関する研究』令和5年5月
https://geidankyo.or.jp/img/research/socialsecurity-reseach-report2022.pdf
藤野一夫／秋野有紀／マティアス･T･フォークト(編)『地域主権の国 ドイツの文化政策』美学出版、2017年
平成29年度文化庁／ CDI『諸外国における文化政策等の比較調査研究事業 報告書』平成30年3月
吉森賢『ドイツ同族大企業』NTT出版、2015年

フランスの文化政策
文化的民主主義の確認、レジリエンスから変動する未来へ

長嶋 由紀子

はじめに　政権方針と文化政策
マクロン政権第2期の優先政策における文化の位置づけ

フランスの政治体制では、国民の直接選挙で選ばれる大統領が国家元首として強い権限を持ち、国民議会の多数政党から選出されて大統領に任命される首相が内閣を率いる。内閣の構成は政権により変化するが、1959年以後現在まで、1970年代の数年間を除けば文化問題を担当する大臣がつねに任命されており、国の文化政策は政権の方針に連動している[1]。

2022年4月の大統領選挙では、エマニュエル･マクロンが再選され、任期が７年から5年に短縮された2002年以後はじめて２期を務める大統領となった。前回2017年選挙と同様に第１回投票では過半数を得ず、決選投票が行われて得票率58.54％で急進右派･国民連合（旧国民戦線）のマリーヌ･ルペン候補（41.46％）を下しての当選であった。22年選挙戦でのマクロン陣営の公約は、１.「各世代の人々との協約」(社会保障･教育問題)、２.「生産のための協約」(経済･環境問題)、３.「共和国のための協約」(共和国的価値観)を3本柱としていた[2]。

第２期マクロン政権で発足したエリザベット･ボルヌ内閣は、大統領公約に沿って政府の「戦い」のテーマを設定し、組織を超えて取り組む全60項目の「政府の優先政策」（PPG：politiques prioritaires gouvernementaux）を８月末の閣僚セミナーで取り決めた。首相から閣僚宛に2022年９月12日付通達で示された全政府的「戦い」のゴールは以下である[3]。

1. 国家と欧州の主権を強化する
2. 完全雇用社会に向かう
3. エコロジー移行を成功させ、カーボンニュートラルに向かう
4. 機会均等を保障し、卓越性を育成する

1 本稿は2023年12月時点の情報に基づいて執筆されている。2024年1月8日、ボルヌ首相の辞任が発表され、翌9日にガブリエル･アタル氏が新首相に就任した。

2 奈良詩織「【フランス】2022年大統領選挙の結果と第２次マクロン政権の成立」『外国の立法No.292-1』2022年7月、国立国会図書館調査及び立法考査局、8-11頁。

3 https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf/circ?id=45366 （本章におけるインターネット情報の最終閲覧日はすべて2023年12月17日）

PPGは、中央政府内の省間連携と、国と地方の協議により推進される。全体の舵取りと各所へのサポートは、公共変革・公務員省内の公共変革省間総局(DITP: direction interministérielle de la transformation publique)が担当し、大統領府と首相府の責任者が月２回の会合で進捗状況を確認するほか、首相から大統領へも定期的な報告がなされる。さらに施策ごとに数値化された目標が設定されており、政府ウェブサイト上で達成度が公開される[4]。

2022年大統領選挙戦において、文化に関する公約は「生産のための協約」に含まれる「創造的で生産的なフランス」のもとで、以下の３点が示されていた[5]。

1)芸術作品・プロジェクト公費発注による若手創作者支援
2)欧州メタバースの構築、ミュージアム、文化遺産、新しい創造をめぐるバーチャル・リアリティ体験を提供するための投資
3)「文化パス」拡大による文化へのアクセスの低年齢化

ボルヌ内閣の文化大臣には、1979年生まれのリマ・アブドゥル・マラク氏が就任した。６月２日付官報掲載の政令(デクレ)に定められた文化大臣の権限は、第１期マクロン政権の文化大臣に比して拡大しており、「メディアの独立性と多元性の確保」「他の関連分野大臣との協力によるデジタルプラットフォームの規制政策への参加」が使命に加えられた[6]。

「政府の優先政策」(PPG)のフレームワークでは、文化省は「機会均等保障の戦い」における以下の２施策の主務省とされている。

- すべての若者が文化、遺産、現代の創造にアクセスできるようにする
- フランスの創造を支援し、物理的およびデジタル環境における遺産の価値を高める

また「主権強化の戦い」における以下の２施策も、文化セクターに深く関わる。

- 前例のない規模の投資計画「France 2030」の展開
- 欧州をリードするデジタル大国へ

現政権のこうした方針は、政権第1期の実績とコロナ禍での経験を踏まえて定められたものである。同時に、フランス国内での長年にわたる議論によって生成され共有されてきた文化政策の基本理念に基づいている。以下では、その歴史を遡って確認した上で、現在の国の文化政策の全体像を概観する。

4 文化領域の施策内容については第３節で具体的に言及する。
5 *Emmanuel Macron avec vous, Election présidentielle - 10 et 24 avril 2022*, p.17.
6 https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045848247

1．文化政策の原則と歴史[7]

(1)共和国理念に基づく文化政策の原則

フランスの文化政策は、第二次世界大戦後から現在に至るまで、「共和国の価値」に照らして国民ひとりひとりの「市民性」を問う問題意識に立脚している。

戦後フランスの第４共和国憲法(1946年)前文は、「フランス人民は、人類を隷従させ堕落させることを企図した体制に対して自由な人民が獲得した勝利の直後に、あらためて、すべての人間が、人種、宗教、信条による差別なく、譲りわたすことのできない神聖な権利をもつことを宣言する」とし、続いて1789年大革命の権利宣言によって確立された市民の権利と自由、そして共和国の基本原理を確認した[8]。前文が「現代にとくに必要」とした原理のひとつには、「国による個人と家族の発展に必要な要件の確保」がある。また「文化(culture)についての機会均等」の保障が、教育や職業養成の機会均等の保障とともに明記されている。これらの市民の権利と国家の義務は、第５共和国憲法(1958年)に引き継がれ、現在も国の文化政策の根幹を支える基本原則となっている。

大戦後に再確認された共和国の基本原理とは、「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」(第４共和国憲法第１条)というものである[9]。同国の共和主義は、「共和国の不可分性」と「政教分離(ライシテ)」の原理のもと、あらゆる個人が、出自、人種、宗教などの属性に拠らず平等な市民として、公共的事項を決定する当事者として社会参加することを求めている。

共和国(république)の語源であるラテン語「レス・プブリカ」(res publica)は、「公共の事項」を意味する。共和主義において、「共和国」は制度として存在するのみではなく、社会の現実に照らして営々と実質化され深められるべき理念でもある。こうした政治意識を基盤として、同国の文化政策は、さまざまな社会的文化的背景をもつ個人が共有する公共空間を、あらゆる人が参加する市民的議論と交流が息づく理念的意味での公共圏としても、また都市や地域で実際に人々が集う現実の空間や施設としても、芸

7 本節は、平成29年度『諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』で筆者が執筆した「第５章フランス第２節文化政策の変遷」に加筆し、内容を更新したものである。

8 憲法の日本語訳は、初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集第３版』三省堂、2014年、274頁を参照した。ただし同訳では「教養」とされているcultureを、本章は「文化」と訳した。大革命後も政体の変遷が相次いだフランスでは、1870年に成立した第３共和政がようやく長期に継続した。だが、それもナチス・ドイツの侵攻を受けて1940年に停止している。それに続いた占領(北部)と傀儡政権ヴィシー体制による「フランス国」(南部)の成立、そしてレジスタンスと解放を経て、ようやく第4共和政が成立した歴史的事実を憲法前文は踏まえている。

9 現行の第５共和国憲法第１条[共和国の基本原理]第１項は、「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障する。フランスは、いかなる信条をも尊重する。その組織は、地方分権化される」。地方分権の原理は、2002年の憲法改正で追加された。

術や文化によっていかに構築するかを主要な課題としてきた。

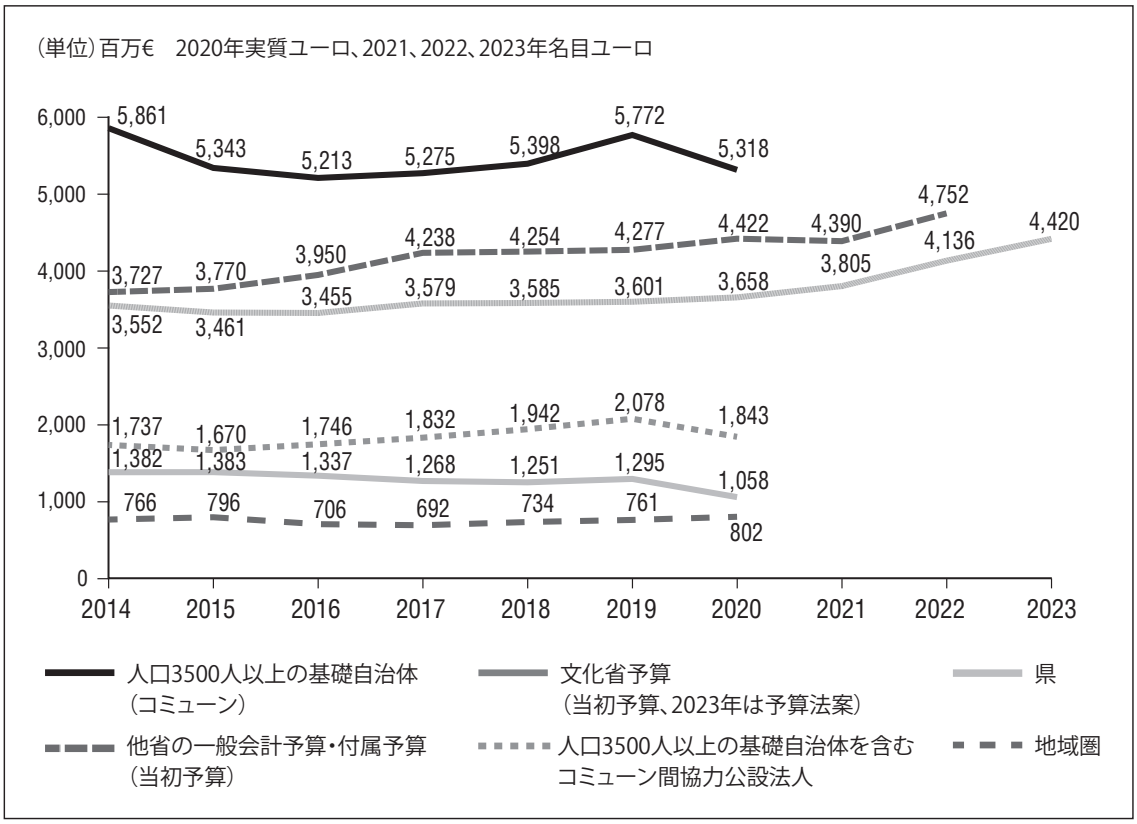
各時代の社会的背景や政権方針により優先課題は異なるが、現代フランスの文化政策の深層には、個人の市民的能動性をいかに実現し、不可分かつ非宗教的で民主的な公共空間をいかに築くかという、共和国の基本原理に由来する問題意識が通底している。

(2)国と地方自治体の文化支出

かつては中央集権型の国として知られたフランスは1982年に地方分権化した。地方分権化の原則は、各レベルの自治体(地域圏、県、基礎自治体＝コミューン)に重複なく権限を割当て、予算とともに国から移管することだったが、文化領域では自治体権限の限定的分配はほとんど行われなかったため、全レベルの自治体が自由裁量をもつ。そのため自治体文化政策では、方針を同じくする国や複数自治体の財源を組み合わせる資金調達方式が一般化し、それにともなって自治体文化支出も拡大した。

統計によれば、地方自治体による2020年時点の文化支出総額は87億€(約1兆3748億円)で、住民1人当たり平均129€(約20385円)に相当する[10]。総額のほぼ80%は基礎自治体と広域行政組織による支出であり、県が12%、地域圏が9%を占めた[11]。

図表1　公的文化支出の推移 2014-2023年



出典:Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2022, p.30

[10] Ministère de la Culture (Deps-doc), *Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2022*, p.22. なお、本稿における円への換算は、1€＝¥158.02とした。

[11] 同統計における地方自治体とは、人口3500人以上の基礎自治体、人口3500人以上基礎自治体(コミューン)を含み独自課税を行うコミューン間協力公設法人EPCI(広域行政組織)、県、地域圏を指す。

地方自治体の文化支出は、国の文化予算を上回っている(図表１)。ただし、コロナ禍以後は自治体の文化支出が減少傾向にあり、なかでも県の文化支出は、2020年に前年比マイナス18%と大幅な減少をみた。基礎自治体と広域行政組織の支出は、それぞれマイナス8%、11%の減少であった。反面で、地域圏の文化支出はプラス5%の増加となっている。

国の文化予算は、文化省予算、他省予算ともに近年は一貫して増加傾向にあり、とくにコロナ以後は明らかに伸びている(第２節を参照)。

(3)文化省政策概史

所掌範囲と名称の変遷

フランスの政治制度において、政府を構成する大臣は、首相の提案に基づき大統領の政令(デクレ)で任命される。各大臣の権限範囲もデクレで定められる。文化担当大臣とその省が担当する施策の範囲は政権の方針によって変化するため、省の名称も図表２のように変遷した。

図表2　文化担当省の名称の変遷

1959年	ministère des Affaires culturelles	文化問題省
1974年	ministère des Affaires culturelles et de l'Environnement	文化問題環境省
1974年	secrétariat d'Etat à la culture	文化庁
1977年	ministère de la Culture et de l'Environnement	文化問題環境省
1978年	ministère de la Culture et de la Communication	文化通信省
1981年	ministère de la Culture	文化省
1986年	ministère de la Culture et de la Communication	文化通信省
1988年	ministère de la Culture, de la Communication, des Grands travaux et du Bicentenaire	文化、通信、グラン・トラヴォー、革命200年祭省
1991年	ministère de la Culture et de la Communication	文化通信省
1992年	ministère de l'Education nationale et de la Culture	国民教育文化省
1993年	ministère de la Culture et de la Francophonie	文化フランス語圏省
1995年	ministère de la Culture	文化省
1997年	ministère de la Culture et de la Communication	文化通信省
2017年	ministère de la Culture	文化省

出典:筆者作成

政策理念・目標の変遷

文化省の責務は、1959年の創設時に省の組織に関するデクレによって定められた。その後の政権交代で文化省の責務に関するデクレの記述が改められたことはあるが、つねに変わらず文化省の政策の基幹部分を構成するのは、＜文化の民主化＞＜文化遺産＞＜芸術支援＞の三本柱である。

図表３に、第五共和政の政権推移と文化大臣を整理し、優先課題のキーワードを示した。

任期もバックグラウンドもさまざまに異なる歴代文化担当大臣のなかで、アンドレ・マルロー（1959-69年在任)とジャック・ラング(1981-86年および1988-93年在任)のふたりの文化大臣は、明確な方針に沿ってフランスの文化政策の基本構造をつくった実績によりとくに知られている。

図表3　第５共和制の政権推移と歴代文化担当大臣およびその優先課題

政権（党派）	在任期間	首相		文化大臣	優先課題（キーワード）
シャルル・ドゴール（UNR→UDR）	1959-1966（第１期）	1959-1962	ミシェル・ドブレ	アンドレ・マルロー【a】	文化の民主化 文化政策の国家計画化 「文化の家」 音楽政策 文化遺産政策 芸術創造支援の制度化 芸術家著作者の社会保障 文化省地方分散化組織の配置
		1962-1966	ジョルジュ・ポンピドゥー		
	1966-1969（第２期）	1966-1968			
		1968-1969	モーリス・クーヴ・ド・ミュルヴィル		
ジョルジュ・ポンピドゥー（UDR）	1969-1974	1969-1972	ジャック・シャバン=デルマス	エドモン・ミシュレ	
				アンドレ・ベタンクール	
				ジャック・デュアメル【b】	文化的発展 文化的民主主義
		1972-1974	ピエール・メスメル	モーリス・ドリュオン	
				アラン・ペルフィット	
ヴァレリー・ジスカール＝デスタン（FNRI→PR→UDF）	1974-1981	1974-1976	ジャック・シラク	ミシェル・ギィ	※閣外大臣：芸術創造支援
		1976-1981	レイモン・バール	フランソワーズ・ジルー	※閣外大臣
				ミシェル・ドルナノ	
				ジャン＝フィリップ・ルカ	
フランソワ・ミッテラン（PS）	1981-1988（第１期）	1981-1984	ピエール・モロワ	ジャック・ラング【c】	文化政策の対象領域拡大 文化省予算の倍増 地方分権化 芸術創造支援拡充、他 （第２期に続く）
		1984-1986	ローラン・ファビウス		
		1986-1988	ジャック・シラク（第１次コアビタシオン）	フランソワ・レオタール	企業メセナの推進
	1988-1995（第２期）	1988-1991	ミシェル・ロカール	ジャック・ラング【c】	（第１期より続く） 芸術文化教育 文化メディアシオン 経済的近代性 文化と視聴覚、他
		1991-1992	エディット・クレッソン		
		1992-1993	ピエール・ベレゴヴォワ		
		1993-1995	エドゥアール・バラデュール（第2次コアビタシオン）	ジャック・トゥーボン【d】	文化による国土整備 「文化的例外」 「トゥーボン法」

政権(党派)	在任期間	首相		文化大臣	優先課題(キーワード)
ジャック・シラク(RPR→UMP)	1995-2002(第1期)	1995-1997	アラン・ジュペ	フィリップ・ドゥスト=ブラズィ【e】	「社会的断絶」の縮小 文化の公共サービス「フランスモデル」の確認
		1997-2002	リオネル・ジョスパン(第3次コアビタシオン)	カトリーヌ・トロートマン【f】	「舞台芸術の公共サービスの使命に関する憲章」 文化多元主義の維持と文化多様性の擁護、他
				カトリーヌ・タスカ【g】	文化多様性の振興 文化へのアクセス拡大 芸術文化教育「ラング=タスカ計画」 文化の分権化、他
	2002-2007(第2期)	2002-2005	ジャン=ピエール・ラファラン	ジャン=ジャック・アイヤゴン	文化遺産と地方分権 テレビ政策 民間メセナ奨励 大規模文化機関の自立性 アンテルミタン制度改革(「危機」)
		2005-2007	ドミニク・ド・ビルパン	ルノー・ドヌデュー・ド・ヴァルヴ	アンテルミタン制度改革
ニコラ・サルコジ(UMP)	2007-2012	2007-2012	フランソワ・フィヨン	クリスティーヌ・アルバネル	「創造のインターネット上の流通と保護に関する法律」 文化省組織改編【h】 芸術創造評議会の創設 「電子書籍の価格に関する法律」
				フレデリック・ミッテラン	
フラソワ・オランド(PS)	2012-2017	2012-2014	ジャン=マルク・エロー	オレリー・フィリペッティ	「多様性会議」 地方行政改革と文化政策 「創造の自由、建築、文化遺産に関する法律」 【i】
		2014-2016	マニュエル・ヴァルス	フルール・ペルラン	
		2016-2017	ベルナール・カズヌーヴ	オドレ・アズレ	
エマニュエル・マクロン(EM/RE)	2017-2022(第1期)	2017-2018	エドゥアール・フィリップ	フランソワーズ・ニセン	万人の文化へのアクセス 芸術文化教育 文化パス【j】 ＜新型コロナ感染症対応＞ 文化省改組 芸術作品公費発注 芸術家著作者の社会保護・雇用政策 デジタルプラットフォーム 文化創造産業の強化 環境移行
		2018-2020		フランク・リエステール	
		2020-2022	ジャン・カステクス	ロズリン・バシュロ=ナルカン	
	2022-現職(第2期)	2022-現職	エリザベット・ボルヌ	リマ・アブドゥル・マラク	

※政党名:UNR新共和国連合、UDR共和国民主連合、FNRI独立共和主義者全国連盟、UDFフランス民主連合、PS社会党、RPR共和国連合、UMP国民運動連合、EM共和国前進/RE再生
出典:筆者作成(2023年12月現在)

以下では、図表３中の、文化政策の理念や目標がとくに明らかに示された時期についてより詳しくみる。

a. アンドレ･マルロー文化大臣（1959-1969）

文化省は、シャルル･ドゴール大統領時代の1959年に、国民教育省から独立するかたちで創設された。初代大臣に任命された作家アンドレ･マルローは、ド･ゴール大統領の側近であった。マルローが起草しド･ゴール大統領が署名したデクレは、文化問題担当省の責務を以下のように規定した。

> 文化問題担当省は、人類の、そしてまずフランスのもっとも重要な作品を可能な限り多くのフランス人が接することができるものとし；われわれの文化遺産への広範な支持を確固たるものとし、これを豊かににする芸術作品と精神の創造を奨励することを、その責務とする。
>
> （1959年7月24日付、文化問題担当省の組織に関する政令no.59-889）

文化省創設以前の国の文化政策は、おもに国民教育省によって担われており、美術、文芸の振興と文化遺産保護がその中心だった。これに対して、マルローの文化省は、「文化の民主化」（démocratisation de la culture）を主要な責務として掲げ、普遍的かつ卓越した文化に全てのフランス人がアクセスできるようにする役割を担うことを示したのである。

文化省が各地の自治体に働きかけて設立した「文化の家」は、地方都市や都市周辺部の住民が、多様な分野の質の高い芸術に親しめるようにする公共文化機関であり、「文化の民主化」の中核的事業であった 。

またマルローは、文化問題を国家計画の枠内で扱う戦略を打ち出した[12]。単年度予算の束縛と国民教育省の影響から免れる意図によるとされる。文化省が当時の計画庁と協働路線をとったことにより、第4次国家計画（1962-1965）では初めて計画策定段階から文化問題が考慮され、持続的に実施される文化の公共政策が誕生した。

文化省創設時に国民教育省から移管された部局には、民衆教育担当部署が含まれていたが、まもなく国民教育省の青年･スポーツ部局に戻された。マルローは、偉大な芸術の力の無媒介性を信じていたとされる。可能な限り多くの人の重要な作品へのアクセスを叶える「文化の民主化」においては、作品と人びとの直接の出会いを成立させる

[12] 国家計画（Plan）とは、国家主導的な基幹政策であり、国の財源を5年単位で計画化する。産業再建と近代化による経済復興を目的として第二次世界大戦後のフランスで進められ、高度経済成長を実現した。

ことを何よりも重視し、芸術教育に対しては不信感を抱いていたといわれる。

芸術創造支援に関して、草創期の文化省は、国立現代美術センター（Centre national d'art contemporain：CNAC）や建築創造課など、政府がそれまでに手がけたことのない分野に関与するための専門組織を設けた。マルロー時代の文化省は、あらゆる芸術分野の創造を完全に市場に委ねることなく、国の支援によって近代化し、制度化しようとした。

芸術家・著作者を対象とする社会保障の枠組みが設けられたのも、この時期である。1964年には、創作者固有の状況に配慮して芸術創造を促進することを目的として、芸術家・著作者を、その法的身分としては独立自営業者のまま社会保障制度上でのみ被用者として扱い、社会保障法定制度「一般制度」に加入させる法律（通称マルロー法）が成立した。

文化遺産の保護と活用に関する法整備もマルロー時代に行われ、現在にいたる文化遺産政策の基礎となる組織がつくられた。

さらに文化省の地方分散化組織である地域圏文化問題局（Direction régionale des affaires culturelles：以下DRAC）は、マルロー時代末期の1969年にはじめて３地域圏に設けられた。全地域圏にDRACが配備されたのは、その10年後である。

この時代の文化省は、上記以外の分野においても同様に、現代的な文化の公共政策の基礎を築いた。マルロー文化大臣の一貫した基本方針は「影響を与えずに支える」ことだったとされる。

b.ジャック・デュアメル文化大臣（1971-1973）とその後

1968年の「五月革命」は、学生運動を発端とした大規模な反体制社会運動である。フランス全国で約1000万人が参加したゼネストは、翌年の大統領退陣につながり、同時にマルローも文化大臣を退くことになった。このとき、批判の矛先は文化省にも向けられ「文化の民主化」への異議が噴出した。政策対象となる「文化」とは何かが問われたのである。

1969年に成立したポンピドゥー大統領政権シャバン＝デルマス内閣のスローガンは「新しい社会」（首相の著書タイトル）だった。1970年代初頭の国の文化政策の方針には大きな変化がみられ、フランス文化政策史上での転換点を示している。

第６次国家計画（1971-1975）では、「文化的発展」（développement culturel）が国の文化政策の基本方針とされた。ここでは、社会を構成する人々の文化的な多様性を現実に即して認識したうえで、社会の中心に文化を位置づける施策が求められた。そのために政策対象となる文化概念は、マルロー時代の「文化の民主化」が可能な限り多くの人々によるアクセスを実現しようとした卓越した芸術文化よりも幅広くかつ多元的に

定義された。文化的な差異を尊重して、各人の文化権保障を目指すこの考え方が「文化的民主主義」(démocratie culturelle)である。政策実施においては、複数省による分野横断的な協力や、国と自治体の協力が奨励された。実行のための方法論として、異なる主体間の連携を実現する契約政策が拡大し、制度設計にも着手された。

第６次国家計画の文化問題委員長を務めた詩人でアカデミー・フランセーズ会員のピエール・エマニュエルは、「文化的発展」を掲げる国の文化政策は、市民が自らの生活・人生に関する決定者となるための条件をつくる「市民性を育む政策」であるとの発言を残している。しかしデュアメル文化大臣の辞任後、文化省のとりくみは縮小した。

1974年に成立したジスカール・デスタン大統領政権期の7年間には、文化担当大臣が任命されず文化「省」が存在しなかった時期もあり、国の文化予算規模は全体的に低迷した[13]。だが「五月革命」後にデュアメル文化大臣のもとで開花しようとした「文化的発展」と「文化的民主主義」の理念は、ミッテラン政権期以降の文化政策に受け継がれている。

c.ジャック・ラング文化大臣(1981-1986および1988-1993)

1981年に成立したミッテラン大統領政権は、1995年までの２期にわたった。14年間の大統領在任期間には、第１次コアビタシオン(86年から88年)と第２次(93年から95年)の保革共存政府の時期が含まれる。社会党政府のジャック・ラング文化大臣の在任期間中に文化省予算は大幅に増加し、対国家予算比１％が達成された。

ミッテラン政権成立後のデクレは、文化省の責務を以下のように定義した。

> 文化担当省は:全てのフランス人が考案、創造し、自由に才能を表現し、自らが選択する芸術教育を受けられるようにすること; 国、地方およびさまざまな社会集団の文化遺産を共同体全体の共通利益のために保全すること; 芸術と精神の作品の創造を奨励してできるかぎり広く支持されるようにすること; 世界の文化[cultures=複数形]との自由な対話のなかでフランスの文化と芸術の威光に貢献することをその責務とする。
>
> (1982年5月10日付、文化省の組織に関するデクレno.82-394)

「全てのフランス人」や「さまざまな社会集団」のそれぞれが文化の主体であることに言及したデクレは、多元的な文化観に基づく「文化的民主主義」の立場を示している。そのため国の文化政策の対象領域は拡大し、民衆文化や生活文化、写真、ファッショ

[13] 一方で、とくに1977年地方議会選挙以後は全国各地で革新自治体が伸長し、自治体文化政策による意欲的な取り組みが拡大した。

ン、ロック音楽、サーカスや大道芸、漫画などにも及んだ。学校教育内で行われる芸術文化教育とともに、芸術文化の専門人材を育成する高等専門教育も強化された。一方、アーティストに近い立場をとるラング文化大臣のもとで、芸術創造支援も拡充されていった。知識経済への移行が意識され、新しい時代の経済発展を牽引する芸術文化の役割が強調されるようになったのもこの時期である。1982年以後の地方分権化では、第１節でみた自治体文化政策の基本枠組みがつくられて自治体の文化支出が増加し、各地にフェスティヴァルが創設されるなど文化イベントも全国的に拡大し、そこで仕事をするアーティストも急増した。

ラング文化大臣時代の文化省は、マルロー時代以来の文化政策を否定したのではなく、基本的には「文化の民主化」「芸術創造支援」「文化遺産保護」のいずれをも既存の行政組織や文化機関とともに継承して拡充している。加えて、1968年五月革命後にデュアメル文化大臣のもとで浮上した「文化的民主主義」に基づく「文化的発展」の理念を引き継ぎ、両者をともに発展させた。

d.ジャック・トゥーボン文化大臣（1993-1995）

1993年国民議会選挙後、ミッテラン大統領のもとでバラデュール首相が率いた第２次コアビタシオン（保革共存）政府は、文化省の責務に関するデクレを、マルロー文化大臣が起草した1959年時点のテキストに戻した。トゥーボン文化大臣のもとで、文化省は以下の三軸の強化を図っている。

- 国土整備政策に関わる文化政策
- 文化に関する教育と関心の向上
- 国による対外的文化事業の増加

「国土の均衡ある発展」は、バラデュール政府全体の優先課題であった。そこで文化が果たす役割が論じられ、文化への投資を地域開発と国土整備に結びつける方針が示された。

1993年秋には、フランスが国際交渉の場で主張した「文化的例外」をめぐる議論が始まった。映画をはじめとする文化的コンテンツを自由貿易原則の対象外とする要求であり、その是非をめぐる議論には、幅広い世論と政治階級が参加した。また、「トゥーボン法」の名称で知られる「フランス語の使用に関する法律」が、同文化大臣のもとで1994年に成立している。

e.フィリップ・ドゥスト＝ブラズィ文化大臣（1995-1997）

1995年の大統領選挙では、「社会的断絶との戦い」を訴えた共和国連合のジャック・シラク候補が社会党のリオネル・ジョスパン候補を僅差で押さえて勝利した。シラク政権

は2007年までの２期14年継続した。選挙戦ではほとんど文化問題に議論が及ばなかったが、文化大臣に就任したドゥスト＝ブラズィは、70年代初頭にデュアメル文化大臣の官房長を務めた官僚ジャック・リゴーに文化省再建のための調査を依頼した。翌年公開された報告書は、文化によって人々に働きかける公共サービスのあり方は「文化政策のフランスモデル」であると結論し、その正当性を再確認している。また、国家は自治体との協議に基づいて文化政策を担う役割を果たし続けるべきであることが論証された。

リゴー報告書は、芸術文化教育についても＜国が担うべき事項＞であるとしている。また一貫性のある文化産業政策の推進が優先課題とされた。

f.カトリーヌ・トロートマン文化大臣（1997-2000）

1997年6月の総選挙では、社会党を中心とする左派連合が勝利したため、シラク大統領のもとでジョスパン首相が率いた第３次コアビタシオン政府が1997年から5年間続いた。ジョスパン内閣の基本方針は、連帯、持続可能な開発、民主主義と地方分権の強化であった。共産党や緑の党も連立した複数左派政府では、かつて学生として五月革命の中心にいた「68年世代」が活躍し、後の時代的潮流に先鞭をつける清新な動きがあった[14]。

文化大臣に任命された国民議会議員兼ストラスブール市長のカトリーヌ・トロートマンは、「舞台芸術の公共サービスの使命に関する憲章」を1998年10月に公布した。同憲章は「芸術と文化のために国が果たすべき責任は、まず民主主義の概念と要求から生じるものである」と宣言している。国の芸術文化政策の基本理念は民主主義の実質化であることが明文化され、芸術作品と文化的実践への全ての人のアクセスを実現する公共政策の重要性と、人々の集団的な議論と社会的生活を豊かにする芸術創造の存在意義が再確認されたのである。文化機関が真に公共サービスに資することが公的支援の条件であるとして、実務レベルでは、助成期間中の文化機関の活動計画を示す仕様書を作成して契約化することとなった。

トロートマン文化大臣時代の文化省は、芸術文化教育の強化と、アマチュアの芸術的実践の拡充を優先課題とした。1999年には主要な民衆教育連盟と憲章を交わし、マルロー時代以来の文化政策と民衆教育との乖離に終止符を打った。また、国家が文化多元主義を維持する役割を果たすべきであるという文化的民主主義の立場があらため

[14] たとえば、選挙候補者を男女同数とする「パリテ法」（通称）は、2000年6月に制定された。また1999年の民法改正で施行された「民事連帯契約」（通称PACSパックス）は「異性あるいは同性の自然人たる二人の成人による共同生活を組織するために行われる契約」である。その他、環境や都市計画などの分野でも革新的な動きがあり、後の時代の政策に影響を与えている。

て確認されたが、これは極右勢力が台頭していた当時の政治的文脈において必要とされたことだった。

g.カトリーヌ・タスカ文化大臣(2000-2002)

同じくジョスパン政府でトロートマンの後任となったタスカ文化大臣は、マルロー時代の文化省でキャリアをスタートした元官僚であり、1997年より国民議会議員(社会党)の任にあった。文化省方針の三軸として・文化的多様性の振興・文化へのアクセスの拡大・文化的な分権の深化を打ち出し、2002年大統領選での政権交代を念頭に改革を推進した。文化遺産・文化地方分権担当閣外大臣にミシェル・デュフールが任命され、省の組織体制も強化されている。

この時期の政府は、芸術文化教育を支援する意向をつねに表明していた。タスカ大臣が率いる文化省と、ジャック・ラング大臣が率いた国民教育省は、「学校における芸術文化発展５年計画」を共同策定し、芸術文化教育を省間連携によって推進するしくみを確実なものにした(第３節を参照)。

また文化省は「文化の地方分権に関する議定書」を発表し、当時の政府が推進していた地方分権の深化において、文化の領域でも国家と自治体の間に明確な役割分担を築く方針を明らかにした。

だがこれらの改革は、2002年大統領選でジョスパン候補が敗退したことにより不完全なものとなった。[15]

h. サルコジ政権期:クリスティーヌ・アルバネル文化大臣(2007-2009)、フレデリック・ミッテラン文化大臣(2009-2012)

2007年大統領選挙で成立したサルコジ政権は「公共政策の包括的見直し」(révision générale des politiques publiques:RGPP)を最優先課題とし、行政組織の再編・簡素化、人員削減、財政改革を推進した。文化省の中央行政組織は2010年１月付けで改編され、美術、演劇、音楽など芸術分野別の編成を基本としたマルロー時代以来の旧組織から、事務総局、文化遺産総局、芸術創造総局、メディア文化産業総局で構成される体制に変わった。この組織改革は、文化省中央行政組織を文化政策から後退させようとする当時の政府方針に沿ったものであった。文化省の政策提言機関としては芸術創造評議会が新設された。また国立博物館など国の公設法人である文化機関には、事業収入拡大と財政的自立性の確立が要求された。

15 2002年大統領選では、ジョスパン候補が第１回投票で極右国民戦線のジャン＝マリ・ルペン候補(現国民連合マリーヌ・ルペン氏の父)に敗れ、危機感が高まる中での決戦投票でシラク候補がルペン候補を下して第２期政権の成立を決めた。

同政権は、インターネット時代への対応を優先課題とし、「芸術創造のインターネット上での流通と保護に関する法律」(2009年)と「電子書籍の価格に関する法律」(2011年)が成立した。

i. オランド政権期:オレリー・フィリペッティ文化大臣(2012-2014)、フルール・ペルラン文化大臣(2014-2016)、オドレ・アズレ文化大臣(2016-2017)

フランス国内で苛烈なテロ事件が続発した2015年の末、文化省は「多様性会議」(Collège de la Diversité)を立ち上げた[16]。「アイデンティティの硬直化や内向的な孤立主義が現実の脅威となるなかで、排除の感情をつくる原理とメカニズムを問い直すことは、文化政策にとって重要かつ喫緊の課題である」との問題意識に基づいていた。文化の多元性についての社会的認知を高め、社会の多様性を文化政策に反映させる提言を行うことが同会議の使命であり、「世界人権宣言」(1948年)、ユネスコ「文化多様性に関する世界宣言」(2001年)および「文化的表現の多様性の保護と振興に関する条約」(2005年)の文化観を参照し、文化権保障の観点から議論が進められた。

2016年7月には「創造の自由、建築および文化遺産に関する法律」が公布され、それまではデクレで示されてきた国の文化政策の方針が、119条に及ぶ条文に明記された。敢えて「創造の自由」を前面に打ち出した同法の制定過程は、オランド政権の3人の文化大臣により推進されたが、その背景には、多様な価値観を表現する芸術作品の流通を阻もうとする一部地方議員や団体の動きが増加していた状況への危機感があった。

j. マクロン政権第1期:フランソワーズ・ニセン文化大臣(2017-2018)、フランク・リエステール文化大臣(2018-2020)、ロズリン・バシュロ=ナルカン文化大臣(2020-2022)

2017年5月に発足したエマニュエル・マクロン政権は、文化担当省の名称を、約20年ぶりに「文化通信省」から「文化省」に改めた。だが組織上の大きな変更はなく、省の担当領域は、放送など「通信」に関する施策を以前と同様に含んでいる。

大統領選でマクロン候補が掲げた重点政策分野は、1.安全強化、2.教育と文化、3.労働・雇用、4.経済の近代化、5.民主主義の再生、6.欧州・国際問題、の6項目であり、ここで教育と文化は「社会の一体性の条件である」と説明された。

文化政策について、2017年選挙公約はまず「文化はわれわれのあり方を決める」と述べ、この文化観に基づく方針を示していた。「文化は共通言語をつくり、社会的出自に

[16] 風刺新聞を襲ったイスラム過激派テロリストに12人が殺害された1月7日の「シャルリー・エブド事件」は、表現の自由をめぐる大きな論争を巻き起こした。

よって各自に割り当てられている場所から人を脱出させてくれる」。だからこそ、社会的な「見えない障壁」を取り払うために文化によって人を自由にすること（émancipation＝解放）がフランスにとって重要であるという、すぐれて共和主義的な文化政策理念が主張されていたのである[17]。この理念に基づき、政権第１期では万人の文化へのアクセス保障を目標として「文化パス」の配布や芸術文化教育の拡充が開始されたが、これらは第２期でも継続的に拡大されている。

一方、2020年からのコロナ禍では、環境移行、長期的視野に立つ文化創造産業の強化やデジタルプラットフォーム規制、芸術家・著作者の社会保護・雇用政策といった諸課題の重要度が増した。

マクロン政権第２期の文化政策は、歴史的に形成された共和国の文化政策理念に基づいてスタートした第１期の延長線上にありながら、コロナ禍の影響を受けて変化した政策構造の中で行われている。

2. 現在の文化政策の理念・特徴・組織図・予算規模

（1）マクロン政権第2期における文化省の使命（ミッション）

現在の文化省の使命（ミッション）は、同省公式ウェブサイトで以下のように示されている。

文化省は、人類の、そしてまずフランスの主要な作品に最大数の人々がアクセスできるようにすることをその使命とする。

そのために、

- 文化遺産をその全構成要素について保全、保護、活用するとともに、芸術と精神の作品創造、および芸術実践と芸術教育の発展を促進する政策を実施する。
- 関係する他の大臣とともに、全教育課程における子どもと若者のための芸術文化教育の発展に貢献する。
- 地域の文化的イニシアチブを奨励し、国と地方自治体の文化政策の連携を発展させる。またそのために政府の地方分権化政策の策定と実施に参加する。
- 文化産業の発展に配慮する。文化創造と文化遺産普及の新技術開発に貢献する。デジタル文化コンテンツとサービスの開発と活用に配慮する。
- 舞台芸術と造形芸術に関する政府の政策を策定、調整、評価する。

[17] これに対して、2017年にルペン候補が示した文化政策プログラムは、フランス語振興政策の強化、文化的財の海外流出規制、「フランスの芸術展」開催、大衆参加型メセナの拡大などであり、まったく方向性を異にするものだった。

- 関係する他の大臣と共同で、フランスの文化、芸術創造とフランコフォニー（フランス語圏・フランス語使用コミュニティ）の世界における影響力を確保する国の施策を実施する。
- フランスの対外文化事業とフランスの在外文化機関の事業に貢献する。

（2）組織図:2021年1月改組による3つの変化

現行の文化省組織図を図表4に示す。文化省の中央行政組織は、2021年1月より部分的に改編された。また旧「遺産総局」は「遺産・建築総局」に名称変更されている。

最大の変化は、「伝達・地域・文化的民主主義総合代表部」が、「事務総局」、「遺産・建築総局」、「芸術創造総局」、「メディア・文化産業総局」、「フランス語・フランス言語総合代表部」と同列に並ぶ部局として新設された点である。分野横断的施策に取り組む60名体制の組織が省内に総局（DG）レベルで設けられたのは、ジャック・ラング文化大臣第1期末の1986年以来となる[18]。政策対象としての文化概念を広く捉え、地域間均衡につねに配慮し、他省、自治体、そして主に非営利セクターの民間主体との協力体制の構築を通して、一般の人びとの文化の享受と実践を促進し、多様な背景を持つ各個人の文化権保障をいっそう進めようとする現政府の意向がここに反映されている。改組前の組織では、事務総局内に置かれていた文化政策革新調整部と地域事業部が分野横断的な連携型の政策実施を担っており、該当部署の再編は2020年実施を目処に検討されていた[19]。その最終決定を前にして未曾有のコロナ禍を経験した2020年は「芸術文化による解放、芸術文化へのアクセスの民主化、文化的民主主義など、一般の人びとを中心に据えた政策を主導する大きな部局の創設が求められる年となった」と分析されている[20]。

2020年12月31日付省令（アレテ）は、新組織のミッションを以下のように定めている[21]。

伝達・地域・文化的民主主義総合代表部は、文化権を尊重しながら、すべての住民の文化的生活への参加とアクセスを保証することを目的とした国家の政策を定義、調整、評価する。

主な使命は、以下の通り。

18 1981年から86年の文化省内に設けられた文化的発展局については、長嶋由紀子「国内の文化多様性に向き合うフランス文化政策の議論と実践：「差異への権利」を中心に」『文化政策研究 Vol.11』p.23-40、2018年を参照。

19 詳細は、令和元年度文化庁文化行政調査研究「諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書［重点テーマ：府省庁間・機関連携］」第5章「フランスの省庁・機関連携型文化政策――文化省を中心にみる現状と制度構築の経緯」を参照。

20 Réorganisation du ministère de la Culture et de la DGCA（2021/1/13付 Artcena記事）https://www.artcena.fr/fil-vie-pro/reorganisation-du-ministere-de-la-culture-et-de-la-dgca

21 Arrêté du 31 décembre 2020 relatif aux missions et à l'organisation de la délégation générale à la transmission, aux territoires et à la démocratie culturelle https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042845585

- 芸術文化教育に関する省の政策の策定と調整
- アマチュアの芸術文化実践発展へのサポート
- 文化的生活への参加に関する革新的施策の実施と促進
- 障害に関する文化省方針を事務総局と協力して策定
- 地方自治体との協力による地域文化政策策定への参加、地域整備強化施策の調整
- 高等教育に関する文化省戦略の策定・調整、高等教育政策における分野横断的課題への取り組み
- 各部局と連携し文化省権限分野における研究政策を推進
- 科学技術文化の普及に関する文化省政策を実行
- 経済モデル分析への配慮（とくに事業者opérateursの実施事業に関して）
- 人材政策と管理、予算戦略と管理
- 権限分野における地方分散化部局と事業者の活動を推進し、所管機関を監督

改組の第二のポイントは、芸術創造総局（DGCA）内に「著作者職業労働政策・雇用政策代表部」が新設されたことである。それまでは同総局内で高等教育・研究政策とともに扱われていた労働・雇用政策を専門とする代表部が設けられ、重点化の方針が明示された。2019年2月20日に、当時の文化大臣フランク・リエステールが、クリエイターの状況改善策の一環として、芸術創造総局内に「アーティストとクリエーターのキャリアを担当する専門組織」を設け、全省的権限を持って他省との交渉を担えるようにするという意向を実演芸術関係者に対して示していたが、改組はその実現と受け止められた[22]。著作者職業労働政策・雇用政策代表部は、芸術創造に貢献する職業をサポートする文化省の政策を調整する[23]。

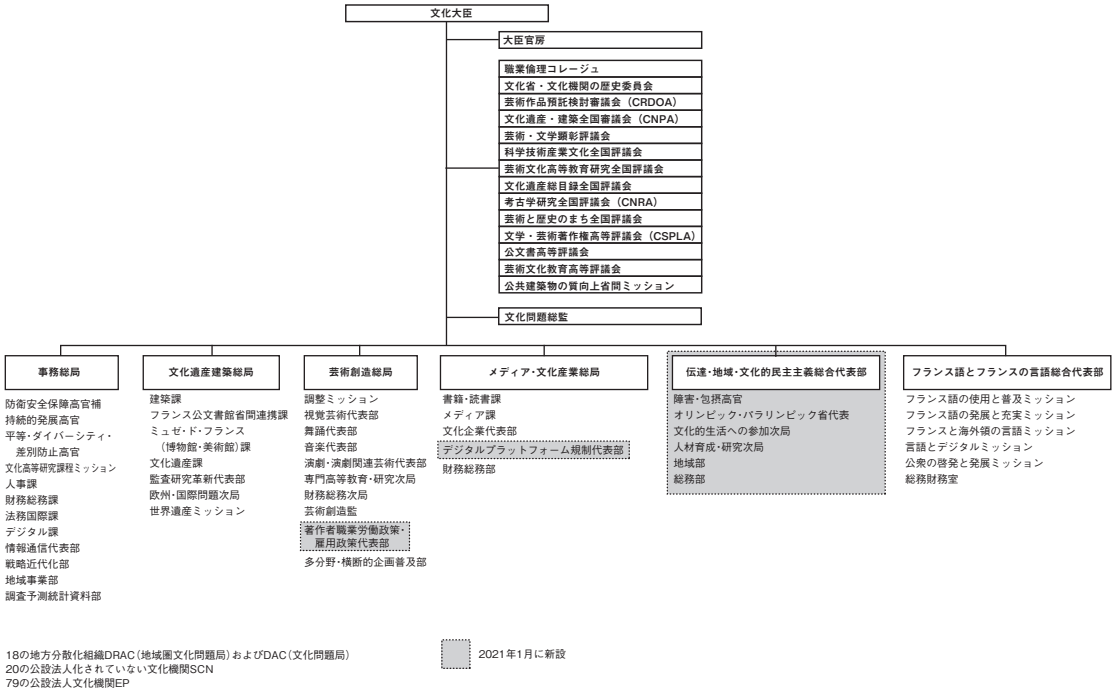
第三に、メディア・文化産業総局内には「デジタルプラットフォーム規制代表部」が設けられた。同代表部は事務総局と協力して、デジタルプラットフォームの規制に関する文化省方針を策定する。また、技術トレンドの観察、デジタルプラットフォームのビジネスモデル進化の分析、デジタル移行がメディアや文化産業の経済モデルに及ぼす影響の分析を行う。さらに、これらの問題に関する法的専門知識を事務総局と連携しながら提供する[24]。

[22] 前掲2021/1/13付 Artcena記事

[23] Arrêté du 31 décembre 2020 relatif aux missions et à l'organisation de la direction générale de la création artistique https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000042845615

[24] Arrêté du 31 décembre 2020 relatif aux missions et à l'organisation de la direction générale des médias et des industries culturelles https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/texte_jo/JORFTEXT000042845593

図表4　文化省組織図



出典：文化省ウェブサイトより筆者作成

上記の中央行政組織以外に、文化省の組織には、18の地方分散化組織、20の「国が所轄する機関」(Service à compétence nationale : 以下SCN)、そして79の公設法人文化機関(Etablissement publique：以下EP)が含まれている(図表４組織図下部を参照)。

地方分散化組織とは、本土の各地域圏行政内に置かれる地域圏文化問題局DRACと、海外領土に置かれる文化問題局DACである。

「国が所轄する機関」(SCN)とは、中央行政組織と地方分散化機関の中間に位置づけられる機関であり、その権限は(地方分散化機関とは異なり)もっぱら国に属し、地方レベルに任せられることはない。ただしSCNは中央行政組織とは異なる機関であり、その責務は「事業者的性格を帯びる」と規定される。文化省所管のSCNには、ミュージアム、研究機関、公文書館、国立工房などがあり、それぞれが一定の独立性を有している。

文化省が管轄する79の公設法人は、中央行政組織側からは「事業(実施)者」(opérateur)と呼ばれている。建築、美術、舞台芸術各分野の高等専門教育機関、図書館(フランス国立図書館BNF)、研究機関、ミュージアム(ルーヴル美術館、オルセー美術館、ポンピドゥーセンターなど)、劇場(コメディ・フランセーズなど)、総合芸術施設などが該当する。また、国立映画映像センター（CNC)や国立音楽センター（CNM)といった領域別専門組織も公設法人である。なお公施設法人(EP)とは、特定分野の公共サービス提供のために、国または自治体が根拠法に基づいて設立する独立組織であり、行政的性格の公設法人(EPA)と商工業的性格の公設法人(EPIC)の二種が存在する。

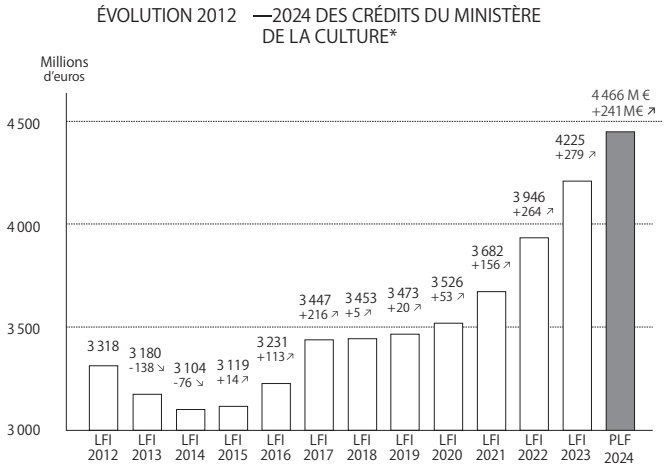
（3）予算

文化省予算の増加：ポストコロナの「レジリエンスと行動」から「変化と変動」へ

2024年予算法案文化省資料（2023年9月28日発表）によれば、省予算は2015年以後一貫して増加しており、とくにコロナ禍以後の伸び幅が大きい。

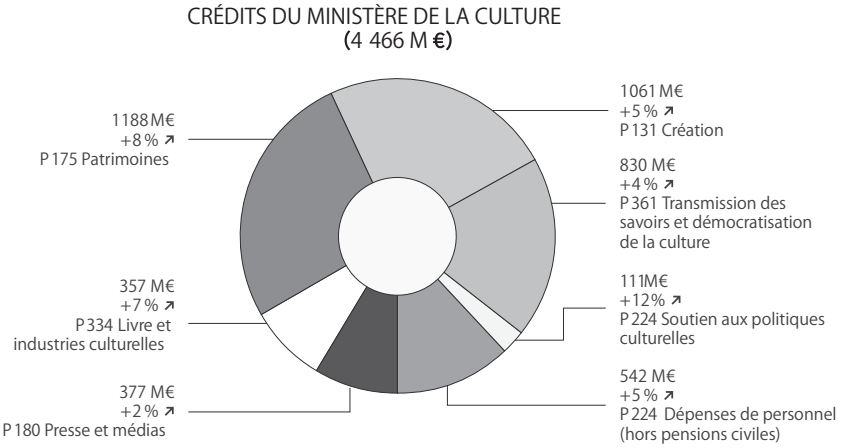
図表5　文化省予算の推移　2012年-2024年＊

単位：百万€（2023年まではLFI当初予算、2024年はPLF予算法案）
＊名目ユーロ、公共放送予算と公務員年金負担金を除く



出典：Ministère de la Culture, Projet de loi de finance 2024, p.6

図表6　2024年文化省予算（総額44億6600万€）の内訳



文化省予算総額（44億6600万ユーロ）			
		単位百万€	前年比
P175	文化遺産	1188	8%
P131	創造	1061	5%
P361	知識の伝達と文化の民主化	830	4%
P224	文化政策支援	111	12%
P224	人件費（公務員年金負担を除く）	542	5%
P180	報道とメディア	377	2%
P334	書籍と文化産業	357	7%

出典：Ministère de la Culture, Projet de loi de finance 2024, P.7

「レジリエンス（回復）と行動」を掲げた2023年予算（前年比2億7900万€増）では、コロナ禍の終焉にともなう文化セクター強化、インフレ対応とともに、芸術家の職業支援や全国の地域におけるイノベーション、そして文化オリンピアードなどの新事業のための予算であると、増額理由が説明されていた。

代わって、2024年予算法案で打ち出されたキーワードは「変化と変動」である。環境移行加速、より良い創造・普及システムの構築、新テクノロジー採用、若い世代の聴衆・観客拡大、職業継承と才能育成促進、地域活性化などが強調されている。

図表7　2024年予算法案における文化省予算前年比増加分が充当される優先項目

単位百万€

芸術創造の構造強化と変化へのサポート	41
芸術家、職業、高等教育機関への支援、文化省と事業者の人材支援	84
文化遺産、記憶の伝達、大規模投資（設備投資と運営費）	86
読書振興、若い世代の文化へのアクセス拡大	7
報道とラジオの複数性支援強化	10
文化省の建物と情報通信設備	10
海外協力事業	3

出典：Ministère de la Culture, Projet de loi de finance 2024, p.8

インフレへの対応

ただし予算増は、ポストコロナの文化政策の変化によるばかりではなく、より直接的な物価上昇への対応に予算の増額が必要不可欠であることにも言及されている[25]。2024年予算案の前年比増加分のうち7500万€（約119億円）はインフレ対策として計上されており、うち3200万€は、建設関連コストの上昇によって増加している文化省と事業者（国の公施設法人）が管理する有形遺産（不動産）維持費に充当される。4300万€は、主に事業者と文化省ラベル認証機関（文化省がその活動にナショナルな意義を認めてラベルを付与し、国の助成を受ける公共的文化機関、たとえば「国立演劇センター」や「国立舞台」などの公共劇場が該当する）とそのネットワークへの支援として、固定費増加への対応や、芸術創造の水準維持のために充てられる。

その反面で、2016年に文化省が発表していた「演劇都市」プロジェクトに関しては、建設費高騰による計画中止の決定が2024年予算法案発表時に発表された[26]。

[25] Ministère de la Culture, Projet de loi de finance 2024, p.8

[26] 2016年に当時のフランソワ・オランド大統領のもとで発表された「演劇都市（シテ・デュ・テアトル）」プロジェクトは、パリ17区のアトリエ・ベルティエ（19世紀末に建設されたパリ・オペラ座の舞台装置倉庫。1950年代に大増築され、2000年代のオデオン座大改修時にホールに改装された）に、国立高等演劇学校、国立劇場オデオン座、コメディ・フランセーズ共用の上演施設とリハーサル室（22000㎡規模）を新設する計画だった。文化省は2024年予算案報道発表に際し、再調査の結果、必要資金が当初見積もり（8600万€）よりも「45%増加した」ため、計画を断念することを明らかにした。リマ・アブドゥル・マラク文化大臣の「急激なインフレと環境問題の時代にあり、今は大規模工事を行う時ではない」という発言が2023年9月27日付Le Monde紙で報じられている。

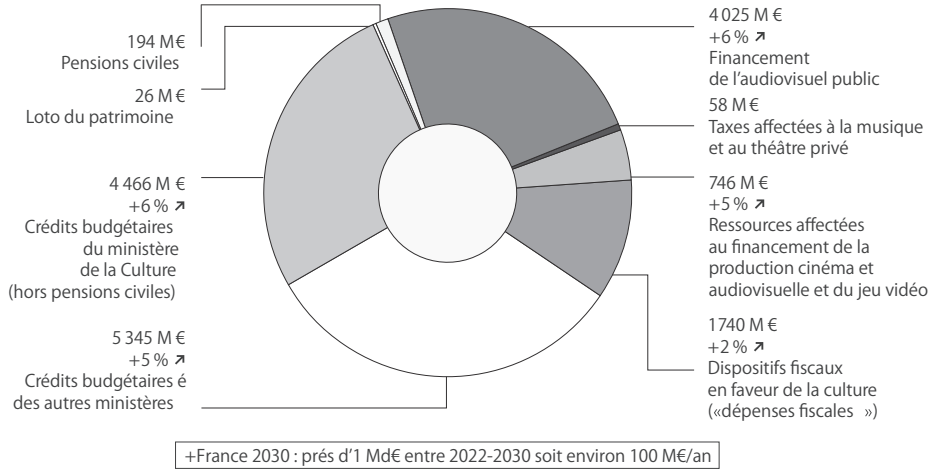
国の文化予算の全体像

以上の「文化省予算」とは、文化省が担当する「文化ミッション」の３プログラム（文化遺産、創造、知識の伝達と文化の民主化）、「メディア・書籍・文化産業ミッション」の２プログラム（報道メディア、書籍と文化産業）そして「文化政策支援プログラム」（国際文化活動、文化省運営支援、文化省人件費）に一般会計予算から割り当てられた予算であり、事業費、運営費、投資費、人件費（公務員年金負担を除く）が含まれている（図表6）[26]。本報告書冒頭の国際比較もこの予算額を対象としている。

ただし、国が支出する文化予算の全体像を把握する場合は、公共放送予算を含む金額で「文化省予算」を広く捉える数字がある。さらに他省予算内に計上されている文化関連予算を加算し、目的税や税制優遇措置までを考慮した数字が、もっとも広義な国の文化予算の全体像となる（図表8）。

2024年予算法におけるその総額は166億€（約2兆6231億円）にのぼる。

図表8：2024年予算法における政府文化予算の全体像



	単位：百万€	前年比増%
文化省予算（公務員年金負担を除く）	4466	6
文化遺産宝くじ	26	
公務員年金負担	194	
公共放送予算	4025	6
音楽および民間劇場への配賦税	58	
映画制作、視聴覚、ビデオゲームへの配賦財源	746	5
文化のための税制優遇措置	1740	2
他省の文化予算	5345	5
加えて＜フランス2030＞より2022-2030年に約10億€（1年あたり約1億€）		

出典：Ministère de la Culture, Projet de loi de finance 2024, p.7

[26] フランス予算法では、「ミッション」（mission）、「プログラム」（programme）、「アクション」（action）の三段階で予算額が示される。政府が達成すべき目的（ミッション）を明らかにして、実現手段との関連性を示し、必要な目的のために公的支出が行われるよう透明化がはかられている。2024年度予算法案では、全体で33のミッションを示しており、ひとつの省が担当するものと、複数省にまたがるものがある。

以下では、図表８内の各要素を検討する。

広義の文化省予算（公共放送予算を含む）

文化省が所管する公共放送予算の2024年予算額は40億2500万€（前年比2億2800万€増6%増）である。これをを含む広義の2024年「文化省予算」は約112億€（前年比5億9900万€増）となる。

他省の文化予算

2024年予算法案における他省文化予算の総額は53億4500万€（約8446億円）で、文化省予算の44億6600万€を上回る。近年の内訳を図表9に示す。国民教育・若者省の支出が最も多いが、その大部分は初等・中等教育の芸術系教員の人件費である。その他の省の文化支出には、海外におけるフランスの文化的威光に関わるヨーロッパ・外務省予算（在外大使館の文化予算、アンスティチュ・フランセ、アリアンス・フランセーズ）や、他省が管轄するミュージアムや図書館の予算が含まれる。

図表9　他省の文化予算　2017・2022年

省	2017	2018	2019	2020	2021	2022
国民教育・若者（2020,2021,2022はスポーツも）	2571	2592	2646	2842	2825	2876
スポーツ	3	4	3	3	3	3
ヨーロッパ・外務	716	756	728	806	774	857
高等教育・研究・革新	582	598	603	618	590	597
軍事	62	102	97	120	89	102
地域結束・地方自治体との関係性	18	19	109	134	127	125
経済・財務	124	115	108	110	101	90
農業・食料	34	34	34	35	35	40
エコロジー移行・結束	5	12	16	9	10	10
内務	87	6	6	5	6	4
アクション・公会計 (2021年に経済・財務に包含)	9	8	10			
司法	6	8	9	17	29	46
海外領土	13	2	3	4	3	2
首相府	3	3	2	1	3	4
＜復興＞ミッション					1030	414
民間航空	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4
合計（文化省以外）	4234	4259	4349	4700	5623	5167
参考：文化省予算	3511	3571	3633	4418	3805	4136
全省合計（文化省を含む）	7745	7831	7968	9117	9428	9303
対国家予算比%（復興計画を除く）	1.8	1.7	1.7	1.7	1.9	1.8
対国家予算比%（復興計画を含む）					1.8	1.8

注記：2017-22年は執行額、2021は当初予算（LFI）、2022は予算法案（PLF）
出典：Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2022 p.27

目的税

文化遺産宝くじ（loto du patrimoine）

「文化遺産宝くじ」は、「文化遺産基金」（Fondation du patrimoine：1996年設立の公益法人）が実施する「危機に瀕する遺産ミッション」の資金調達手段として2018年に導入された。2017年に就任したマクロン大統領は同年9月の「欧州文化遺産の日」に際してステファン・ベルン氏（歴史・文化遺産を扱うラジオ・テレビ番組の司会者で、俳優、作家）に「危機に瀕する遺産ミッション」を託し、緊急に保護すべき地域文化遺産の特定と修復資金調達方法の検討を依頼した。同年末に成立した補正予算で、「ラ・フランセーズ・デ・ジュー」（FDJ：宝くじ・オンラインゲーム運営の半官半民会社）が主催する「文化遺産宝くじ」賭け金に課される国税の一部を文化遺産基金の財源とすることが決定し、2018年2

月13日、大統領の後援の下で、文化省と文化遺産基金が協定に署名し、「危機に瀕する遺産ミッション」第1期(3年間)が開始された[28]。同協定は2021年に文化省、文化遺産基金、FDJにより更新され、現在は第２期(4年間)ミッションが実行されている。「文化遺産基金」は、とりわけ歴史的建造物としての指定・登録を受けていない遺産の保存を使命とし、民間資金と公的資金(国および自治体からの助成金)を用いて活動する。

領域別専門組織財源となる目的税

領域別専門組織の財源に充当される目的税を図表10に示した。

国立映画映像センター（CNC)は、映画・映像の創造支援振興を担当する文化省所管の国の公設法人(事業実施者 opérateur)である。

国立音楽センター（CNM)は音楽領域の旧５組織再編によって2020年に国の公設法人として創設され、旧CNV（シャンソン・ヴァリエテ・ジャズ国立センター)の財源目的税を引き継いだ[29]。

民間劇場支援協会(ASTP)は、1960年代に組織された非営利協会だが、後に文化省の所管となり、目的税を財源とすることが法で定められた[30]。

図表10　領域別専門組織の財源となる目的税

組織名称(太字) / 目的税	2021年当初予算	2022年予算法案	2023年予算法案
国立映画映像センター（CNC)	**605**	**703**	**720**
テレビサービス税	457	455	466
映画館入場料(TSA)	56	148	138
ビデオ編集、オンデマンドビデオ税	82	90	107
映画企業拠出金、ポルノ暴力映画税	0	0	0
国立音楽センター（CNM)	**11**	**11**	**26**
ヴァリエテ公演税	11	11	26
民間劇場支援協会(ASTP)	**3**	**7**	**6**
民間劇場入場税	3	7	6

出典　Ministère de la Culture (Deps-doc), Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2022, p.33

税制優遇措置

個人、民間団体、企業に提供されるさまざまな税制優遇措置による文化支援相当税支出も国の文化予算の全体像に算入される。文化供給とアクセス促進を目的とするさまざまな税制規定があり、2024年予算法案付属文書では、文化遺産(プログラム175)に充当される優遇措置12件、創造(プログラム131)への充当11件、報道メディア(プログ

28　https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Monuments-Sites/Interventions-demarches/Subventions-et-dispositifs-fiscaux/La-mission-Patrimoine-en-peril

29　同じく国の公設法人である国立書籍センター（CNL)は、2018年まで書籍出版税を主な財源としていたが助成金に置き換えられた。

30　ASTPは、これ以外の重要な財源としてパリ市の助成金を受けている。

ラム180)8件、書籍・文化産業(プログラム334)３件の合計34件がリストアップされている。

例としては:

- 指定・登録歴史的建造物あるいは文化遺産基金のラベル認証を受けた収入をもたらさない建物の所有者が負担する固定資産税を総収入から控除:2300万€(約36億円)(プログラム175充当)
- 劇場、サーカス、コンサート、バラエティショー、映画館、動物園の入場料に適用される軽減税率5.5%:2億8000万€(約442億円)(プログラム131充当)
- 新聞・雑誌に適用される軽減税率2.10% :1億3000万€(約205億円)(プログラム180充当)
- レコード制作税額控除:2700万€(約43億円)(プログラム334充当)

などがある。

3. 特徴的施策

(1)芸術文化教育の全生徒への提供:100%EAC

本章冒頭で示した第２期マクロン政権の「政府の優先政策」(PPG)60項目中、文化省は「機会均等保障の戦い」として全政府的に推進される施策「すべての若者が文化、遺産、現代の創造にアクセスできるようにする」の主務省である。現行政府のフレームワークでは、このPPGは次の２つのプロジェクトで構成され、それぞれの達成状況が公表されている[31]。

- 全生徒への芸術文化教育提供
- 文化パスの継続的展開

芸術文化教育(EAC : Education Artistique et Culturel)という用語は、1983年以後の政府文書で徐々に使用されるようになった。学校教育の時間内で、アーティストや文化団体、劇場、ミュージアム、オーケストラ、図書館、歴史的建造物(文化遺産)などによって実施される教育活動を指す。EACは、コンセルヴァトワールなどの専門教育機関・団体が学校教育外で一部の子どもや若者に提供する芸術教育とは区別され、また有資格教員が学校で教える音楽や美術科目とも、さらに2008年以後導入された美術史の授業とも異なる。理論的には全生徒が対象だが、2016年時点では３分の1強にしか提

[31] https://www.gouvernement.fr/politiques-prioritaires/batir-de-nouveaux-progres-et-refonder-nos-services-publics/offrir-a-chaque-eleve-une-education-artistique-et-culturelle#widget-viz-ind-767

供されていなかった[32]。

EACは国民教育省と文化省の連携により推進される。文化政策の歴史を辿ると、マルロー文化大臣時代の草創期の文化省は、国民教育省から文化問題を切り離して担当したため、教育の領域と接点をもつことはなかった。だが子どもと芸術家との接触を重視する1968年以後の議論や、70年代の教育のパラダイム変化を経て、1981年に成立したミッテラン政権は教育政策と芸術文化政策の分離解消へ動き、ラング国民教育文化大臣が二領域を率いた1992年に、はじめて文化施設と学校の公式提携が実現した。その後シラク政権ジョスパン内閣（第３次コアビタシオン）時代の2000年に、ラング国民教育大臣とタスカ文化大臣のもとで、２省共同の「学校における芸術文化発展５年計画」が示され、EAC推進における省間連携は確実なものになった[33]。2005年には芸術文化教育高等評議会（HCEAC）が創設され、2013年の学校改革法では芸術文化教育の課程が規定された。現在の公教育では「すべての若者の芸術と文化への平等なアクセスを促進するために、生徒がアーティストや作品と出会い、さまざまな分野で個人的・集団的な芸術実践を経験し、芸術文化を評価する基準となる知識を身につけて判断力と批判的思考能力を育む」という国の方針が、政令により示されている（2015年7月15日付官報）[34]。

したがって近年の国の政策課題は、EACを現実にいかにより多くの生徒に提供できるかにある。学校教育は、全国のあらゆる地域のあらゆる環境の子ども・若者に届けられる。したがって、文化政策の観点からすれば、EACの拡大は、地域間格差や、家庭環境や社会的カテゴリー間にみられる文化資本の格差を縮小するための強力な施策であり、それゆえにPPGでは「機会均等保障の戦い」に紐づけて立項されているのである。幼稚園からリセ最終学年までの全生徒に、少なくとも年1回の芸術文化体験を提供する（100% EAC）ことが最終目標だが、初等・中等教育機関の設置運営権限は地方自治体が持つため、国の政策としては現場の取り組みを奨励しサポートする手段の提供と環境整備が中心となる[35]。

2022年に新設された「100% EACラベル」は、芸術文化教育高等評議会（HCEAC）とともに文化省と国民教育省が自治体を認証する制度である。初年度は79地域が対象となった。ラベルは5年間有効で、地域の子ども・若者全員に質の高い芸術文化教育プログラムを実施していることを証し、グッドプラクティス事例が公表共有される。選考では、定量評価とともに教育プログラムの内容も評価され、特別な状況にある子どもに対応するインクルーシヴな側面がとくに重視されている[36]。

[32] Emmanuel Wallon, Notice 20 L'éducation artistique, dans Phillipe Poirrier (sous la direction de), ***Politiques et pratiques de la culture 2e édition,*** La documentation française 2017, pp.279-297.

[33] ただしこの５年計画は、政権交替後の予算削減によって短命に終わった。第1節を参照。

[34] https://www.education.gouv.fr/bo/15/Hebdo28/MENE1514630A.htm

[35] 2019年9月新学期より幼稚園（école maternelle）は義務教育化された。3歳から５歳児が対象で無償である。

(2)文化パス- Pass Culture

「文化パス」の実現は、マクロン大統領の2017年選挙公約に端を発する。新成人が各自の自由な選択に基づき、経済状況に左右されることなく文化的な経験をするための資金として、すべての18歳の若者に500€を給付することが提案された[37]。「文化パス」は、政権成立後の実証実験を経て、2021年5月、コロナ禍で長期閉鎖された文化施設が再開するタイミングで、さまざまな文化的経験を賄うことができる300€(約47400円)を全18歳に提供するスマートフォンアプリとして全国リリースされた[38]。ミュージアムや映画館などの入場料、ダンスや音楽などのレッスン、書籍や楽器画材等の物品購入、音楽や映画のオンライン配信他、幅広い用途に2年の期限内に自由に使うことができる。GPS機能により近隣のおすすめ文化・芸術情報(展覧会やコンサートなど)が随時配信される設計で、若者が給付額を使い切った後もアプリ使用を継続して文化施設等に向かうよう促す狙いもある。

2022年1月1日より文化パスは拡大され、給付対象の年齢は15歳まで引き下げられた。

同時に、従来の「個人部分」に加えて、教員の引率のもとで授業時間内に実施される芸術文化体験の費用に充当する「集団部分」が芸術文化教育(EAC)の実施手段として設けられた。2023年9月新学期からは、集団部分の適用対象が第6第5学年(11-13歳相当)まで拡大されている[39]。文化パス集団部分が適用される対象はリスト化されており、教員が専用プラットフォームから予約して使用する[40]。

・文化パス「個人部分」

15歳に20€、16歳に30€、17歳に30€を付与。有効期限は18歳以前。

18歳に300€を付与。有効期限は24ヶ月。＊デジタルでの消費には100€の上限あり。

・文化パス「集団部分」

各教育機関の在籍生徒数に応じて使用可能額が決定される。

コレージュ第6、第5、第4、第3学年(11-15歳相当)の生徒一人あたり25€

職業適性証(CAP)課程、リセ第2学年(15-16歳相当)の生徒一人あたり30€

リセ第1学年、最終学年(16-18歳相当)の生徒一人あたり20€

36 https://www.culture.gouv.fr/Aides-demarches/Protections-labels-et-appellations/Label-100-Education-Artistique-et-culturelle

37 2017年1月のマクロン候補(当時)の演説は「文化において自分の道をつくらねばならないという事実を認識すること。若者が、個人が、自分の選択に責任を持つこと。[私は彼らの選択を]画一化するつもりはないが、未経験の演劇を観たり、本を買ったり、文化的作品にアクセスしたりすること」と個人の選択の自由を強調しながら文化パスの意義を主張した。

38 文化パスは、若者の文化実践を促す手段であると同時に、コロナ禍で打撃を被った文化セクター再建支援もまた目的であることがこのとき強調された。

39 https://pass.culture.fr/2023/06/09/la-part-collective-du-pass-culture-setend-aux-eleves-de-6e-et-5e/

40 https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F34959

(3)文化創造産業への投資

「フランス2030」は、2021年10月に発表された政府の戦略的投資計画である。産業競争力の強化と未来産業の創出を目的としており、主に民間が担う新規事業や研究開発に対して公的支援を行う[41]。現マクロン政権の政府の優先政策(PPG)では、戦略的に重要な産業分野についてはとくに他国に依存しない体制をつくる「経済主権」の概念に基づいて、「主権強化の戦い」のもとに置かれている。2030年までに、グリーン水素分野での優位確立、小型新型原子炉の建設、電気自動車・ハイブリッド車増産、低炭素航空機の開発生産など10の経済の戦略的分野でフランスがリーダーとなることが目標として設定され、5年間にわたり供与される公的資金の総額は540億€(約8兆5330億円)である[42]。

文化創造産業の強化はこの中長期投資計画に位置付けられており、「フランスを再び文化的創造的コンテンツ制作の最先端にする」ことは10の達成目標の一つである。文化産業を担う企業に対し、新規投資を呼び起こす目的でマッチングファンド的に公的資金が投入される他、地域クラスター形成による産業構造の強化も進められる。10億ユーロ(約1580億円)の予算が配賦され、現在までに以下の公募事業が行われた[43]。

- **「映像の大製作所」(予算総額3億5000万€/約553億円)**

2030年までに世界市場規模の倍増が予測される映画、視聴覚、ビデオゲームなどコンテンツ制作の強化に向けた、スタジオ設置と芸術的技術的才能の育成プロジェクト。設備更新や人材育成プロジェクトを実施する文化産業企業に対して公的資金を提供することにより投資を促進する。

公募には175件の応募があり、12地域圏に所在する68プロジェクトが選考されて、2023年5月19日にカンヌ映画祭で発表された[44]。

- **「文化創造産業地域クラスター」(予算総額4680万€/約74億円)**

工芸、デザイン、ファッション、音声画像技術などの分野で、文化創造産業の革新的担い手を一定地域に集積させて強化する新規地域クラスター形成事業が実施される。各地域でのクラスター構造の構築/強化は、当該地域に拠点をもつ文化企業、文化施設、文化団体、人材育成研究機関、自治体などがプロジェクト・リーダーとなって推進され

41 奥山裕之「『フランス 2030』―長期産業計画の概要と展望―」『レファレンス869』国立国会図書館調査及び立法考査局、2023年5月20日、1-20頁を参照。

42 当初2021年10月時点では総額300億€の計画が示されたが、2022年に540億€に修正された。この増額は、2020 年9月に「フランス復興」枠内で発表された第４次未来投資プログラム(PIA4 2021-25、200億€)との統合管理によるもの。また、公的資金の供与期間は約5年間と発表されたが、その後の政府資料には2030年までの期間としているものもみられる(2024年文化省予算法案報道資料では2030年までと記載されている)。

43 https://www.gouvernement.fr/france-2030-lancement-de-quatre-dispositifs-pour-accompagner-la-transformation-des-industries

44 https://www.culture.gouv.fr/Presse/Communiques-de-presse/France-2030-La-ministre-de-la-Culture-annonce-les-68-projets-laureats-de-la-Grande-Fabrique-de-l-image

る。2023年春に各地域でネットワーク形成の中心的担い手となることに関心をもつ主体の公募が行われ、138件の申請から25件が選出された。選出プロジェクトには計画策定予算が付与されており、各地のプロジェクト・リーダーはより具体的な計画を練り上げて2024年の事業公募に提出することになる[45]。

・「音楽と実演芸術」「卓越のわざ」

音楽と実演芸術、工芸的職業の振興のために、専門企業がコンサルティング、研修、ネットワーキングサービスなどを実施し、活動の発展と社会的環境的変化への対応を支援する事業。2022年10月より18ヶ月間実施されている。

・「文化輸出」

文化企業の国際市場理解、海外での活動展開、顧客開拓をサポートする国際化支援プログラム。2022年9月に第1弾が米国で実施された。

(4)文化セクターにおけるエコロジー移行

フランス政府は、2050年までにカーボンニュートラルを達成する目標を設定している。文化セクターにおいてもエコロジー移行は「絶対的な優先事項」であり、データ収集と炭素評価、脱炭素化の取り組みへの支援が行われる他、グリーン投資が予算化され、エコロジー移行課題に関する研修が実施される。

文化省は、2022年9月に以下の5つの柱からなる行動計画を発表した。

1. 環境に配慮した従来と異なる制作様式
2. 節度あるデジタル化
3. [環境に配慮した]明日の建築と景観
4. 文化遺産を気候リスクから保護し、アーカイブとミュージアムコレクションの「グリーン保全」を促進する
5. アクセシビリティを妨げずに、観客・聴衆の移動(モビリティ)を再考する

1.は、環境配慮の観点から、舞台芸術制作プロセスにおける(移動やミーティングの増加要因となる)タスク細分化と作品あたりの上演回数の減少傾向を解決すべき課題と捉え、制作と普及(上演)のバランスを見直す方針である。助成制度の見直しなどを通して、公共劇場ネットワーク内の劇場間共同制作や、公共劇場と民間劇場との協力を推進拡大し、新しい制作普及の生態系(エコシステム)を実現する。

[45] https://www.culture.gouv.fr/Presse/Communiques-de-presse/France-2030-Annonce-des-25-laureats-de-l-appel-a-manifestation-d-interet-Poles-territoriaux-d-industries-culturelles-et-creatives

2. は、デジタル化によってもたらされる環境負荷を課題視し、節度あるデジタル社会を目指すべきであるという政府全体の方針に基づく。文化セクターにおけるストリーミング動画のデータ通信量の最適化などを課題とする。

5. では、観客・聴衆の移動によるCO2排出への問題意識の啓発と、車や航空機の代替手段となるモビリティ提案を求める。

文化省が2023年秋に公開した「方針とインスピレーションガイド」は、文化セクター全関係者がエコロジー移行のために共有すべき方針と戦略を示し、グッド・プラクティス事例を紹介している[46]。

(5) 芸術作品創造の公費発注―公共空間における芸術文化の課題

2020年のコロナ禍では、大規模な公費発注によって芸術家・創作者を支援することを大統領自らがテレビ演説で国民に直接宣言した。ニューディールに準える論調もあるなかで、これはまもなく「フランス復興」の予算スキームで事業化された[47]。2021年6月に開始されたクリエーター公募事業「新しい世界」«Mondes nouveaux»（複数形）には2年間で3,000万€（約47億円）が拠出され、作者独自のさまざまな新しい世界観を投影する264のサイトスペシフィックなアート作品が全国各地に実現する[48]。若い芸術家へのキャリア形成の機会提供も事業目的のひとつで、選考されたアーティストの60%は40歳未満の若手である。

2022年大統領選挙戦でのマクロン候補の文化に関する第一の公約は、芸術作品公費発注による若手創作者支援だったが、「新しい世界」は2023年以後も＜第２幕＞としての継続が決定し、同年の文化省予算に組み込まれた。また2024年予算案発表時には、2025年までの3年間で合計3,000万€が投入されることがあらためて確認されている[49]。

復興予算により開始された事業が平時の省予算で継続されることをめぐっては、議会やメディアで議論があった。ここには、芸術創造支援を創作者支援のみでは完結させないフランス文化政策の理念的特徴がよく現れている。

まず、上院の2023年文化省予算案審議提出報告書（2022年11月17日）は、「新しい世界」＜第２幕＞について、万人に開かれた公共の場に作品が設置されることが肝要であると指摘し、農村部、都市周辺部、荒廃する都市中心部などのエリアにおける制作を優

46 https://www.culture.gouv.fr/fr/Thematiques/Transition-ecologique/Guide-d-orientation-et-d-inspiration-pour-la-transition-ecologique-de-la-culture

47 <La commande publique en culture : « new deal » ou vieille ficelle ?> *Le Monde*, le 7 mai 2020. https://www.lemonde.fr/culture/article/2020/05/07/la-commande-publique-en-culture-new-deal-ou-vieille-ficelle_6039009_3246.html

48 2021年度報告書P.Xを参照。

49 「アーティストと新しい世界をつくるフランス版「ニューディール」政策。その反応は？」『美術手帖』2023.11.16. https://bijutsutecho.com/magazine/insight/28027

50 https://www.senat.fr/rap/l22-115-38/l22-115-385.html

先するガイドライン作成を求めた[50]。また従来からの芸術作品公費発注制度である「芸術の1%」が徹底されていない近年の状況を指摘し、その補完施策となってはならないと警鐘を鳴らして、国や自治体の義務遵守への注意を喚起している[51]。

ル・モンド紙の記事では、公費投入に際しては「文化メディアシオン（仲介）を行い、地域住民との関わりや地域への定着を確認しなければならない」という地方議員の主張が紹介されている[52]。芸術作品公費発注は、その成果への多くの人のアクセスが達成されはじめて公共政策としての意味をもつという考え方は、このようにフランスの政治言説においてしばしば表出される。

芸術作品発注とそれにより実現される公共空間における芸術文化の意義を説明する文化省ウェブサイトは、リマ・アブドゥル・マラク文化大臣の見解として「民主主義」「市民性」「社会的混合」の３つの鍵概念を示している[53]。公共空間にいかに芸術文化を位置づけるかは、[公共の事項に能動的に関与する]市民性の涵養や、社会を構成する多様な主体間の交流を実現するという民主主義の課題と不可分であり、だからこそ文化への新しいアクセス方法を支えねばならない、という基本指針の確認である。 共和国理念に基づく文化政策の原則が貫かれていることに注目したい。

おわりに

フランスの文化政策は、コロナ禍を超えて長中期的な課題を設定した。2023年に「レジリエンスと行動」を掲げた文化省予算案は、2024年は「変化と変動」に向かうとして、エコロジー移行の加速、地域活性化などとともに、若者の文化へのアクセス保障、芸術文化教育の拡充、創造支援、デジタル化の推進などを示した。これらの施策は、全政府的な目標である「機会均等の保障と卓越性の育成」に組み込まれている。

2021年１月付の文化省改組では、芸術創造総局内に芸術創造を担う職業をサポートする政策立案の専門組織が新設され、メディア・文化産業総局内にはデジタルプラッ

[51] 「芸術の1%」は、全ての公的建築物の建設や更新にあたり建築物のために構想された現代美術作品の制作を義務付ける制度。1951年5月18日付複数省法令で、学校・大学の建設に際して装飾プログラムを準備する義務が定められたことが始まりである。1970年代以後は他の公共建築に拡大して適用されるようになり、1983年の地方分権化では国から自治体に移管された建築物に関する1%義務が自治体に同時に移管された。上院における上述の予算案審査では「芸術の1%」実施数は、2013年の73件から2021年には21件に減少したと報告されている。

[52] < L'opération « Mondes nouveaux », programme de commandes artistiques, amorce sa deuxième phase > Le Monde du 13 avril 2023　https://www.lemonde.fr/culture/article/2023/04/13/l-operation-mondes-nouveaux-programme-de-commandes-artistiques-amorce-sa-deuxieme-phase_6169309_3246.html

[53] https://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Arts-plastiques/Commande-artistique

トフォームの規制方針を策定する部署が設けられた。いずれもコロナ禍で浮き彫りになった課題に対峙するための変化である。

同時に創設された「伝達・地域・文化的民主主義総合代表部」は、文化権の尊重と、すべての人の文化的生活への参加とアクセス保障を推進する責務を担う。またさまざまな分野横断的施策の調整役として、国民教育省とともに芸術文化教育の拡充を進め、省間連携や地方自治体と協力して地域振興を進める部署でもある。人びとの文化の享受と実践を促進し多様な背景を持つ各個人の文化権保障を進める「文化的民主主義」は、1970年代以後、フランス文化政策の理念として生き続けてきた。この基本的な問題意識が、コロナ禍の影響の中で、そしてポストコロナの社会再構築を進める上で、国の文化政策の原則として再確認されたことは特筆しておくべきであろう。

参考文献

Ministère de la Culture – DEPS,*Chiffres clés : Statistiques de la culture et de la communication 2017-2022*.
Ministère de la Culture, *Projet de loi de finance 2024 Budget 2024 du ministère de la Culture*, Dossier de presse 27 septembre 2023.
Collin Pascal, *L'Urgence de l'art à l'école Un plan artistique pour l'éducation nationale*, éditions Théâtrales, 2013.
Dardy-Cretin Michèle, *Histoire administrative du ministère de la Culture et de la communication 1959-2012*, La Documentation française, 2012
de Waresquiel Emmanuel (sous la direction de), *Dictionnaire des politiques culturelles en France depuis 1959 : une exception française*, Larousse : CNRS Editions, 2001.
Dubois Vincent, *La Politique culturelle Genèse d'une catégorie d'intervention publique*, Belin, 1999
Girard Augustin, Gentil Geneviève, *Développement culturel : expériences et politiques*, UNESCO, 1982.
Latarjet Bernard, *L'aménagement culturel du territoire*, La Documentation française, 1992.
Moulinier Pierre, *Les Politiques publiques de la culture en France*, Presses universitaires de France, 2019（Septième édition mise à jour）
Poirrier Philippe (sous la direction de), *Politique et pratique de la culture 2e édition*, La Documentation française, 2017.
Rigaud Jacques avec le concours de Hearn Steven, *Ingénierie culturelle*, PUF, 2016.
Saez Guy (sous la direction de), *Institutions et vie culturelles*, La Documentation française, 2007.
初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集第３版』三省堂、2014年。
大山礼子『フランスの政治制度』東信堂、2013年。
高山直也「フランス 予算法の新方式」『外国の立法』国立国会図書館、2008年。
奈良詩織「【フランス】2022年大統領選挙の結果と第２次マクロン政権の成立」『外国の立法No.292-1』2022年7月、国立国会図書館調査及び立法考査局、8-11頁。
奥山裕之「『フランス 2030』 ―長期産業計画の概要と展望―」『レファレンス869』国立国会図書館調査及び立法考査局、2023年5月20日、1-20頁。
ブリュノ・ナッシム・アブドラ/フランソワ・メレス著、波多野宏之訳『文化メディアシオン－作品と公衆を仲介するもの』文庫クセジュ、白水社、2023年。
長嶋由紀子『フランス都市文化政策の展開 市民と地域の文化による発展』美学出版、2018年。
---------- 「第13章　文化的発展」小林真理[編]『文化政策の現在 第１巻 文化政策の思想』東京大学出版会, 2018年2月, 197-210頁。
---------- 「フランス都市文化政策論－制度史からみる政策理念の変遷　(1971-1994)－」『演劇博物館グローバルCOE紀要 演劇映像学2008 第1集』2009年3月, 241-260頁。
---------- 「国内の文化多様性に向き合うフランス文化政策の議論と実践：「差異への権利」を中心に」『文化政策研究 Vol.11』p.23-40、2018年

参考ウェブサイト

文化省　https://www.culture.gouv.fr/
首相府（フランス政府報道局）https://www.gouvernement.fr/
レジフランス（フランス政府法令データベース）https://www.legifrance.gouv.fr
経済・財務・復興省　https://www.economie.gouv.fr
国民教育省　https://www.education.gouv.fr
公共変革・公務員省　https://www.modernisation.gouv.fr

Vie-publique　http://www.vie-publique.fr/
国民議会（下院）https://www.assemblee-nationale.fr
上院　https://www.senat.fr
国立サーカス大道芸演劇センター（Centre national des arts du cirque, de la rue et du théâtre）
https://www.artcena.fr
在日フランス大使館　https://jp.ambafrance.org
文化パス（Pass Culture）https://pass.culture.fr
ル・モンド紙（新聞）https://www.lemonde.fr
（以上、フランス）

外務省　https://www.mofa.go.jp
日本貿易振興機構（ジェトロ）https://www.jetro.go.jp
国立国会図書館　https://www.ndl.go.jp
美術手帖　https://bijutsutecho.com
（以上、日本）

政権交代で揺れ動く韓国の文化政策「協働」と「自律」への挑戦

閔　鎭京

1．政権別にみる文化政策の変遷

大韓民国の統治構造は、大統領制を基本とし、行政府は大統領を頂点に一元的に構成されている。このため、大統領（５年任期、現在は再任不可）が変わる度に文化政策は大きく変化し、その政権ごとに特徴が表れている。

1948年に大韓民国（以下、韓国という）の政府が樹立し、同年7月20日に初代大統領として李承晩（イ・スンマン）が就任して以来、現在は2022年５月からの第20代尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領に至っている。

さて、李承晩政権に次いで、1960年8月13日に第2代大統領尹潽善（ユン・ボソン）が就任したが、1961年5月16日に「軍事革命」と称される軍部クーデターが起き、朴正熙（パク・チョンヒ）軍事政権が樹立された。この間、1950年に国立国楽院と国立劇場が開館したものの、政治的な混乱と経済的な疲弊、社会的な不安が持続的に繰り返され、文化芸術に対する政策的関心自体が極めて低く、政府の主要施策として扱われていない。従って、文化芸術の「無為放任時期」（文化公報部1979：221-222）とも言われている。

本稿では、文化芸術に対し初めて国の政策として取り組んだ時期は文化芸術振興法（1972年）が制定された朴正熙政権からと見なし、以降の各政権の国政指標、文化政策の基調、主要政策変動を以下の表にまとめた。なお、本文での文化政策変遷の記述は軍事政権終了後の金泳三（キム·ヨンサム）政権から始めることとする。

金泳三政権は国民生活の質を高めるためには文化的豊かさが重要だという「文化福祉」概念を発表した。国民が主体的に生産し享有する環境を作ることが主要な政策目標であった。発足5ヶ月目に「新しい文化·体育·青少年振興5ヶ年計画」を策定し、文化部と体育青少年部を統合して文化体育部が発足した。特に大衆文化を付加価値創出産業と位置付け、文化芸術に関わる様々な規制を緩和し、1994年に文化産業局を新設した。文化を産業の観点から見る動きは、1995年の文化芸術振興法改正案に映画と文化産業が初めて国家振興の対象に明記され、振興政策を立てる根拠を確保した。すなわち、韓国文化コンテンツ振興政策が始まったのである。

金大中（キム・デジュン）政権から更に文化の産業的な価値に注目し、国主導の政策が著しく展開されている。国家競争力を高める主要手段として戦略的に文化産業を育

成し、本格的な取り組みが行われているのが特徴である。文化体育部を文化観光部に変更し、文化コンテンツ振興課を新設した。また、1999年　文化産業基本法を制定し、2001年　韓国文化コンテンツ振興院(現在は韓国コンテンツ振興院：KOCCA（Korea Creative Content Agency))を設立した。特に文化全体の予算が2000年には前年対比45%も増額し、韓国史上初めて政府予算対比の文化予算が1%を達成した。

盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権では、文化政策の理念を「自律、参与、分権」と掲げた。2005年8月に韓国文化芸術振興院(the Korea Culture and Arts Foundation)を韓国文化芸術委員会(Arts Council Korea)に改編し民間の専門家が文化芸術支援事業やその対象等を決めるように、自律性を促す機関に転換した。また韓国の伝統文化をブランディングして、その世界化に向けて取り組みに力を入れるとともに、社会的弱者に対する支援等が新しく文化政策の領域で強調された。加えて地域の均衡ある発展を軸に、地域ごとに特色を付けて地域振興を図る地域拠点文化都市造成事業を行った。

李明博(イ・ミョンバク)政権では、「大韓民国の先進化」を国家目標とし、これに関連して文化ビジョンを「品格のある文化国家、大韓民国」と設定している。国務総理を委員長とする「コンテンツ産業振興委員会」を構成し、コンテンツ産業を新しい国家成長動力として育成することに力点を置く一方で、芸術家福祉法(2011年)の制定など、法・制度を整備し、持続可能な芸術家の創造活動の環境を改善することに努めた。

朴槿恵(パク・クネ)政権では、国政基調の一つに「文化隆盛」を掲げ大統領直属の「文化隆盛委員会」を設け、全国各地で気軽に文化芸術に触れられるように、毎月日を決め多彩なイベントを開催、文化施設の鑑賞料金を割引する等の「文化のある日」を行った。また文化基本法(2013年)、地域文化振興法(2014年)、文化多様性の保護と増進に関する法律(2014年)、国民余暇活性化基本法(2015年)等、文化政策関連の法律を次々と制定し、文化政策の基盤整備を推進した。

文在寅(ムン・ジェイン)政権は、前政権の文化芸術界ブラックリスト事件と性暴力問題(MeToo)以降、文化芸術政策の本質的かつ全面的な改革が必要な時期に発足した。このような使命感に鑑み、2018年5月に「2030文化ビジョン-人のいる文化」を発表し, “3大価値”として「自律性・多様性・創造性」を掲げている。特に国政課題(68番)に、創作環境改善と福祉強化で芸術家の創作権保障を提示し、「芸術家の地位及び権利保障に関する法律」(2021年)を制定、芸術家生活安定資金融資を新設(2019年6月)、芸術家雇用保険を導入(2020年12月)する等、芸術家を対象とした政策に対して積極的に取り組んだ。

国政指標、文化政策の基調、主要政策変動

政権	朴正熙(パク・チョンヒ) 1963年12月17日～1979年10月26日	全斗煥(チョン・ドゥファン)1980年9月1日～ 1988年2月24日	盧泰愚(ノ・テウ) 1988年2月25日～ 1993年2月24日	金泳三(キム・ヨンサム) 1993年2月25日～ 1998年2月24日
政権理念	近代化	国家・社会の安定 社会開発	民衆改革 国民和合	国家競争力強化
国政基調	経済成長 反共産主義 民族的民主主義	民主主義の定着化の建設 真正な福祉社会建設 正義なる社会具現 教育革新と文化暢達	民族自尊 民主和合 均衡発展 統一繁栄	新韓国創造 クリーン政府と丈夫な経済 元気社会 統一された祖国 世界化
文化政策基調	文化統制政策 伝統文化継承 民族文化中興	文化検閲と文化統制政策 公報政策維持 伝統文化継承 民族文化中興	福祉文化 和合文化 民族文化 開放文化 統一文化	民族精気を確立 地域文化と文化福祉 文化創造力と文化環境 文化産業開発と企業文化 南北文化交流と世界化
主要計画	1次文化芸術中興5ヵ年計画(1974～78) 伝統文化の継承発展と民族文化の暢達	・新しい文化政策(1981) ・文化発展の長期政策構想(1986～2000)	・文化発展10ヵ年計画 目標:全ての国民に文化を -文化創造力の向上 -文化媒介機能の拡充 -国民文化享受の拡大 -国際文化交流の増進 ・新韓国文化暢達5ヵ年計画	文化福祉基本構想(1996) -基本的な文化空間の拡充 -中核文化施設の建設 -文化的都市環境造成 -全国民の文化享受の機会を拡大 -共に楽しめる文化福祉 -健康で快適な余暇生活
重要政策変化	基礎文化の立法:公演、文化財保護、仏教財産管理法等(1961～62)、映画・レコード法(1956～67)、文化芸術振興法制定(1972)、文化芸術振興院新設(1973)等 ・文芸中興宣言(1973)	・憲法改正で文化芸術を地方自治団体の事務範囲として規定(1980) ・第5次経済社会発展「文化部門計画」作成(1983) -文化施設の拡充と地方文化の育成 -伝統文化遺産の開発と創作環境の改善 -民族文化の国際的宣伝	・「公報」から「文化」を切り離し、文化部設立(1990) ・生活文化局を新設	・文化産業局を創設(1994) ・日本文化を開放し始める ・政策の基本方針は、規制→自立、中央→地域、創造階層→享受階層、分断→統一、世界へである。

政権	金大中(キム・デジュン) 1998年2月25日～ 2003年2月24日	盧武鉉(ノ・ムヒョン) 2003年2月25日～ 2008年2月24日	李明博(イ・ミョンバク) 2008年2月25日～ 2013年2月24日	朴槿恵(パク・クネ) 2013年2月25日～ 2017年3月10日
政権理念	南北交流強化	国家均衡発展	<国家目標>大韓民国の先進化	国民幸福追求

国政基調	国民的和合政治 民族的経済発展 自律的市民社会 包括的安保体系 創意的な文化国家	国民と共にする民主主義 共に生きる均衡発展社会 平和と繁栄の東北アジア時代	仕える政府 活気あふれる市場経済 能動的福祉 人材大国 成熟した世界国家	経済復興 国民幸福 文化隆盛 平和統一基盤構築
文化政策基調	文化基盤の拡充 文化芸術の振興 文化産業の育成 民族文化の暢達 世界化	創意韓国 国家発展を牽引する文化 文化を通して地域均衡発展 みんなが一緒に参加する文化	コンテンツ産業強国 大衆文化芸術の振興 文化産業の育成 環境に親しい文化政策	＜文化隆盛＞の推進戦略 ・国民文化体感の拡大 ・人文・伝統の再発見 ・文化基盤サービス産業の育成 ・文化価値の拡散
文化政策基調	文化基盤の拡充 文化芸術の振興 文化産業の育成 民族文化の暢達 世界化	創意韓国 国家発展を牽引する文化 文化を通して地域均衡発展 みんなが一緒に参加する文化	コンテンツ産業強国 大衆文化芸術の振興 文化産業の育成 環境に親しい文化政策	＜文化隆盛＞の推進戦略 ・国民文化体感の拡大 ・人文・伝統の再発見 ・文化基盤サービス産業の育成 ・文化価値の拡散
主要計画	新しい文化観光政策（1998） 「文化産業発展5ヵ年計画」（1999） 「文化産業ビジョン21」（2000） 「コンテンツコリアビジョン21」（2001）	参与政府の文化産業政策ビジョン-世界5大文化産業強国実現（2003） 未来文化中長期発展計画C-KOREA2010（2005） 21世紀の文化ビジョン「創意韓国」（2006） 新しい韓国の芸術政策（2006）	文化ビジョン（2008～2012） ビジョン：品格のある文化国家大韓民国 -需要者中心、選択と集中、実用と効率、共に成長する文化と産業、文化を通じてのコミュニケーション、グリーン成長	
重要政策変化	・1998年10月日本文化を全面開放 ・1999年1月：責任運営機関の設置・運営に関する法律の制定、2000年責任運営機関の導入（国立中央劇場） ・文化財庁昇格（1999） ・国立オペラ団、国立バレエ団、国立合唱団が国立中央劇場の所属団体から財団法人に転換（2000） ・政府予算対比文化予算が1％を達成（2000）	・「疎外層」対象の文化福祉（障害者、高齢者、低所得層、失業者、受刑者など）を拡大 ・韓国文化芸術振興院を，韓国文化委員会（Arts Council Korea）に改編（2005） ・地域拠点文化都市造成事業：光州、慶州、全州、扶余、公州 ・光州の「アジア文化中心都市造成事業」が開始、「アジア文化中心都市造成に関する特別法」（2006） ・韓服，ハングル，韓屋，韓食，韓紙，韓国音楽をブランド化する「韓ブランド」育成支援戦略（2006）	・文化が流れる4大川を生かす事業：地域活性化の拠点化を図り、地域観光・開発中心の事業 ・芸術家福祉法制定（2011）、芸術家福祉財団設立（2012） ・国務総理を委員長とする「コンテンツ産業振興委員会」を構成 ・文化産業は新成長動力として扱われ、コンテンツの流通の活性化、投資活性化事業等が強化	＜政策の中心軸＞ -文化で創造経済を導く -民族の精神文化の価値回復 -生涯周期別のオーダー型の文化芸術教育 -芸術家の創作安全網を確立 -文化を通してコリアプレミアム創出 ・文化基本法制定（2013） ・地域文化基本法制定（2014） ・国民余暇活性化基本法（2015） ・文化多様性の保護と増進に関する法律（2015） ・「文化のある日」を全国的に実施

政権	文在寅(ムン・ジェイン) 2017年5月10日～2022年5月9日	尹錫悦（ユン・ソンニョル） 2022年5月10日～
政権理念	国民の国、正義の大韓民国	再び跳躍する大韓民国、共に豊かな国民国家

国政基調	国民が主人の政府 共に良く暮らす経済 国民の生活に責任を負う国家 均等に発展する地域 平和と繁栄の朝鮮半島	常識を取り戻した正しい国 民間が引っ張り、政府が後押しするダイナミックな経済 温かく寄り添い、誰もが幸福な社会 自律と創意で作る揺るぎない未来 自由、平和、繁栄に寄与するグローバルな中枢国家 韓国のどこでも暮らしやすい地方時代
文化政策基調	自由と創意に満ちた文化国家 地域と日常で文化を享受する生活文化時代 創作環境改善と福祉強化で芸術家の創作権保障	日常が豊かになる普遍的な文化福祉を実現 公正で死角地帯がない芸術家支援体制を確立 K（韓流）コンテンツの魅力を全世界に普及
主要計画	文化政策「人がいる文化　文化ビジョン2030」 芸術政策「人がいる文化、芸術のある生活：新芸術政策(2018 ～ 2022)」 「国民余暇活性化のための基本計画」(2018 ～ 2022) 「文化芸術教育5か年総合計画」(2018 ～ 2022) 「公共デザイン振興総合計画」(2018 ～ 2022) 「国際文化交流振興総合計画」(2018 ～ 2022) 「障害芸術家文化芸術活動支援基本計画」(2022-2026) 「第2次地域文化振興基本計画」(2020 ～ 2024)	「第2次文化振興基本計画」(2023 ～ 2027) 「第2次文化芸術教育総合計画」(2023 ～ 2027) 「国民余暇活性化のための基本計画」(2023 ～ 2027)
重要政策変化	・「芸術家の地位及び権利保障に関する法律」(2021年)を制定 ・低所得層支援統合文化利用権支援金の増額など、所得別文化格差の緩和に寄与 ・(地域間の文化均衡発展)分野別文化都市指定を増加し、小規模の地域(邑面洞単位中心)まで新規指定を推進 ・芸術家雇用保険制度を導入	・美術振興法制定(2023) ・芸術政策「文化芸術3大革新戦略、10大重点課題」を策定(2023)

出典：パク・クァンム『韓国文化政策論』キムヨン社、2015年、pp62-63、チョ・クァンホ『地域文化政策事業の効率化のための研究』韓国文化観光研究院、2016年、 p 41、パク・ジョン『2021国政監査政策資料集　文在寅政権文化芸術政策の評価と課題』2022年をもとに、筆者作成。

2. 各機関の組織図及び2023年度の業務内容

2.1 文化体育観光部

文化体育観光部は文化·芸術·映像·広告·出版·刊行物·体育·観光に関する政策を推進し、国政に関する広報及び政府発表に関する事務を総括する。

文化体育観光部長官所属の下に、韓国芸術総合学校·国立国楽高等学校·国立国楽中学校·国立伝統芸術高等学校·国立伝統芸術中学校·国立中央博物館·国立国語院·国立中央図書館·海外文化広報院·国立国楽院·国立民俗博物館·大韓民国歴史博物館·韓国ハングル博物館及び国家障害者図書館を、また責任運営機関として国立中央劇場·国立現代美術館·韓国政策放送院及び国立アジア文化殿堂を置く。(文化体育観光部とその所属機関と職制第2条)

文化体育観光部の下部組織に、運営支援課·文化芸術政策室·宗務室·国民疎通室·コンテンツ政策局·著作権局·メディア政策局·体育局及び観光政策局が設けられている。

2.1.1組織図



2.1.2 文化芸術政策室の業務分掌（文化体育観光部とその所属機関と職制第11条)

1. 文化、余暇、人文精神文化、国語、伝統·民族文化政策に関する総合計画の樹立·調整及び施行
2. 人文精神文化、伝統·民族文化、韓国学資源の発掘·活用及び創意的継承に関する事項
3. 文化施設及び文化芸術·観光等と連携した人文精神文化の振興に関する事項
4. 精神文化関連の制度的基盤づくり
5. 韓国学、民族文化振興基盤の整備及び拡散支援
6. 文化、人文精神文化振興のための国内外の研究機関及び専門家の協力体系の構築
7. 国民の文化福祉促進及び疎外階層の文化享受等に関する事項
8. 国民の文化的創造性と多様性の向上
9. 文化多様性の保護と促進に関する基本計画の策定·施行
10. 朝鮮半島の南北文化交流及び協力の促進
 10の2.文化体育観光部所管の若者政策の総括·調整及び支援
11. 国語基本法に基づく国語審議会、国語責任官、国語文化院に関する事項
12. 国語及び言語に関する情報化、標準化政策
13. 国民の国語能力の向上、公共言語の品質向上、言語使用環境の改善
14. ハングルの価値普及及び韓国語普及·広報
15. 語文、精神文化、伝統·民族文化及び韓国学関連団体の育成·支援
16. 文化財庁に関する事項
17. 国際文化交流振興のための基盤づくりに関する事項
18. 国際文化交流振興総合計画の樹立·施行
19. 文化芸術等に係る国際交流及び協力に関する事項
20. 文化芸術に関する国際協約及び文化協定に関する事項
21. 国際文化芸術機構及び国家間の文化交流事業の協力
22. 国際文化芸術情報の収集及び管理
23. 主要韓国文化紹介イベント総合計画の策定·推進
24. 国内外の文化芸術家の国際文化交流関連支援計画の策定及び推進
25. 芸術政策に関する総合計画の策定·調整及び施行
26. 芸術分野の創作活動及び関連団体に対する支援·評価
27. 芸術家の福祉促進

28. 芸術家の権益保護及び芸術分野の不公正慣行の改善
29. 障害者文化芸術政策
30. 文化芸術施設の拡充及びプログラム評価
31. 文化芸術創作·企画·経営·舞台芸術など分野別専門人材養成
32. 芸術の産業化支援及び流通構造改善
33. 芸術分野の国際交流及び海外進出
34. 文学振興に関する事項
35. 公共デザインの振興に関する事項
36. 工芸文化産業の振興に関する事項
37. 文化芸術教育政策に関する総合計画の策定·調整及び施行
38. 文化芸術と関連した学校教育及び社会教育支援
39. 文化芸術に対する教育専門人材の養成
40. 国立国楽高等学校·国立国楽中学校·国立伝統芸術高等学校、国立伝統芸術中学校の運営支援及び管理
41. 地域文化政策に関する総合計画の策定·調整及び施行
42. 文化専門人材の養成
43. 地域文化資源の発掘·活用及びネットワーク構築·運営
44. 文化·創造都市の造成及び振興
45. 地方文化院の育成·支援
46. 生活文化に関する研究·普及及び関連団体の育成·支援
47. 国民の余暇生活の活性化に関する事項
48. 博物館、美術館、図書館、文化院など文化基盤施設政策に関する総合計画の策定·調整及び施行
49. 文化基盤施設関連法·制度改善及び調査研究
50. 文化基盤施設の現況調査及び統計分析、総覧資料発刊
51. 国立博物館·美術館設立協議及び公立·私立博物館の育成·支援
52. 公共図書館の設立·育成及び支援
53. 博物館·美術館·図書館関連の国際交流事業等の計画策定及び推進
54. 博物館·美術館·図書館関連団体の育成·支援及び専門人材の養成
55. 図書館情報政策の発展に関する総合計画の策定·調整
56. 図書館情報政策委員会の運営支援
57. アジア文化中心都市推進団に関する事項

2.1.3　2023年 業務計画

2023年の業務計画を述べる前に、歴代の業務計画で示されたビジョンを以下まとめる。

【年度別業務計画ビジョン:2000年～2023年】

政権	年度	ビジョン	価値
尹錫悦 (ユン・ソンニョル)	2023年	国民が共にする文化魅力国家 -Kカルチャーが率いる国家跳躍、国民幸福-	自由、革新、公正、連帯
	2022年	国民が共にする文化魅力国家	自由、公正、繁栄
文在寅 (ムン・ジェイン)	2021年	文化で取り戻す国民の日常、文化へと成長する大韓民国	回復、包容、跳躍
	2020年	文化で幸せな国民、新韓流に導く文化経済	豊かさ、先導、品格、活気
	2019年	人のいる文化、共に幸せな文化国家	平和、包容、公正、革新
	2018年	人のいる文化、自由と創意に満ちた文化国家	正義、享有、革新
	2017年	文化体育観光の生活化による国民幸福の実現	-
朴槿恵 (パク・クネ)	2016年	文化隆盛による創造経済·国民幸福の実現	-
	2015年	文化で幸せな暮らし	-
	2014年	「文化隆盛」文化のある暮らし、幸せな大韓民国	-
	2013年	文化のある暮らし、幸せな大韓民国	-
李明博 (イ・ミョンバク)	2012年	文化が創造するより大きな大韓民国 -文化で楽しみ、文化で和合し、文化に発展する大韓民国-	-
	2011年	共に楽しむ文化、幸せな大韓民国	-
	2010年	より大きな文化国家、品格ある大韓民国	-
	2009年	文化として躍動する大韓民国	-
	2008年	ソフトパワーの強い創造文化国家	-
盧武鉉 (ノ・ムヒョン)	2007年	文化で豊かで幸せな大韓民国	創造、疎通、分かち合い
	2006年	創意(:創造)韓国、文化で豊かで幸せな大韓民国	-
	2005年	創意(:創造)韓国	-
	2004年	※特定のビジョンフレーズがない	-
	2003年		-
金大中 (キム・デジュン)	2002年	※特定のビジョンフレーズがない	-
	2001年	文化は幸せで国力です	-
	2000年	文化の力で「生活の質」向上	-

【2023年主要業務推進計画】

ビジョン	国民が共にする文化魅力国家韓国文化(ケイカルチャー)が率いる国家跳躍、国民幸福			
価値	自由·革新　公正·連帯			
重点推進課題	(自由·革新)韓国文化(ケイカルチャー)が率いる国家繁栄	1. K-コンテンツ、輸出地形を変えるゲームチェンジャー	①コンテンツエンターテインメントのスタートアップコリアの具現	・スタートアップ・ベンチャーの斬新な企画案の事業化 ・コンテンツ人材3年間1万人養成
			②歴代最大規模の政策金融支援(7,900億ウォン)	・Kコンテンツファンドの4,100億ウォン ・コンテンツ制作完成保障2,200億ウォン ・利子支援1,600億ウォン
			③メタバース・AI・新技術・新産業支援	・コンテンツプロジェクト及び技術開発支援
			④コンテンツ業界の既得権の廃止	・放送政策スタッフ労働環境改善 ・不公正慣行断絶
		2. 2023年、観光大国になる元年	①Convergence観光とK-カルチャーを魅力的融合	・韓国訪問の年、K-カルチャーイベント100選 ・世界15都市 K-観光ロードショー ・メタバースで予め経験する韓国
			②Chaming attractions 興味あるストーリーがあるK ー観光	・青瓦台文化芸術歴史観光のクラスター・ユネスコ文化遺産を活用した地域観光
			③Convenience　便利で気楽な観光	・電子旅行許可制の改善 ・観光企業の育成ファンド3,000億ウォン支援 ・外国人雇用規制緩和等、規制を廃止
		3. K-カルチャーの次世代ランナー芸術	①世界の観客が楽しめる最高の芸術コンテンツ	・K-クラシック、伝統音楽、舞踊を世界を舞台へ ・K-ミュージカルの現場ロードショーの開催
			②韓国作家・流通業界の海外進出	・美術作家の海外集中プロ三モーション ・国際公演アートマーケットの開催
			③世界人が共に読む魅力的な韓国文学	・韓国文学流通ハブ
			④若者の声を文化芸術政策に反映	・2030試問団が作る文化芸術政策 ・芸術英才発掘・芸術大学生の現場の力量強化 ・若者芸術家の最初一歩支援
			⑤想像と実験、破格と革新の創造環境	・芸術家や芸術企業の成長を導く”アートコリアラボ” ・芸術-技術を融合して創作地平を拡大
重点推進課題	(公正·連帯)韓国文化(ケイカルチャー)で幸せになる国民	4. 文化の力で地域均衡発展	①地域でも公正な文化享受を拡大	・地域名所型の美術館、図書館の拡充 ・国立芸術機関や団体の地域公演や展示の拡大
			②大韓民国の文化都市	・地域代表の強、小都市の選定、差別化されたブランド育成　・地域住民の文化享受のインフラ整備
			③地域観光の創造力と魅力	・K-観光の休養ベルト、行きたいK-観光の島づくり ・一日、一か月もっと泊まる滞留型の観光育成
		5. 公正な文化アクセスビリティの保障	①障害者の障壁ない活動	・障害芸術家の創作物を優先的に購買 ・公演、展示を定期的に実施 ・標準劇場、展示場の整備
			②共に体育活動の支援	・全国共に生活体育大会 ・国内最初の障害者eスポーツ大会の開催
			③みんなが便利な観光環境	・開かれた観光地整備と連携 ・重症障害者の観光経験を提供

2.2　文化財庁

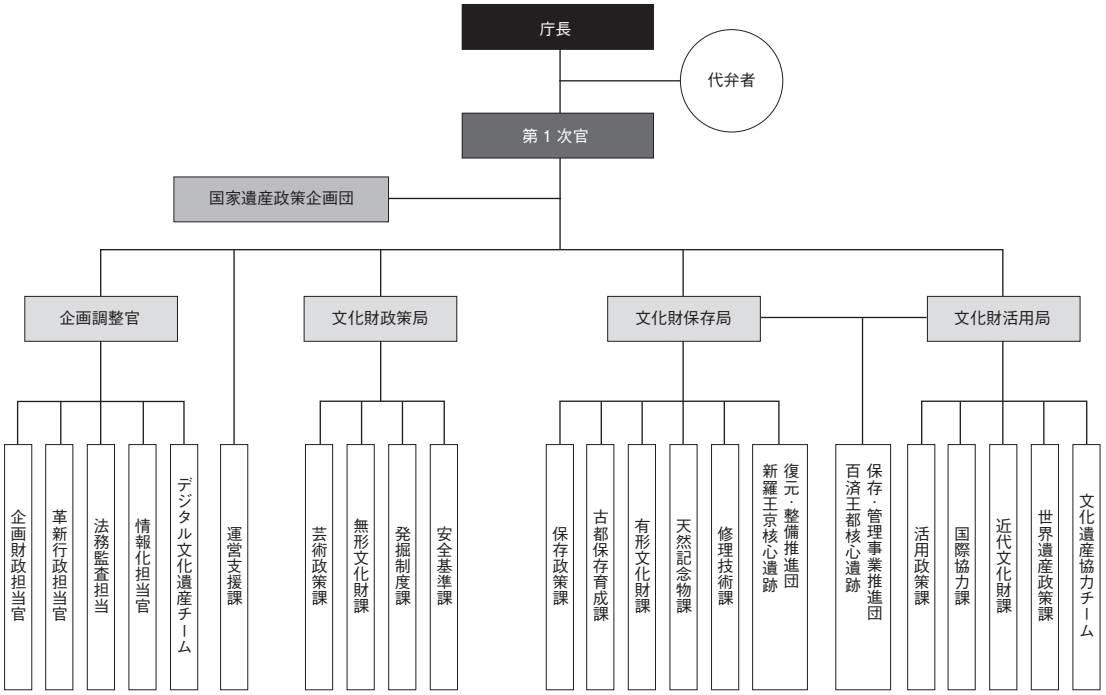
文化財庁は1999年に文化財を体系的に保存·管理し、民族文化を継承し、活用して国民の文化的向上を図ることを基本任務とする。主な内容は①文化財指定および登録、現状変更·発掘などの許可、②文化財保存と財政支援、③朝鮮宮·陵及び重要遺跡の管理、④韓国文化財のグローバル化及び南北文化財の交流、⑤文化財調査·研究及び専門人材養成である。

2.2.1　組織図

文化財庁は文化財の保存·管理·活用·調査·研究及び瀋陽に関する事務を管掌する。(文化財庁とその所属機関職制 第3条)

文化財庁　組織図

2023年12月現在



2.2.2　2023年業務内容

文化財庁は2023年にビジョン「国民と共にする文化遺産、皆が幸せな大韓民国」を掲げ、尹錫悦政権(以下伊政権という)の文化遺産分野の国政課題*に基づき、①文化遺産の保存·伝承強化による未来価値の創出、②文化遺産に対する活用価値の普及による国民生活の質の向上、③政策環境の変化に応じた保存·活用政策の実現、④文化遺産として国家ブランド価値を高める、という4大戦略目標を設定し、16推進課題を提示した。

＊ <国政課題62>伝統文化遺産を未来の文化資産として保存し、価値を高める

2.3　韓国文化芸術委員会（Arts Council Korea）

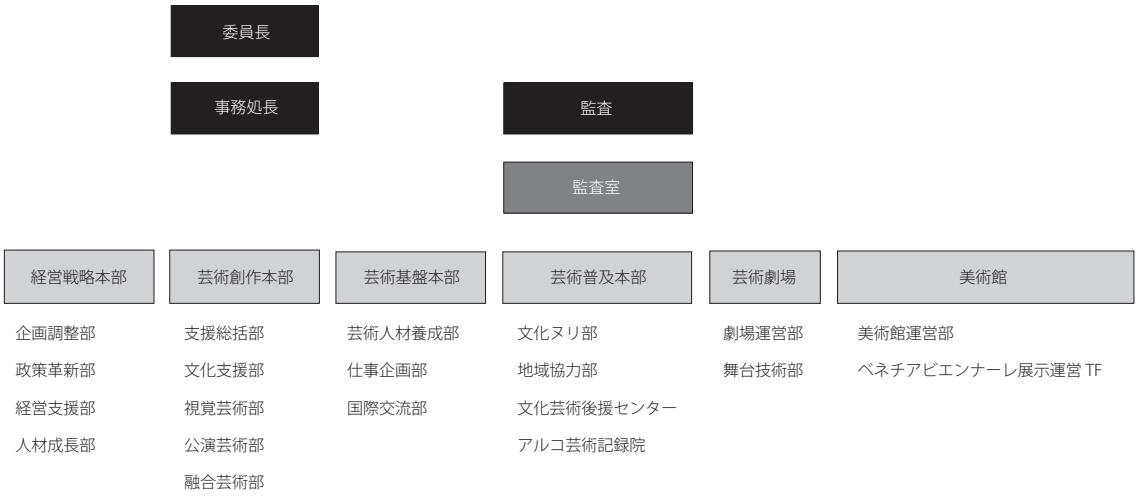
1973年10月11日「文化芸術振興法」第20条に基づいて韓国文化芸術振興院として設立された。2005年8月に韓国文化芸術委員会（Arts Council Korea：英文略称を取ってARKOと呼称）に名称変更し、独任制から合議制に転換された。文学、視覚芸術、公演芸術、伝統芸能等の基礎芸術分野の非営利的な実験領域を対象にその創作と媒介、享受が好循環できるようにするとともに、芸術分野の人材養成及びインフラ構築にも力を入れている。これらを通じて、芸術多様性と創造性を高め、究極的に国民は文化芸術による創造的な喜びから排除されないようにする事業を遂行する。（文化芸術白書、2022：50）

委員会構成は委員長1名、非常任委員11人の12人で構成され、2023年現在8期が審議を進めている。芸術ジャンル5名（美術、演劇、伝統芸能、舞踊、音楽）と文化一般6名（アートマネジメント、障害芸術、芸術政策、地域文化）が選出されており、委員会初の障害者芸術家が委員を務めている。

委員会は文化体育観光部傘下機関であり、事務局組織は、1処4本部1劇場１館１室19部２チームで運営している。

2.3.1組織図

2023年12月現在



2.3.2 予算

2021年度の総支出規模は5,396億万ｳｫﾝで、支出予算の内訳は、基金運営費21,565万ｳｫﾝ、事業費として芸術創作力量強化に約1,065億ｳｫﾝ、地域文化芸術振興1,882億ｳｫﾝ、芸術享受機会拡大2,029億ｳｫﾝ等である。

(単位：百万ｳｫﾝ)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
支出予算	268,602	360,170	335,857	390,857	540,207	348,067	468,533	543,910	539,633

出典：文化体育観光部『2021文化芸術政策白書』2022年、P.318

2.3.3 財源確保のための取り組み

1972年8月14日「文化芸術振興法」が制定され、1973年7月から公演･展示場と古跡･史跡地等の入場料に付加して文化芸術振興基金の募金が始まった。同年10月には文化芸術振興基金を運用･管理し、文化芸術振興のための事業と活動を支援するため、韓国文化芸術振興院が開設された。

だが、購買者の意図を問わず公演場･博物館･美術館･文化財など入場料に課された文芸振興基金募金方式は政府の「準租税整備」方針により2004年に廃止された。文化芸術振興基金の募金が中断されたことで、2004年5,772億ｳｫﾝあった基金は収入が急激に減ったが、一方で文化芸術振興基金の事業は急激に拡大していき、年間約2,000億ｳｫﾝの事業費の規模まで大きくなり、積立金は毎年約300億ｳｫﾝずつ減少することになった。これによって、既存の積立金の引き出しだけで充当することが不可欠となり、財源枯渇に対する危機感が高まってきた。

文化芸術委員会（ARKO）は2010年から安定的な財源の拡充を図るとともに中長期の財務健全性を高めるため、基金募金を担当する基金マーケティング部を新設し、寄付金誘致のために力を注いだ。その結果、2009年4月1日競輪･競艇法の改正に続き、2010年9月16日施行令改正によって242億ｳｫﾝの新規財源を獲得する成果が得られた。2012年からは、芸術院、韓国芸術文化団体総連合会、韓国民族芸術団体総連合会、メセナー協議会と一緒に芸術の価値普及のためにキャンペーン「芸術木の運動」を大々的に展開した。2013年には「文化の日」と連携し、「文化芸術寄付週間」を設け、文化芸術への寄付を促す募金キャンペーンを繰り広げた。2014年には財政･租税･法律等の専門家ワークショップと国会政策大討論会を開催し、公共財源として文化芸術振興基金の役割と重要性が認識されるきっかけになった。2016年からは体育基金、観光基金からそれぞれ500億ｳｫﾝの新規財源が転入された。2017年には新しい政権の国政課題に文化芸術基金の財源拡充が組み込まれ、2018年一般会計から文化芸術基金に500億ｳｫﾝの転入が行われた。2019年には財源拡充小委員会を発足し、安定的かつ長期的な財源案を考え、第20大国会で文化芸術基金財団拡充のための宝くじ及び宝くじ基金法の改正案を発議したが、

20大国会の任期満了によって廃棄された。2020年には国民体育基金の出捐·融合基金の調整·クレジットカードポイント寄付·デジタル税収入活動等、文化芸術振興基金財源の多角化のために研究を進めてきており、現在でも財源獲得の努力が続いている。

【年度別転入額】

(単位:百万ウォン)

区分	2018	2019	2020	2021	2022
一般会計	50,000	50,000	21,000	20,370	30,000
宝くじ基金	82,103	105,561	122,324	165,154	173,868
国民体育振興基金	50,000	100,000	100,000	97,000	97,000
観光振興開発基金	50,000	50,000	50,000	-	-
合計	**232,103**	**305,561**	**293,324**	**281,524**	**300,868**

出典:韓国文化芸術委員会『2022年度年次報告書』2023年、P.100

2.3.4　韓国文化芸術委員会(ARKO)「ビジョン2030」

2019年に「創造の喜びを共に創る芸術現場のパートナー」を掲げ、新しい出発を誓う中長期戦略「ARKOビジョン2030」を発表した。これは文化体育観光部が2018年に発表した文化ビジョン2030「人のいる文化」と新しい芸術政策「芸術のある人生」の後続実行戦略であり、政策目標の実践と技術革新に変化する社会環境に対応する芸術支援機関として役割を再構築したものだと考えられる。

当委員会は新しいビジョン達成のために「挑戦と変化」、「共感と協力」、「公共責務性」を中核価値に、「芸術の創造性と多様性尊重」、「文化芸術価値の社会的普及」、「自律と協力基盤の機関運営」を3大戦略目標に策定した。 また、これを具体化するため6大戦略課題、15の細部課題を提示している。

「持続可能な芸術家の創作基盤を強化」するために、①1年短期プロジェクト中心の支援事業を多年間支援事業支援に改編し、「創作活動の全プロセスを支援」、②他分野連携支援、融合·複合の技術マッチング、共有創作プラットフォーム新設など「新しい創作環境を反映した支援仕組み」、③予備·若手芸術家、中堅·高齢芸術家の芸術活動や経歴に対応する「芸術家オーダーメード型支援事業を推進」、④芸術団体の自主力強化のための「芸術団体の中長期集中支援事業を大幅に拡大」を推進する内容が盛り込まれている。

このために創作事業予算を拡大し、現在の創作-享受事業の予算構造の不均衡を解消する計画になっている。2020年現在、667億ウォンの創作支援予算を2030年まで2004億ウォンに3倍拡大を目指し、創作と享受予算のバランスを取る予定である。

ミッション	文化芸術を支援することで すべての人が**創造の喜びを共有し、価値ある暮らし**を享受		
ビジョン	創造の喜びを共に創る芸術現場のパートナー		
中核価値	挑戦と変化	大胆な試みと創意的方式で能動的変化を追求する	
	共感と協力	芸術現場と国民の声に耳を傾け、相互の尊重を基盤に協力する	
	公共責務性	公共の利益と社会的価値の実現のために、公共機関として責務を果たす	
3大戦略目標	持続可能な創作環境造成	芸術創作の自律性を確保	芸術創作インフラ―構築
	文化芸術の価値共有	文化芸術の享受機会の拡大	文化芸術価値認識向上
	機関運営体系革新	社会的責務移行	組織・資源管理の高度化
戦略課題と細部課題	1.芸術創作の自律性を確報	①現場中心の支援体系を構築	②文化芸術のセーフティネットを拡大
	2.芸術創作インフラ構築	③文化芸術の人材育成	④ARKO創作プラットフォームの役割を強化
	3.文化芸術享受機会拡大	⑤享受支援の多角化	⑥文化芸術享受の格差解消
	4.文化芸術価値認識の向上	⑦芸術の価値普及体系の構築	⑧韓国芸術のグローバル競争力の強化
	5.社会的責務移行	⑨ＥＳＧ経営先導と政策機能の強化	⑩文化芸術の協力ネットワーク強化
	6.組織・資源管理の高度化	⑪基金財政の健全性確保	⑫組織の力量を強化

2.3.5　2022年度の事業成果

次は「2023年主要業務推進計画」に記載されている内容から一部のみ取り上げる。

(1)芸術の地平を拡大

持続可能な芸術創作基盤を構築することができた。

①(芸術創作支援規模拡大)過去10年間支援規模が同じだった創作支援事業費増額で事業別支援規模及び単価を引き上げた。

区分	2021年	2022年	増額
文学創作育成	29.9億ｳｫﾝ	45.3億ｳｫﾝ	15.4億ｳｫﾝ(↑51.5%増)
視覚芸術創作育成	31.9億ｳｫﾝ	47.7億ｳｫﾝ	15.6億ｳｫﾝ(↑50.1%増)
大韓民国公演芸術祭	69.9億ｳｫﾝ	85.5億ｳｫﾝ	16億ｳｫﾝ(↑22.9%増)
公演芸術中長期創作支援	54.9億ｳｫﾝ	73.2億ｳｫﾝ	18億ｳｫﾝ(↑33.4%増)

②視覚芸術支援事業の支援規模及び平均支援単価を39.3%引き上げた。

区分	2021年		**2022年**		**増加率(%)**	
	予算	支援単価	**予算**	**支援単価**	**予算**	**単価**
事前研究	4千万ｳｫﾝ	最大7百万ｳｫﾝ	**1億ｳｫﾝ**	**最大1千万ｳｫﾝ**	150.0	42.9
優秀展示	4億ｳｫﾝ	最大8千万ｳｫﾝ	**8億ｳｫﾝ**	**最大1億ｳｫﾝ**	200.0	25.0
批評	7千万ｳｫﾝ	最大1千万ｳｫﾝ	**1億ｳｫﾝ**	**最大1.5千万ｳｫﾝ**	42.9	50.0

③海外フェスティバル及びマーケットに進出する芸術家と団体の支援を増額した。

区分	2021年	2022年
国際交流支援	最大6千万ｳｫﾝ	**最大8千万ｳｫﾝ**
国際芸術普及支援(プロモーションキット制作)	最大3千万ｳｫﾝ	**最大5千万ｳｫﾝ**

(2)芸術の未来動力を確保

支援領域を拡大し、多角化することで、芸術界の変化を先導した。

①新しい芸術生態系を導くための技術融合事業を拡大した。

-**(芸術と技術の融合)**創作交流促進のための段階別支援体制を構築

・芸術と技術の融合支援(2021年)47.5億ｳｫﾝ→(2022年)57.5億ｳｫﾝ

・段階別支援(4タイプ):アイデア企画・実現支援→技術融合の創作支援→優秀作品を後続支援/(その他)自由企画型の活動支援(例:研究・ワークショップなど)

-**(メタバース芸術活動)**メタバースの特性及び技術を活用し、拡張された仮想世界で多様な芸術表現方式の実験及び発表支援

・メタバース芸術活動(2022年新規事業)17億ｳｫﾝ、20件支援

②「バウチャー」*方式を試験的に導入するほか、モーションキャプチャー、３Dスキャン等、技術を持っている企業と芸術団体をつなぐ等、団体-企業間のマッチング支援を行い、支援の多角化を促進した。

＊芸術家や団体の事業目的に適するデーターサービスを提供する企業を選定し、支援する。芸術家・団体にはそのデータが利用できる「バウチャー」を支援するもの。芸術データマッチング支援:6企業選定、18件の芸術プロジェクト

【2023年重点推進課題】

1. 芸術の地平拡大
(1)持続可能な芸術家の創作場を強固にする。
1　自律的で安定した創作生態系を整備
・(複数年の支援)芸術団体の成長のための「プロセス」を中心とした支援に転換 -1年以内に結果物を完成するための単年度プロジェクトではない、団体運営、制作、流通等の創作過程の全般を統合的に支援する複数年の支援制度を拡大
・(流通・拡散)認知度向上と収益創出のための基盤作り - ARKO文学創作基金選定作品のオンライン発表プラットフォームを拡大、ウェブブック形態の作品集発行支援と韓国文学翻訳院と協力し海外流通・普及を活性化 -視覚芸術作家に対する広報物(リーフレット・カタログなど)を電子出版と配布(作家調査-研究-批評支援事業):国内国公立美術館、海外機関デジタルアーカイブ、国内外の出版社(Amazon)等 - 公演芸術創作産室映像化支援拡大のためOTT(インターネット動画サービス)チャンネル開拓およびネイバー・CGV(CJの系列会社が運営しているシネマコンプレックス)との協力・企画事業推進
2　ポストコロナ時代の国際交流の活性化
・(応募回数)国際交流支援事業の公募を年2回に拡大 -年中随時出てくる国際交流プロジェクト、準備に時間を要する事業の特殊性を反映して制度改善 例)23年国際交流公募事業受付日程:①定時公募('22.10月)、②別途公募('23.4月) **・(交流機会)芸術家の国際レジデンシーとして派遣する国を拡大** -芸術家が多様なプラットフォームを通じて創作活動の地平を広げていけるよう海外機関との協力強化 例)文学(イタリア・ナポリ東洋学大学)、視覚芸術家(オーストリア アルスエレクトロニカ) **・(パートナーシップ)カナダ芸術委員会と国際芸術共同基金造成**
(2)ARKO創作空間プラットフォーム役割を強化

・(バリアフリー)差別ない芸術空間を整備し、アクセスビリティの向上を図る
- ARKO芸術劇場と民間団体が協力し、公演業界全般のバリアフリーの創作環境整備を拡大
- ARKO美術館施設をユニバーサルデザイン基盤に改善し、障害者等のみんなのための美術館ツアー及び展示を推進

・(持続可能)気候危機時代の公共プラットフォームとしての役割を強化
- アジア地域(台湾、シンガポール、日本など)劇場中心の協力ネットワークを構築し、持続可能な公演芸術の創作活動基盤をつくる

-炭素排出低減のための広報物を製作及び実践連帯を構築
例)持続可能な美術館運営マニュアル製作(エコ、安全など)
劇場等の貸館団体を対象に炭素低減方案を協議、対応、マニュアル製作など
PET素材の公演広報物の流入をゼロ達成するよう努力
例)地域別、公演練習空間の運営評価時、「ESG関連評価指標」設定及び専門家諮問支援

(3)文化芸術界の公正な環境整備

1 創作活動の公正な補償体系を確立

・(公正賃金)分野別創作対価関連基準の用意及び適用
原稿料平均単価遵守率(2022年)78.4%→(2023年)82.4%(目標)
書面契約書の遵守率(2022年)94.3%→(2023年)97.0%(目標)

-文学分かち合い図書の普及に選定された選定図書を購入後、著者に著作権料を支給することを義務化(口座振替証明書類提出)
-美術分野の標準契約書を改正告示(2022年2月)に沿って、創作対価支給基準を導入(参加費・創作謝礼費)
-「視覚芸術創作産室事業」ごとの支援単価の引き上げを調整し、定額化
優秀展示支援(2022年)6千万ｳｫﾝ~1億ｳｫﾝ→(2023年)5千万ｳｫﾝ/1億ｳｫﾝ定額
中堅作家プロモーション企画支援(2022年)最大3千万ｳｫﾝ→(2023年)3千万ｳｫﾝ定額
-公演業界従事者の職務別、最低・平均謝礼費の単価基準用意
例)2023年公演芸術創作産室事業「今年の新作」選定された公演を試験的に適用

・(権利保護)芸術家著作権保護強化及び教育プログラム等の運営
-芸術家権利保障法の施行で補助事業の特性を考慮した制度規定及びガイドを用意
例)機関内、芸術家保護責任者の指定及び芸術家権利救済プロセスの整備
-公演芸術創作蚕室公募事業を申請し、主な創作者の参加同意書の提出を確認し、それによって芸術家の名義の盗用・著作権侵害を防止
-文学分野に合わせた著作権教育及び法律相談プログラム拡大運営のための関係機関と協力(韓国著作権委員会、芸術家福祉財団等)

2 公募事業の支援しやすい環境整備及び審議公正性を強化

・(経歴断絶)持続可能な創作活動のための制度改善
-新型コロナウイルス感染症などで活動を中断せざるを得なかった芸術家のために公募事業申請資格要件を廃止
(既存要件例)最近5年間に2回以上関連実績保有者(団体)
例)就学前に子供を持つ芸術家対象の乳幼児ケア費編成支援
例)1人当たり最大80万ｳｫﾝまで(時間当たり1万ｳｫﾝ、80時間基準)補助事業費に計上可能

・(審議管理)審議委員の重複審議禁止、類似･重複事業を検討
・(アートヌリサイト)支援情報検索の便宜性及びアクセシビリティを確保

2. 芸術の未来動力を確保

(1)芸術の実験性と多様性の裏付け

・(多元芸術)多様で実験的な活動と挑戦のための支援規模を拡大
・(子ども・青少年)未来世代の特性に合わせた芸術活性化の支援
・(文化多様性)社会統合のための創造的・抱擁的な文化構築

(2)芸術と技術を融合した支援の多角化

・(支援類型の細分化)芸術と技術を融合した支援:批評分野等を新設
・(支援方式の拡大)創作活動に必要なサービス「バウチャー」支援を強化

-芸術界の技術活用に関わるアクセシビリティ向上のために、サービス提供企業を募集した後、芸術団体が必要なサービス(技術·スペース·機材など)を選択するようにする。現金ではなく定額利用券を発行
例)22年芸術家(団体)の活動に必要な技術サービスマッチング:18件支援(4億ウォン) → 23年技術サービスマッチング+スペース·機材など:100件支援(20億ウォン)
·(成果拡散)オンラインプラットフォーム基盤の情報開放及び共有

(3)文化芸術の人材育成体系の革新

·(若手芸術家)主体的な成長のために段階別の総合支援体系を構築
-芸術大学在学生に創作と発表の場を用意し、マネジメント人材(企画·広報等)としての成長機会を提供
('23年新規事業)予備芸術家の現場力を強化(57.8億ウォン)
-若手芸術家を対象とした事業間の連携を強化し、包括された教育とネットワーキングの提供を通じて支援制度の効率性を強化

《若手芸術家の段階別支援》
準備支援:予備芸術家(大学生)支援:58億ウォン
進入支援:若手芸術家生涯初の支援:35億ウォン
集中支援:韓国芸術創作アカデミー:16億ウォン

·(雇用安全性保障)若手研修団員を採用する団体の資格条件を強化
·(就職連携強化)就職博覧会<オンラインジョブマーケット>マッチング機能強化
·(文化芸術、ネイル(:明日)サイト 運営)文化芸術分野の教育情報ハブ機能を強化
https://hrd.arko.or.kr/common/greeting.do
·(舞台芸術専門教育)第4次産業技術実務の教育課程の新規開発
·(雇用環境改善)公演芸術専門人材の勤労安定性向上

3. 文化芸術の社会的役割拡大

(1)文化芸術価値に共感を形成

·(公共芸術)社会的課題に対する芸術参加活動を支援
·(芸術木の運動2.0)芸術界への後援キャンペーンを推進
·(価値寄付)単純な後援を超えて多様な形態の寄付活動を開発

(2)文化芸術に対する後援活動の活性化

·(地域メセナ協会設立)文化芸術に対する後援の活性化への基盤づくりを拡大
·(芸術支援のマッチングファンド)参加企業の最低後援金額の基準を緩和

(3)社会的資産としての文化芸術の価値保存

·(収集·生産)芸術記録遺産の永久保存のための管理·体系を高度化
·(保存·閲覧)記録物のデジタル変換及びオンラインサービス拡大

4. みんなのための芸術共有

(1)文化芸術の享受への格差と不均衡の解消

·(享受権拡大)文化ヌリ(:世の中)カードの発給者は前年対比35万人が増加
*文化ヌリカードとは基礎生活受給者と次上位階層((所得認定額が最低生計費120%未満である階層)を対象に文化芸術·スポーツ活動、国内旅行などの文化活動に参加できるように国が支援し、発給するカード。1人当たり年間13万ウォンを支援
発給者:(2022年)232万人、(2023年)267万人
·(広報強化)情報漏れによって文化ヌリカードが発給されていない人を最小化

(2)文化芸術を通じて国民の暮らしの向上

·(楽しい芸術旅行)国民の文化享受プログラムに向上
·(文学週間)国内代表の文学祝祭で機関間の協力事業を推進
·(文学広場·文学の分かち合い)国民の文化享受と体験機会を拡大
·(図書館の常駐作家)地域住民の文学享受を促進
·(まちの美術·小さい美術館)暮らしの中で芸術を楽しむ機会を拡大
·(文化の日常化)国民幸福実現のための人文価値を普及

《芸術と技術を融合した支援事業の成果が閲覧できるサイト》

アート＆テク（芸術と技術の融合）https://artntech.arko.or.kr/artntech/
オンラインメディア芸術活動 (オンライン芸術実験コンテンツ)
https://artson.arko.or.kr/artson/
文化ビッグデータープラットフォーム　https://www.bigdata-culture.kr/bigdata/user/main.do

3. 美術市場の現状及び美術関連政策

3.1　美術市場の現状

文化体育観光部が（財）芸術経営支援センター（文化体育観光部の傘下機関）とともに、2022年美術市場規模を推算した結果を発表した。

文化体育観光部は2023年1月4日に次の内容でプレスリリースを発信している。

2022年、韓国内の美術市場は新型コロナウイルス感染症、世界経済の萎縮状況にもかかわらず、史上初めて美術品流通額1兆377億ｳｫﾝを達成し、2021年美術市場実態調査の結果の7,563億ｳｫﾝと比べて37.2%も成長した。分野別ではアートフェアと画廊の売上額が増加し、競売を通じた販売額は減少した。 最も多く増加した分野はアートフェアで、売上高は2021年1,889億ｳｫﾝから2022年3,020億ｳｫﾝへと59.8%も伸びた。 このような成長傾向はアートフェア訪問客数が2021年77万4千人から2022年1年間87万5千人に13.1%増加したことと深い関連があると解釈される。この結果には2022年9月、韓国国際アートフェア「KIAF、キアフ」と共同で開催した世界的なアートフェア「フリーズソウル」の売上額の中で、「フリーズ」の売上額は販売額が公開されず含まれない。画廊を通じた販売額も2021年3,142億ｳｫﾝから2022年5,022億ｳｫﾝに1,880億ｳｫﾝ（59.8%）増加したと推定した。一方、競売を通じた総販売額は2021年3,384億ｳｫﾝ対比2022年2,335億ｳｫﾝで30.9%減少した。このような現象は、2022年下半期の世界景気低迷の影響を受けたためと分析される。

文化体育観光部は今回の市場規模の推算結果を2023年の美術政策に反映する計画である。 第１には、売上高の成長傾向が高く、美術品購買者だけでなく一般国民に美術享受機会も提供する国内アートフェアに対する政策的関心を高める。 第２には、新進作家または中堅作家、そして画廊が海外市場に積極的に進出できるよう、海外アートフェアへの参加と企画展示を積極的に支援する。

文化体育観光部の政策担当者は「韓国の美術市場は2022年推算売上額が1兆ｳｫﾝを突破するほど高い成長傾向を見せている。」とし、「しかしこのような成長傾向にもかかわらず法·制度基盤が不足し政策的困難に陥っており、これを解消するために現在国会で審議中の『美術振興法』が早急に制定される必要がある」と明らかにした。

文化体育観光部·芸術経営センターが一緒に調査した『2022美術市場調査：2021年基

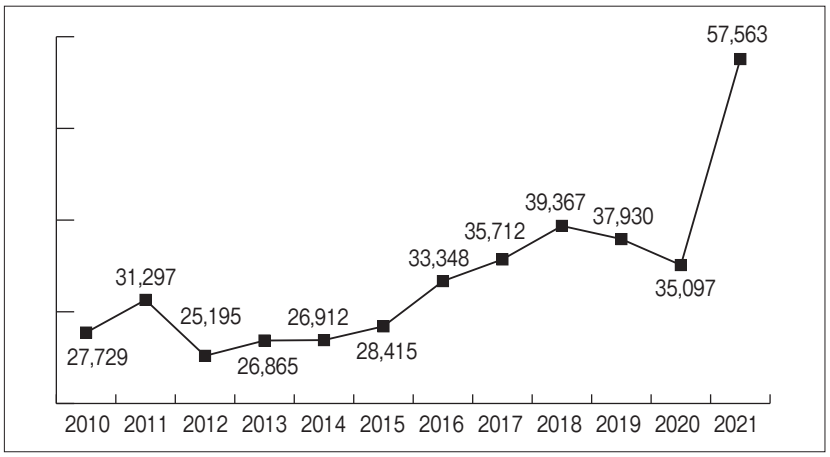
準』の結果をみると、12年間にわたって美術市場の取引規模は変化している。2013年まで下落傾向を見せていた作品の販売金額は、2014年以降2017年まで増加傾向を見せた。2017年以降下落傾向を見せたが、2021年急増した 作品販売金額は2020年対比2021年に急激に156.6%（約5137億ウォン）と伸び、販売作品数も178.0%（66,452点）に増加した。

◆取引金額(単位：百万ウォン)

区分		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
主要流通領域	画廊	315,959	289,358	270,789	188,123	201,518	233,846	210,308	238,733	168,628	179,393	153,872	300,772
	競売	58,595	78,238	85,274	59,216	77,868	98,472	127,798	149,282	151,147	115,820	115,298	338,463
	アートフェア	5,287	9,832	10,753	8,407	9,017	7,932	4,447	2,568	4,182	3,314	2,392	7,310
	計	379,841	377,428	366,816	255,746	288,403	340,250	342,553	390,583	323,957	298,527	271,562	646,545
公共領域	建築物美術作品	89,564	83,557	62,051	58,718	51,017	34,323	36,805	87,932	106,454	97,361	96,537	97,092
	美術銀行	940	832	653	1,372	1,396	2,085	1,956	2,054	2,293	2,558	2,158	1,557
	美術館	13,217	10,442	10,998	9,091	8,829	13,724	15,155	13,674	15,520	16,227	14,603	11,076
	計	103,721	94,831	73,702	69,181	61,243	50,132	53,916	103,660	124,267	116,146	113,297	109,725
総取引規模		483,563	472,259	440,518	324,927	349,646	390,382	396,469	494,243	448,224	414,673	384,859	756,270

＊重複した作品の取引は除く
出典：文化体育観光部・芸術経営支援センター『2022美術市場調査:2021年基準』2023年

◆取引作品数(単位：点)



出典：文化体育観光部・芸術経営支援センター『2022美術市場調査:2021年基準』2023年

3.2 美術振興法の概要

2023年7月25日に「美術振興法」が制定された。「追給権（Resale right）」と呼ばれる再販補償請求権を盛り込んでいるため、関心が集まっている。文学、公演、出版、音盤、映画などはこれまで個別法を通じて販売支援制度を整えていたが、美術は個別法がない状態が続いていた。また、上述したとおり、国内美術市場の規模が大きく拡大しており、またAI等のテクノロジーの進化による変化、それに著作権も含めて、制度的に対応しなければならないのが現状である。これらの背景を踏まえて「美術振興法」は、韓国の美術生態系の創作-流通-享受の好循環を構築し、韓国作家の海外進出に拍車をか

ける礎の役割を果たすものと期待できる。 本法の主な骨子は、①美術サービス業申告制と②美術品再販売補償請求権の導入である。

①これまで画廊業、美術品競売業、美術品諮問業、美術品鑑定業など美術サービス業は特別の規制なしに誰でも運営することができた。 そのため、偽作取引とか不透明な取引慣行が固着化し、美術市場に対する不信と否定的な認識が強かった。 しかし、美術サービス業申告制が導入され、美術サービス業者に対する欠格要件と遵守事項が作られたことで、美術サービス業者の最低限の倫理が担保できるようになった。消費者に対する本物証明書発給、美術品取引内訳の保管など流通秩序の確立と消費者保護のための装置が作られるとともに美術サービス業に対する制度的支援も可能になった。

②作家に美術品の再販売補償請求権、すなわち追給権が保障される。美術品の再販売補償請求権は、美術品の所有権が作家から最初に移転された後、当該美術品が再販売される場合、作家が当該売渡人に一定金額を請求する権利である(美術振興法第24条第1項)。この権利は、公布から4年が経過した2027年7月26日から施行される。ただし美術品の再販売価格が500万ｳｫﾝ未満の場合や、原作者から直接取得して3年を越えずに再販売価格が2千万ｳｫﾝ未満の場合、業務上著作物の場合には適用されない。また、再販補償請求権は譲渡できず、作家が生存する間と死亡後30年間存続するが、作家が死亡した場合は法定相続人が権利を行使することができる(法第24条第2項)。

3.2.1 構成

美術振興法は第5章第33条･附則で構成されている。

第1条(目的)では、美術振興に必要な事項を規定することにより、美術の創作と流通及び享受を促進し、これにより国民の文化的生活の質を向上させ、文化国家を実現することである明記されている。

美術振興法が制定されたことによって、今後は各種政策として取り組んでいくことが期待されており、国家及び自治体の支援に関しては、第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第22条に示されている。

【美術振興法内容】

第1章総則	第1条(目的)
	第2条(定義)
	第3条(国家及び自治体の責務)
	第4条(他法との関係)
	第5条(美術振興基本計画の作成等)
	第6条(実態調査)

第2章 創作・流通及び享受等	第7条（創作支援）
	第8条（展示支援）
	第9条（創作空間等の拡充）
	第10条（地域美術活性化）
	第11条（国際交流及び海外進出支援）
	第12条（専門人材の養成）
	第13条（美術関連法人または団体支援）
	第14条（美術サービス業活性化等）
	第15条（公正な取引及び流通秩序整備）
	第16条（消費者保護）
	第17条（標準契約書）
	第18条（美術サービス業等の申告）
	第19条（営業停止等）
	第20条（営業の継承）
	第21条（知識財産権の保護）
	第22条（研究・調査等の支援）
	第23条（統合美術情報システムの構築・運営等）
第3章 美術品の再販売に対する 作家補償金	第24条（美術再販売に対する作家補償金）
	第25条（美術品再販売に対する作家補償金の徴収及び分配）
	第26条（情報提供）
第4章 美術振興専担機関の指定等	第27条（美術振興専用機関の指定等）
	第28条（寄付等）
	第29条（監督等）
	第30条（公共美術バンク）
第5章 補則	第31条（罰則の適用における公務員の議題）
	第32条（権限の委任·委託）
	第33条（過料）
附則	

3.3　建築物美術作品制度

3-1取引金額の「公共領域」の部分をみると、建築物美術作品が約9割を占めており、その役割の重要性が窺える。文化芸術振興法第9条によると、1万㎡以上の建築物を新·増築する際は、建築費用の1%以下の範囲で絵画、彫刻など美術作品を設置する、または直接設置費用の一定比率に該当する金額を出捐するようにしたのが、建築物美術作品制度である。1972年の文化芸術振興法の制定当時は推奨事項だったが、1995年から義務化された。なお、2011年に文化芸術振興法の改正により、建築主が直接美術作品を設置する代わりに、文化芸術振興基金として納付できる選択的基金制が導入された。

現在、全国に23,038点が設置されており、分野別（絵画、彫刻、工芸、写真、書道、壁画、メディア、噴水台、シンボル塔、その他）にみると、彫刻（17,989点、78%）が圧

倒的に多くその次は絵画(4,224点、18%)である。

3.3.1 制度の沿革と美術作品設置の手続き

次に沿革と美術作品の設置の流れ等を述べる。

【沿革】

改正年月	主な変更内容
1972年8月	・「文化芸術振興法」制定時に 建築費1%を推奨事項と規定(第13条)
1972年9月	・「文化芸術振興法施行令」を制定「建築物に対する美術作品」(第11条) (延べ面積3千平方メートル以上の建築物)
1988年6月	・「文化芸術振興法施行令」延床面積7千平方メートル以上に緩和
1991年1月	・ソウル特別市「建築条例」に義務事項として規定
1995年1月	・大統領公約に盛り込まれ、「文化芸術振興法」で義務事項に改正(第11条)
2000年1月	・「文化芸術振興法」設置費用を従来の1%から1%以下に軽減(第11条) ＊建築物に対する美術装飾の関連条項は法の全文改正により第9条
2011年5月	・「美術装飾」という用語が「美術作品」に変更され、建築主が美術作品を直接設置する
2022年1月	代わりに文化芸術振興基金として納付できる選択的基金制が導入
2022年7月	・「文化芸術振興法」に美術作品の管理等に関する条項が新設(第9条の３)
2022年7月	・「文化芸術振興法施行令」第12条、第14条、第15条、第15条の2を改正、第15条の３を新設し、建築物美術作品の管理実態点検及び記録管理を強化

出典:韓国文化芸術委員会「公共美術ポータル」(https://www.publicart.or.kr/main.do)、国家法令情報センター (https://www.law.go.kr/LSW//main.html)をもとに筆者作成

【美術作品の設置の流れと法的根拠】

市·道知事が建築主に設置義務を告知

↓

建築主は美術作品の計画を策定

↓

契約

↓

建築主は市·道知事に美術作品に対する鑑定評価申請

↓

市·道の条例により構成された美術作品審議委員会において美術作品の価格及び芸術性等を鑑定·評価

文化芸術振興法　第9条２(美術作品の設置の手続き·方法)一部引用:2022年1月新設

②市·道知事は鑑定·評価のために大統領令で定めることに基づいて、関係専門家などで構成された美術作品審議委員会を運営することができる。

③鑑定·評価の手続き、美術作品審議委員会の構成·運営、その他美術作品の設置手続き及び方法等に必要な事項は、特別市·広域市·特別自治市·道·特別自治道の**条例で定める**。

市·道知事は鑑定·評価結果により美術作品設置確認

↓

使用承認

↓

事後管理

文化芸術振興法　第9条3（美術作品の管理等）一部引用：2022年1月新設
①建築主（美術作品の所有者を言う）は、美術作品を安全に管理し、美術作品としての価値が維持されるように努めなければならない。
②特別自治市長·特別自治道知事·市長·郡守·自治区の区庁長は美術作品の管理実態を定期的に点検し、その結果を記録·管理しなければならない。

4. 地域文化政策と大統領直属地方時代委員会「地方時代総合計画」との連携

現在韓国では、首都圏と非首都圏の格差や地方の人口減少問題に直面している。2022年4月6日市道知事歓談会（：懇談会）で尹大統領は、「私は地域の発展が国家の発展に－（中略）。均衡のある発展は大韓民国国民がどこに住んでも公正な機会を得ていなければならないことを意味していると考える。」と語った。以下、地方の問題に着目した政策が積極的に行われており、文化政策との接続も見られる。

政府の現在の地方政策を述べる前に、先行する地域文化振興法が制定されるまでの背景とその狙い、同法に基づいた地域文化実態調査の内容を簡単に述べることとする。

4.1　地域文化振興法の制定背景

1972年8月に「文化芸術振興法」が制定され、初めて文化芸術振興のために国と地方自治体の任務が第3条「施策と推奨」条項に明示され、「文化政策」に関する法律的根拠が作られた。1983年に「経済社会発展5ヵ年計画修正計画」が発表され、計画の「文化部門」に「地方文化の育成」という用語が登場した。政策目標でも「国民に文化を享受する機会を拡大する」と掲げ、これを推進するための一つとして同じく「地方文化の育成」を提示した。1984年には「地方文化中興5ヵ年計画」が発表され、「地方文化」が国家文化政策の一つの領域として位置づけられることになる。これが文化芸術振興法に支えられた地方文化芸術委員会の設立根拠となった。

地域文化振興法の制定に対する必要性を政府が本格的に考えることになったのは盧武鉉政権が発表した文化政策ビジョン「創意（：創造）韓国」である。当時、政府は国の均衡ある発展と地域文化政策を共に推進しようと考え、5大基本方向の一つとして「文化と地域-国の均衡ある発展の文化的土台構築」を提示した。

だが、問題点として上げられたのは「中央政府による総合的な地域文化政策の不備」である。すなわち、これまで中央政府が推進してきた地域文化政策は、地域固有の特

色ある文化資源を発掘し、地域文化発展の原動力に転換するような好循環を意識した支援までに至らなかった。

実際に地域文化振興法の必要性は行政内部でも認識しており、議論や研究に取り組んでいた。盧武鉉政権の2003年12月から2004年5月まで文化観光部(現文化体育観光部)が地方分権TF(Task Force)を構成・運営しながら具体的な議論をすることになった。2004年6月30日には地域文化振興法制定のための討論会が開催され、2004年12月8日には芸術総連合の民間の文化芸術団体の関係者、韓国文化観光政策研究院、韓国文化芸術委員会、地方文化院および文化観光部関係者など計8名で地域文化振興法制定推進委員会を構成し、文化芸術振興法など他法との相反する問題を検討しながら法試案を修正・補完した。「地域文化振興法」は議員立法で、2006年から何度も立法化が試みられ、朴槿恵政権の2014年1月にようやく制定されることになった。

4.2 「地域文化実態調査及び分析研究」内容:2020年基準

地域文化振興法第11条において3年ごと(2020年から随時実施が可能に改正)に地域文化実態を調査すると明記されている。地域の文化環境を把握するため、地方自治体対象の地域文化実態調査を実施している。地方自治体別の文化芸術関連統計及び行政資料の体系的な収集と分析及び活用の必要性に応じ、2012年、2014年の2回の試験調査を経て、2018年に国家承認統計として認定され推進している。

2020年現在の地域文化実態調査は、広域市と基礎自治体を対象に実施し、地域の文化環境と地域間の文化条件・文化格差の水準を把握・分析した。調査結果は国・自治体の地域文化振興政策策定の根拠資料として活用される。

□調査対象:全国245自治体
・17広域自治体(世宗特別自治市を含む)
・228基礎自治体(済州特別自治道内の２つの行政市を含む)
□調査指標:35指標(４大分類、32文化指標、３つコロナ特別指標を含む)
□調査期間:2021年9月13日～ 2021年12月1日
【2020年現在、地域文化実態調査のための32指標及び資料収集出典】

大分類	中分類	指標銘		出典
文化政策	政策事業	1	中央政府・広域自治団体の企画発注の文化関係事業選定件数(2019年、2020年)	自治体
		2	全体の文化芸術事業のうち、自治体主催の文化事業の比率(2019年、2020年)	自治体

大分類	中分類	指標銘		出典
文化政策	政策環境	3	地域文化振興機関の設置数（2020年）	自治体/全国文化基盤施設総覧
		4	文化関連条例制定件数（2020年）	自治体
		5	公務員数対比文化関連の行政人材の比率（2020年）	自治体
	文化予算	6	基準年度の総予算対比文化関連予算の比率（2020年）	基準年度予算計画書
		7	人口1名当たり文化関連予算額（2020年）	基準年度予算計画書
		8	地域文化基金の設置有無（2020年）	自治体
		9	全体文化関連予算対比文化遺産保存管理予算（2020年）	自治体/基準年度予算計画書
文化資源	文化遺産	10	市・道指定の文化財数（2020年）	文化財庁
		11	文化普及・伝授施設数（2020年）	国利無形遺産院
文化資源	基盤施設	12	人口1千人当たり文化基盤施設数（2020年）	全国文化基盤施設総覧
		13	人口一万人当たり生活文化施設数（2020年）	文化体育観光部/全国文化基盤施設総覧/地域文化振興院
		14	公共文化基盤施設のうち、バリアフリー認証比率（2020年）	障害者認証開発院/全国文化基盤施設総覧
		15	公共文化基盤施設のうち、妊婦等のための休憩施設の比率（2020年）	自治体/全国文化基盤施設総覧
	資源活用	16	文化会館の公演日数（2019年、2020年）	全国文化基盤施設総覧
		17	公共図書館の1週当たり平均開館時間（2019年、2020年）	国家図書館統計システム
		18	全国地域祝祭総括表に基づく、平均地域祝祭予算（2019年、2020年）	全国地域祝祭総括表
		19	自治体支援のまちのイベント件数（2019年、2020年）	自治体
文化活動	活動組織	20	地域文化芸術法人・団体数（2020年）	芸術経営支援センター
		21	文化芸術関連の社会的企業数（2020年）	韓国社会的企業振興院
	活動人材	22	人口1万人当たりの登録芸術家数（2020年）	韓国芸術家福祉財団
		23	学芸専門人材及び文化財管理人材（2020年）	自治体
		24	人口1万人当たり文化芸術教育士数（2020年）	韓国文化芸術教育振興院
		25	文化観光解説者数（2020年）	自治体
		26	法定司書職員の確保率（2020年）	国家図書館統計システム
		27	文化会館500席当たり、舞台芸術専門人材数（2020年）	全国文化基盤施設総覧

大分類	中分類		指標銘	出典
文化享受	地域住民	28	人口1万名当たり主催文化芸術公演件数(2019年、2020年)	自治体
		29	「文化のある日」自治体の企画事業件数(2019年、2020年)	自治体
	疎外階層	30	統合文化利用券の利用率(2020年)	韓国文化芸術委員会
		31	障害者・高齢者・低所得者・危機青少年・更生施設を対象とした文化プログラム件数(2019年、2020年)	自治体
		32	多文化・性少数者・移住労働者対象とした文化プログラム件数(2019年、2020年)	自治体

＊表記指標は基礎自治団体が地域文化DB入力システムに直接入力したものである。

本稿では、上記「大分類」のうち「文化政策」の指標に関する調査結果のみ取り上げる。「文化関連条例の制定件数」に着目すると、基礎自治体は平均9件、広域自治体は平均39.2件であり、地域文化政策の制度体制を整え、実行力を高めようとしている。また、2020年、当該自治体の総予算に対して文化関連（文化芸術・文化財）予算の割合をみると、基礎自治体が平均2.08％、広域自治体が平均2.07％になっている。その中で割合が最も高いのは、広域自治体の済州特別自治道が4.89％、基礎自治体の忠南扶余郡9.85％を占めている。

4.2.1 「地域文化実態調査及び分析研究」文化政策指標と結果

大分類	中分類	指標銘	結果
文化政策	政策事業	中央政府·都道府県の企画·発注文化関連事業の選定件数	◆（基礎）平均6.1件の文化関連事業に選定 - 市/郡/区別：市/郡 6.6件・区 5.1件 - 2017年（5.2件）と比べて0.9件（▲17%）増加 ◆（広域）平均15.2件の文化関連事業に選定 - 広域　市/道別：広域市 17.9件・道 12.8件
		文化芸術事業全体における自治体主催の文化事業割合	◆（基礎）平均10.8件の主催文化事業を推進し、全体の文化芸術事業のうち主催文化事業の割合は平均56.1% - 市/郡/区別：市57.4% ・ 区57.6% ・郡53.7% - 2017年（61.3%）と比較して5.2%p減少 ◆（広域）平均27.6件の主催文化事業を推進し、全体の文化芸術事業のうち主催文化事業の割合は平均56.2% - 広域　市/道別:道54.5%・広域市 58.1%
	政策環境	地域文化振興機関＊の設置数	◆（基礎）平均1.7の地域文化振興機関設置 - 市/郡/区別:市/区1.8・郡1.5 - 2017年（1.5）と比べて0.2（▲13%）増加 ◆（広域）平均3.2の地域文化振興機関設置 -広域市·道別現況:広域市3.8・道2.7
		文化関連条例制定件数	◆（基礎）平均9件の文化関連条例制定 -市/郡/区別：市12.6件・郡7.4件・区7.0件 - 2017年（5.4件）と比べて3.6件（▲67%）増加 ◆（広域）平均39.2件の文化関連条例制定 -広域市·道 平均：広域市42.5件・道36.2件

大分類	中分類	指標銘	結果
文化政策	政策環境	一般行政職の人数に対する文化分野の行政人数の割合	◆(基礎)平均21.3人であり、一般行政職の人数対比文化分野行政人数比率は2.5% -市/郡/区別:市2.9%・郡2.6%・区2.0% ◆(広域)平均79.3人であり、一般行政職の人数対比1.8% -広域市·道 平均:広域市2.1%・郡1.6%
	文化予算	基準年度の総予算に対する文化関連予算の割合(文化芸術+文化財)	◆(基礎) 2020年総予算対比文化関連予算比率は平均2.08% -市/郡/区別:市2.58%・郡2.20%・区1.37% - 2017年(2.08%)と同じ ◆(広域) 2020年総予算対比文化関連予算比率は平均2.07% -広域市·道平均:広域市2.10%・道2.05%
		人口1名当たり文化関連予算額	◆(基礎)人口1人当たり文化関連予算:約132,000ｳｫﾝ -市/郡/区別:郡 約234,000ｳｫﾝ・市 約114,000ｳｫﾝ、区 約282,000ｳｫﾝ - 2017年(102,000ｳｫﾝ)と比べて約29,000ｳｫﾝ(▲29%)増加 ◆(広域)人口1人当たり文化関連予算 約74,000ｳｫﾝ -広域市·道 平均:広域市 約75,000ｳｫﾝ・道 約73,000ｳｫﾝ
		地域文化振興基金の設置有無	◆(基礎)全体228基礎自治体のうち、41自治体で基金設置(18.0%)-市/郡/区:市24.7%・郡17.1%・区11.6% -2017年(48基礎自治体)と比べて7自治体が減少 ◆(広域)全17都道府県のうち、7広域自治体で基金を設置(41.2%) -広域市·道 平均:道55.6%・市25.0%
		文化関連予算全体に対する文化遺産保存管理予算	◆(基礎)文化予算対比文化遺産保存管理予算の比率は平均31.2% -市/郡/区別:郡47.2%・市28.3%・区15.4% - 2017年(31.2%)と同一 ◆(広域)文化予算対比文化遺産保存管理予算の比率は平均31.1% -広域市·道平均:道42.1%・市18.8%

注1) 地域文化振興機関には、地域文化財団、地域文化芸術委員会、文化産業(コンテンツ)関連機関及び条例による出捐機関と組織が含まれる。

注2) 文化分野の行政人材とは、文化芸術、文化産業(コンテンツ)、文化財関連業務を遂行する行政公務員を意味し、観光と体育は除く。文化観光課、文化体育課など文化と観光·体育業務を同時に遂行する場合、文化芸術、文化事業(コンテンツ)、文化財担当行政公務員のみ含む。行政職、契約職、特別職、技術職、学芸職、技能職、公務職など専任及び兼任で雇用された人と所属機関(公共図書館など)、管理施設、事業所(文化財など)など外部で勤務する人材も含む。

4.3 地方時代総合計画における文化政策

4.3.1 地方時代総合計画(2023-2027)の概要

大統領直属の地方時代委員会が11月1日、「第1次地方時代総合計画」(2023-2027年)を発表した。これまで個別に進めてきた地方分権と均衡ある発展を包括する初の統合計画である。「第1次地方時代総合計画」の概要を述べた後、文化政策に関わる内容を記述する。

2004年以降個別に作成してきた地方分権(自治分権) 5か年計画と 国家均衡発展(地域発展)を総合計画として初めて統合して推進することとなった。

地方分権	地方分権5か年計画総合実行計画(2004年～2008年)	地方分権5か年計画総合実行計画(2009年～2013年)	地方自治発展総合計画(2014年～2018年)	自治分権総合計画(2018年～2022年)	地方時代総合計画(2023年～2027年)
均衡発展	第1次国家均衡発展5か年計画計画(2004年～2008年)	第1次地域発展5か年計画(2009年～2013年)	第2次地域発展5か年計画(2014年～2017年)	第4次国家均衡発展5か年計画(2018年～2022年)	

本計画は現政権の国政目標·課題と関連付けながら、推進基盤となる関連法を制定している。

国政目標6 「大韓民国どこにでも住みやすい地方時代」
地方時代の10大国政課題(111～120) 1)地方時代の実現に向けた地方分権の強化、2)地方自治体の財政力の強化、3)地域人材育成のための教育革新、4)地方自治体の自治力量·疎通·協力の強化、5)企業による地方移転·投資促進、6)公共機関移転など地域成長拠点育成、7)地域オーダーメード型創業·革新生態系整備、8)地域特化型産業育成による良質な雇用創出、9)地域社会における自生的創造力強化、10)地方消滅防止及び均衡発展推進体制強化

＜地方時代総合計画の推進プロセスと策定に向けての流れ＞

「国家均衡発展法」に基づき、「国家均衡発展5ヵ年計画」の草案作成(「22年5月～23年7月.」)	·中央行政機関及び市·道と協議し、「国家均衡発展5ヵ年計画」編制(案)の検討
↓	
「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」の制定·施行(「23年7月10日」)	·「国家均衡発展5ヵ年計画」と「自治分権総合計画」を統合した「地方時代総合計画」の作成に向けて推進
↓	
「地方時代宣言式」を契機に「地方時代ビジョンと戦略」を発表(23年10月)	·「地方主導の均衡発展、責任ある地方分権」を目標に地方時代の5大戦略及び9大政策を提示
↓	
「地方時代総合計画(案)」を作成(~23.10月)	·市·道地方時代委員会が審議·議決した「市·道地方時代計画」及び「超広域圏発展計画」を反映·中央 ·行政機関の部門別計画を反映↓
↓	
地方時代委員会及び国務会議審議(「23年年内推進)	·地方時代委員会審議を経て国務会議審議及び大統領承認により最終確定 ·策定した地方時代総合計画を国会に報告

本計画の策定に至った背景には次の３つの地域課題が示されている。第１に、中央政府主導の政策では実質的な成果創出の限界、第２に、脆弱化した地方経済の体質により新成長動力の創出能力が低下、第３に、教育と定住環境の格差の拡大で地方人材の流出が深刻化していることである。この課題を踏まえて以下のようにビジョンと戦略が作られている。

特に総合計画の地方時代の5大戦略は、「地方分権、教育改革、革新成長、特化発展、生活福祉」で構成され、これによって中央省庁は今後5年間、22の重点課題を中心に地方時代政策を推進していく予定である。

ビジョン	大韓民国どこでも住みやすい地方時代
目標	地方主導の均衡ある発展、責任ある地方分権
戦略	自律性を育てる果敢な地方分権、人材育成に向けた教育改革 雇用を増やす創造的革新成長、個性を生かす主導的特化発展 生活の質を高めるオーダーメード型生活福祉
価値	自律、公正、連帯、希望

本計画を推進する組織の地方時代委員会が重点的に取り組む課題は以下９つである。

その中に、ローカリズム(「地方らしさ」)を通じた文化·コンテンツ生態系づくりが提示されており、文化体育観光部が進めている「大韓民国文化都市」政策等が関連づけられている。

【重点推進課題】

・機会発展特区指定により良質の新規雇用創出
・地方が主導する先端戦略産業中心の地方経済成長
・教育発展特区導入及び地域-大学同伴成長
・デジタル再創造により地方新産業革新力量強化
・都心融合特区整備により地方活性化基盤構築
・魅力ある農漁村形成により生活人口を増やす
・ローカリズム(「地方らしさ」)を通じた文化·コンテンツ生態系づくり
・地方キラー規制のスピード感ある一括解消により地域民間投資活性化
・分権型国家経営システム構築により地域オーダーメード型自治モデルを提示

4.3.2　地方時代総合計画に記載されている文化政策

本計画では、文化特区(大韓民国文化都市)とローカル創業及びコンテンツ生態系づくりにおいて文化政策に期待が寄せられている。

○ローカリズム(「地方らしさ」)を通じた文化·コンテンツ生態系づくり

現在の姿(As-Is)	地方時代(To-Be)
▶地域間文化インフラ及び享受機会の不平等が続く *地域規模別余暇生活満足度格差：'22 9.2%p ▶進入障壁の低い単純な創業で、小商工人の生存率が低調、地域産業への発展限界	▶地域ごとに特色のある文化·観光資源を発掘し、大韓民国どこでも均等な文化享有環境を整備 *余暇生活満足度格差:27年までに5%p以内に縮小 ▶地域固有の資源を活用したローカルブランドを発掘·育成し、新しいタイプの地域産業を創出

◆(ローカル文化コンテンツ)**7つの圏域別「文化特区(大韓民国文化都市)」指定**(23年12月、13ヶ所)を通じて**ローカルコンテンツ発掘·育成*、ローカルコンテンツ中心の地域文化活性化**

*2024年コンサルティング支援→25~27年1ヶ所当たり最大200億ｳｫﾝ支援(地方費50%)
①文化享受プログラム開発　②地域文化に基づいた文化コンテンツ生産·普及
③文化空間整備　④文化都市の人材養成及び創業支援

・地域公演·展示の創作·制作·流通支援(2024年400億ｳｫﾝ)及び地域公演芸術団体支援(6つの自治体、90億ｳｫﾝ)で地域芸術界の自生能力を高める。
・大韓民国文化魅力資産「ローカル100」を発掘·拡散(2024年)し、ワーケーション(Work-ation)·夜間観光など特色あるローカル旅行コンテンツ開発で内需活性化を図る。

【文化特区の概要及び推進案】(地方時代委員会プレスリリースより引用(2023年11月1日付))
文化特区(大韓民国文化都市)は文化芸術、文化産業、観光、伝統、歴史など地域別特色ある文化資源を効果的に活用し、地域の文化創造力を強化できるよう「地域文化振興法」に基づき文化部長官が指定する都市をいう。既存の個別自治体に対する支援を越えて「広域型文化先導都市」を指定することに意味がある。
文化特区(大韓民国文化都市)として、地域文化空間を1万ヶ所整備、地域住民及び訪問客1千万人以上の文化享受·参加、文化で地域雇用及び経済波及効果を創出し、文化を楽しみに行きたい·滞在したい·

住みたい地域を作っていく予定である。
2023年6月から11月まで全国基礎自治体を対象に「大韓民国文化都市」公募を行い、12月に7圏域別2ヶ所内外に広域圏先導都市計13ヶ所を指定する。指定された文化特区1ヶ所当たり4年間(2024年～2027年)最大200億ウォン(国費100億ウォン、地方費100億ウォン)を投入し集中的に育て、文化による均衡ある発展を先導する計画である。
※大韓民国文化都市政策に関する内容は、文化庁・早稲田大学『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究』pp.39-40をご参照いただきたい。

◆(ローカル創業)**地域の資源·文化特性**を基盤にして、革新的なアイデアを取り入れ、地域経済の活性化に貢献する「地域価値起業家」の育成(5年間で1千個 人)

○「強い小商工人」支援(中小企業部)、IP創出総合支援事業(特許庁)、地域コンテンツ企業育成(文化体育観光部)など事業間の連携を通じて「ライコン」への成長を支援する。

＊ライコン(Lifestyle & Local Innovation Unicorn):生活文化を素材に製造·サービスの革新を通じて新しい付加価値を創出する企業

◆(ローカルブランド)**小商工人とローカルクリエイターの連携·協働**を通じて歴史·文化など地域アイデンティティを盛り込んだ**商圏創業を促進**し、**ローカルブランドとして育成**(5年間40社)

○商人とローカルクリエイターが自生的商圏を形成し、今後は**路地産業(地域コミュニティ産業)に成長できるように商圏企画·教育コンサルティング·事業化などをパッケージで支援**

5. 2023年に策定された主な文化政策関連計画及び注目すべき動き

本章では2023年に策定された文化芸術関連計画の中で、「第2次文化振興基本計画(2023-2027)」と「第2次文化芸術教育総合計画(2023-2027)」を取り上げる。加えて「若者による文化政策への参画」も紹介する。

5.1 「第2次文化振興基本計画(2023-2027)」概要

文化振興基本計画は「文化基本法」第8条に基づいて文化振興のために策定する基本計画である。第2次基本計画は今後5年間(2023~2027年)の文化政策の基本方向を盛り込んでいる。尹政権の国政課題の一つである「日常が豊かになる普遍的文化福祉の実現」を包括する計画でもある。

5年間の文化政策の基本方向を盛り込んだ今回の計画は、「公正で自由な文化魅力国家」をビジョンに、4大推進戦略と12大推進課題を提示した。

基本計画の中核価値として「自由」と「連帯」を掲げており、主な内容は①魅力ある文化資産(Attractive Asset)②境界を越えて(Beyond the Boundary)③文化を通じたケア(Cultural Care)④ダイナミックな普及(Dynamic Diffusion)である。 文化体育観光部は上記の戦略課題の頭文字を取り「ABCD戦略」と命名した。

筆者は計画の中で特に以下の2点に注目し、その内容を簡単にまとめる。

（1）高齢者と障害者、若者などを新しい文化活動の主役として着目している。女性高齢者の読み聞かせ等の活動を創造的な芸術活動として活躍できるように支援する。また、政府と公共機関の主要発表の際、手話通訳と点字翻訳支援を2027年に年間2000回に拡大する。 映画や展示など手話通訳映像の制作支援も増やす。若者については①成長段階（創業前、創業3年以内、創業4-7年以内）に合わせて伝統文化産業の創業を支援する。②若者が文化政策に参加するように、MZ（ミレニアル世代とZ世代を合わせた1980年～ 2010年頃までに生まれた層）「ドリーマーズ（dreamers）」（文化体育観光部20代30代で構成された組織：2030諮問団）を運営する等、重点政策の提案・施行・評価過程に直接関わってもらうようにする。

（2）多様な文化を持つ主体同士が接触を増やし、文化権を保障することで、文化の相互理解が深まり、社会連帯と統合の実現に寄与すると明示している。それにともなって文化財団等は地域特性（人口等）を考慮し、住民間の交流やコミュニケーション促進のプログラムに対して支援する。また、地域消滅に対応する文化的解決策と地域住民をつなぐ課題も含まれている。 地域文化資源を活用して住民をつなぐ「連結社会地域拠点」を全国規模で拡大する。さらに、国民の心理安全網構築のために社会とのつながり程度を測定する「社会的連結性尺度」を開発する等、文化芸術を通じて心理的安全網を構築する取り組みが組み込まれている。

5.1.1　環境変化と文化政策の方向

環境変化		方向性
（1）新しい政権の国政ビジョンと国政目標＊の設定	⇨	・国政ビジョン及び国政課題を反映し、「自由で公正な文化魅力国家」として第2次文化振興基本計画のビジョンを策定
（2）人口成長率の減少と高齢化社会への参入	⇨	・若者、高齢者などライフサイクルを考慮した政策に取り組み、特に高齢者の主体的な文化活動と創作活動を支援
（3） 地域消滅の危機及び文化芸術活動の首都圏集中	⇨	・どこでも均衡に文化が享受できるよう支援し、文化を通じて地域の危機に対応
（4）社会葛藤＊＊の深化及び共同体意識の低下	⇨	・社会葛藤と格差緩和、社会とのつながり及び関係回復の促進など文化の社会的役割を考える ・障害者フレンドリーの文化政策を推進
（5）新型コロナウイルス感染症以後、日常回復、文化に対する需要が回復傾向		・日常回復の兆しが見えているため、国民の文化享受を支援し、文化享受に関する格差を緩和するための弱者フレンドリーな文化政策を推進 ・Kカルチャーの魅力が持続的に普及するように支援
（6）非対面が日常化し、技術発展、文化表現·享受方式を融合·普及		メタバース、生成AIなど技術変化を反映した課題を推進し、それに対応する文化の役割を模索

＊新政権のビジョン、国政目標、文化分野の国政課題は、文化庁·早稲田大学『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究』pp.38-39をご参照いただきたい

＊＊所得格差及び地域間の格差が広がることによって、所得階層別·地域別の葛藤が発生及び共同体意識が低下している。

5.1.2　これまでの文化政策の成果と限界・解決方法

次の内容は第2次文化振興基本計画の策定に向けて、第1次計画(2015年～ 2019年)の結果を中心に検討された内容である。

成果
・参加、体験型の文化鑑賞鑑賞を整備 ・人文精神文化を振興 ・文化施設運営の効率化及び拡充 ・文化権(文化芸術の創作、鑑賞)を保障

限界	解決方法
・韓国固有の文化振興のための取り組みが不足	Kカルチャーの魅力の源泉である伝統文化とハングルなど韓国固有の文化を活用した政策課題を重点的に推進
・対象別の政策が「文化鑑賞」支援中心	高齢者、障害者、青年など各対象の主体的な文化活動を支援し、ひいてはクリエイターとして活動できるよう計画を策定
・文化の社会的価値·役割に関する政策戦略が必要	文化の価値と役割を考え、地方消滅、社会葛藤、超高齢化など環境変化と社会問題に対応するための課題に取り組む

5.1.3　ビジョン、中核価値及び推進戦略

ビジョン	自由で公正な文化魅力国家		
中核価値	自由な文化享受と創造、文化で連帯する社会		
推進戦略	自由	A.　Attractive Asset 魅力ある文化資産で明日を切り開くKカルチャー	A-1.K-伝統産業化と日常化で高める文化魅力 A-2.ハングル·韓国語を基盤とした言語文化産業の育成
		B.　Beyond the Boundary 新たな主役たちとともに飛翔するKカルチャー	B-1.創作芸術の主人公となる高齢者 B-2.K-カルチャーに特別さを加える障害者 B-3.韓国文化のドリーマーズ(Dreamers)、若者
	連帯	C.　Cultural Care 地域と社会を品格あるものにつなげるKカルチャー	C-1. どこに住んでも、誰もが、一緒に享受する文化 C-2. 文化多様性を基盤にした連帯社会の具現 C-3. 文化でつながる強くて丈夫な社会 C-4. 人文·文化で社会問題解決と回復弾力性の向上
		D.　Dynamic Diffusion 世界市民と連帯するKカルチャー	D-1.K-アート、K-コンテンツの魅力を全世界に普及 D-2.国際社会と連帯して寄与するK-カルチャー D-3.K-カルチャーの海外進出の中枢基地を強化

5.2　「第2次文化芸術教育総合計画(2023-2027)」概要

文化体育観光部は自由と連帯の価値を土台に未来社会の変化に対応する文化芸術教育のパラダイム転換のため「第2次文化芸術教育総合計画(2023～2027)」を策定した。この計画は「文化芸術教育支援法」第6条及び国政課題に基づき、今後5年間の文化芸術

教育の政策方向を提示する計画である。

尹政権は「日常が豊かになる普遍的文化福祉の実現」を国政課題とし、国民皆に公正な文化参加の機会を保障するための政策を展開している。計画は自由と連帯の価値を実現するために「誰もが、より身近に、より深く享受するK-文化芸術教育」をビジョンに設定し、①差別なく自由に享受する文化芸術教育、②公正な文化芸術教育の参加機会を保障、③きめ細かな文化芸術教育の支援体制を構築、という3つの目標の下で3つの推進戦略、7つの推進課題を提示した。

内容の一部を紹介すると、自分が望む文化芸術教育プログラムを見つけ、選択することができる統合プラットフォームも新規に構築し、2024年から試験的に運営する予定である。そして、地域間の文化芸術教育の格差を無くし、文化芸術教育の支援体制を構築するため、生活密着型文化芸術教育拠点指定(認証)制度を新たに導入し、2027年までに拠点30ヵ所を整備する。

また、社会的弱者を含む児童·青少年のオーケストラとダンス教育を支援する「夢のオーケストラ」·「ダンスチーム」の拠点機関を拡大するとともに、学校と地域で楽しむ文化芸術教育を希望するすべての学生にオーダーメード型エデュケア(education-care)を提供する「ヌルボム学校」を政府の教育部と連携して放課後の文化芸術教育支援を強化する。

5.2.1　環境変化と文化政策の方向

環境変化		方向性
(1)生活に対する満足度が低い ＊(OECD 33国の中で32位 How's LIfe 2020)	⇨	·文化芸術教育で国民の幸福を追求 :文化芸術の心理·社会的役割拡大が必要
(2)人口構造の変化	⇨	·需要者のオーダーメード型の文化芸術教育支援 :人口構造の変化を緩和·適応する文化政策、個人欲求に基づいて需要者が自由に選択する文化芸術教育が必要
(3)地域文化芸術基盤の格差が拡大	⇨	·地域文化芸術教育の力量を高める :地域文化芸術教育の力量を上げる支援が必要

5.2.2　第1次文化芸術教育総合計画の成果及び限界

主な成果	
·文化芸術教育に対する経験の量的増加 ·文化芸術教育プログラムの多角化 ·文化芸術教育の政策協力体制の構築 ·文化芸術教育の政策基盤を構築	
限界	解決方法
·文化芸術教育に対する国民体感度が低い	文化芸術教育の死角を解消、生活の中で、文化芸術教育の経験を提供してもらい、文化芸術教育の国民体感度を上げる
·中央中心の政策による政策効果の限界	文化芸術教育の施設や地域の自律性の保障、専門性が蓄積できる支援を通じて国庫支援以降も事業の持続可能性を確保する。

・文化芸術教育基盤に対する管理体制の不備	文化芸術教育の統計・研究・人材に関する管理・支援体制を整備し、政策の持続可能性を向上する。
・他領域との連携不足	民間協力、類似領域との連携等を通じて文化芸術教育現場のニーズを充足し、多様な文化芸術教育の実行主体を発掘する。

5.2.3 ビジョンと推進戦略

ビジョン	誰もがより身近に、より深く参加する「文化芸術教育」
目標	差別なく自由に参加する文化芸術教育
	公正な文化芸術教育の参加機会を保障
	きめ細かな文化芸術教育の支援体制を構築
推進戦略(3つ) ・ 推進課題(7つ)	【誰でも】日常生活の中で参加する文化芸術教育 ・国民体感型の文化芸術教育の支援を強化 ・「創造力と想像力」文化芸術教育価値を広げる
	【より身近く】:地域で楽しめる文化芸術教育 ・文化芸術教育で活性化する地方自体 ・学校連携の文化芸術教育支援
	【より深く】:文化芸術教育基盤の高度化 ・文化芸術教育人材の管理体制を整備 ・デジタル文化芸術教育の環境を整備 ・文化芸術教育政策基盤を立体化
文化芸術教育の協力ネットワークを構築	

5.3 若者による文化政策への参画

尹政権は若者の国政参加拡大を国政課題に掲げ、その一環として2022年より、省庁は若者補佐役を配置するとともに、若者諮問団を構成している。若者補佐役は各長官室所属として配置され、若者の立場から政府政策を見つめ、若者の声を政策に反映する役割を担う。

文化体育観光部も若者の声を直接政策に盛り込むため、アートマネジメントの仕事をしてきた若者補佐役を任命するとともに、文化芸術、文化コンテンツ、観光、体育などの現場で活動する満39歳以下の21人で「MZドリーマーズ(2030諮問団)」を構成している。

2023年5月13日～19日までを「2023青年文化週間」に設定し、若者が直接公演し文化を体験する「文化享受祭り」(5月13日~14日)を皮切りに「若者文化フォーラム」(5月15日)、「若者連帯リレー政策懇談会」(5月16日~18日)、「若者インターン交流大会」(5月19日)のプログラムを実施した。

若者が文化を楽しんで生活の満足度を高められるよう「青年文化政策10大課題」を発表した。10大課題は「MZドリーマーズ(2030諮問団)」が75回の会議を通じて策定したもの。若者が必要とする主要政策の決定過程に参加し、直接選定·導入·改善することで、文化体育部政策に若者の感受性を反映するためである。

「若者の文化政策10大課題」は大きく「挑戦できる自由、若者の夢で跳躍する文化魅力

国家」と「文化で連帯する若者、公正と疎通で作る若者幸福政策」に分かれている。

【若者の文化政策10大課題】

<挑戦できる自由、若者の夢で跳躍する文化魅力国家>

① K-カルチャーで踏み出す若者の第一歩を支持
-力量を持つ文化に関わる若者の社会進出の呼び水となる生涯初の支援を拡大
（課題）経歴不備の若者は良質の源泉IPを保有しても既成世代との競争に限界
（源泉IPとは新しいジャンルのコンテンツへの拡張が可能な元や出典となる著作物を指す。
IPとは知的財産権 Intellectual Propertyである）

② 若者が安全に夢を広げられる環境を整える
-劣悪な契約条件などの若者の不安定な労働環境を改善し、知的財産権の保護を強化
（課題）若者芸術家が公演準備に関わる代価の未策定、著作権侵害の被害が拡大

③ 輸出原動力である未来文化の若者を育成
-戦略的な輸出商品のK-コンテンツ、K-観光のポジションにふさわしい専門人材の養成及び経験が積める支援を拡大
（課題）経験・経歴への支援が必要。非専攻者の進入機会が不備、観光専攻者は業界経験を積む機会が不足

④ 若者が創るK-カルチャーの世界進出を全面的に支援
-Kカルチャーの輸出及び市場競争力を強化するのため広報や法律支援など、総合支援を強化
（課題）外国法律の支援を拡大、K-工芸の海外博覧会への参加支援など若手コンテンツを海外に広報する契機に対して支援が必要

⑤ 若手の感覚で生まれ変わる伝統文化を支援
-伝統文化の価値に対して若手世代の共感を広げるとともに、コンテンツ支援を拡大
（課題）伝統音楽の一般化、伝統芸能の大衆化のために政府や自治体支援が必要

<文化で連帯する若者、公正と疎通で作る若者幸福政策>

⑥ 障害を持つ若者とともに楽しむ障壁のない文化
-バリアフリーコンテンツ製作、施設増加などバリアのない文化享受政策を拡大することを努力
（課題）バリアフリー観光コンテンツを積極的に開発、視·聴覚障害者のためのバリアフリー上映館など施設支援が必要

⑦ 文化で作っていく若者に親しみやすい地域づくり
-ワーケーション、地域滞在など文化·観光を通じた若者の地域滞在に関わる契機をつくるとともに、地域文化サービス提供を活性化
（課題）ワーケーションを活用した企業事例が不足、コンテンツ関連教育が首都圏集中しているため、地域若者が疎外。

⑧ 文化で幸せにする若者の情緒支援を拡大
-若者世代の幸福度指数の低下、寂しさなど心理的な問題を解決するための文化享受を拡大、社会とのつながりを回復する政策を拡大

⑨ 若者の想像力、アイデアを政策に反映する機会を拡大
（課題）若者諮問団の運営拡大が必要

⑩ 若者感受性が目立つ政策広報
-文化体育観光部の媒体を活用、若者をターゲットとしたコンテンツ開発
（課題）政策の影響を受ける人に共感してもらう広報戦略が必要

5.4　芸術政策「文化芸術3大革新戦略、10大重点課題」

文化体育観光部は2023年12月28日に「文化芸術3大革新戦略、10大重点課題」を発表した。

新政権の国政課題に「芸術家支援体制確立」、「普遍的文化福祉実現」のための構想が盛り込まれた。「最高の芸術、みんなの文化」を文化芸術政策のビジョンにして、「国格に合う世界的水準の芸術家·団体育成」と「国民の誰もが、全国どこでも思う存分楽しむ文化芸術」を目標に掲げた。

これを実現するための3大革新戦略として、【1】芸術家支援の革新、【2】国民の文化享受環境の革新、【3】文化芸術政策構造の革新を提示し、10大重点課題を設定した。 主な内容を図示すると以下の通りである。

最高の芸術、みんなの文化

国格に見合った世界水準の芸術家·団体育成	国民誰もが、全国どこでも 思う存分楽しむ文化芸術

【1】芸術家支援の革新	【2】国民の文化享受環境革新
1. 芸術支援拡大 -既存事業に対する支援単位と単価を拡大 -芸術資金支援政策を導入	**5. 潜在観客発掘** -若者文化芸術パスを支援 -芸術関連の教育課程を拡大
2. 芸術創作支援方式の改善 -間接支援（施設利用、広報·マーケティング等）/複数年·継続支援/インキュベーティング（創作-流通-海外進出）支援	**6. 死角の無い享受支援** -文化芸術の全国普及支援を強化 -国立団体·機関の地域巡回を拡大
3. 芸術英才·若者芸術家養成 -芸術英才教育を拡大 -国立芸術団体の若者教育団員を拡大 -民間芸術団体の若者雇用をサポート	**7. 文化による地域の均衡ある発展** -地域を代表する芸術団体を育成 -隅々まで文化を届ける事業を推進 -韓国文化都市を育成 -地域を代表する「ローカル100」を普及し地域訪問を促進
4. 韓国文化芸術の海外進出支援 - パリ五輪でK-アーツ、K-カルチャーを集中的に広報 - 文化芸術の海外進出のためのインフラを強化 - K-アートのジャンル別、戦略的に海外進出	**8. 圏域別の文化芸術拠点のインフラ整備** ソウル / 京畿·江原圏 / 忠清圏 / 慶尚圏 / 全羅·済州圏

【3】文化芸術政策構造の革新
9. 事業·フェスティバルの代表的ブランドへの全面的再構造化 - 少額·ばらまき事業を統廃合し、代表するブランド事業化 - 主要フェスティバルを中心に小規模フェスティバルとつなげて代表のフェスティバルに成長支援
10.文化芸術の支援体制を改編 -文化芸術支援機関の役割を再確立 -流通-享受-国際交流機能を一元化 -国立文化芸術施設の管理機関を新設

特に注目されている政策は成人になる19歳（韓国は満19歳から成人）を対象にした「文化芸術パス」を導入したことである。19歳（約16万人）が公演、展示等を鑑賞できるように1人当たり最大15万ｳｫﾝ（国費10万ｳｫﾝ+地方費最大5万ｳｫﾝのマッチング）相当のパス制度で新しく芸術文化の享受を支援する予定で、この事業のために所管の文化体育観光部は年間予算170億ｳｫﾝを投入する。

以上、本稿で述べたとおり、韓国の文化政策は従来の政策の沿革を基盤にしつつ、芸術家の権利や創造活動・文化享受環境・文化政策構造の改善を重ねている。

参考サイト

韓国文化芸術教育振興院　https://www.arte.or.kr/index.do
韓国文化芸術委員会　https://www.arko.or.kr/main/arko
韓国文化芸術委員会「公共美術ポータル」https://www.publicart.or.kr/main.do
芸術経営支援センター　https://www.gokams.or.kr/main/main.aspx
国家法令情報センター　https://www.law.go.kr/LSW//main.html
文化財庁　https://www.cha.go.kr/main.html
文化体育観光部　https://www.mcst.go.kr/kor/main.jsp

参考文献

韓国文化芸術委員会『ARKO VISION　2030』2019年
韓国文化芸術委員会『2023年主要業務推進計画』2022年
韓国文化芸術委員会『2022年度年次報告書』2023年
韓国文化体育観光部『2020年基準　地域文化実態調査』2022年
大統領直属地方時代委員会「第1次地方時代総合計画（2023-2027年）」2023年
チョ・クァンホ『地域文化政策事業の効率化のための研究』韓国文化観光研究院、2016年
パク・クァンム『韓国文化政策論』キムヨン社、2015年
パク・ジョン『2021国政監査政策資料集　文在寅政権文化芸術政策の評価と課題』2022年
文化公報部『文化公報30年』1979年
文化体育観光部『2020年基準　地域文化実態調査及び分析研究』2022年
文化体育観光部『2021文化芸術政策白書』2022年
文化体育観光部・芸術経営支援センター『2022美術市場調査:2021年基準』2023年
文化体育観光部「第2次文化芸術教育総合計画（2023-2027）」2023年
文化体育観光部「第2次文化振興基本計画（2023-2027）」2023年

令和５年度　文化庁と大学･研究機関等との共同研究事業

「諸外国の文化政策等に関する調査･研究」報告書

発　　行　　文化庁　政策課
〒602-8959
京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

早稲田大学　秋野有紀研究室
〒169-8050
東京都新宿区西早稲田1丁目6番1

DTP･印刷　　株式会社　研恒社

令和６年３月　発行

